

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2010年6月28日
【事業年度】	2009年度（自2009年4月1日至2010年3月31日）
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 中鉢 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部門長 土川 元
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部門長 土川 元
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜1丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
決算年月		2006年3月	2007年3月	2008年3月	2009年3月	2010年3月
売上高及び営業収入	百万円	7,510,597	8,295,695	8,871,414	7,729,993	7,213,998
営業利益（損失）	百万円	239,592	150,404	475,299	227,783	31,772
税引前利益（損失）	百万円	299,506	180,691	567,134	174,955	26,912
当社株主に帰属する当期純利益（損失）	百万円	123,616	126,328	369,435	98,938	40,802
純資産額	百万円	3,240,953	3,409,674	3,741,938	3,216,602	3,285,555
総資産額	百万円	10,607,753	11,716,362	12,552,739	12,013,511	12,866,114
1株当たり純資産額	円	3,200.85	3,363.77	3,453.25	2,954.25	2,955.47
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）	円	122.58	126.15	368.33	98.59	40.66
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）	円	116.88	120.29	351.10	98.59	40.66
自己資本比率	%	30.2	28.8	27.6	24.7	23.1
自己資本利益率	%	4.1	3.8	10.8	3.1	1.4
株価収益率	倍	44.5	47.5	10.8	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	399,858	561,028	757,684	407,153	912,907
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	871,264	715,430	910,442	1,081,342	746,004
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	359,864	247,903	505,518	267,458	365,014
現金・預金及び現金同等物 期末残高	百万円	703,098	799,899	1,086,431	660,789	1,191,608
従業員数	人	158,500	163,000	180,500	171,300	167,900

- (注) 1 当社及び当社の連結子会社（以下「ソニー」）の連結経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式、及び作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。
- 2 2004年12月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）は株式報酬に関する会計基準の改正を公表しました。この改正は、株式報酬の本源的価値にもとづく評価方法による会計処理を廃止し、公正価値にもとづく評価方法による会計処理を要求するものです。ソニーは、2006年4月1日からこの改正を適用しました。結果として、2006年度においてソニーの営業利益は3,670百万円減少しました。
- 3 2006年2月、FASBは特定の複合金融商品に関する会計基準を公表しました。この基準は、分離して個別に会計処理することが要求される組込デリバティブを内包するあらゆる複合金融商品について、公正価値の再評価を選択することを認めるものです。公正価値評価方法の選択は、個別の金融商品ごとに認められ、一度選択した評価方法は変更することができません。ソニーは2006年4月1日からこの基準を適用しました。結果として、2006年度においてソニーの営業利益は3,828百万円増加しました。また、2006年4月1日において3,785百万円の純損失（税効果2,148百万円控除後）を期首剰余金に対する累積影響額の調整として計上しました。この累積影響額は1,754百万円の利益（税効果996百万円控除後）及び5,539百万円の損失（税効果3,144百万円控除後）から構成されます。

- 4 2006年9月、FASBは確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度に関する会計基準を公表しました。この基準は、事業主に確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度が積立超過の場合は資産を、積立不足の場合は負債を連結貸借対照表に計上することと、積立状況の変化を累積その他の包括利益を通じて発生年度に認識することを要求しています。ソニーは、2007年3月31日にこの基準を適用しました。結果として、2006年度において累積その他の包括利益を9,508百万円減額しました。また、この基準は、年金制度資産及び退職給付債務の測定日を会計年度末とすることを要求しています。ソニーは2008年度からこの基準にもとづく測定日を適用し、利益剰余金の期首残高を668百万円、累積その他の包括利益を630百万円それぞれ減額しました。
- 5 2006年6月、FASBは不確実な税務ポジションに関する会計基準を公表しました。この基準は、税務申告において採用した、あるいは採用する予定の不確実な税務ポジションに起因する未認識の税務ベネフィットに関する資産・負債を計上することを要求しています。また、税務調査において50%超の可能性をもって認められる税務ポジションに関する税務ベネフィットについては、完全な知識を有する税務当局との合意において50%超の可能性で実現が期待される金額を計上することが要求されています。ソニーは2007年4月1日からこの基準を適用し、その移行措置にしたがい、2007年度において期首剰余金を4,452百万円減額しました。
- 6 株価収益率は、普通株式について記載しています。なお、2008年度及び2009年度の株価収益率については、1株当たり当社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。
- 7 ソニーは、2008年4月1日から、従来少数株主利益（損失）の後、当期純利益（損失）の前に表示していた持分法による投資損益を営業損益の一部として表示しています。これにともない、過年度の営業利益（損失）及び税引前利益（損失）を2008年度の表示に合わせて組替え再表示しています。
- 8 ソニーは、2009年4月1日から、連結財務諸表における非支配持分に関する会計基準にしたがい、表示及び開示に関してこの基準を適用しました。これにより、従来、連結貸借対照表上の負債の部と資本の部の中間に独立の科目として表示していた少数株主持分を、非支配持分として連結貸借対照表上の資本の部に含めて表示しています。また、連結損益計算書上の当期純利益（損失）は、非支配持分に帰属する当期純利益（損失）を含めて表示しています。この基準の表示に関する規定は遡及的に適用され、過年度の連結財務諸表を組替え再表示しています。
- 9 売上高及び営業収入には、消費税等は含まれていません。
- 10 純資産額は米国会計原則にもとづく資本合計を使用しています。
- 11 1株当たり純資産額は、当社株主に帰属する資本合計を用いて算出しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
決算年月		2006年 3月	2007年 3月	2008年 3月	2009年 3月	2010年 3月
売上高	百万円	3,179,579	4,013,101	4,513,121	3,674,823	2,936,014
経常利益又は経常損失( )	百万円	18,661	98,811	228,575	35,648	96,348
当期純利益又は当期純損失( )	百万円	34,478	119,630	401,850	76,297	87,742
資本金	百万円	624,124	626,907	630,575	630,765	630,821
発行済株式総数 普通株式	千株	1,001,679	1,002,897	1,004,443	1,004,535	1,004,571
純資産額	百万円	2,079,196	2,164,669	2,546,483	2,428,649	2,313,089
総資産額	百万円	3,654,062	3,909,190	4,426,477	3,956,928	4,025,938
1株当たり純資産額 普通株式	円	2,077.25	2,158.41	2,534.09	2,413.40	2,296.27
1株当たり配当額 普通株式 (1株当たり中間配当額)	円 (円)	25.00 (12.50)	25.00 (12.50)	25.00 (12.50)	42.50 (30.00)	25.00 (12.50)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額( ) 普通株式	円	34.55	119.46	400.65	76.03	87.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 普通株式	円	34.43	119.00	388.93	-	-
自己資本比率	%	56.9	55.3	57.4	61.2	57.2
自己資本利益率	%	1.7	5.6	17.1	3.1	3.7
株価収益率	倍	157.7	50.1	9.9	-	-
配当性向	%	72.4	20.9	6.2	-	-
従業員数	人	16,194	16,632	17,555	18,054	16,230

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 種類株式(子会社連動株式)は、2005年12月1日をもって普通株式へ一斉転換されました。

3 純資産額の算定にあたり、2006年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

4 2008年度の1株当たり配当額には、中間期に実施した特別配当10円を含んでいます。

5 2008年度及び2009年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

6 株価収益率及び配当性向は、普通株式について記載しています。

2【沿革】

年月	経過
1946年5月	電気通信機及び測定器の研究・製作を目的とし、東京都中央区日本橋に資本金19万円をもって東京通信工業(株)を設立。
1947年2月	本社及び工場を東京都品川区に移転。
1955年8月	東京店頭市場に株式公開。
1958年1月	社名をソニー(株)と変更。
12月	東京証券取引所上場。
1960年2月	米国にSony Corporation of Americaを設立。
1961年6月	米国でADR(米国預託証券)を発行。
1968年3月	米国CBS Inc.との合併により、シービーエス・ソニーレコード(株)を設立(当社50%出資)。(1988年1月 当社100%出資、1991年4月 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメントに社名変更)
1970年9月	ニューヨーク証券取引所上場。
1979年8月	米国 The Prudential Insurance Co. of Americaとの合併により、ソニー・ブルーデンシャル生命保険(株)を設立。(当社50%出資)。(1991年4月 ソニー生命保険(株)に社名変更、1996年3月 当社100%出資)
1982年2月	Sony International (Singapore) Pte. Ltd.を設立。 (1999年10月 Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd.に統合)
1984年7月	ソニーマグネスケール(株)の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。 (1996年10月 ソニー・プレジジョン・テクノロジー(株)に社名変更、2004年4月 ソニーマニュファクチュアリングシステムズ(株)に社名変更)
1986年11月	ドイツにSony Europe GmbHを設立。
1987年7月	ソニーケミカル(株)(2006年7月 ソニー宮城(株)と統合し、ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株)に社名変更)の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1988年1月	米国CBS Inc.のレコード部門であるCBS Records Inc.を買収。 (1991年1月 Sony Music Entertainment Inc.に社名変更、2008年12月 Sony Music Holdings Inc.に社名変更)
1989年11月	米国Columbia Pictures Entertainment, Inc.を買収。 (1991年8月 Sony Pictures Entertainment Inc.に社名変更)
1991年11月	(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントの株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1993年11月	(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントを設立。
1994年4月	事業本部制を廃止し、新たにカンパニー制を導入。
1997年6月	執行役員制を導入。
1999年4月	カンパニーを統合・再編し、新たにネットワークカンパニー制を導入。
2000年1月	上場子会社3社(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント、ソニーケミカル(株)(現:ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株))、ソニー・プレジジョン・テクノロジー(株)(現:ソニーマニュファクチュアリングシステムズ(株))を株式交換により完全子会社化。
2001年4月	組立系設計・生産プラットフォーム会社ソニーイーエムシーエス(株)を設立。 半導体設計・生産プラットフォーム会社ソニーセミコンダクタ九州(株)を設立。
6月	ソニーコミュニケーションネットワーク(株)(2006年10月 ソネットエンタテインメント(株)に社名変更)を対象とする子会社連動株式を発行。
10月	Telefonaktiebolaget LM Ericssonとソニー(株)の携帯電話端末事業における合併会社 Sony Ericsson Mobile Communications ABを設立(当社50%出資)。
2002年10月	上場子会社アイワ(株)を株式交換により完全子会社化。(2002年12月 吸収合併)
2003年6月	委員会等設置会社へ移行。
2004年4月	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)(ソニー生命保険(株)、ソニー損害保険(株)及びソニー銀行(株)を子会社とする持株会社)を設立。
4月	Samsung Electronics Co., Ltd.と液晶ディスプレイパネル製造を行う合併会社 S-LCD Corporationを設立(当社50%マイナス1株出資)。
8月	ソニーの海外音楽制作事業において、Bertelsmann AGと合併会社 SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTを設立(当社50%出資)。

年月	経過
2005年 4月  10月 12月  2007年 2月 10月 2008年 1月 10月  2009年12月	<p>Sony Corporation of America及び米国の複数投資家グループなどからなるコンソーシアムがMetro-Goldwyn-Mayer Inc.を買収。</p> <p>ネットワークカンパニー制を廃止し、事業本部・事業グループなどからなる新組織を導入。</p> <p>ソニーコミュニケーションネットワーク(株) (現：ソネットエンタテインメント(株))を対象とする子会社連動株式を終了。同社の株式を東京証券取引所マザーズに上場。</p> <p>本社を東京都港区に移転。</p> <p>ソニーフィナンシャルホールディングス(株)の株式を東京証券取引所市場第一部に上場。</p> <p>ソネットエンタテインメント(株)が東京証券取引所マザーズから市場第一部へ市場変更。</p> <p>SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTの全持分の50%をBertelsmann AGより取得し、完全子会社化。</p> <p>2009年1月にSony Music Entertainmentへ社名変更。</p> <p>シャープ株式会社と大型液晶パネル及び液晶モジュールの製造・販売事業に関する合併会社シャープディスプレイプロダクト株式会社を設立(当社7%出資)</p>

### 3【事業の内容】

ソニーは2009年4月1日付の機構改革にともない、2009年度第1四半期より、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『28 セグメント情報』参照）。

ソニーは、コンシューマプロダクツ&デバイス（以下「CPD」）、ネットワークプロダクツ&サービス（以下「NPS」）、B2B&ディスク製造、映画、音楽、金融、ソニー・エリクソンの持分法による投資及びその他の事業から構成されており、セグメント情報はこれらの区分により開示されています。CPD分野及びNPS分野では、主として音響・映像・情報・通信に関する各種電子・電気機械器具・電子部品の設計・開発・製造・販売、ゲーム機及びゲームソフトの設計・開発・制作・販売、B2B&ディスク製造分野では放送・業務用機器などの設計・開発・製造・販売及びブルーレイディスク、DVD、CDのディスク製造、映画分野では主として映画・テレビ番組の企画・制作・配給、音楽分野では主として音楽ソフトなどの企画・制作・製造・販売、アニメーション作品の制作・販売事業、金融分野では主として生命保険・損害保険ビジネス、銀行業、リース及びクレジットファイナンス事業、ソニー・エリクソンでは携帯電話の設計・開発・製造・販売、その他では主としてネットワークサービス関連事業、広告代理店事業などを行っています。

2010年3月31日現在の子会社数は1,302社、関連会社数は80社であり、このうち連結子会社（変動持分事業体を含む）は1,266社、持分法適用会社は73社です。

なお、当社の連結財務諸表は米国会計原則にもとづき作成されており、関係会社の情報についても米国会計原則の定義にもとづいて開示しています。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様です。

C P D、N P S、B 2 B & ディスク製造、映画、音楽、金融、ソニー・エリクソンの持分法による投資、その他の各分野の事業内容ならびに主要会社は次のとおりです。

事業区分及び主要製品		主要会社
コンシューマプロダクツ&デバイス		
テレビ	液晶テレビ	当社、ソニーイーエムシーエス(株)、ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony Espana S.A. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. Sony Slovakia Spol. s.r.o. Sony United Kingdom Ltd. S-LCD Corporation 索尼(中国)有限公司
デジタル イメージング	ビデオカメラ デジタルカメラ	当社、ソニーイーエムシーエス(株)、ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony Deutschland GmbH Sony United Kingdom Ltd. 索尼(中国)有限公司
オーディオ・ ビデオ	ブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー DVDビデオプレーヤー/レコーダー 家庭用オーディオ 携帯型オーディオ カーオーディオ	当社、ソニーイーエムシーエス(株) ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. Sony Deutschland GmbH Sony United Kingdom Ltd. 索尼(中国)有限公司
半導体	イメージセンサー、その他の半導体 中小型液晶パネル	当社、ソニーセミコンダクタ九州(株) Sony Device Technology (Thailand) Co., Ltd. ソニーモバイルディスプレイ(株)
コンポーネント	光学ピックアップ、電池 オーディオ/ビデオ/データ記録メディア データ記録システム	当社、ソニーイーエムシーエス(株)、ソニーエナジー・デバイス(株) ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株) ソニーマーケティング(株) ソニーオプティアーク(株) Sony Electronics Inc. Sony United Kingdom Ltd. Sony Deutschland GmbH 索尼(中国)有限公司 索尼精密部件(惠州)有限公司
ネットワークプロダクツ&サービス		
ゲーム	家庭用ゲーム機、ソフトウェア	(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント Sony Computer Entertainment America Inc. Sony Computer Entertainment Europe Ltd.
PCその他 ネットワーク ビジネス	パーソナルコンピューター パーソナルナビゲーションシステム 携帯型オーディオ	当社、ソニーイーエムシーエス(株)、ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony United Kingdom Ltd. Sony Deutschland GmbH 索尼(中国)有限公司
事業区分及び主要製品		主要会社
B 2 B & ディスク製造		



	放送用・業務用オーディオ/ビデオ/モニター その他の業務用機器 ブルーレイディスク/DVD/CD	当社、ソニーイーエムシーエス(株)、ソニーマーケティング(株) (株)ソニーDADCジャパン Sony Electronics Inc. Sony United Kingdom Ltd. Sony Deutschland GmbH 索尼(中国)有限公司 Sony DADC Austria A.G. Sony DADC US Inc.
映画	映画、テレビ番組 デジタルエンタテインメント事業	(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント Sony Pictures Entertainment Inc.
音楽	音楽ソフトウェア アニメーション作品の制作・販売事業	(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント Sony Music Entertainment Sony Music Entertainment B.V. (株)アニプレックス
金融	生命保険 損害保険 銀行 リース及びクレジットファイナンス事業	ソニーフィナンシャルホールディングス(株) ソニー生命保険(株) ソニー損害保険(株) ソニー銀行(株) (株)ソニーファイナンスインターナショナル
ソニー・エリクソン	携帯電話	Sony Ericsson Mobile Communications AB
その他	上記カテゴリーに含まれない製品やサービス ネットワークサービス関連事業 広告代理店事業 その他の事業	ソネットエンタテインメント(株) (株)フロンテッジ

[ ビジネスセグメントの関連性 ]

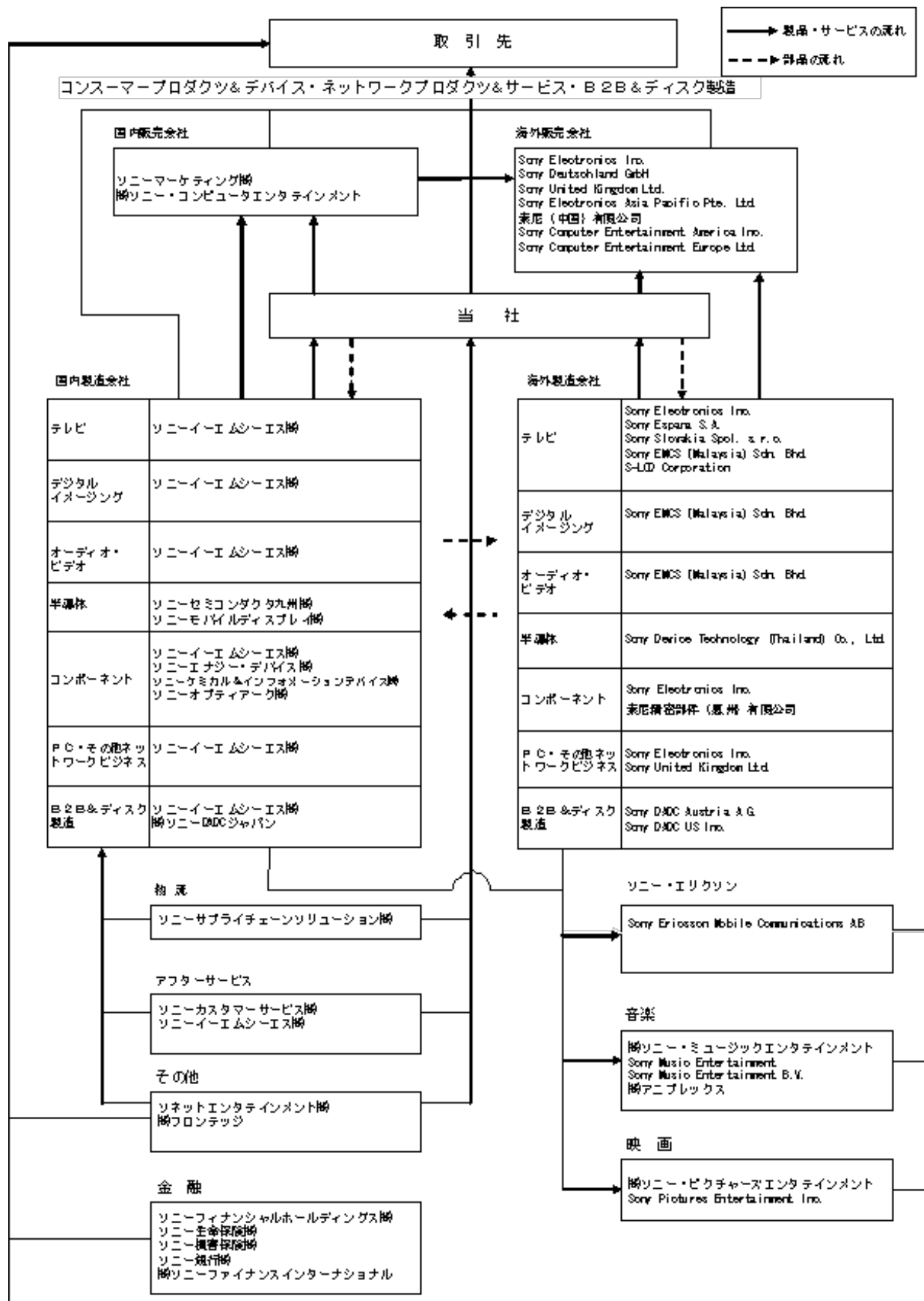
C P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野の主要製品は、主として国内及び海外の製造会社が製造し、主に国内及び海外の販売会社が販売しています。

国内及び海外の製造会社が製造した一部の半導体を、ゲーム事業の会社に供給しています。

国内及び海外の製造会社が製造した一部の記録メディアを、ゲーム事業、映画分野及び音楽分野の会社に供給しています。

金融分野における(株)ソニーファイナンスインターナショナルは、主としてC P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野に対するリース事業を行っています。

事業の系統図は次のとおりです。



#### 4【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(株)アピックグループ	東京都杉並区	100	その他	(100.0) 100.0	・当社製品の国内における販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・無
ソニーイーエムシーエス(株) *3	東京都港区	6,741	C P D ・ N P S ・ B 2 B & ディスク製造	100.0	・製品を当社及び当社の子会社へ納入 しています。 ・当社所有の土地・建物の一部を工場 用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を工場用と して転借しています。 ・当社へ所有建物の一部を事務所用と して賃貸しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーエナジー・デバイス (株)	福島県郡山市	2,200	C P D	100.0	・当社製品の製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーオプティーク(株)	東京都品川区	1,490	C P D	(1.0) 100.0	・製品を当社の子会社へ納入していま す。 ・当社所有の土地・建物の一部を事務 所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニー企業(株)	東京都中央区	8,500	その他	100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニー銀行(株) *5	東京都港区	31,000	金 融	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーグローバルソリュー ションズ(株)	東京都品川区	100	全社(共通)	100.0	・当社所有の土地・建物の一部を事務 所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーケミカル&インフォ メーションデバイス(株)	東京都品川区	5,480	C P D	100.0	・製品を当社及び当社の子会社へ納入 しています。 ・当社所有の土地・建物の一部を工場 用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
(株)ソニー・コンピュータエ ンタテインメント	東京都港区	1,933	N P S	100.0	・当社より製品を仕入れています。 ・当社所有の土地・建物の一部を工場 用として賃借しています。 ・当社所有の土地・建物の一部を事務 所用として賃借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーサプライチェーンソ リューション(株)	東京都大田区	1,550	全社(共通)	100.0	・当社製品・部品を当社より仕入れる とともに、海外関係会社製の製品・ 部品を当社へ納入しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニー生命保険(株) *3,5	東京都港区	70,000	金 融	(100.0) 100.0	・当社所有の土地の一部を事務所用と して賃借しています。 ・当社へ所有建物の一部を事務所用と して賃貸しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニーセミコンダクタ九州 (株) *3	福岡県福岡市	24,250	C P D	100.0	・製品を当社及び当社の子会社へ納入 しています。 ・当社所有の土地・建物の一部を工場 用として賃借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
ソニー損害保険(株) *5	東京都大田区	20,000	金 融	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(株)ソニーDADCジャパン *6	静岡県榛原郡 吉田町	480	B 2 B & ディスク製造	100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 有
(株)ソニーファイナンスイン ターナショナル	東京都港区	4,867	金 融	100.0	・ 電子計算機等を当社へリースしてい ます。 ・ 資金援助(貸付金) . . . 有 ・ 役員の兼任等 . . . . . 有
ソニーフィナンシャルホー ルディングス(株) *4,5	東京都港区	19,900	金 融	60.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 有
ソニーマニュファクチュア リングシステムズ(株)	埼玉県久喜市	4,640	C P D	100.0	・ 当社製品の製造・販売会社です。 ・ 当社所有の建物の一部を事務所用と して賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・ 役員の兼任等 . . . . . 有
ソニーマーケティング(株) *3	東京都港区	8,000	C P D ・ N P S ・ B 2 B & ディスク製造	100.0	・ 当社製品の国内における販売会社で す。 ・ 当社所有の建物の一部を事務所用と して賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・ 役員の兼任等 . . . . . 有
(株)ソニー・ミュージックエ ンタテインメント	東京都千代田区	100	音 楽	100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 有
(株)ソニー・ミュージックコ ミュニケーションズ	東京都新宿区	480	音 楽	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 無
(株)ソニー・ミュージック ディストリビューション	東京都千代田区	480	音 楽	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 無
ソニーモバイルディスプレ イ(株)	愛知県知多郡 東浦町	23,100	C P D	100.0	・ 製品を当社に納入しています。 ・ 当社へ所有建物の一部を工場用とし て賃貸しています。 ・ 当社から製造設備を賃借していま す。 ・ 役員の兼任等 . . . . . 有
ソネットエンタテインメン ト(株) *4	東京都品川区	7,966	その他	(12.6) 58.2	・ 役員の兼任等 . . . . . 有
(株)フロンテッジ	東京都港区	100	その他	60.0	・ 当社製品の広告宣伝の一部を請け 負っています。 ・ 役員の兼任等 . . . . . 有
Califon Productions, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 無
Columbia Pictures Industries, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 101	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 無
CPE Holdings, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 無
CPT Holdings, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 無
C3D Corp.	アメリカ デラウェア	米ドル 154	その他	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 有
Gracenote, Inc.	アメリカ デラウェア	-	その他	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 有
Jeopardy Productions, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 無
LEP Holdings, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1,000	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 無
Lot, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 無
PEP Communications	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 . . . . . 無

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Quadra Productions, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・無
Screen Gems, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 101	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・無
上海索広電子有限公司	中国上海市	千元 118,696	C P D	(70.0) 70.0	・当社製品の中国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
上海索広映像有限公司	中国上海市	千元 850,719	C P D	(70.0) 70.0	・当社製品の中国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
S-LCD Holding AB *3	スウェーデン ストックホルム	千ユーロ 1,495,711	C P D	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Americas Holding Inc. *3	アメリカ デラウェア	千米ドル 10	全社（共通）	100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Australia Limited	オーストラリア シドニー	千オースト ラリアドル 3,500	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のオーストラリアにおける 販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Benelux B.V.	オランダ パートホーフエド ルブ	千ユーロ 121	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のベネルクス三国における 販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・無
Sony Brasil Ltda.	ブラジル アマゾナス	千リアル 91,557	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のブラジルにおける製造・ 販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Capital Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 500	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
索尼（中国）有限公司	中国北京市	千元 1,006,936	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Computer Entertainment America Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	N P S	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Computer Entertainment Europe Limited	イギリス ロンドン	千ユーロ 75,077	N P S	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Computer Entertainment Hong Kong Limited	香港	千香港ドル 4,000	N P S	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・無
Sony Corporation of America *3	アメリカ ニューヨーク	百万米ドル 11,317	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Corporation of Hong Kong Ltd.	香港	千米ドル 142	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品の東アジア地域における販 売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony DADC Austria A.G.	オーストリア アニフ	千ユーロ 3,664	B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony DADC US Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony de Mexico S.A. de C.V.	メキシコ メキシコシティ	千メキシカ ンペソ 123,633	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
索尼数字產品（無錫） 有限公司	中国 江蘇省	千元 485,584	C P D	(100.0) 100.0	・当社製品の中国における製造会社で す。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Deutschland GmbH	ドイツ ケルン	千ユーロ 110,006	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(99.8) 100.0	・当社製品のドイツにおける販売会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Device Technology (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンカディ	百万バーツ 1,062	C P D	(100.0) 100.0	・当社製品のタイにおける製造・販売 会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	千米ドル 118	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	100.0	・当社製品のシンガポールにおける販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics Inc. *3,7	アメリカ デラウェア	米ドル 570	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品の米国における製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics of Korea Corp.	韓国 馬山市	百万韓国ウォン 5,740	C P D	(100.0) 100.0	・当社製品の韓国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics (Singapore) Pte.Ltd.	シンガポール	千米ドル 160,025	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のシンガポールにおける製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
索尼電子(無錫)有限公司	中国 江蘇省	千元 588,038	C P D	(100.0) 100.0	・当社製品の中国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony EMCS (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア ペナン	千マレーシ アドル 35,000	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のマレーシアにおける製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Espana S.A.	スペイン バルセロナ	千ユーロ 6,010	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のスペインにおける製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Europe (Belgium) N.V.	ベルギー ブリュッセル	千ユーロ 26,825	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品及びアフターサービス用部品を当社より仕入れ、海外関係会社へ納入しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Europe Holding B.V.	オランダ バートホーフエドルプ	千ユーロ 363,024	全社(共通)	100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Film Holding Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony France S.A.	フランス パリ	千ユーロ 122,231	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のフランスにおける製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Global Treasury Services Plc.	イギリス ロンドン	千米ドル 8,073	全社(共通)	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Global Treasury Services (Thailand) Co. Ltd.	タイ バンコク	千米ドル 14,592	全社(共通)	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Gulf FZE	アラブ首長国連邦 ドバイ	千米ドル 9,799	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品の中近東地域における販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Holding (Asia) B.V.	オランダ アムステルダム	千ユーロ 181,512	全社(共通)	100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Hungaria kft	ハンガリー ブダペスト	千フォロント 3,745,800	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のハンガリーにおける製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
SONY INDIA PRIVATE LIMITED	インド ニューデリー	千インドル ピー 554,860	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のインドにおける販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Inter-American, S.A.	パナマ	千米ドル 14,510	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	100.0	・当社製品の中南米地域における販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony International (Hong Kong) Ltd.	香港	千米ドル 2,000	C P D・N P S	(100.0) 100.0	・製品を当社へ販売しています。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Italia S.p.A.	イタリア ミラノ	千ユーロ 120	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のイタリアにおける販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・無

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony Korea Corporation	韓国 ソウル市	百万韓国ウォン 1,600	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品の韓国における販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Latin America Inc.	アメリカ フロリダ	米ドル 1	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品の米国における販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Music Entertainment	アメリカ デラウェア	-	音 楽	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Music Entertainment B.V.	オランダ フィアーンネン	千ユーロ 55	音 楽	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Music Holdings Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 2,500	音 楽	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Nordic A/S	デンマーク	千デンマーククローネ 25,000	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品の北欧三国における販売・サービス会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony of Canada Ltd.	カナダ オンタリオ	千カナダドル 175,668	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のカナダにおける販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Overseas S.A.	スイス シュリーレン	千ユーロ 31,908	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品の東欧における販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Animation Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Cable Ventures Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Digital Production Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 200	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 110	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Pictures Home Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Releasing Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Releasing International Corporation	アメリカ カリフォルニア	米ドル 25,000	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Pictures Television, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・無
索尼精密部件(惠州)有限公司	中国 広東省	千米ドル 79,354	C P D	(100.0) 100.0	・当社製品の中国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Taiwan Limited	台湾台北市	千台湾ドル 9,000	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Technology (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ	千バーツ 570,880	C P D	(100.0) 100.0	・当社製品のタイにおける製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Thai Co. Ltd.	タイ バンコク	千バーツ 210,000	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品のタイにおける販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Slovakia Spol. s.r.o.	スロバキア ブラチスラバ	千ユーロ 39,497	C P D	(100.0) 100.0	・当社製品のスロバキアにおける製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・無
索尼物流貿易(中国)有限公司	中国 上海市	千元 52,312	全社(共通)	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Supply Chain Solutions (Korea) Co., Ltd.	韓国 ソウル市	千米ドル 4,686	全社(共通)	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony Supply Chain Solutions (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア スランゴール	千マレーシ アドル 30,500	全社(共通)	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・有
Sony United Kingdom Ltd.	イギリス ミドルセックス	千英ポンド 51,450	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・当社製品の英国における製造・販売 会社です。 ・役員の兼任等・・・・有
Sony U.S. Funding Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 107	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・有
SPE Corporate Services Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 2	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無
Tandem Licensing Corp.	アメリカ デラウェア	米ドル 1,000	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無
TriStar Pictures, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無
TriStar Television, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無
Worldwide SPE Acquisitions, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無
ZAO Sony Electronics	ロシア モスクワ	千ロシア ルーブル 745	C P D・N P S・ B 2 B & ディスク製造	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・有
その他 1,157社					

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
ビットワレット(株)	東京都品川区	40,873	B 2 B & ディスク製造	(7.0) 24.7	・役員の兼任等・・・・有
S-LCD Corporation	韓国忠清南道牙山市	百万韓国ウォン 3,900,000	C P D	(50.0) 50.0	・当社の子会社へ部品を納入していま す。 ・役員の兼任等・・・・有
Sony Ericsson Mobile Communications AB	スウェーデン ルンド	千ユーロ 100,000	携帯電話	50.0	・役員の兼任等・・・・有
その他 70社					

(注) 1 「主な事業の内容」には、事業の種類別セグメントの名称を記載しています。

- 2 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内書です。  
\*3 特定子会社に該当します。  
\*4 有価証券報告書を提出しています。  
\*5 当社はソニーフィナンシャルホールディングス(株)の株式を60%保有しています。ソニーフィナンシャルホールディングス(株)は、ソニー銀行(株)、ソニー生命保険(株)、ソニー損害保険(株)の株式を、それぞれ100%保有しています。  
\*6 2009年4月、(株)ソニー・ミュージックマニュファクチャリングが、社名を(株)ソニーDADCジャパンとしました。  
\*7 Sony Electronics Inc.については売上高(連結会社間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えています。主要な損益情報等は以下のとおりです。

	主要な損益情報等				
	売上高及び 営業収入 (百万円)	税引前 当期純損失 (百万円)	当期純損失 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
Sony Electronics Inc.	977,552	19,520	16,909	53,715	328,790



## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2010年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
コンシューマプロダクツ&デバイス	105,300
ネットワークプロダクツ&サービス	13,800
B2B & ディスク製造	16,300
映画	6,400
音楽	7,100
金融	7,400
その他	1,900
全社(共通)	9,700
合計	167,900

(注) 1. 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

2. 2009年度末の従業員数は、生産の回復にともない東アジア(日本を除く)の製造拠点で増加しましたが、構造改革の実施により、北米、日本及び欧州において減少した結果、全体としては2008度末に比べ約3,400名減少し、約167,900名となりました。

### (2) 提出会社の状況

2010年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
16,230	40.4	15.9	8,650,168

(注) 1 従業員数は、出向者の増加及び構造改革の実施等により前年度末に比べ1,824人減少しています。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

### (3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社の労働組合員数は全従業員数の23%であり、労使関係は良好です。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

業績の概要については「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

ソニーは、2009年4月1日付の機構改革にともない、2009年度第1四半期より、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。主に、従来のエレクトロニクス分野及びゲーム分野に含まれていた事業を再構成し、コンシューマプロダクツ&デバイス（以下「CPD」）分野、ネットワークプロダクツ&サービス（以下「NPS」）分野、B2B&ディスク製造分野を新設しました。

CPD分野には、テレビ事業、デジタルイメージング事業、オーディオ・ビデオ事業、半導体事業、コンポーネント事業が含まれています。S-LCD Corporation（以下「S-LCD」）の持分法による投資損益はCPD分野に含まれています。NPS分野には、ゲーム事業及びPC・その他ネットワークビジネス事業が含まれています。B2B&ディスク製造分野には、放送・業務用機器などのB2B事業及びブルーレイディスク™、DVD、CDのディスク製造事業が含まれています。

また、ソニーは2009年度第1四半期より、音楽分野を新設しました。音楽分野には、Sony Music Entertainment（以下「SME」）及び㈱ソニー・ミュージックエンタテインメント（以下「SMEJ」）ならびにソニーが株式の50%を保有する米国における音楽出版事業の合併会社であるSony/ATV Music Publishing LLC（以下「Sony/ATV」）の業績が含まれています。

映画分野、金融分野については、従来からの変更はありません。なお、Sony Ericsson Mobile Communications AB（以下「ソニー・エリクソン」）の持分法による投資損益については、単独のセグメントとして表示しています。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

ソニーの生産・販売品目は極めて多種多様であり、エレクトロニクス機器、家庭用ゲーム機やゲームソフト、音楽・映像ソフト等は、その性質上、原則として見込生産を行っています。なお、ソニーはCPD分野、NPS分野、及びB2B&ディスク製造分野においては、製品の在庫をほぼ一定の必要水準に保つように生産活動を行っていることから、生産状況は販売状況に類似しています。このため生産及び販売の状況については「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるCPD分野、NPS分野、及びB2B&ディスク製造分野の業績に関連付けて示しています。

### 3【対処すべき課題】

ソニーの経営陣が認識している経営課題とそれに対処するための取り組みは以下のとおりです。

近年で最も深刻な金融危機を受けて2008年秋以降に急速に悪化した世界経済は、2009年後半以降、主要世界各国の政府や中央銀行による大規模な景気刺激策に支えられ、好調な内需成長が続く新興国市場を中心に回復の兆しが見えるようになりました。こうした景気回復傾向の下、CPD分野を中心に、事業構造の変革に向けていくつもの施策を実施してきたソニーの連結業績は、2,278億円の営業損失を計上した前年度に比べ、2009年度には318億円の営業利益を計上しました。

一方で、新興国市場では、普及価格帯製品やサービスの需要拡大という成長機会をめぐり、新規参入企業との競争の激化が見込まれています。また、先進諸国も失業率や消費支出の脆弱な回復、多額の公的債務、大幅な為替変動、及び完全に回復していない金融市場の不安定性などを背景に、2010年度中も緩やかな景気回復にとどまり、不確実性の高い状況が続くことが予測されています。

ソニーは、このような事業環境に対処するため、事業構造の改革によるコスト削減を一層進めて、持続的に利益が出せるよう経営体質を強化するとともに、将来にわたる成長をめざし、3D関連商品及びネットワークサービスや新規事業の立ち上げなど、今後の収益源を創出するための取り組みを積極化させます。

#### 事業構造の改革によるコスト削減

ソニーは、2009年4月1日以降、抜本的な機構改革を実施し、（1）生産・物流・調達・カスタマーサービス、（2）研究開発・共通ソフトウエア開発、（3）グローバル・セールス・マーケティングに関する三つの横断的な機能組織を設置し、収益力強化のための事業構造改革とビジネスプロセスの最適化に取り組んでいます。今後も、CPD分野を中心に、以下の施策を実施していきます。なお、構造改革費用は、2009年度の1,243億円（この金額は79億円の構造改革に関する資産の減価償却費を含んでいます。）に対し、2010年度は約800億円の計上を見込んでいます。

## ・製造事業所の再編

ソニーは、製造オペレーションの合理化、低コスト国への生産移管・集約、相手先ブランド製品の製造委託事業もしくは設計製造委託事業（OEM/ODM）の活用を通じて、固定費削減及び資産圧縮を進めています。2008年12月時点で全世界に57拠点あった製造事業所については、統廃合をすすめ、2010年3月末までに46拠点へ削減しました。今後もソニーは、事業環境に適した効率的な生産体制の検討を行っていく予定です。2010年度に実施する製造事業所の統廃合には、Sony Precision Engineering Malaysia Sdn. Bhd.の閉鎖、ソニーモバイルディスプレイ(株)野洲事業所における中・小型TFT液晶ディスプレイの設計及び製造事業の京セラ株式会社への譲渡、Sony Electronics Inc.のドーサン事業所（アラバマ州）の生産オペレーション終了、欧州向け液晶テレビの製造拠点であるスロバキアのニトラ工場の持分の約90%の鴻海グループへの譲渡、及びSony Hungaria Kft.のゴドロ工場の生産オペレーション終了が含まれます。

## ・部品及びソフトウェア調達コストの削減

ソニーは、2009年度より開始した集中購買の仕組みの構築やサプライヤー数の集約などを通じて、大きな調達コスト削減効果の実現を見込んでいます。また、従来各事業部に分散していたソフトウェアの調達に関しては2010年4月から本社の調達本部に機能を一元化し、各種の業務プロセスの見直し及び取引先の集約化を図ります。

上記のコスト削減に向けた施策を含め、ソニーの経営陣が認識している各分野の課題とそれに対処するための取り組みは以下のとおりです。

## コンシューマープロダクツ&amp;デバイス分野

テレビ事業においては、3D対応テレビ及びインターネットテレビの導入、LEDバックライト搭載テレビのラインアップ拡充により商品力を向上しつつ、著しい数量成長が見込まれる新興国市場に適した戦略モデルを積極的に投入することで、販売台数の大幅な増加をめざします。また、ハードウェアの基本設計及びソフトウェアのグローバルな共通化、世界各地の設計開発リソースの集約とともに、サプライチェーンの改善ならびにOEM/ODM展開を引き続き積極的に推進し、世界的な普及価格帯製品市場の拡大や競争激化にともなう市場価格の下落など事業環境が変化する中でも安定して収益を確保できる事業体質を構築していきます。なお、テレビ事業の収益に重要な影響を与えるパネルの調達に関しては、ソニーは、以下の合弁会社2社を重視しつつも、パネル市況と製品モデルの特性によりオープンマーケットにおける調達も引き続き活用しながら、競争力あるコストでの機動的なパネル調達を実施していきます。ソニーは、Samsung Electronics Co., Ltd.（以下「サムスン電子」）との韓国拠点の合弁会社であるS-LCDにおける第7世代及び第8世代製造ラインより、アモルファスTFT液晶パネルの供給を受けています。2009年度にはシャープ株式会社（以下「シャープ」）との間で、第10世代製造ラインによるアモルファスTFT液晶パネル及びモジュールの製造及び販売を行う合弁会社を設立し、同合弁会社から同パネル及びモジュールの供給を受けています。なお、ソニーは合弁契約に定めるところに従い、2009年12月に出資済みの100億円に加えて、2011年4月末までに段階的に追加の出資を行い、同合弁会社における最終的なソニーの出資比率は、2011年4月末までに最大で34%となる予定です。

市場の成熟化の下、競争激化による市場価格の下落が見込まれるデジタル・イメージング事業では、イメージセンサーや画像処理エンジンなどキーデバイスによる性能差異化、ネットワーク対応機能強化による商品力の向上及びコスト競争力の継続的強化を実施していきます。さらに、デジタル一眼レフカメラ事業の強化、新興国市場向け普及価格帯製品の拡充により、市場シェアのさらなる拡大をめざします。

## ネットワークプロダクツ&amp;サービス分野

ゲーム事業においては、今後もゲームタイトルのラインアップの充実を図るとともに、「プレイステーション3」（以下「PS3 fi」）向けPlayStation Moveモーションコントローラや3D立体視ゲームを導入することなどにより、各プラットフォームの普及拡大を推進します。コンテンツの提供にあたっては、従来のパッケージに加え、PlayStation Networkも積極的に活用することにより、ビジネスのさらなる拡大を図ります。また、PS3ハードウェアについては、主要半導体の微細化や部品点数の削減などを通じた製造コストダウンにより損益の改善に取り組み、ゲーム事業全体の収益性の向上をめざします。

ネットワーク関連事業においては、PlayStation Networkのプラットフォームを活用し、ビデオ、音楽、電子書籍などゲーム以外のコンテンツ・サービスを含むネットワークサービスを展開していきます。自社以外の他社コンテンツ・プロバイダーとも積極的に協業し、新しいインタラクティブ・エンタテインメントのサービス提供を充実させ、売上拡大をめざします。さらに、ゲーム専用機以外のコンシューマー・エレクトロニクス製品にもこのプラットフォームを拡張しネットワークサービスを展開することにより、ネットワーク関連事業の売上拡大をめざします。

## B 2 B & ディスク製造分野

放送・業務用機器については、先進国を中心に厳しい事業環境が続く中、コスト削減に努めるとともに、新興国市場において事業拡大をめざします。また、放送・業務用機器システムソリューションビジネスの強化、デジタルシネマ向けプロジェクターや映像制作機器などの3D関連ビジネスの展開なども積極的に進め、収益性の改善を図ります。

## 映画分野

映画分野においては、ソニーは、熾烈な競争、製作費や広告宣伝費などの費用の増加、世界的なDVD市場の縮小傾向など家庭向け映像ソフト市場の成熟化、狭まりつつあるサード・パーティ・ファイナンス（TPF）へのアクセス、増加傾向にある違法デジタルコピーの問題に直面しています。ソニーは、これらの課題に対処するため、あらゆるメディア及びデジタルダウンロードなどの新たなプラットフォームを通じた配給にむけて、広く全世界でアピールできる幅広いジャンルの映画やテレビ番組を製作あるいは買い付けしていきます。また、ソニーはオルタナティブファイナンス手段を模索し、著作権のあるコンテンツの不正規ダウンロードに対抗していきます。

## 音楽分野

音楽分野は数年来、困難な市場環境においてその事業を行っています。音楽デジタル配信の売上は急成長しているものの、現時点ではまだパッケージメディア売上の継続的な縮小を補完するにいたっておらず、この傾向は今後も中期的に継続することが見込まれます。デジタル配信市場での新たな取り組みや革新的な製品の導入により、成長しつつあるデジタル配信事業は大きな可能性を含んでいます。このような市場環境に対して、ソニーは新人の発掘及び既存タレントへの投資、またライブコンサートや、アーティストマネジメント、スポンサーシップなどの新規成長事業の開拓も継続して行っています。

## 金融分野

金融事業においては、日本における少子高齢化社会の進展や顧客のニーズの多様化を踏まえ、激化する競争環境の中で成長戦略を迅速かつ的確に実現していかなくてはなりません。生命保険・損害保険・銀行といった業界に後発参入したソニーの金融各社では、このような経営環境の中で、各業界における特色ある個々のビジネスモデルを活かし、顧客満足度をさらに高めていくとともに、各事業間の連携の強化・拡大、変額個人年金や証券業務など直近参入分野の強化、及び新規事業分野への進出により、各事業のさらなる成長を図っていきます。

ソニー生命保険(株)（以下「ソニー生命」）では投資リスクの管理と長期的な安定収益確保の観点から超長期債中心のポートフォリオを構築しており、今後も超長期債への投資を推進していきます。また、株価下落リスクの影響を緩和するため、株式・新株予約権付社債といったよりリスク性の高い資産の保有残高の縮小を進めました。

## ソニー・エリクソン

2010年度において、ソニー・エリクソンは引き続き年間ベースでの黒字転換をめざして、オープンOSベースの中・上位機種モデルを中心とした製品ポートフォリオの刷新、優れたユーザー体験を提供するアプリケーションによる差異化、品質維持・改善の仕組みを一新することに注力します。また、2008年半ばに開始した構造改革プログラムを2010年12月末までに完了させ、コスト削減効果を十全に実現することをめざします。さらに、営業キャッシュ・フロー改善に向けてより厳格な財務コントロールを引き続き実施していきます。

## グローバル環境計画「Road to Zero」

ソニーは、2010年4月に環境計画「Road to Zero」を発表しました。ソニーは、持続可能な社会の実現をめざし、2050年までに自らの事業活動及び製品のライフサイクルを通して、「環境負荷ゼロ」を達成することを長期的ビジョンとして掲げています。ソニーは、継続的なイノベーションとオフセット・メカニズムの活用を通じて、この長期ビジョン達成を目指します。環境計画「Road to Zero」においては、以下の4つの目標を柱とした総合的なロードマップを設定しています。

？ 気候変動について、エネルギーの使用を削減し、温室効果ガスの排出ゼロをめざす。

？ 資源について、重点資源の新材利用ゼロをめざし、廃棄物を最小化し、水を適正利用する。また回収リサイクルを継続推進する。

？ 化学物質について、予防的措置を通じた化学物質の環境に対するリスクの最小化と特定の物質の削減・代替推進を行う。

？ 生物多様性について、事業活動と地域社会貢献活動を通じて、生物多様性の維持・回復を推進する。

上記目標のうち、気候変動については、具体的には下記を含む中期目標を設定しています。

？ ソニーグループ全体の事業所から排出されるCO2換算温室効果ガスの絶対量を、2015年度までに2000年度比で30%削減をめざす。

？ 製品の消費電力を2015年度までに2008年度比で一台当たり30%削減をめざす。

グローバル環境計画「Road to Zero」及び環境への取り組みの詳細は、ソニーのCSRレポート

(<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr/environment/index.html>) を参照ください。

#### 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、当該事項は、本書類提出日現在において入手しうる情報にもとづいて判断したものです。

ソニーは2010年4月1日付の機構改革にともない、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を予定しています。2010年度第1四半期より、新しいセグメント区分にもとづいて業績を開示する予定です。「事業等のリスク」における以下の記述は、2009年度現在のビジネスセグメント区分にもとづいています。

(1) ソニーはC P D分野及びN P S分野を中心に一層激化する競争を克服しなければなりません。

ソニーは、コンシューマー製品に関して、新規参入を含む競合他社から販売される製品と、価格や機能などのいくつかの要因で競い合っています。変化し一層多様化する消費者の嗜好に訴求する製品を作るため、また、消費者の多くがソニーと同種の製品をすでに所有しているという状況に対処するために、ソニーはより優れた技術を開発し、消費者の嗜好を予測し競争力ある価格の魅力的な製品を迅速に開発する必要があります。ソニーは、様々なコンシューマー製品において、競合企業や小売業者の集約化の影響で一層激化する価格競争及び製品サイクルの短期化に直面しています。ソニーの業績は、変化し一層多様化する消費者の嗜好に合った製品を、効率的に開発し、競争力のある価格で提供し続けるソニーの能力に依存しています。もし、ソニーの製品に対して頻繁に影響を及ぼす価格下落について効果的に予測し対応できない場合、又は製品の平均販売単価の下落スピードが製造原価削減のスピードを上回った場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) ソニーは、競争力を維持し消費者の需要を喚起するため、頻度の高い新製品やサービスの導入及び切り替えを適正に管理しなければなりません。

ソニーは、非常に変化が激しく厳しい競争環境におかれているコンシューマー・エレクトロニクス、ネットワークサービス、及び携帯電話業界において、成熟市場及び成長市場の両方で新製品やサービス、技術を導入し、既存の製品やサービスを強化し、より高性能な新製品やサービスに対する消費者の需要を効果的に喚起し続けなければなりません。新製品やサービスの導入の成功は、開発をタイムリーにかつ成功裡に完了すること、市場における認知度、ソニーが新製品や生産立ち上げにともなうリスクを管理できる能力、新製品ののためのアプリケーションソフトウェアが入手できること、予測される製品需要に沿って購入契約や在庫水準を効率的に管理できること、予測される需要にあった適正な数量及びコストの製品を確保できること、導入初期における新製品やサービスの品質もしくはその他の不良に関するリスクなど、数多くの要素に依拠しています。例えば、最近の新製品やサービスでは、3D対応テレビやその他の3D関連事業があげられます。また、新製品・サービス及びアップグレードされた製品やサービスが、既存の製品やサービスの売上及び利益率に影響を与える可能性があります。したがって、新製品・サービスの頻繁な導入及び切替を適切に管理できない場合、ソニーの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) ソニーは、より高度に専門化した企業や経営資源において優位性を有する企業との競争にさらされています。

ソニーは、業種の異なるいくつかのビジネス分野に従事しており、さらにC P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野において数多くの製品・サービス部門を有するため、大規模な多国籍企業から、数少ないビジネス領域に特化し高度に専門化した企業にいたるまで、業界の既存企業や新規参入企業など広範囲な他企業と競争しています。この結果、いくつかの事業領域で競合他社と同程度の資金投入や投資を行うことができない可能性もあり、当該事業において、競合他社がソニーより高度な財務・技術・マーケティング資源を有する可能性があります。加えて、ソニーの金融分野における各社は、財務、マーケティングなどの経営資源において優位性を有し確立された地位にある競合他社と有効に競争できない可能性があります。このように、既存企業や新規参入企業に対して効率的に対応できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) ソニーの研究開発投資が想定した成果をもたらさない可能性があります。

ソニーは、消費者の嗜好の変化や急速な技術革新という特徴をもつ厳しい市場で競争しています。技術革新が進み、技術的な模倣が比較的になくなったことにより、新しい製品やサービスが陳腐化するスピードが早まり、熾烈な競争と継続的な価格下落につながる傾向が強まっています。このような環境の下、ソニーは、製品の競争力を強化するため、高水準の研究開発投資を継続的に行っています。しかしながら、このような研究開発投資が革新的な技術を生み出さなかったり、想定した成果を十分迅速にもたらさなかったり、又は競合企業が技術開発に先行したりした結果、市場のニーズに合った競争力のある新製品やサービスをタイムリーに商品化できない場合、ソニーの業績及び評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) ソニーの構造改革は多額の費用を必要としますが、その目的が達成できない可能性があります。

ソニーは、グループ全体の投資計画の見直し、製造事業所の統廃合、人材の再配置及び人員の削減などに焦点を当てた経営体質強化施策を2009年度も継続して実施しました。2009年度は、総額1,243億円の構造改革費用（この金額には79億円の構造改革に関する資産の減価償却費を含んでいます。）を計上しました。2010年度には、約800億円の構造改革費用を計上する見込みです。これらの構造改革費用は、売上原価、販売費及び一般管理費、又は資産の除売却損（益）及び減損（純額）に計上され、ソニーの営業損益及び当社株主に帰属する当期純損益を当初悪化させます。ソニーは、製造オペレーションの合理化、低コスト国への生産移管・集約、OEM/ODMの活用を継続的に実施していきます。また、ソニーは、2009年4月1日以降、構造改革の一環として、（1）生産・物流・調達・カスタマーサービス、（2）研究開発・共通ソフトウェア開発、（3）グローバル・セールス・マーケティングに関する三つの横断的な機能組織を設置し、収益力強化に向けたビジネスプロセスの最適化に取り組んでいます。さらに、2009年度より集中購買の仕組みの構築やサプライヤー数の集約を開始しました。また、2010年1月には、ソニーは、ソニー及び日本国内の一部の子会社の人事・経理業務の一部を2010年4月よりアウトソーシングすることを発表しました。ソニーは、外部ビジネスパートナーが提供するアウトソーシングサービスに一層依存するようになりましたが、今後もその依存度は高まる傾向にあります。

内的又は外的な要因により、上述の構造改革施策による成長、効率性の向上及びコスト削減が予定どおり実現しない可能性があります。また構造改革による効果が現れたとしても市場環境の予想以上の悪化により、収益性の改善が予定している水準に達しない可能性もあります。構造改革の目的達成を妨げうる内的な要因には、構造改革計画の変更、利用可能な経営資源を効果的に用いて構造改革を実行できないこと、新しい業務プロセスや戦略の実行の遅れなどがあります。一方、外的な要因には、例えば、ソニーが構造改革を計画どおりに実行するのを妨げる、地域ごとの労働規制や労働組合との間の協約、日本における労働慣行による追加的な負担があります。構造改革プログラムを完全に成功裡に実行できない場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。加えて、構造改革費用にかかる支出により、営業キャッシュ・フローが減少する可能性があります。

(6) 戦略事業におけるソニーの買収及び第三者との合弁が成功しない可能性があります。

ソニーは、技術獲得や新規事業開発のため、又は従来社内部門や完全子会社で営んでいた事業の効率的な競争力強化のため、買収、第三者との合弁及びその他の戦略的出資を積極的に実施しています。

ソニーが買収した事業の統合にあたり、多額の費用が生じる可能性があります。加えて、ソニーは、戦略上の目的や予定していた売上増加や費用削減を実現できない可能性もあります。また、買収した事業に関連する債務を承継することにより、ソニーの業績は悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、現在、ソニー・エリクソン及びS-LCDなどの合弁会社に出資を行っています。ソニーと相手企業が共通の財務目的を達成できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、ソニーと相手企業が共通の財務目的を達成する過程にあったとしても、パートナーシップの期間中、ソニーの業績に短期的又は中期的な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの合弁や戦略的出資企業について、ソニーが利害の対立に直面するリスクやキャッシュ・フローへの支配権を含む合弁及びその他の戦略的出資に対する支配権を十分に確保できないリスクや、ソニー固有の技術やノウハウが漏洩するリスクもあります。また、ソニーブランドを使用する合弁会社の行為もしくは事業活動により、ソニーの評判が傷つけられる可能性があります。さらに、合弁事業が大幅な業績不振に陥ったり業績不振が一定期間続いたりした場合、ソニーは追加的な出資や債務保証を求められる可能性もあります。

(7) ソニーには、生産能力増強のための設備投資もしくは出資を回収できないリスクがあります。

ソニーは、CPD分野、NPS分野、及びB2B & ディスク製造分野において、製造設備に対する投資を継続的に行っていきます。また、製造に関する合弁会社に対しても出資を行っています。この例として、ソニー及びサムスン電子が、韓国における両社の合弁会社であるS-LCDにおいて第7世代及び第8世代製造ラインによるアモルファスTFT液晶パネル製造のために行った出資があげられます。ソニー及びサムスン電子によるS-LCDに対する第7世代及び第8世代製造ラインのための2010年度3月末までの累計総投資額は約4,000億円で、うちソニーの投資額はその約50%です。予期せぬ市場環境の変化にともない需要が減少し、想定した販売規模を達成できない場合、あるいは供給過剰により製品の単価が下落した場合、ソニーがこうした設備投資もしくは出資の一部又は全部について、回収することができない、あるいは回収できるとしても想定より長い期間を要する可能性があります。この場合、当該設備投資もしくは出資を行った資産が減損の対象になり、ソニーの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (8) 外部のビジネスパートナーへの依存度が高まることにより、ソニーの、財務上のリスク、評判を傷つけるリスク、及びその他のリスクが高まる可能性があります。

限られた経営資源の中で迅速な事業展開や業務効率化を図る必要性が高まっていることから、ソニーは、部品（テレビ向けの液晶パネルなど）や技術（PC向けのオペレーティング・システムなど）の外部調達が増加しています。外部の供給業者に依存する結果、欠陥のある技術や部品又は質が不十分な技術や部品がソニー製品に使用されてしまうことを阻止できない可能性が高まっています。このような問題のある技術や部品を使用した製品は、ソニーの業績や評判に悪影響を及ぼすことがあります。また、ソニーではC P D分野及びN P S分野、特にテレビ事業において、OEM/ODMに対する依存度が高まっています。ソニーがこのような外部委託関係を円滑に運営できない場合、ソニーの生産活動に支障を与える可能性があります。また、ソニーが目標生産量や品質水準に到達できないリスク、及びソニー固有の技術やノウハウが漏洩するリスクもあります。加えて、ソニーは、資材調達・物流・販売・データ処理・その他のサービスなど広範囲な業務を外部のビジネスパートナーに委託しています。ソニーは、外部のビジネスパートナーが法規制を十分に遵守しなかったり、第三者の知的所有権を侵害したり、事故もしくは自然災害などにさらされたり、経営破綻したりすることの影響を受ける可能性もあります。

- (9) ソニーは市況変動が大きい部品やコンポーネントの調達及び需要変動の大きい製品、部品やコンポーネントの在庫管理を効率的に行う必要があります。

C P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野において、ソニーは半導体や液晶パネルなど、大量の部品やコンポーネントを自社製品に使用しています。これら部品やコンポーネントの供給量や価格及びエネルギー価格の市況変動は、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。例えば、部品やコンポーネントの供給不足が生じた場合、部品やコンポーネントの価格が高騰し、ソニーの製品原価が上昇する可能性があります。また、これらの部品やコンポーネントの価格は、石油化学製品、コバルトや銅などの原材料の価格に応じて変動し、製品原価に影響を与えることがあります。

ソニーは消費者需要の予測にもとづいて部品やコンポーネントを発注し、生産量及び在庫計画を事前に決定していますが、そうした消費者需要の変動は大きく、また予測が難しいものです。不正確な消費者需要予測や不十分な経営管理が在庫不足もしくは過剰在庫を招き、その結果、生産計画が混乱し、売上の機会損失や在庫調整につながる可能性もあります。ソニーでは、部品、コンポーネントや製品が陳腐化したり、在庫が使用見込みを上回ったり、もしくは在庫の帳簿金額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。例えば、過去にソニーは、一部の半導体や液晶パネルの不足によりPCやオーディオ・ビジュアル製品に対する消費者需要を満たせなかったことがあり、また、一部の半導体や液晶パネルで過剰在庫を抱えた際にそれらの部品やコンポーネントの価格が低下したために在庫の評価減を計上した経験もあります。過去にこのような売上機会の損失や在庫調整がソニーの業績に悪影響を及ぼしたことがあり、今後もソニーが在庫管理に失敗した場合、同様の影響を及ぼす可能性があります。

- (10) ソニーの売上及び収益性は、ソニーの主要市場の経済や雇用などの動向に敏感です。

ソニーの売上及び収益性は、ソニーが事業を営む主要市場の経済、雇用、その他の動向に敏感です。2008年秋以降みられたように、これらの市場が深刻な景気後退に陥り、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。また、その後の景気回復が広範囲に広がり持続する保証はありません。2009年度のソニーの売上高及び営業収入（以下「売上高」）において、日本、米国、欧州における構成比はそれぞれ29.1%、22.1%、22.8%でした。加えて、ブラジル、ロシア、インド、中国などの新興国市場において、ソニーが成長目標を実現することがソニーの業績にとって今後数年間ますます重要になっています。

ソニーの業績は、消費者及び法人顧客の需要や小売業者・卸売業者や販売代理店の業績に依存しています。ソニーの主要市場における経済状況の悪化や今後悪化するという見通しにより、最終消費者の購買意欲が低下した結果、消費が低迷する可能性があります。また、キャッシュ・フローの不足、資金調達の困難、消費者の需要減などから経営が悪化した法人顧客やそのほかのビジネスパートナーからのソニーの製品やサービスに対する需要が減少する可能性があります。経営が悪化した法人顧客によるソニーに対する義務の不履行も、ソニーの業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性もあります。

ソニーの外部供給業者も同様の困難を被り、ソニーに対する契約義務の履行能力に影響を受ける可能性があります。その結果、ソニーが競争的な価格で製品やサービスを調達できなくなる場合には、ソニーの業績に悪影響が及び可能性があります。

世界的な経済動向が、構造改革費用の積み増し、年金及びその他の退職給付債務にかかる費用の増加及び追加的な資金拠出、追加的な資産の減損費用の計上などを通じて、ソニーに影響を与える可能性もあります。いずれの要因もソニーの業績、財政状態及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。

- (11) 外貨建ての売上や資産の割合が高いソニーの業績は、外国為替相場変動の影響を受ける可能性があります。  
ソニーは、世界中の各子会社の現地通貨ベースの業績を、それぞれの通貨の月別平均為替レートを使って円換算し、連結損益計算書を作成しています。また、ソニーは、世界中の各子会社の現地通貨ベースの資産及び負債を、それぞれの市場の期末為替レートを使って円換算し、連結貸借対照表を作成しています。ソニーの業績や資産及び負債のかなりの部分が外貨建てとなっており、例えば損益計算書の場合、2009年度の日本の売上高の構成比は全体の29.1%にとどまります。したがって、国際的に展開しているソニーの事業（金融分野を除く）においては、それぞれの業績、資産及び負債を円に換算してソニーに連結する際に、円の各通貨に対する為替レートの変動の影響を大きく受ける可能性があります。将来において、特に米ドル、ユーロもしくはその他の外国通貨に対し大幅に円高となった場合、外国為替相場の変動がソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。
- (12) 売上と費用が異なる通貨で発生することにより、ソニーの業績は為替変動の影響を受ける可能性があります。  
多くのソニーの製品は、開発・製造された国とは異なる国において販売されるため、ソニーの営業損益は為替レートの変動の影響を受けます。例えば、CPD分野においては研究開発費や本社間接費は主に円で、材料費を含む生産活動に関する費用は主に米ドル及び円で発生しています。売上は日本・米国・欧州・その他地域に分散して発生しています。売上が計上される通貨と費用が発生する通貨は必ずしも一致していないため、ソニーの業績は為替変動の影響、特に円及び米ドルに対するユーロ変動の影響を受けやすい構造になっています。中長期的な為替レート水準の変化は、ソニーの経営資源のグローバルな配分を妨げたり、研究開発、資材調達、生産、物流、販売活動を、為替レート変化の影響後でも収益をあげられるように遂行する能力を低下させる可能性があります。  
また、ソニーは、輸出入取引により生じると見積もられる短期の外貨建債権債務などの純額の大部分を事前にヘッジしていますが、かかるヘッジ活動によっても、為替レートの短期の変動リスクを完全に排除することはできません。
- (13) 国際金融市場における深刻かつ不安定な混乱状況や格付けの低下は、ソニーの資金調達や資金調達コストに悪影響を及ぼす可能性があります。  
国際金融市場が深刻かつ不安定な混乱状況に陥った場合、金融その他の資産価格全般に下落圧力が生じたり、資金調達に影響が生じる可能性があります。例えば2008年秋以降にこのような状況が生じ、日本を含む主要国の中央政府や中央銀行は金融市場及び金融機関を安定化させ、流動性を維持するために各種施策を導入しました。これらの施策により、金融市場の状況は改善しましたが、これらの施策がそれぞれ、もしくは全体として、市場全体の安定性を支える効果を持ちつづけ、資金及び流動性に関わる諸問題を解決する保証はありません。また、直近では2010年春に生じたギリシャの公的債務危機などを契機に、国際金融市場の不安定さが増しています。  
従来、ソニーは、営業キャッシュ・フロー、コマーシャルペーパー（以下「CP」）、中長期債などのその他の債券の発行、銀行やその他の融資機関からの借入金などにより資金を調達してきました。2008年秋以降に市場が深刻に不安定な混乱状況にあった期間でも、ソニーはCPや中長期債市場で引き続き資金を調達することが可能でしたが、将来にわたってこのように受諾可能な条件での資金調達が可能な状況が継続するという保証はありません。市場が不安定な混乱状況に陥った場合、ソニーはCPや中長期債の満期償還やその他の必要な流動性を賄うため、主に国際的な銀行と契約している資金コミットメントラインや資産の売却など代替的な資金源を活用する可能性があります。このような極端な市況下では、代替的な資金調達手段が利用可能となる、もしくは十分な資金を調達できる保証はありません。さらに、ソニーの主要な融資機関が経営危機に陥った場合、また日本及び国際的な金融市場の混乱から、こうした融資機関がソニーへの融資を停止した場合、ソニーのこのような資金源からの調達に悪影響を与える恐れがあり、ひいてはソニーの業績、財政状態及び流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。  
同様に、為替相場及び世界的な金融市場の変動により外貨換算調整額、年金債務調整額などが変動し、資本の部に含まれる累積その他の包括利益の減少を通じて、ソニーの信用格付け評価にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。ソニーの信用格付けの低下は、資金調達コストの上昇を招き、ソニーのCPや中長期債市場からの調達に悪影響を与える恐れがあり、ひいてはソニーの業績、財政状態及び流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。



(14) ソニーは、様々な国で事業を行うことのリスクにさらされています。

ソニーの事業活動の多くは日本国外で行われていますが、国際的な事業遂行には課題もあります。例えば、C P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野において、中国を含むアジアにおける製品・部品の生産や調達が増加しているため、現地で自然災害が起きたり、感染症などの疫病が広がったりした場合、製品・部品の生産や出荷が妨げられる可能性があります。また、中国やその他のアジアの国々でエレクトロニクス製品を生産することにより、欧州や米国に製品を供給するのに必要な時間は長くなり、変化する消費者需要に対応することがより難しくなる可能性があります。さらにソニーは、ソニーにとって望ましくない政治的・経済的な要因により、事業を企画・管理する上で困難に直面する可能性があります。この例としては、文化的・宗教的な摩擦や期待される行動規範からの逸脱、ならびに各種の法規制や貿易政策及び税法の変更、及び十分なインフラの欠如などがあります。特に、主要な市場・地域における独占禁止法制・現地部品調達規制・事業及び投資許認可・為替管理・輸出入管理・資産国有化・海外投資収益の本国送還制限などの法規制や貿易政策及び関連税制の変更は、ソニーの業績に影響を与える可能性があります。また、中国やその他の国々において大規模な労働争議の発生及び労働法制や政策の変更など労働環境が著しく変化した場合、ソニーの製品・部品の生産や調達が妨げられたり、人件費の高騰や優秀な労働力の不足が発生することなどにより、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。ソニーが事業を展開する地域において、不安定な国際的又は国内政治・軍事情勢、あるいは自然災害が今後生じた場合、ソニーの事業活動が阻害されたり、当該地域の消費者の購買意欲を低下させたりすることにより、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、ソニーの事業活動にとって新興市場はより一層重要になってきているため、ソニーが前述のリスクの影響を受けやすくなった結果、業績及び財政状態に悪影響を被る可能性があります。

(15) ソニーの成功は、技術やマネジメントなどの分野における有能な人材の採用・確保に依存しています。

ソニーが、ますます競争が激しくなる市場において、ネットワーク関連製品やソフトウェアを含むエレクトロニクス製品、又はゲーム、映画や音楽などのコンテンツの開発、設計、製造、マーケティング及び販売において継続的に成功を収めるためには、経営陣、又は技術及びマネジメントなどの領域において、核となる人材を惹きつけ確保することが必要となります。しかしながら、このような有能な人材に対する需要は強く、ソニーが将来の事業に必要な人材を採用・確保できない可能性があります。そのような事態が生じた場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(16) 新しいゲームプラットフォームの開発・導入時にかかる多額の投資を完全に回収できない可能性があります。

ソニーのゲーム事業では、特に新しいプラットフォームの開発・導入時において、ライフサイクルの長い競争力ある製品を開発し提供するために、多額の研究開発投資を必要とします。過去においてC P D分野でも、PS 3向けに供給する半導体を含む主要な部品を開発、製造するために多額の設備投資及び研究開発投資を計上しました。さらに、ゲーム事業ではこれらの製品を競争力ある価格で、魅力的なゲームソフトやネットワークサービスとともに、消費者に提供し、プラットフォームを順調に普及させることが特に重要です。プラットフォームが順調に普及しない場合、これらの投資の一部又は全部の投資を回収することができず、ソニーの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。また、プラットフォームが最終的に普及し、ソニーが投資を十分に回収できる場合であっても、投資回収に予想を超える長期を要し、ソニーの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

ゲーム事業において業績を悪化させた例としては、PS 3 ハードウェアにおいて製造コストを下回る戦略的な価格設定を行ったことなどにより、過去にN P S分野において大幅な営業損失を計上したことがあげられます。

(17) コンシューマー製品においては特に年末商戦の影響を受けます。

ソニーのゲーム事業が提供するハードウェア(「プレイステーション 2」(以下「PS 2 fi」)、PSPfi「プレイステーション・ポータブル」及びPS 3 など)は種類が比較的少ない上に、総需要に占める年末商戦の比率が高いため、特にこの時期において、他社との競争状況や市場環境の変化、有力ソフトタイトルの発売遅延、ハードウェアの供給不足などが生じた場合、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。その他のコンシューマー製品も年末商戦需要に依存しており、ゲーム事業ほどではないものの、この時期の売上減少や製品需要に間に合わないという供給不足の影響を受けやすくなっています。

- (18) ゲーム事業の売上及び収益性はプラットフォーム及びネットワークサービスの普及の成否に依存しており、この普及は第三者により制作されるものを含むソフトウェアラインアップの充実度の影響を受けています。
- ゲーム事業の売上及び収益性には、プラットフォームの普及の成否が重要な影響を及ぼします。この普及は第三者により制作されたものを含む十分なソフトウェアのラインアップやネットワークサービスが消費者に提供されるか否かに影響されます。ソフトウェアのラインアップやネットワークサービスの充実度は、他の多くのコンテンツビジネスに見られるようにソフトウェアそのものの売上及び収益性に影響を与えるのみならず、プラットフォーム全体の普及に影響を及ぼすため、ハードウェアの売上及び収益性にも影響を及ぼします。ゲームソフトウェアの開発事業者や開発・販売事業者がソフトウェアの開発や供給を定期的実施し続ける保証はなく、全く実施されない可能性もあります。ソフトウェア開発の中断や遅れはソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。
- (19) ソニーの音楽分野や映画分野、及びゲーム事業のコンテンツ事業は、新しい技術の開発やブロードバンド・インターネット接続の普及にともなって広がりつつある違法デジタルコピーや違法ダウンロードの影響を受けています。
- デジタル技術の進歩と低価格化、ブロードバンド・インターネット接続の普及と高速化及びデジタルフォーマットでのコンテンツの普及により、違法デジタルコピー及び偽造からソニーの映画分野や音楽分野、及びゲーム事業のコンテンツの著作権を保護する能力がリスクにさらされています。特に、ソフトウェア及び技術の進歩により、コンテンツの著作権者の許可なくインターネットやその他のサービス経由で音楽や映像のデジタルファイルの複製、転送やダウンロードができるようになり、高品質な音楽・映像ファイルの不正な作成、送信や再配信がより簡単にできるようになってきているため、従来の著作権をベースとするビジネスモデルが脅かされています。こうした技術の進歩の中には、ハードディスクのビデオ/オーディオレコーダー、CD/DVD/ブルーレイディスクレコーダーといったデジタル機器、ファイル圧縮アルゴリズムやユーザー間デジタル配信サービスが含まれます。こうした不正なコンテンツが入手可能であることは、正規製品の売上減少や売価の低下圧力につながり、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。ソニーは、著作権の適切な保護、音楽、映画、テレビ番組、ゲームなどの正規のデジタル配信のための新しいサービスの開発や著作権のあるコンテンツの不正なデジタル配信への対抗のために費用を計上しており、今後も引き続き費用を計上します。こうした動向はソニーの短期的な費用の増加にもつながり、想定している効果を達成できない可能性もあります。
- (20) 映画分野の業績は、消費者に全地域で受け入れられるかどうか、製作及びマーケティング費用、作品の公開又は配信時期、及び競合作品やその他の娯楽の有無により変動します。
- 映画分野における、映画作品の公開及びテレビ番組の制作に関する業績は、主として、消費者に全地域で受け入れられるかどうかという予測が難しい要因に加え、新しい映画の公開時期やテレビ番組の配信時期などによって大きく変動する可能性があります。また、映画作品やテレビ番組の製作・制作は、それらの作品が消費者にどの程度受け入れられるか分かる前に大幅な金額の投資を行わなければなりません。これらに加え、映画分野における映画作品とテレビ番組の商業的な成功は、同時期もしくは近接した時期に公開された他の競合作品が消費者に受け入れられるかどうか、ならびに、それらに代わる娯楽及びレジャー活動を享受できる状況にあるかどうかによって依存しています。こうした娯楽やレジャー活動の中には、ソーシャル・ネットワーキング・ウェブサイトなど技術革新により可能になった、様々な新しい選択肢が含まれます。ある期間内において公開される映画作品数は限られているため、通常他の作品より高額な製作費及びマーケティング費用をかけて製作される大型期待作品の成績が想定を下回った場合、映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。
- (21) 広告市場の変化、あるいは放送契約更新の失敗もしくは更新時における条件悪化により、映画分野の業績が悪影響を受ける可能性があります。
- 世界的なテレビ番組網を含む、映画分野のテレビ番組事業の売上の大部分は、広告収入が占めています。広告市場は世界的な景気変動の影響を強く受けるため、景気後退が将来生じた場合、映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。また、映画分野の売上には、米国内外のテレビ放送ネットワークから得られる映画作品やテレビ番組を含む映像ソフトの放映権収入が含まれますが、テレビ放送ネットワークの広告収入や視聴料収入が低迷した場合、映画分野の放映権収入に悪影響を与える可能性があります。さらに、世界的なテレビ番組網での放映は、第三者のケーブルテレビ、衛星テレビやその他の放送システムに依存しています。これらの放送ネットワーク業者との放送契約更新の失敗もしくは更新時における条件悪化は、映画分野における世界的なテレビ番組網からの広告収入や視聴料収入に悪影響を与える可能性があります。

(22) 映画分野の業績はストライキによる影響を受ける可能性があります。

映画分野は、脚本家、監督、俳優、その他のアーティストや専門職・技術スタッフなど、労働協約が適用される、映画作品やテレビ番組の企画・製作に欠かせない専門的スキルを有する労働組合員に依存しています。新たな合意や契約締結にいたる見通しが不確実であること、又はそれらが成立しないことによってもたらされる労働組合によるストライキが生じた場合、あるいはストライキ、サボタージュやロックアウトの可能性が生じた場合、製作活動の遅延や停止を招く可能性があります。こうした遅延や停止は、その期間の長さによっては、将来予定されている映画やテレビ番組作品の公開の遅延や中断をもたらす可能性があり、映画分野の業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。また、労働協約が合意にいたらない場合、映画分野における費用が増加し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(23) 音楽分野及び映画分野におけるエンタテインメント・コンテンツの製作及び購入費用の継続的な高騰、急速な技術変化にともなうパッケージメディア売上の継続的な減少やその他の事業環境の変化は、両分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

音楽分野の成功は消費者に長期にわたって受け入れられるアーティストの発掘及び育成に大きく依存しており、有能な新規アーティストを発掘・育成できない場合、音楽分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。音楽業界各社間における販売競争の激化に加え、このようなアーティストを発掘し、契約を締結し維持するための各社間の競争も激化しており、結果としてタレント関連費用やマーケティング及びプロモーション費用の増加につながっています。映画分野では、マーケティング費用の継続的な増加とともに、トップ・タレントに対する高い需要が映画作品やテレビ番組の製作・制作費用の高騰につながり、映画分野の業績に影響を与える可能性があります。また、映画分野は、第三者が製作・制作した映画作品やテレビ番組を購入し、自社のテレビネットワークに加え、劇場興行、テレビ放送、家庭向け映像ソフトやその他の市場に向けて配給しています。プレミアムな映画作品やテレビ番組を獲得するための、他のエンタテインメント企業との競争は激しく、映画作品やテレビ番組の購入費用が上昇し、映画分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

音楽分野及び映画分野は、このようなコンテンツの製作及び購入費用の増加に加えて、急速な技術変化や消費者による新たな技術の受容など、その他事業環境の変化が両分野の業績に悪影響を与えており、また今後も継続的に与える可能性があります。例えば、主要な小売事業者の財政状況の悪化、小売事業者の展示スペースをめぐる競争の激化、消費者の裁量にゆだねられた支出やレジャー時間を奪い合う競争の激化、違法デジタルコピー、及びCDやDVDフォーマットの全般的な成熟化などの業界全体の動向により、映画や音楽のパッケージメディア売上が全地域で減少しています。ブルーレイディスク、キオスクや宅配レンタル、インターネットを通じた正規ダウンロード配信やストリーミング配信、携帯電話への配信など、エンタテインメント・コンテンツの新しい販売形態が現れつつあるものの、これらの新しい販売経路からの収入は、パッケージメディア売上の減少を十分に補完するにはいたっていません。このような状況は、音楽及び映画分野の業績に影響を与えてきており、今後も影響を与える可能性があります。

(24) ソニーはハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの融合戦略の遂行に成功しない可能性があります。

ソニーは、市場における差異化を図るために、ブロードバンド・ネットワークを用いてハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの融合を促進させることが不可欠であると確信しています。ソニーは最終的には、この戦略が収入をより継続的にもたらすことになると信じています。しかしながらこの戦略は、特定のネットワーク技術の発展（ソニー内外を問わず）、ソニーの様々なビジネスユニットの連携、ビジネスユニット間及び業界内の技術やインターフェース規格の標準化に依存しています。さらに、新規参入企業により継続的に変化する厳しい競争環境において、消費者にとって革新的な魅力あるハードウェア端末やネットワーク接続性及びユーザーインターフェース技術、また、消費者ニーズに合致したコンテンツの品揃えやネットワークサービスを、競争力のある価格・課金体系で提供し続ける必要があります。最近の例では、3D関連製品やサービスの導入及びネットワーク関連事業の開発があげられます。ソニーがこの戦略の実行に成功しない場合、ソニーの評判、競争力及び収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (25) ソニーのオンライン上の事業活動は、法規制の対象となっており、これによりオペレーションにかかるコストが増加したり活動が制限されたりする可能性があります。
- ソニーは、エンタテインメント領域に関するネットワークサービス、金融サービス、エレクトロニクス製品の販売・マーケティングなど、オンライン上の事業活動を広範囲にわたって行っており、関連する法規制による制約を受けています。この法規制には、プライバシー、消費者保護、データの保存及び保護、コンテンツ関連規制、名誉毀損、年齢確認その他の児童保護、「cookie」（インターネット上のウェブサイトを通じて特定のユーザーを識別し、利用履歴データを保存・管理するためのソフトウェア）などのソフトウェアの最終ユーザーのPC又は他の情報端末へのインストール、価格設定、広告（成人及び児童向け）、課税、著作権や商標権、販売、及び課金などに関わるものが含まれています。これらの法規制（オンライン上の事業活動に対処するために制定された法規制やインターネット普及以前に制定されたもののオンライン上の事業活動にも適用される法規制）の運用は、各国により異なり、また、多くの場合、法規制そのものが不明確・不確定であったり、今後変更されたりする可能性があります。ソニーはこれらの法規制遵守のために多額の費用を計上する可能性があります。また、これらの法規制を遵守できなかった場合、多額の罰金、その他の法的責任、ソニーの評判への損害などが生じる可能性があります。さらに、これらの法規制遵守のために行われるオンライン上の事業活動の変更や制限はソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。加えて、ソニーが依拠しているオンライン上の事業活動を保護する法令に変更が生じた場合、又はこのような保護を厳格に適用する解釈を裁判所が行った場合、ソニーの法的責任に対するリスクが増加し、法規制遵守のための費用の増加もしくは特定のオンライン上の事業活動に対する制限につながる可能性があります。
- (26) 金融分野は、法規制が厳格な業界で事業を遂行しており、新しい法令や監督官庁の施策などが、事業遂行の自由度を妨げ、ソニーの金融分野の業績に悪影響を与える可能性があります。
- ソニーの金融分野は、日本における保険や銀行といった法規制や監督の厳格な業界で事業を行っています。法規制・政策などの将来における改正・変更や、それが与える影響は予測が不可能であり、また、こうしたことが法規制遵守に対応するための費用の増加や事業活動に対する制約にもつながる可能性があります。例えば、生命保険会社や損害保険会社の保障・補償内容が拡充されてきたこととともない、近年、日本の金融庁は保険金・給付金の不払案件について詳細な調査を行っています。ソニーという共通のブランドを用いて各会社が事業を行っているため、ソニーの金融分野のいずれかの事業において法規制違反などが発生した場合には、ソニーの金融分野における事業全体の評判に悪影響を及ぼす可能性があります。また、法規制遵守のための追加費用が生じ、ソニーの金融分野の業績に悪影響を与える可能性もあります。
- (27) 金融分野の業績及び財政状態は、株価の下落により、悪影響を受ける可能性があります。
- 金融分野において、ソニー生命は新株予約権付社債及び株式を保有しています。新株予約権付社債は、米国会計基準において、会計期間終了時における損益への時価計上が求められます。2008年秋以降の世界的な株式相場の暴落にみられるような株価の下落により、ソニー生命の保有する新株予約権付社債の評価損や株式の減損が計上される可能性があります。また、有価証券の売却益もしくは未実現利益が減少することにより、ソニーの金融分野の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。さらに、米国会計基準では、変額保険の最低死亡保証にかかる責任準備金の評価に用いる保険数理上の前提と、繰延保険契約費の償却費見直しも求められています。このため、ソニー生命の特別勘定資産運用利回りの悪化時には、責任準備金の追加計上や繰延保険契約費の前倒し償却が必要となる可能性もあります。その場合、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。
- (28) 金融分野の業績及び財政状態は、金利の変動により重大な影響を受ける可能性があります。
- ソニーの金融分野においては、生命保険事業及び損害保険事業における保険引受債務、ならびに銀行事業における預金、借入金その他の債務など、各事業の負債の状況に鑑み、運用資産を適切に管理するため、資産負債管理（以下「ALM」）を行っています。ALMは、長期的な資産負債のバランスを考慮しながら、安定的な収益を確保することを目的としています。ソニーがALMを適切に遂行できない場合、あるいはALMにより合理的に対処することができるレベルを超えて市場環境に大きな変化があった場合には、ソニーの金融分野の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。特にソニー生命においては、通常、契約者に対して負う債務の期間が、運用資産の投資期間よりも長期であるため、低金利の状況においては、残存する保険契約の予定利率（責任準備金計算用）は一般的に変化しない一方で、ソニー生命の投資ポートフォリオからの収益が減少する傾向があります。その結果、ソニー生命の収益性と保険契約債務を履行し続ける長期的な能力に悪影響が生じる可能性があります。

(29) 金融分野の投資ポートフォリオは、株価及び金利変動リスク以外の様々なリスクにさらされています。

安定した投資収益を確保するため、ソニーの金融分野では公社債、外国公社債、国内株式、貸付金、不動産など、様々な投資資産を保有しています。金利及び株価変動リスクに加え、ソニーの金融分野の投資ポートフォリオは、為替リスク、信用リスク及び不動産投資リスクなど、様々なリスクにさらされており、そのようなリスクが金融分野の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、ソニー銀行(株)（以下「ソニー銀行」）では、2010年3月末において住宅ローンが貸出金の94.6%又は総資産の34.4%を占めており、ソニー銀行の住宅ローンに関して不良債権が増加したり、担保設定されている不動産の価値が減少した場合、ソニー銀行の貸出金ポートフォリオの信用力に悪影響を及ぼし、これにより与信関係費用が生じる可能性があります。

(30) ソニーの金融分野において、保険金・給付金の支払い実績が見積りと乖離することにより、将来の責任準備金の積み増しを余儀なくされる場合があります。

ソニーの生命保険事業及び損害保険事業においては、保険業法及び保険業法施行規則に従い、将来の保険金・給付金の支払いに備えた責任準備金を積み立てています。これらの責任準備金は、保険契約の保障対象となる事象の頻度や時期、支払うべき保険金・給付金の額、保険料収入を原資に購入される資産の運用益など、多くの前提と見積りにもとづいて計算されています。これらの前提と見積りは本質的に不確実なものであるため、最終的に支払うべき保険金・給付金の額や支払時期、又は保険金・給付金の支払いより前に、保険契約債務に対応した資産が想定していた水準に達するかどうかを正確に判断することは困難です。保険契約の保障対象となる事象の頻度と時期及び支払うべき保険金・給付金の額は、以下のようなコントロール困難な多くのリスクと不確実な要素に影響されます。

- ・ 死亡率、疾病率など、計算の前提と見積りの根拠となる傾向の変化
- ・ 信頼に堪えるデータの入手可能性、及びそのデータを正確に分析する能力
- ・ 適切な料率・価格設定手法の選択と活用
- ・ 法令上の基準、保険金査定方法及び医療費の変化

保険事業における実績が計算の前提条件や見積りよりも大きく悪化した場合、責任準備金の積立てが不足する可能性があります。また、責任準備金の積立水準に関するガイドラインや基準などに変更があった場合には、より厳しい計算の前提や見積り又は保険数理計算にもとづいて責任準備金の積み増しが必要となる可能性があります。これら責任準備金の引当額の増加は、金融分野における業績及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性があります。さらに、日本における大地震などの大規模災害や感染症などの疫病の発生により、責任準備金の積み立て前提を超える保険金の支払が生じた場合、金融分野の財政状態及び業績は、悪影響を受ける可能性があります。

(31) ソニーの設備や情報システムは、大規模な災害、停電、違法行為などにより、被害を受ける可能性があります。

ソニーの本社、主要データセンターのいくつか、そして半導体生産設備のような最先端デバイス製造拠点の多くは、他国よりも地震のリスクが比較的高い日本国内にあります。また、研究開発、資材調達、製造、映画やテレビ番組の製作・制作、物流、販売、及びサービスなど、世界中にあるソニーのオフィスや設備は、自然災害、伝染病などの疫病、テロ行為、大規模停電、大規模火災などの予期できない大惨事により、破壊されたり、一時的に機能が停止したり、混乱に陥ったりする可能性があります。これらのオフィスや設備のいずれかが前述の大惨事により重大な損害を受けた場合、営業活動の停止や生産・出荷・売上計上の遅れ、オフィスや設備の修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じる可能性があります。加えて、ソニーの営業活動においてネットワークや情報システムの役割がさらに重要になりつつあるなか、前述の大惨事のほか、ソフトウェア又はハードウェアの欠陥、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入などの予測できない出来事から生じるネットワークや情報システム停止のリスクが高まっています。ソニーは、このようなリスクに対する対策を進めていますが、大惨事の結果、主要な事業オペレーションの停止や生産・出荷・売上計上の遅れ、設備やネットワーク情報システムの修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じたり、さらに上述の災害や事故の結果必要となる関連費用を受取保険金ではカバーしきれない場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(32) 顧客の個人情報の紛失、漏洩又は不正流出やその他の情報セキュリティ侵害があった場合、ソニーの評判や事業に悪影響を与え、損害賠償責任を負う可能性があります。

ソニーは、日常業務において第三者サービスプロバイダなどを利用することにより、オンラインサービスを活用し、データ処理の集中化を図っています。したがって、機密情報を維持・転送するにあたり、万全な安全対策を取ることは、業務上不可欠です。しかしながら、顧客の個人情報に関して、紛失、漏洩、顧客の承諾を得ない流出の可能性が無いという保証はありません。加えて、ソニーの情報技術や情報システム、あるいはサービスプロバイダやビジネスパートナーの情報技術やシステムがセキュリティ侵害を受けないという保証もありません。万が一、ソニーが顧客の個人情報を紛失した場合や、悪意をもった第三者が、ソニーあるいはビジネスパートナーやサービスプロバイダのネットワークに侵入し、顧客の個人情報を不正に利用又は取得できてしまった場合や、ソニー役職員の故意又は不注意による顧客の個人情報の紛失、漏洩又は不正利用などが起きた場合は、ソニーの評判が損なわれるとともに、顧客から訴訟を提起されたり損害賠償請求を受けたりする可能性があります。

顧客の個人情報の紛失、漏洩、不正利用、その他の情報セキュリティの侵害は、ソニーの評判に重大な影響を与え、事業及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(33) 現在もしくは将来における訴訟及び規制当局による法的手続きが不利な結果に終わった場合、ソニーの事業が悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、事業の遂行に関して、訴訟及び規制当局による法的手続きに服するリスクにさらされています。訴訟及び規制当局による法的手続きは、ソニーに多額かつ不確定な損害賠償や事業活動の制約をもたらすことがあります。その発生の可能性や影響の程度を予測するには相当の期間を要する場合があります。例えば、公正な競争に反する市場慣行に関する政府の監督が、法的手続きや民事訴訟につながる可能性があります。多大な法的責任や規制当局による不利な措置が課された場合や、訴訟及び規制当局による法的手続きへの対応に多大なコストがかかった場合、ソニーの事業活動や業績、財政状態、キャッシュ・フロー及び評判に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(34) ソニーは製品品質や製造物責任による財務上のリスクや評判を傷つけるリスクにさらされています。

急速な技術の進化やデジタル機器の需要増にともない、ソフトウェアや半導体を含む電子デバイスなどのソニー製品は一層高機能かつ複雑になっています。このような傾向により、製品品質や製造物責任問題に関するリスクが高まる可能性があります。ソニーが行う、急速な技術の進化やデジタル機器の需要増への対応や製品品質管理への取り組みは成功しない可能性があり、その結果、製品回収、アフターサービス、及び訴訟などの費用が発生する可能性があります。ソニーのブランドイメージや高品質な製品のメーカーという評価が低下することもあり得ます。このような問題は、ソニーが直接顧客に販売する最終製品のみならず、上記半導体を含むソニー製電子デバイスが搭載された他社製品においても生じる可能性があります。

(35) ソニーの業績及び財政状態は退職給付債務により悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、確定給付制度に関する会計基準に従い、予測給付債務から年金制度資産公正価値を差し引いた金額を未積立年金債務として認識しています。年金数理純損益については、従業員の平均残存勤務年数にわたり定期的に償却することにより年金費用に含めています。運用収益の悪化による年金制度資産価値の減少や、割引率の低下、昇給率の増加やその他の年金数理計算前提となる比率の変動による予測給付債務増加にともない未積立年金債務が増加し、その結果、売上原価又は販売費及び一般管理費として計上される年金費用が増加する可能性があります。

ソニーの業績及び財政状態は、国内及び海外年金制度の積立状況から悪影響を受ける可能性があります。特にソニーの年金大部分を占める国内制度は約30%を持分証券に投資しており、不利な株式市場環境及びクレジット市場のボラティリティが、ソニーの年金制度資産及び将来見積年金負債に対して不利な影響を与える可能性があります。その結果として、ソニーの業績及び財政状態は、悪影響を受ける可能性があります。

さらにソニーの業績及び財政状態は、日本の確定給付企業年金法の年金積立要求により悪影響を受ける可能性があります。この確定給付企業年金法により、ソニーは定期的な財政再計算や年次の財政決算を含む年金財政の検証を行うことが求められています。年金制度資産の公正価値に対して法定の責任準備金が超過した場合、また法令もしくは特別な政令などにより猶予された期間内に制度資産の公正価値が回復しない場合には、ソニーは年金制度への追加拠出が必要となり、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。同様に、海外の年金制度資産についても各国の法令にもとづき追加拠出が必要となる場合、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。また、今後、法令によって定められる掛金の更新にともなって年金制度資産の長期収益率などの前提を見直した際、掛金の水準が引上げられ、将来にわたってキャッシュ・フローに対して悪影響を及ぼす要因となる可能性があります。

(36) ソニーは繰延税金資産を最大限に利用することができず、税率の変動あるいは追加的な税金負債がソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において最終的な税額の決定が不確実な状況が多くあり、これらが長期間に及び場合もあります。ソニーの税金引当や税金資産、税金負債の帳簿価額の計算は高度の判断と見積りを必要とします。

ソニーは、評価性引当金を計上している部分を除き、主要な部分が繰越欠損金からなる繰延税金資産（純額）が、慎重かつ実行可能な税務戦略を加味した十分な将来の課税所得により、50%超の可能性をもって回収可能であると現在考えています。しかしながら、ソニーが税務戦略を実行できない場合、営業活動や税務戦略から繰越欠損金を使用するために十分な課税所得を将来に生み出せない場合、あるいは繰越欠損金の使用を法的に制限される場合に、一部の繰延税金資産は未使用のまま消滅、又は回収できない可能性があります。ソニーの繰延税金資産が、50%超の可能性をもって未使用のまま消滅し将来の課税所得と相殺することができない場合や他の理由で回収ができない場合に、ソニーは追加の評価性引当金を認識しなければなりません。この場合には、税金費用が増加する、又は将来において利用可能な税金支出の減額ができなくなる可能性があります。したがって、追加の評価性引当金が計上された期間あるいは繰延税金資産が未使用のまま消滅した期間に、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産及び評価性引当金の評価において、連結子会社間の移転価格に関して調整される不確実な税務ポジションの決定が重要な要素となります。ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において連結子会社間を含む多くの取引がありますが、最終的な税額の決定は不確実です。ソニーは、税務当局から税務申告に対して継続的な調査を受けており、その結果、法人税の引当の妥当性を決定する税務調査の結果を受けて起こりうる悪影響を定期的に評価しています。これらの評価には高度な判断が要求され、翌期以降に追加的な証拠が入手可能になることにより、ソニーの不確実な税務ポジションの最終的な結果とそれにとともに評価性引当金の計上が、ソニーの将来の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

上記に加え、ソニーの将来における実効税率は、法定税率の変更や異なる法定税率が適用される各国での利益の割合の変化、又は租税法規の改正やそれらの解釈の変更などにより不利な影響を受ける可能性があります。

(37) ソニーは、営業権、無形固定資産もしくはその他の長期性資産の減損を計上する可能性があります。

ソニーは多くの営業権、無形固定資産及び長期性資産を保有しており、高度の判断を必要とする将来業績予想の下方修正や見積り・前提の変更により減損を計上する可能性があります。ソニーは、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産について、年一回第4四半期に減損の判定を行い、また、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などの要因や兆候による減損判定の必要性を継続的に評価しています。保有しかつ使用する長期性資産及び処分予定の長期性資産の回収可能性は、個々の資産又は資産グループの簿価が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に検討されます。保有しかつ使用する長期性資産については、長期性資産又は資産グループの簿価と割引前将来見積キャッシュ・フローを比較することにより減損の有無が検討され、帳簿価額が減損していると判断された場合、簿価が公正価値を超える部分について、減損を認識します。

営業権、無形固定資産及びその他の長期性資産の減損の判定もしくは金額の算定において、公正価値は将来見積キャッシュ・フローの現在価値、又は比較可能な市場価額により算定されており、この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永續成長率、適切な類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。将来見積キャッシュ・フローの現在価値に影響を与える見積り・前提の変更は、営業権の減損の判定の際に使用される報告単位の公正価値の減少もしくは無形固定資産や長期性資産、資産グループの公正価値の減少を招く可能性があります。例えば、2009年度においてソニーは、液晶テレビについて見積耐用年数の短縮及びそれに対応する将来キャッシュ・フロー見込みが減少した結果、主に長期性資産の見積公正価値の減少を反映して271億円の減損を計上しており、この金額は長期性資産の減損計上額である533億円に含まれています。いずれの要因も、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(38) ソニーは第三者の知的財産権の侵害を追及され、重大な損害賠償責任を負う可能性があります。

ソニーの製品は広範囲にわたる技術を利用しています。その技術が第三者の保有する知的財産権を侵害しているという主張がソニーに対してなされており、今後なされる可能性もあります。かかる主張により、和解やライセンス契約の締結あるいは多額の損害賠償金を支払うことが必要となった場合や、ソニーの製品の一部分が一時的又は恒久的に市場での販売を差し止められることとなった場合は、ソニーの事業活動や業績、財政状態及び評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

(39) ソニーは第三者の知的財産権につき必要なライセンスを継続して取得できない可能性があります。また、事業遂行に必要なソニーの知的財産権につき、継続して十分な保護を受けたり、行使したりできない可能性があります。

多くのソニー製品は第三者の特許その他の知的財産権のライセンス供与を受けて設計されています。過去の経験や業界の慣行により、将来的に必要なかつビジネスに有効な様々な知的財産権のライセンスを取得又は更新できるとソニーは考えていますが、全く供与されない、又は受諾可能な条件で供与されない可能性があります。そのような場合には、ソニーは、製品の再設計や、販売の断念を余儀なくされる可能性があります。さらに、ソニーの知的財産権は、これらに関して紛争が生じたり、無効にされたりする可能性があります。また、ソニーの知的財産権が、ソニーの競争力を維持するうえで十分ではない可能性があります。そのような場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(40) ソニーは、環境や労働安全衛生に関する法規制の対象となっており、これによりオペレーションにかかるコストが上昇したり活動が制限されたりする可能性があります。

ソニーは、大気汚染、水質汚染、有害物質の使用の管理、廃止、削減や一部製品の待機電力レベルの低減、廃棄物管理、製品や電池、梱包材料のリサイクル、土壌浄化、従業員や消費者の安全衛生に関する法規制を含む、広範囲な環境や労働安全衛生上の法規制の対象となっています。これらの法規制及びその運用がより強化されたり、又は将来的に新たな法規制が導入される可能性があります。ソニーにとって、法規制遵守にかかる追加コストが生じたり、事業活動が制限されたりする可能性があります。さらに、環境や安全衛生上の法規制を遵守できない場合、罰金、刑罰、法的制裁、その他のコストや原状回復義務の対象になる場合があります。さらに、法規制を遵守できないことに対する処分が、ソニーの評判及び業績に悪影響を及ぼす可能性もあります。

ソニーは、事業活動に影響を与える可能性がある環境や安全衛生上の新しい法規制について、監視し、評価しています。例えば、有害物質の使用規制の指令（“ The Restriction of Hazardous Substances “ RoHS ” Directive ”）、電気・電子機器の廃棄に関する指令（“ The Waste Electrical and Electronic Equipment “ WEEE ” Directive ”）や化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規制（“ The Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals “ REACH ” regulation ”）など、EUが施行した環境に関する多くの法規制を、ソニーは遵守することが求められています。また、同様の法規制が中国や南米諸国を含む世界の他の地域でも制定されつつあります。ソニーが上述の規制や同様のプログラムを遵守するにあたっては、多額の費用が将来発生する可能性があります。

また、ソニーは、気候変動問題は適切な対応や環境活動などが行われなかった場合において、経営に対する潜在的なリスクを有すると考えています。気候変動問題は、温室効果ガス排出量に関する開示、温室効果ガス排出削減、炭素税や電気製品の省エネなどに関する新しい法規制や政策による追加的な費用増に結びつく可能性があることを認識しています。また、既に日本においては物流におけるエネルギー消費量と二酸化炭素排出量の合理化に努める義務を一定の荷主に負わせる法規制が導入されており、他国でも近い将来において類似した法規制が導入される可能性があります。さらに、排出量のキャップ&トレード制度（例えば、東京都の「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」など）が今後ソニーの事業所に適用され、それにともって対応コストが増加する可能性があります。これは東京都にとどまらず、近い将来、他の地域又は国においても新たに同様のキャップ&トレード制度が設けられる可能性があり、さらなるコスト増が見込まれます。加えて、消費者の関心が高まっている気候変動問題に対して、適切な対応を取ることができなかった場合、ソニーの評判が傷つけられ、消費者が製品の購入にあたって、ソニー製品ではなく、他社製品を選択するリスクがあります。



## 5【経営上の重要な契約等】

PS 2 及びPS 3 ハードウェアを含むソニーのDVDビデオプレーヤー機能付製品は、米国のMPEG LA LLC、Dolby Laboratories Licensing Corporation及びNissim Corp.とのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、DVD規格上特定されている技術に関する特許に大きく依存しています。PS 3 ハードウェアを含むソニーのブルーレイディスク™プレーヤー機能付製品は、DVD規格上特定されている技術に関する上記記載の特許に加え、米国のMPEG LA LLC及びAT&Tとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、ブルーレイディスク規格上特定されている技術に関する特許にも大きく依存しています。また、ソニーのデジタルテレビ製品は、Thomson Licensing Inc.とのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、デジタルテレビ規格上特定されている技術に関する特許に大きく依存しています。

## 6【研究開発活動】

ソニーは、コンシューマーエレクトロニクスとエンタテインメントを提供するグローバルなリーディングカンパニーになることをめざし、コアビジネスのさらなる強化やネットワーク関連施策の推進等を新たな3カ年の目標として設定、2008年6月、中期経営方針説明会にて発表しました。特にC P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野を中心とするコアビジネスにおいては、量的な拡大のみならず質的な向上もともなう豊かな成長をめざします。

C P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野における研究開発の重点領域として、ソニーは以下の4つを再定義しています。

- ・ソフトウェア技術（アプリケーション開発、信号処理、ユーザーインターフェイス、画像処理技術）
- ・次世代デバイス（有機ELディスプレイ、レーザー、薄膜、伝送技術）
- ・知的情報処理（認識技術、情報セキュリティ、ワイヤレス）
- ・先端材料（医療エレクトロニクス、環境技術、次世代バッテリー）

またソニーは、社内外の先進技術を活用するオープン・イノベーションを推進し、事業化を加速します。ソニー独自の技術力と外部の専門性を融合することにより、R&Dの効率向上を図り、ネットワーク時代において急速に変化するカスタマーニーズと嗜好に迅速に対応していくことをめざします。

この中期経営方針にもとづき、研究開発の強化と効率向上の両面から、2009年6月、ソニーは本社直轄の組織として、研究開発・共通ソフトウェアプラットフォームを新設しました。同時にソニーはコーポレートR&D組織内でいくつかの再編・再配置を行い、先端マテリアル研究所の一部の機能とディスプレイデバイス開発本部の全ての機能をコアデバイス開発本部に移管しました。さらに商品に搭載される共通のソフトウェア設計力強化のために2009年4月に本社直轄の組織として新設したソフトウェア設計技術センターを移管、コモンソフトウェアセンターを新設し、これまでのコーポレートR&Dとともに研究開発・共通ソフトウェアプラットフォームの直轄組織としました。その後、コモンソフトウェアセンターの機能は、2009年10月に新設されたソフトウェア設計本部に移管しました。

ソニー本社が直轄する研究開発の各組織と主なミッションは、2009年度末時点で、それぞれ以下のとおりになっています。

- ・技術開発本部：商品共通要素技術の開発及び新規商品事業の創出
- ・コアデバイス開発本部：次世代デバイス技術の開発
- ・先端マテリアル研究所：新規事業創造に向けた先端材料及びデバイス技術の研究開発
- ・システム技術研究所：商品の差異化をめざした情報技術の研究開発
- ・ソニーコンピュータサイエンス研究所：システム生物学やシステム脳科学等の新学問領域の創造

2009年度の連結研究開発費は、研究開発の重点領域の見直しにより、前年同期に比べ653億円（13.1%）減少の4,320億円となりました。金融分野を除く売上高に対する比率は前年同期の6.9%から6.8%になりました。研究開発費の主な内訳をみると、C P D分野が563億円（17.8%）減少の2,594億円、N P S分野が39億円（4.2%）減少の892億円でした。C P D分野の研究開発費のうち約73%は、新製品の試作研究費、残り約27%は次世代ディスプレイ、半導体、新規材料、ソフトウェアなど中長期を見据えた新技術の開発研究費でした。

世界規模で競争が激化する最先端の技術開発においては、開発投資のリスクを分散しながら開発のスピードを加速するために他社との協業は欠かせません。ソニーは、2009年度中に次のような協業のための新たな契約の締結等を行いました。

- ・シャープとソニーは、大型液晶パネル及び液晶モジュールの製造・販売事業に関する合弁契約を、2009年7月30日、締結しました。シャープは、大阪府堺市に建設中の世界初となる第10世代のガラス基板サイズ（約2,900mm ×

3,100mm)を採用する液晶パネル新工場を、会社分割によって2009年7月1日に100%子会社のシャープディスプレイプロダクト株式会社(以下「SDP」)に承継し、2009年10月に工場の稼働を開始しました。SDPは2009年12月29日に第三者割当て増資を実施し、ソニーから100億円の出資を受け、同日付けでシャープとソニーの合併会社となりました。以降、合併契約に定めるところにしたがい、最終的な出資比率(シャープ66%、ソニー34%)に向け、ソニーは段階的にSDPへ出資を行います。

なお、2009年度の主な研究開発活動及び成果には、以下のものがあげられます。

- オリビン型リン酸鉄リチウムを正極材料として用いた高出力・長寿命のリチウムイオン二次電池をソニーは商品化し、2009年6月より出荷を開始しました。非常に安定した結晶構造を有するオリビン型リン酸鉄リチウムには、長寿命の特長を有する一方で、高抵抗であるとの課題がありました。この課題に対して、ソニー独自の粉体設計技術と、現行の高出力型リチウムイオン二次電池「Fortelion(フォルテリオン)シリーズ」で培ってきたセル構造技術をあわせて用いることで、この新しい正極材料の電気抵抗を低減することに成功しました。その結果、出力密度1800W/kgの高出力と約2000回充放電が可能な長寿命を同時に実現しています。この二次電池は、急速充電が可能で安定した電圧を供給できることから、電動工具などのモーター駆動用途から出荷を開始し、多様化するモバイル機器などにも訴求していきます。

今回新たに開発した「高出力・長寿命リチウムイオン二次電池」をラインアップに加えることで、ソニーは今後もユーザーの要望に応える最適な電池を提案し、リチウムイオン二次電池のビジネスを引き続き強力に推進していきます。

- 独自開発の「裏面照射型構造」を採用することにより感度を従来の約2倍に高めたCMOSセンサー「“Exmor R”(エクスマアール)」を世界で初めて搭載したデジタルスチルカメラ“サイバーショット”『DSC-WX1』『DSC-TX1』2機種をソニーは2009年9月から発売を開始しました。高感度のCMOSセンサー搭載により、室内や夜景などの暗所でもノイズの少ない高画質の撮影を可能としました。また、両機は高速CMOSセンサー・高性能レンズ・高速画像処理回路の連携により、秒間10枚の高速連写やパノラマ撮影機能なども搭載しています。両機に搭載した顔検出・笑顔検出・新開発の構図アルゴリズム技術を駆使し、カメラが自動で撮影を行うユニークなカメラアクセサリ「Party-shot(パーティーショット)」もあわせて発売しました。

ソニーは今後もさらなる高画質・高速連写撮影の楽しみを広げる商品を開発していきます。

- フロントスピーカーに位相特性を合わせる自動位相マッチング技術“オートマティック・フェーズ・マッチング(APM)”を搭載したマルチチャンネルインテグレートアンプ『TA-DA5500ES』をソニーは2009年10月から発売を開始しました。APMは、フロントと異なる特性のスピーカーをサラウンドやセンターに用いた場合でも、スピーカーの位相の周波数特性をフロントスピーカーに合わせる世界初となるソニー独自の技術です。この技術により、家庭の様にサラウンドやセンターにフロントと同一のスピーカーを用いることが難しい場合でも、これらの全てのチャンネルの位相特性が揃った理想的な再生条件により、音楽や映画の制作者が意図した、良質なサラウンド音を忠実に再現することが可能になりました。

ソニーは今後も業界をリードする技術で、より忠実な音を再現する楽しみを広げる商品を開発していきます。

- スポーツなどの動きの激しい被写体でも、自然でなめらかな3D映像を、毎秒240フレームで撮影できる単眼レンズ3Dカメラの技術をソニーは開発し、2009年10月、「CEATEC JAPAN 2009」にて参考展示しました。この技術は光学的に左右の画像を同時に撮影できる新しい単眼レンズ3D光学系システムと、既に開発済のハイフレームレート撮影技術とを組み合わせ、毎秒240フレームによる3D撮影を実現したものです。この新しい単眼レンズ3D光学系システムと毎秒240フレームのハイフレームレート技術とを組み合わせることで、ソニーは普遍的な人間の眼の性質に基づき、輻輳(ふくそう:対象に両眼の視線を合わせること)と焦点調節(眼のピント合わせ)に矛盾のない、自然でなめらかな3D映像を撮影できる単眼レンズ3Dカメラの技術を実現しました。

ソニーは今後も人の目に近いより自然な撮影を可能とする技術を開発していきます。

• 薄型デザインとワイヤレス技術で美しい壁掛けスタイルを実現した液晶テレビ ブラビア ZX5シリーズをソニーは2009年11月から発売を開始しました。このZX5シリーズは、エッジライト型LEDバックライトを採用した薄型パネル（52V型：最薄部16.6mm、46V型：最薄部15.8mm）と、標準搭載のフルHD非圧縮1080pのワイヤレス映像伝送技術の組み合わせで、わずらわしい配線がないスタイリッシュな壁掛けスタイルの演出が可能です。ZX5シリーズは、スポーツシーンなど動きの速い映像をくっきり・なめらかに再現する4倍速（240コマ）動画表示機能も搭載していません。

また、エッジライト型LEDバックライトに加えて、テレビの前に人がいなくなると自動で映像を消して、節電をこまめにサポートする「人感センサー」を搭載したEX700シリーズなど液晶テレビ ブラビア 3シリーズ8機種をソニーは2010年2月から発売を開始しました。高画質回路「ブラビアエンジン3」や独自の倍速技術「モーションフロー120コマ」の搭載とあわせて、EX700シリーズは高画質と省エネ性能を両立したモデルです。

さらに、臨場感あふれる3D視聴に対応した機種や、シンプルで美しいモノリシックデザインを採用した機種など、液晶テレビ ブラビア の新商品5シリーズ12機種を開発し、2010年4月から順次発売することをソニーは、2010年3月、発表しました。LX900シリーズ等の3D対応機種においては、ソニー独自の4倍速技術（240コマ表示）を応用し、右目用・左目用の映像が画面上で混在する“クロストーク”を極限まで抑え、美しく自然な3D映像の再現を可能としています。これらの機種に採用されたモノリシックデザインは、液晶テレビ ブラビア などホームエンタテインメント機器に共通のデザインテーマであり、華やかな装飾を省いたシンプルなデザインの機器を組み合わせることで、美しい佇まいと上質な空間、快適な視聴スタイルを提案するものです。

今後はソニーグループ全体で、魅力的なハードウェアとコンテンツ両方の側面において開発及び制作を加速し、3Dによる新たな映像体験の楽しさを創出していきます。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

### (1) 重要な会計方針

米国会計原則にしたがった連結財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、及び報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような、マネジメントによる見積り・前提を必要とします。ソニーは、継続的に、過去のデータ、将来の予測及び状況に応じ合理的と判断される範囲での様々な前提にもとづき見積りを評価します。これらの評価の結果は、他の方法からは容易に判定しえない資産・負債の簿価あるいは費用の報告金額についての判断の基礎となります。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。ソニーは、会社の財政状態や業績に重要な影響を与え、かつその適用にあたってマネジメントが重要な判断や見積りを必要とするものを重要な会計方針であると考えます。ソニーは、以下に述べる項目を会社の重要な会計方針として考えています。

### 投資

ソニーの投資は、原価法あるいは持分法により会計処理されている負債及び持分証券を含みます。投資価値に一時的でない下落が認められた場合は減損を認識し、その投資は公正価値まで評価減されます。ソニーは、個々の有価証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価しています。公正価値の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積キャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソブリンリスク、公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間ソニーが当該証券を保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

公正価値が容易に算定できる売却可能証券の減損の判定において、公正価値が長期間（通常6ヵ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、公正価値の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

ソニーは2009年4月1日から負債証券の一時的でない減損の認識及び表示に関する会計基準を適用しました。負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、当該負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前に当該負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかにより左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における当該負債証券の償却原価と公正価値の差額全額にあたる信用損失です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、当該負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割り引くことにより計算される正味現在価値の差額です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括利益の独立した項目として計上されます。当基準適用以前は、負債証券について損益に認識される一時的でない減損は、減損時における償却原価と公正価値の差額の合計でした。

投資の公正価値の下落が一時的であるか否かの判定は、多くの場合、主観的であり、発行企業の業績予想、事業計画及び将来キャッシュ・フローに関するある特定の前提及び見積りが必要とされます。したがって、現在、投資価値の下落が一時的であると判断している有価証券について、継続的な業績の低迷、将来の世界的な株式市場の大幅悪化あるいは市場金利変動の影響等の事後情報の評価にもとづき、将来、公正価値の下落が一時的でないとして判断され、投資の未実現評価損が費用として認識され将来の収益を減額する場合があります。

### 棚卸資産の評価

ソニーは低価法により棚卸資産を評価します。棚卸資産原価と正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成及び処分までの費用を控除した額）の差額を評価減計上します。ソニーは、部品や製品が陳腐化したり、在庫が使用見込みを上回ったり、もしくは在庫の帳簿価額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。市場環境が予測より悪化してさらなる値下げが必要な場合には、将来において追加の評価減計上が必要となります。

## 長期性資産の減損

ソニーは、保有しかつ使用する長期性資産及び処分予定の長期性資産又は資産グループの簿価について、それが回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、減損の有無を検討しています。保有しかつ使用する長期性資産は割引前将来キャッシュ・フローと長期性資産又は資産グループの簿価を比較することにより減損の検討が行われています。この検討は、主として製品カテゴリーごと（例：液晶テレビ）またある場合には、エンティティごとの将来キャッシュ・フローの見積りにもとづいて行われます。資産又は資産グループの簿価が減損していると判断された場合、簿価が公正価値を超える部分について、減損を認識します。公正価値は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、又は比較可能な市場価額により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。

マネジメントは将来キャッシュ・フロー及び公正価値の見積りは合理的であると考えています。しかしながら、ビジネスの前提条件の予測不能な変化によって見積りが変更となることにより、将来キャッシュ・フローや公正価値が減少し、長期性資産の評価に悪影響を与える可能性があります。

2008年度後半の経済環境の悪化とそのC P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野に対する継続的な経済的影響は、長期性資産及び資産グループの簿価について、それが回収できなくなる状況と考えられました。したがって、ソニーは特にC P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野の有形固定資産について重点的に長期性資産もしくは資産グループの簿価と割引前将来キャッシュ・フローを比較することにより減損のテストを行いました。このテストの結果としての減損計上は以下に記載する金額に含まれております。

2008年度においてソニーは減損を合計17,370百万円計上しました。この中に個々として重要な項目はありません。これらの費用の一部は、とくにC P D分野における構造改革活動と関連しています。回収可能性テストのための割引前見積将来キャッシュ・フロー及び公正価値を決定するための割引将来キャッシュ・フローはソニーの修正された経営計画と悪化する経済環境、特に経営状態回復のタイミングと程度を反映しており、多くの判断を必要としております。

2009年度においてソニーは減損を合計53,304百万円計上しました。これらの費用の一部は、とくにC P D分野における現在着手されている構造改革活動と関連しています。ソニーはC P D分野において液晶テレビの減損を27,100百万円計上し、この金額は2009年度における減損金額53,304百万円に含まれています。この減損は主に有形固定資産及び一部の無形固定資産の見積公正価値の減少を反映しています。2009年度第4四半期中に見直された経営計画により、この資産の見積耐用年数の短縮及びそれに対応する将来キャッシュ・フロー見込みが減少した結果、減損損失の計上が必要となりました。

## 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回第4四半期に、また、減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。減損の可能性を示す事象とは、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などで、それらはマネジメントにより定期的に見直されています。

営業権の減損は、二段階の手続きにより決定されます。営業権の減損判定の第一ステップは、報告単位の公正価値とその報告単位の営業権を含む帳簿価額とを比較することにより、減損の可能性を判定するために行われます。報告単位とは、ソニーの場合、オペレーティング・セグメントあるいはその一段階下のレベルを指します。報告単位の公正価値がその帳簿価額を上回る場合、その報告単位の営業権は減損していないとみなされ、第二ステップは行われません。報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る場合には、減損金額を測定するため、営業権の減損判定のための第二ステップを行います。営業権の減損判定のための第二ステップでは、報告単位の営業権の公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損として認識します。営業権の公正価値は企業結合において認識される営業権の金額と同様の方法により決定されます。すなわち、その報告単位があたかも企業結合により取得され、その公正価値が報告単位を取得するために支払われた買収価格であるかのように、公正価値を報告単位のすべての資産・負債（未認識の無形固定資産を含む）に配分します。耐用年数が確定できない無形固定資産の減損判定は、その無形固定資産の公正価値と帳簿価額との比較により行います。無形固定資産の帳簿価額が公正価値を超過する場合には、その超過分を減損として認識します。

営業権の減損判定の第一ステップにおける報告単位の公正価値や、第二ステップにおける報告単位の個々の資産・負債（未認識の無形固定資産を含む）の公正価値の決定は、その性質上、判断をともなうものであり、多くの場合、重要な見積り・前提を使用します。同様に、その他の無形固定資産の公正価値の決定においても、見積り・前提が使用されます。これらの見積り・前提は減損が認識されるか否かの判定及び認識される減損金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。これらの減損判定において、ソニーは、社内における評価を行い、またマネジメントが妥当と判断する場合には第三者による評価を活用するとともに、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れています。公正価値の見積りは主に割引キャッシュ・フロー分析により行います。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが考慮されるべきかどうかの決定など重要な見積り・前提を使用します。将来キャッシュ・フローの見積りに加えて、報告単位の公正価値を決定する際の将来キャッシュ・フローに使用する最も重要な前提は、割引率と、割引キャッシュ・フロー分析に使用するターミナル・バリューを決定する際に適用される永続成長率の二つです。営業権の減損判定のための割引キャッシュ・フロー分析に使用された割引率は、それぞれの報告単位に対する特定リスク要因と同様に、市場及び産業データを考慮します。ターミナル・バリューを決定するために使用されるそれぞれの報告単位の永続成長率は、通常は当初の3ヶ年予測期間の後、過去の経験、市場及び産業データにもとづいて設定しています。

以下に記載するものを除き、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産を持つ報告単位の公正価値が帳簿価額を超過したため、減損が生じていないと考え、減損判定の第二ステップは行なわれませんでした。その結果、以下に記載する減損を除き、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産の重要な減損の計上はありませんでした。営業権の減損を判定する際に、営業権を持たない報告単位も含めて、報告単位の公正価値の総額に対するソニーの時価総額を考慮し、適切なコントロール・プレミアムとともに、個々の報告単位に配分されない全社に帰属する資産と負債も考慮しました。

2008年度にその他の分野に含まれる報告単位において、7,655百万円の減損を計上しました。これはソニーがGracenote, Inc.（以下「グレースノート」）を取得した際に計上した営業権に関するものです。グレースノートはデジタルメディア認識、上質な楽曲提供、好みの音楽を探し出す音楽推薦エンジンに関する技術及びサービスを提供しています。グレースノートの減損処理は、モバイル及び自動車市場を含むグレースノートがサービスを提供する主要な市場における成長率の低下をもたらす経済の低迷の影響を反映したものです。また、グレースノートの評価額は、経済の悪化によるリスクを反映した高い割引率を将来キャッシュ・フローの現在価値の計算において使用したことにより低下しました。

2010年3月31日現在のセグメントごとの営業権の帳簿価額は以下のとおりです。

	金額 (単位：百万円)
コンシューマプロダクツ&デバイス	64,806
ネットワークプロダクツ&サービス	123,881
B 2 B & ディスク製造	16,071
映画	102,481
音楽	109,886
金融	2,314
その他	19,430
合計	438,869

マネジメントは、営業権の減損判定に使用した将来キャッシュ・フロー及び公正価値の見積りは合理的であると考えています。しかしながら、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化による、将来キャッシュ・フローや公正価値の下落を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、結果として、将来においてソニーが営業権及びその他の無形固定資産の減損を認識することになる可能性があります。2009年度の減損判定における公正価値の計算の感応度分析を実施するため、ソニーはそれぞれの報告単位の見積公正価値が10%下落したと仮定して計算を行いました。以下に記載する映画分野の報告単位を除き、公正価値の10%下落により営業権の減損判定の第一ステップが不合格となる報告単位はありませんでした。加えて、近年において営業損失を計上しているゲーム報告分野に関しては、マネジメントが使用する重要な前提や不確実性について、以下で説明しています。

## &lt;映画分野の報告単位&gt;

映画分野における報告単位である「プロダクション・アンド・ディストリビューション」については、2010年3月末時点において、見積公正価値の10%下落を仮定した場合、営業権の減損判定の第一ステップを合格しませんでした。2010年3月末時点において、この報告単位には88,592百万円の営業権の残高があり、この報告単位のみ公正価値は帳簿価額を約8%超過していました。ソニーはこの報告単位の公正価値を割引キャッシュ・フロー分析を用いて決定しています。割引キャッシュ・フロー分析は、直近の3年間のビジネス計画に、この3年間の計画にもとづいた7年間の追加のキャッシュ・フローを加えた将来キャッシュ・フローを前提としています。ターミナル・バリューもこの割引キャッシュ・フロー分析に含まれています。ターミナル・バリューは、利益倍率及び10年後の将来キャッシュ・フローに適用されるコントロール・プレミアムを使用して計算される10年後の出口価格にもとづいています。使用される重要な見積りや前提には、将来キャッシュ・フローにある固有のリスクを反映した割引率、成長率、タイミング、及び将来キャッシュ・フローの金額、また利益倍率が含まれています。

将来キャッシュ・フローにおける固有のリスクを反映するために、9.5%の割引率が適用されていますが、これは類似企業の加重平均資本コストにより算出されています。利子率の増加やエンタテインメント業界において想定される株主資本収益率の増加のような金融市場の変化により、将来の割引率が増加し、その結果報告単位の公正価値を減少させることがあります。他の全ての前提を同一とし、割引率を1%増加させた場合においても、この報告単位の公正価値は帳簿価額を下回るまでは至らず、したがって、この報告単位は営業権の減損判定の第一ステップが不合格となる結果にはなりません。

ターミナル・バリューの算定で使用される利益倍率やコントロール・プレミアムはアナリストの見積りや民間の市場取引において参照される評価を通じて得ています。見積キャッシュ・フローにおける成長率の低下や業界における利益率の低下は利益倍率の減少に影響し、その結果、この報告単位の公正価値の低下へ繋がる恐れがあります。

主要な前提条件の多くは直近におけるビジネス計画、将来キャッシュ・フロー、及び報告単位の成長率に用いられ、これには 現在及び見込まれる経済状況、及びそれらの自由裁量をもつ消費者の消費動向や広告市場に対する影響、DVDレンタル収入の増加で一部相殺されているが継続しているDVD売上の低下、採用が続くブルーレイディスクやデジタルフォーマット、「イベント」や「テントポール」となる作品の継続的な製作、さらにアニメ映画作品の製作、配賦費用、マーケティング、及び映画やテレビ番組の制作費用に関する報告単位のコスト構造の変化、といった事項が含まれています。現在のビジネス計画を越えて想定する成長率はマネジメントの将来展望を考慮に入れ、過去の実績と比較して合理性を評価します。現在の3年間のビジネス計画を越えて想定するキャッシュ・フローの成長率は、約5%です。他の全ての前提が同一であると仮定し、成長率を1%減少させた場合、この報告単位の公正価値は簿価を下回って減少するには至らず、したがってこの報告単位は営業権の減損判定の第一ステップが不合格となる結果にはなりません。

以下の不確実性は上述した主要な前提条件に関連するもので、直近のビジネス計画、将来キャッシュ・フロー、及び報告単位の成長率に対して、好ましくない影響を及ぼす恐れがあります。

- ・ 製作コストやマーケティング費用、労務コスト、需要動向、リリース時期やシンジケート売上、又は競合商品や他のエンタテインメントの状況はソニーの見積りとは異なる可能性があります。
- ・ 主要な小売の不振やDVDフォーマットの飽和、又は小売の商品陳列スペースの競争激化により、ソニーが見込んでいるよりも急速に世界のDVD売上が低下する恐れがあります。
- ・ この報告単位はデジタルの海賊版や不法なダウンロードに晒されており、これは新技術やブロードバンドインターネット接続の環境が進むにつれて、広く普及しています。未承認のコンテンツにより、合法の製品売上が減少し、又価格低下の影響を受けます。これにより、見込みに含まれる売上や利益の前提に悪影響を与える恐れがあります。
- ・ キャッシュ・フローの見積りに含まれる為替レート前提を越えた為替変動は、この報告単位の売上及び試算が報告通貨である米ドル以外で構成されていることから、この報告単位の実績に影響を及ぼす恐れがあります。
- ・ この報告単位の収益の主要な部分は、映画やテレビ作品を含む画像ベースのソフトウェアの米国及び米国以外のテレビ放送局に対するライセンスですが、これらテレビ放送局は広告料収入を主要な収益減としています。この報告単位についても、より少ない範囲ですが、画像ベースのソフトウェアに関して広告料収入を計上しています。広告の市場がビジネス計画の前提と比べ悪化した際には、この報告単位のキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす恐れがあります。

上記に要約した公正価値の分析で使用する見積りならびに前提条件を作成する上で生じる固有の不確実性により、実際の数字が異なる可能性があります。その結果この報告単位の公正価値が大きく変わり、営業権の減損判定の第一ステップが不合格となる可能性があります。

## &lt;ゲーム事業の報告単位&gt;

ゲーム報告単位は、2010年3月31日時点で123,881百万円の営業権を計上しましたが、その公正価値は当初3年間のビジネス計画による将来キャッシュ・フロー及びターミナル・バリューによる割引キャッシュ・フロー分析により見積もられています。ゲーム報告単位の見積りキャッシュ・フローは、年次の減損テスト時点において、大幅に簿価を超過していました。ソニーはこの報告単位の公正価値を決定する際、見積りや前提を活用しています。これらの前提は近年継続しているゲーム報告単位の営業損失、及び利益を回復するマネジメントの計画を勘案しています。重要な見積りならびに前提条件には、将来キャッシュ・フローの時期・金額、将来キャッシュ・フローに固有なリスクを織り込んだ割引率、ターミナル・バリューを算出するための永続成長率、が含まれています。これらの前提には、ゲームコンソールのインストールベースの見積り成長率、ソフトウェア収入見積り、周辺機器の収入見積り、オンラインネットワークビジネスの拡大継続、製造コストと比較したゲームコンソール（特にPS3）の価格、といった事項が含まれています。

以下の不確実性は上述した主要な前提条件に関連するもので、直近時のビジネス計画、将来キャッシュ・フロー、及び報告単位の成長率に対して、好ましくない影響を及ぼす恐れがあります。

- ・ 将来のゲームコンソール売上の水準（特にPS3）は不確実であり、競争市場の影響、技術革新、及びソニーや競合他社による新機能やプラットフォーム導入のタイミングにより影響を受けます。2010年度におけるPS3の販売台数は15百万台と見込まれており、これは前年比で約2百万台の増加となります。将来のゲームコンソールの売上の水準は、将来の価格設定、競合他社の動向、ソニーや他社による新規技術の導入により異なる可能性があります。
- ・ ゲームコンソールの増加にもとづくソフトウェア売上による継続して安定したキャッシュ・フローは、より旧式のプラットフォームのソフトウェア収益の低下を相殺する見込みですが、外部のソフトウェア開発業者から得る将来のロイヤリティやゲームコンソール売上の低迷、魅力的なソフトウェア商品をお客様にご提供できなかった場合に、好ましくない影響を受ける恐れがあります。
- ・ PlayStation Moveモーションコントローラなど、新製品の導入による周辺機器のキャッシュ・フローの増加は、ソニーの見込みとは異なる可能性があります。
- ・ 継続拡大を見込むオンラインネットワークのキャッシュ・フローは、PS3及びその他のソニー製品をもとに、ユーザー手数料、ソフトウェア、音楽ならびにビデオの配信の収益へと繋がりますが、付随的な収益については不確実であり、限られた過去の経験や産業見込みにもとづいています。ゲームコンソールのインストールベースの将来の増加、将来のロイヤリティからの収益、全体的なオンライン市場の成長、及びゲーム以外の機器との接続が増加することによる他のソニービジネスとのシナジーの強化は、より旧式のコンソールとそれに関するソフトウェアの売上の低下による収益減少を上回ると見込んでいます。そのような将来成長は不確実であり、ソニーの見積りとも異なる可能性があります。
- ・ 競争力を維持するための製品開発に必要な将来の投資となる研究開発費のキャッシュ・フローは、ソニーの見込みから異なる可能性があります。

上記に要約した公正価値の分析で使用する見積りならびに前提条件を作成する上で生じる固有の不確実性により、実際の数字が異なり、その結果この報告単位の公正価値が大きく変わる可能性があります。

上記の不確実性は、当初の3年間の予想期間後に適用される永続成長率、及び上記の公正価値の算出で使用する割引率を設定する際に考慮されます。公正価値を決定する際に適用される永続成長率は1.5%であり、これは過去の経験、予測される経済状況、産業データ、ビジネスに対するソニーの長期展望にもとづいています。これらの前提は本質的に不確実です。この報告単位の将来キャッシュ・フローにおける固有のリスクを反映した割引率は7.6%であり、同種ビジネスの上場企業の加重平均資本コストを考慮しています。利子の上昇やこの分野における市場参加者の株主資本利益率の上昇など金融市場の変化は割引率の上昇にも繋がり、したがってこの報告単位の公正価値を低下させる恐れがあります。割引率や永続成長率に関する公正価値見積りの感応度を評価するために、ソニーは、他の前提条件を同一としたまま、割引率の1%増加、及び永続成長率の1%減少を仮定して計算し、これは公正価値が低く見積られることとなりますが、この報告単位の見積り公正価値は依然として十分に簿価を超過する結果となりました。



## 退職年金費用

従業員の退職年金費用及び債務は、最新の統計数値にもとづく割引率、退職率、及び死亡率を含む特定の前提条件に加え、年金制度資産の期待長期収益率及びその他の要因にも左右されます。特に割引率と期待長期収益率は、期間退職年金費用及び債務を決定する上で、二つの重要な前提条件です。前提条件は、少なくとも年に一度、又はこれらの重要な前提条件に重大な影響を与えるような事象の発生又は状況の変化があった場合に評価されます。

米国会計基準にしたがって、前提条件と実際の結果が異なる場合は、その差異が累積され将来期間にわたって償却されます。これにより実際の結果は、通常、将来認識される退職年金費用及び債務に影響します。マネジメントはこれらの前提条件が適切であると考えていますが、実際の結果との差異や前提条件の変更が、ソニーの退職年金債務及び将来の退職年金費用に影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの主要な年金制度は国内年金制度です。個別の海外年金制度に関して、年金制度資産及び年金給付債務の国内及び海外総額にとって重要性のあるものはありません。

ソニーは2010年3月31日現在の国内年金制度の年金給付債務の決定において、2.3%の割引率を適用しました。割引率は、現在利用可能かつ年金給付債務の満期までの期間において利用可能であると見込まれる高格付けの確定利付投資の収益率情報を使用し、給付の見込支払額と時期を考慮して決定されます。この収益率情報には、公表されている市場情報及び複数の格付け機関から提供される数値が使用されています。2.3%の割引率は2008年度に使用された2.2%から0.1ポイントの上昇となり、昨今の日本における市場金利状況を反映しています。割引率が0.1ポイント低下した場合、2010年度の国内年金制度の退職年金費用は約8億円の増加となります。

年金制度資産の期待長期収益率を決定するため、ソニーは、現在の及び見込みの資産配分に加え、様々な種類の年金制度資産に関する過去及び見込長期収益率も考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散及びその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、慎重かつ合理的に考慮した流動性及び投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針は、直近のマーケットのパフォーマンス及び過去の収益を適切に考慮して定められているのに対し、ソニーが使用する運用前提条件は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を達成できるように設定されています。国内年金制度における2009年3月31日及び2010年3月31日現在の年金資産の期待長期収益率は、それぞれ3.9%及び3.6%でした。2008年度及び2009年度の実際の収益率は、それぞれ-16.2%及び12.4%でした。実際の結果と年金制度資産の期待長期収益率との差異は、累積され、年金費用の一部として将来の平均残存勤務年数にわたって償却されます。その結果、毎年の退職年金費用のボラティリティが軽減されています。2009年3月31日及び2010年3月31日現在における、ソニーの国内年金制度についての年金制度資産の損失を含む年金数理純損失は、それぞれ3,380億円及び2,702億円でした。2009年度において、年金制度資産の実際の収益率が期待長期収益率を超えたことにより、年金数理純損失は減少しました。

以下の表は、他の前提条件を2010年3月31日より一定とした場合の、2010年度における国内年金制度の割引率と年金制度資産の期待収益率の変動による影響を表しています。

前提条件の変更	予測給付債務	退職年金費用 (税効果前)	自己資本 (税効果後)
割引率 0.25ポイント増/0.25ポイント減	-/+279億円	-/+20億円	+/-12億円
年金制度資産の期待長期収益率 0.25ポイント増/0.25ポイント減	-	-/+13億円	+/-7億円

## 繰延税金資産の評価

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な情報にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産に係る評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的情報を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期及び累積損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、未使用の繰越欠損金の期限切れがないという実績、繰越欠損金の期限切れを防ぐために必要に応じて実行される慎重かつ実行可能な税務戦略を特に考慮します。

Sony Computer Entertainment America Inc. (以下「SCEA」)、Sony Computer Entertainment Europe Limited (以下「SCEE」)、及びSony United Kingdom Ltd. (以下「SUKL」)は、それぞれ近年に損失を計上した結果、3年累積で税引前損失を計上しています。2010年4月1日に、事業再編及び新しい事業単位設立の一環として、(株)ソ

ニー・コンピュータエンタテインメント（以下「SCEI」）のゲーム事業は新会社に承継され、承継事業ではないネットワーク事業を営むSCEIは、商号変更の上、当社に吸収合併されました。日本での再編が完了した直後にSCEAは、当社の米国持株会社であるSony Americas Holding Inc.（以下「SAHI」）の子会社となる新会社に吸収合併されました。これらの組織再編の結果、SCEI及びSCEAの繰延税金資産は、新しい組織に照らして評価されることとなります。累積損失の計上は、繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり重要な否定的情報とみなされます。しかし、ソニーは、2010年4月1日の組織再編及び税務戦略を考慮し、この否定的情報を上回る十分な肯定的情報が存在すると判断しました。税務戦略には、過去から高い収益性をもつ事業と損失を計上している事業との取引のほか、税務上の簿価を超える資産評価額を実現することができる特定資産の売却が含まれます。ソニーは、劇的な世界経済情勢の変化、円高、構造改革への取組みの結果、いくつかの高い収益性が見込まれる事業が2009年度において損失を計上しているものの、過去から収益性の高い法人の将来収益見込と合わせて考慮した税務戦略が、米国、英国、及び日本において将来に十分な課税所得を生み、2010年3月31日における繰延税金資産全額を回収できると考えています。したがって、2010年3月31日においてこれらの会社に対し評価性引当金は計上されていません。

しかしながら、税務戦略から生み出される将来の課税所得の見込みや税務上の欠損金の繰越可能期間における予測収益が、経済情勢の悪化や構造改革の目標未達により現在の見込みよりも著しく低くなった場合、回収可能とみなされる繰延税金資産の金額は、将来著しく減少する可能性があります。

SCEA、SCEE、SUKLに関して回収可能とみなされている繰延税金資産の金額は、連結子会社間の移転価格に関して50%超の可能性をもって調整される不確実な税務ポジションを考慮しています。これらの移転価格は、相互協議申立て、及び二国間事前確認制度（Bilateral Advance Pricing Agreements、以下「APAs」）の米国、英国、日本での申請を受けて、関係する政府間で検討されています。ソニーは、2010年3月31日における様々な法人間の繰延税金資産の配分や金額を含む税務処理に関して、これらの政府間交渉による最終的な結果を見積もることが要求されます。事前確認制度による交渉は、マネジメントによる損益配分の見積評価と異なる結果となる場合があります。その配分がソニーの繰延税金資産の回収可能性に不利な影響をもたらす可能性があります。その結果、追加的な証拠が入手可能となり、不確実な税務ポジションに対する引当とともに評価性引当金の評価を調整する可能性があります。

繰延税金資産の評価に関する見積りは、現在の税制や2010年3月31日に有効な税率にもとづいており、また、ソニーの財務諸表及び税務申告書で認識されている事象に関して将来に起こりうる税務上の結果についてのマネジメントの判断と最善の見積り、様々な税務戦略を実行する能力、一定の場合においての将来の結果に関する予測、事業計画及びその他の見込を反映しています。現在の税制や税率の改正は、実際の税務上の結果に影響を与える可能性があり、市場経済の悪化やマネジメントによる構造改革の目標未達は、将来における事業の結果に影響を与える可能性があります。このいずれかが、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。将来の結果が計画を下回る場合、APAsの交渉が現在の損益配分に関する予想と異なる結果となる場合、税務戦略の選択肢が実行可能ではなくなる場合や売却を予定する資産の価値が税務上の簿価を下回ることになる場合、繰延税金資産を回収可能額まで減少させるために、将来において追加的な評価性引当金の計上が要求される可能性があります。現在の見込において予想していないこれらの要因や変化は、評価性引当金が計上される期間において、ソニーの業績あるいは財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

## 映画会計

映画会計においては、作品ごとの予想総収益を見積もる過程でマネジメントの判断が必要となります。この予想総収益の見積りは次の2点において重要となります。第一に、映画作品が製作され、関連する費用が資産化される際に、その繰延映画製作費の公正価値が減損し、回収不能と見込まれる額を評価減する必要があるかどうかを決定するため、マネジメントは予想総収益及び発生時に費用化される配給関連費用を含む追加で発生する費用を控除した予想総収益を見積もる必要があります。第二に、ある映画作品に関する売上原価として認識される繰延映画製作費の額は、その映画作品がその生涯において様々な市場で公開されることから、予想総収益に対する当該年度の収益実績額の割合にもとづいています。

マネジメントが各作品の予想総収益を見積もる際に基礎とするのは、同種の過去の作品の収益、主演俳優あるいは女優の人気度、その作品の公開される映画館数、DVD、テレビ放映、その他の付随マーケットでの期待収益、将来の売上に関する契約などです。この見積りは、各作品の直近までの実現収益及び将来予測収益にもとづいて定期的に見直されます。例えば、公開当初数週間の劇場収入が予想を下回った場合には、通常、劇場、DVD、及びテレビ放映の生涯収益などを下方に修正することになります。そのような下方修正を行わなかった場合、当該期間における映画製作費の償却費の過少計上になる可能性があります。

## 保険契約債務

保険契約債務は、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引き当てられています。これらの債務はマネジメントの高度な判断と見積りを必要とし、将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。保険契約債務は1.4%から4.7%の範囲の利率を適用して計算されており、市場環境や期待投資利益などの要素が反映されています。保険契約債務の見積りに使用される罹患率、死亡率及び契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表に拠っています。通常は、これらの前提条件は契約時に固定されますが、前提条件と実績が異なる場合、あるいは前提条件を変更する場合には、ソニーは保険契約債務の追加計上を必要とする可能性があります。

## (2) 経営成績の分析

## 営業概況

ソニーは、2009年4月1日付の機構改革にともない、2009年度第1四半期より、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。主に、従来のエレクトロニクス分野及びゲーム分野に含まれていた事業を再構成し、C P D分野、N P S分野、B 2 B & ディスク製造分野を新設しました。

C P D分野には、テレビ事業、デジタルイメージング事業、オーディオ・ビデオ事業、半導体事業、コンポーネント事業が含まれています。S-LCDの持分法による投資損益はC P D分野に含まれています。N P S分野には、ゲーム事業及びPC・その他ネットワークビジネス事業が含まれています。B 2 B & ディスク製造分野には、放送・業務用機器などのB2B事業及びブルーレイディスク、DVD、CDのディスク製造事業が含まれています。

また、ソニーは2009年度第1四半期より、音楽分野を新設しました。音楽分野には、SME及びSMEJならびにソニーが株式の50%を保有する米国における音楽出版事業の合弁会社であるSony/ATVの業績が含まれています。映画分野、金融分野については、従来からの変更はありません。なお、ソニー・エリクソンの持分法による投資損益については、単独のセグメントとして表示しています。

以上のセグメント変更にとまない、各分野の2008年度における売上高及び営業損益を2009年度の表示に合わせて修正再表示しています。

## 連結業績

	2008年度 (億円)	2009年度 (億円)	増減率 (%)
売上高及び営業収入	77,300	72,140	6.7
持分法による投資損失	251	302	-
営業利益(損失)	2,278	318	-
税引前利益(損失)	1,750	269	-
当社株主に帰属する当期純損失	989	408	-

## 売上高

2009年度の売上高は、金融分野における増収などがあったものの、為替の悪影響及びC P D分野における減収などにより前年度に比べ5,160億円(6.7%)減少し、7兆2,140億円となりました。売上高の内訳の詳細については、後述の「分野別営業概況」をご参照ください。

2009年度の米ドル、ユーロに対する平均円レートはそれぞれ91.8円、129.7円と前年度の平均レートに比べ米ドルは8.4%、ユーロは9.5%の円高となりました。

(後述の売上原価、研究開発費、販売費及び一般管理費に関する売上高に対する比率分析において、「売上高」については、売上高のうち、純売上高及び営業収入のみが考慮されており、金融ビジネス収入は除かれています。これは、「金融ビジネス費用」は連結財務諸表上、売上原価や販売費及び一般管理費とは別に計上されていることによります。さらに、後述の比率分析のうち、セグメントに関するものについては、セグメント間取引を含んで計算されています。)

#### 売上原価、販売費及び一般管理費

2009年度の売上原価は、前年度に比べ7,679億円（13.6%）減少して4兆8,926億円となり、売上高に対する比率は前年度の78.5%から76.7%に改善しました。

研究開発費（全額売上原価に含まれる）は、前年度に比べ653億円（13.1%）減少の4,320億円となり、売上高に対する比率は、前年度の6.9%に対して2009年度は6.8%になりました。

販売費及び一般管理費は、円高による影響、及び広告宣伝費の減少などにより、前年度に比べ1,411億円（8.4%）減少して1兆5,449億円になりました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は、前年度の23.4%から増加して24.2%になりました。

資産の除売却損及び減損（純額）は、前年度の383億円に対して430億円の損失を計上しました。この損失は、HBO Latin America及びHBO Central Europeの持分の売却益220億円などの資産の売却益があったものの、液晶テレビ関連資産の減損271億円\*、中小型TFT液晶ディスプレイ関連固定資産の減損78億円、及びその他の影響額の僅少な資産の除売却損及び減損を計上したことによるものです。なお、前年度の損失は、一部の事業の縮小・撤退などによる長期性資産の減損、及び営業権の減損などによるものです。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『19 構造改革にかかる費用及び資産の減損』及び『21 重要な取引』参照）

\*上記の271億円の現金支出をとみなさない、営業費用に計上される減損損失は、主に有形固定資産及び一部の無形固定資産の見積公正価値の減少を反映しています。2009年度第4四半期中に見直された経営計画により、当該資産の見積耐用年数の短縮及びそれに対応する将来キャッシュ・フロー見込みが減少した結果、減損損失の計上が必要となりました。ソニーは、現在継続中の構造改革とは直接関係がないことから、この減損損失を構造改革費用に含めていません。ソニーは、構造改革活動を、事業や製品カテゴリーからの撤退、もしくは従業員数の削減プログラムの実施など、将来の収益性に好影響をもたらすためにソニーが実施する活動と定義しています。

#### 持分法による投資利益（損失）

営業損益に含まれる持分法による投資利益は、前年度比51億円悪化し、302億円の損失となりました。ソニー・エリクソンの持分法による投資損失は、前年度の303億円に対し、345億円となりました。サムスン電子との合弁会社S-LCDの持分法による投資利益は、前年度比65億円減少し4億円となりました。

#### 営業利益（損失）

2009年度の営業利益は、前年度比2,596億円改善し、318億円の利益を計上しました。主に金融分野の営業利益の改善、ならびにC P D分野を中心とした売上原価率の改善及び販売費・一般管理費の削減により、営業利益は大幅な改善となりました。営業利益の分野別内訳の詳細については、後述の「分野別営業概況」をご参照ください。

#### その他の収益及び費用

2009年度のその他の収益は、前年度に比べ550億円（55.6%）減少の438億円となり、その他の費用は27億円（5.9%）増加の487億円となりました。その他の収益からその他の費用を差し引いた純額は、前年度から577億円悪化して49億円の費用を計上しました。これは主に、前年度は486億円の為替差益（純額）を計上したのに対し、2009年度は109億円の為替差損（純額）を計上したことによるものです。この為替差損（純額）は、ソニーがグローバルな資金管理を効率的に遂行するために締結しているデリバティブ契約の期末評価に関して生じた損失などによるものです。

受取利息及び配当金は前年度に比べ91億円（40.9%）減少して132億円となりました。これは主に、日米の運用利回り低下にともなう受取利息の減少によるものです。また支払利息は前年度に比べ19億円（7.7%）減少の225億円でした。

#### 税引前利益（損失）

2009年度の税引前利益は、前述の営業利益の改善などにより、前年度に比べ2,019億円改善し、269億円の利益となりました。

## 法人税等

2009年度の法人税等は、140億円を計上し、実効税率は51.9%となりました。実効税率が日本の法定税率を上回ったのは、税率の低い金融分野の保険事業において利益が計上されたものの、税引後の金額で計上されている持分法による投資損失の影響があったことなどによるものです。

前年度の法人税等は、727億円の税金費用の戻し入れを計上し、実効税率は41.6%となりました。税引前損失を計上したこと、及び日本における外国子会社配当の95%が益金不算入となる制度の導入にともない海外子会及び持分法適用会社の未分配利益に対する繰延税金負債を取崩したことなどにより税金費用の戻し入れを計上しました。その一方で、税引き後の金額で計上されている持分法による投資損失の影響に加え、一部繰延税金資産の取崩又は評価性引当金の増加により、前年度の実効税率は41.6%となりました。

## 当社株主に帰属する当期純利益（損失）

2009年度の当社株主に帰属する当期純損益（非支配持分に帰属する当期純損益を除く）は、前年度に比べ581億円改善の408億円の損失となりました。

非支配持分に帰属する当期純損益は、前年度の33億円の損失に対して2009年度は538億円の利益となりました。これは主に、日本の株式相場の上昇にともなうソニー生命の一般勘定における新株予約権付社債の評価損益の改善などにより、非支配持分が40%であるソニーフィナンシャルホールディングス(株)（以下「SFH」）において利益を計上したことによるものです。

基本的及び希薄化後 1株当たり当社株主に帰属する当期純損益はいずれも前年度の98.59円の損失に対して2009年度は40.66円の損失になりました。（1株当たり当社株主に帰属する当期純損益の詳細については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『23 基本的及び希薄化後EPSの調整表』参照）

## 分野別営業概況

以下、各分野の売上高及び営業収入は、セグメント間取引を含みます。（「第5 経理の状況」 連結財務諸表注記『28 セグメント情報』参照）

## ビジネスセグメント情報

## 売上高及び営業収入

	2008年度 (億円)	2009年度 (億円)	増減率(%)
コンシューマプロダクツ&デバイス	40,315	32,277	19.9
ネットワークプロダクツ&サービス	17,556	15,758	10.2
B 2 B & ディスク製造	5,600	5,042	10.0
映画	7,175	7,052	1.7
音楽	3,871	5,226	35.0
金融	5,382	8,514	58.2
その他	3,184	2,619	17.8
全社・セグメント間取引消去	5,783	4,349	-
連結合計	77,300	72,140	6.7

## 営業利益(損失)

	2008年度 (億円)	2009年度 (億円)	増減率(%)
コンシューマプロダクツ&デバイス	1,151	465	-
ネットワークプロダクツ&サービス	874	831	-
B 2 B & ディスク製造	65	72	-
映画	299	428	43.1
音楽	278	365	31.1
金融	312	1,625	-
ソニー・エリクソンの持分法による投資損失	303	345	-
その他	42	48	-
小計	2,039	657	-
全社・セグメント間取引消去	239	340	-
連結合計	2,278	318	-

## コンシューマプロダクツ&amp;デバイス分野

2009年度のC P D分野の売上高は、前年度比8,038億円(19.9%)減少の3兆2,277億円となりました。外部顧客に対する売上は前年度比18.8%の減収となりました。これは主に、為替の悪影響、及び価格下落の影響を受けた液晶テレビ、市場縮小の影響を受けた家庭用ビデオカメラ及びコンパクトデジタルカメラの売上の減少によるものです。

営業損益は、前年度に比べ686億円改善し、465億円の損失となりました。これは、減収による売上総利益の減少、為替の悪影響及び構造改革費用の増加などがあったものの、主に液晶テレビにおける売上原価率の改善、及び分野全体における販売費・一般管理費の削減があったことによるものです。なお、構造改革費用については、前年度の493億円に対し、2009年度は720億円を計上しました。2009年度の数値には73億円の構造改革に関する資産の減価償却費を含んでいます。構造改革に関する資産の減価償却費として開示されているものは、承認された構造改革計画のもと製造活動を中止したことともない、償却対象固定資産の耐用年数を短縮もしくは残存価額の見直しを行ったことにより発生した減価償却費増加分です。また、2009年度には、現金支出をとまわらない液晶テレビ関連資産の減損として271億円を計上しました。この減損は構造改革費用に含まれないものです。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『19 構造改革にかかる費用及び資産の減損』参照）

構造改革費用を除くベースで損益が改善した製品は、減収の影響を上回るコスト削減を実現した液晶テレビやコンパクトデジタルカメラ、売上が増加したイメージセンサーなどです。一方、コストダウンの実現により、単価が下がり減収となったゲーム向けシステムLSIなどが減益となりました。

なお、PC用電池パックの自主回収及び自主交換プログラムに関わる費用、及びソニー製電荷結合素子(CCD)を搭載しているソニー及び他社の一部製品における無償修理にかかわる費用について、2009年度に追加引当計上、及び戻し入れはありませんでした。2009年度末時点の引当に関する残高は大きな額ではありませんでした。

製品部門別の外部顧客向け売上高と主要製品の売上台数は以下のとおりです。

製品部門別の外部顧客向け売上高

	2008年度 (百万円)	構成比 (%)	2009年度 (百万円)	構成比 (%)	増減率(%)
テレビ	1,275,692	35.5	1,005,773	34.4	21.2
デジタルイメージング	863,837	24.0	679,225	23.3	21.4
オーディオ・ビデオ	555,706	15.5	469,606	16.1	15.5
半導体	267,167	7.4	277,885	9.5	4.0
コンポーネント	623,931	17.3	479,145	16.4	23.2
その他	10,900	0.3	9,769	0.3	10.4
合計	3,597,233	100.0	2,921,403	100.0	18.8

主要製品の売上台数

	2008年度 (万台)	2009年度 (万台)	台数増減 (万台)	増減率 (%)
液晶テレビ(テレビ事業)	1,520	1,560	40	2.6
家庭用ビデオカメラ(デジタルイメージング事業)	620	530	90	14.5
コンパクトデジタルカメラ(デジタルイメージング事業)	2,200	2,100	100	4.5
ブルーレイディスクレコーダー(オーディオ・ビデオ事業)	50	70	20	40.0
ブルーレイディスクプレーヤー(オーディオ・ビデオ事業)	220	330	110	50.0
DVDプレーヤー(オーディオ・ビデオ事業)	970	1,150	180	18.6

ネットワークプロダクツ&サービス分野

2009年度のN P S分野の売上高は、ゲーム事業、PCなどの減収により、前年度比1,798億円(10.2%)減少の1兆5,758億円となりました。ゲーム事業の売上高は、新型モデルを発売したPS3の普及拡大によりPS3ソフトウェアの売上数量が増加したものの、為替の悪影響に加え、PSPのハードウェア及びPS2のソフトウェアの売上数量が減少したことなどにより前年度に比べて減収となりました。

営業損益は、前年度比44億円改善し、831億円の損失となりました。これは、為替の悪影響及び減収による売上総利益の減少などがあったものの、主にPS3ハードウェアにおける売上原価率の改善、及び分野全体における販売費・一般管理費の削減があったことによるものです。構造改革費用を除く製品別では、フラッシュメモリー内蔵型ヘッドホンステレオなどが損益改善に貢献した一方、ゲーム事業については、PS3ハードウェアのコスト改善、PS3ソフトウェアの売上数量の増加があったものの、PS2ソフトウェア、PSPハードウェアの売上数量の減少などにより、損益が悪化しました。

製品部門別の外部顧客向け売上高、ゲーム事業に含まれる各ハードウェア及びソフトウェアに関する売上台数・本数、及びPC・その他ネットワークビジネス事業に含まれる主要製品の売上台数は以下のとおりです。

製品部門別の外部顧客向け売上高

	2008年度 (百万円)	構成比(%)	2009年度 (百万円)	構成比(%)	増減率(%)
ゲーム	984,855	58.5	840,711	55.6	14.6
PC・その他ネットワークビジネス	699,903	41.5	670,904	44.4	4.1
合計	1,684,758	100.0	1,511,615	100.0	10.3

ゲーム事業に含まれる各ハードウェア及びソフトウェアに関する売上台数・本数

ハードウェア売上台数	2008年度 (万台)	2009年度 (万台)	台数増減 (万台)	増減率(%)
プレイステーション 3	1,010	1,300	290	28.7
プレイステーション・ポータブル	1,410	990	420	29.8
プレイステーション 2	790	730	60	7.6
ソフトウェア売上本数*	2008年度 (万本)	2009年度 (万本)	台数増減 (万本)	増減率(%)
プレイステーション 3	10,370	11,560	1,190	11.5



ハードウェア売上台数	2008年度 (万台)	2009年度 (万台)	台数増減 (万台)	増減率(%)
プレイステーション・ポータブル	5,030	4,440	590	11.7
プレイステーション 2	8,350	3,570	4,780	57.2

\*表中のソフトウェア売上本数は、ネットワーク経由で販売されるソフトウェアを含みません。

PC・その他ネットワークビジネス事業に含まれる主要製品の売上台数

	2008年度 (万台)	2009年度 (万台)	台数増減 (万台)	増減率(%)
PC	580	680	100	17.2
フラッシュメモリ内蔵型ヘッドホンステレオ	700	800	100	14.3

B 2 B & ディスク製造分野

2009年度のB 2 B & ディスク製造分野の売上高は、前年度に比べ558億円(10.0%)減少の5,042億円となりました。外部顧客に対する売上は前年度比13.0%の減収となりました。これは主に為替の悪影響に加え、放送・業務用機器の売上が先進諸国における事業環境の悪化により減少したことによるものです。また、ディスク製造事業が価格下落の影響を受けたことも分野全体の減収要因となりました。

営業損益は、前年度の65億円の利益に対し、2009年度は72億円の損失を計上しました。これは前述の要因により、放送・業務用機器及びディスク製造事業の損益が悪化したことによるものです。

## コンシューマプロダクツ&デバイス分野、ネットワークプロダクツ&サービス分野、及びB 2 B & ディスク製造分野合計

### 棚卸資産

C P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野合計の2009年度末の棚卸資産は、主に健全な在庫水準を保つため、また運転資本の改善のための全社的な削減努力により、前年度末比1,743億円（23.4%）減少の5,700億円となりました。

### 外部顧客に対する売上の地域別分析

C P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野合計の2009年度の地域別の外部顧客に対する売上は、日本で7%、米国で18%、欧州で25%、その他地域（日本を除くアジア及びその他の地域）で11%の減収となりました。

日本においては、液晶テレビなどの売上が増加しましたが、ゲーム事業、携帯型オーディオ、システムLSI、化学部品\*、放送用・業務用機器などの売上が減少しました。米国においては、液晶テレビ、ゲーム事業などの売上が減少しました。欧州においては、液晶テレビ、ゲーム事業、家庭用ビデオカメラなどの売上が減少しました。その他地域では、PCなどが増収となりましたが、液晶テレビ、コンパクトデジタルカメラ、ゲーム事業、家庭用ビデオカメラが減収となりました。

\*化学部品には、回路基板、接着剤などの電子部品用素材、材料が含まれます。

### 地域別の生産状況

C P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野合計の2009年度の年間全生産高の約45%は日本における生産であり、コンパクトデジタルカメラ、家庭用ビデオカメラ、液晶テレビ、PC、半導体、コンポーネント（電池、記録メディアなど）などを生産しました。日本の年間生産高のうち約60%は輸出されました。中国生産は年間全生産高の約20%で、そのうちの約65%は輸出されました。日本と中国を除いたアジアでは年間全生産高の約15%を生産し、そのうちの約50%が日本、米州、欧州向けに出荷されました。年間全生産高の約20%が米州と欧州で生産され、ほとんどがそれぞれ生産された地域で販売されました。

### 映画分野

映画分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とする子会社 Sony Pictures Entertainment（以下「SPE」）の円換算後の業績です。ソニーの経営陣はSPEの業績を米ドルで分析しているため、一部の記述については「米ドルベース」と特記してあります。

2009年度の売上高は、主に米ドルに対する円高の影響により、前年度に比べ123億円（1.7%）減少の7,052億円となりました。なお、米ドルベースでは、2009年度の映画分野の売上高は前年度に比べ約7%増加しました。米ドルベースでは、「2012」、「天使と悪魔」及び「マイケル・ジャクソン THIS IS IT」などの2009年度に公開された映画作品の劇場興行収入及び映像ソフト収入が全世界で好調だったことなどにより、映画作品の売上は前年度に比べ約5%増加しました。一方、前年度に公開された映画作品の映像ソフトの収入は減少しました。テレビ番組収入も米ドルベースでは、インドにおけるIndian Premier Leagueクリケット競技大会の放映に関する広告収入が大幅に増加するなど、主に米国外のいくつかのテレビネットワークにおいて広告収入が増加したことにより、前年度比約9%の増収となりました。

2009年度の営業利益は前年度に比べて129億円（43.1%）増加の428億円となりました。米ドルベースでは、営業利益は約53%増加しました。営業利益は、主に、SPEが保有していたHBO Latin America（中南米のプレミアム有料テレビ事業）及びGame Show Network（米国のケーブルネットワーク会社）の持分の一部、ならびにHBO Central Europe（中欧のプレミアム有料テレビ事業）の全持分を売却したことにより、増加しました。なお、この持分売却により、合計303億円の売却益を計上しました。一方、前述の映像ソフト収入の減少、及び繰延映画製作費の一部の一括償却が、営業利益の減少要因となりました。

2009年度末の未認識の放映権収入は約13億米ドルでした。すでに完成した映画作品やテレビ番組を放送局に提供する契約を放送局との間で締結しているため、SPEは将来収入としてこの金額を計上することができますと見込んでいます。放映権収入は放送可能となった年度において、放映権収入として認識されます。

## 音楽分野

音楽分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSMEの円換算後の業績、円ベースで決算を行っている日本のSMEJの業績、及びソニーが株式の50%を保有する音楽出版事業の合併会社であり、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony/ATVの円換算後の業績を連結したものです。

2009年度の売上高は前年度に比べ1,356億円（35.0%）増加の5,226億円となりました。この増収は、主に、前年度はソニーがBertelsmann AGの保有する持分50%を取得した2008年10月1日以降SMEがソニーの100%子会社として連結されたことに対し、2009年度は1年間連結されていたことによるものです。前年度に1年間SMEを100%連結していたと仮定した場合、前年度における音楽分野の売上高は5,491億円となります。2009年度の売上高とこれを比較した場合、主に米ドルに対する円高の影響により、音楽分野の売上高は5%減少したことになります。

米ドルベースで2009年度のSMEの売上を、前年度に1年間SMEを100%連結していたと仮定した場合のSMEの売上と比較すると、2%の増収となります。これは、パッケージメディアの音楽市場の縮小が継続しているものの、2009年度発売のいくつかの作品やマイケル・ジャクソンのカタログ作品の売上が好調だったことなどによるものです。マイケル・ジャクソンのカタログ作品に加え、2009年度にヒットした新作には、スーザン・ボイルの「I Dreamed A Dream/夢やぶれて」、映画「マイケル・ジャクソン THIS IS IT」のサウンドトラック、アリシア・キーズの「エレメント・オブ・フリーダム」、米国における人気テレビ番組「Glee」で使用された楽曲を集めた「Glee the Music Vol.1 & 2」などがあります。

また、SMEJの売上には、マイケル・ジャクソンのカタログ作品やいきものがかりの「ハジマリノウタ」などのヒット作品が貢献しました。

2009年度の営業利益は前年度に比べて87億円（31.1%）増加の365億円となりました。2008年度の営業利益は、2008年9月30日以前のSONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTの持分法による投資損失60億円を含んでいます。2008年度に1年間SMEを100%連結していたと仮定した場合、2008年度における音楽分野の営業利益は213億円となります。2009年度の営業利益とこれを比較した場合、音楽分野の営業利益は72%増加したことになります。これは、主に、SME及びSMEJにおいて増益となったことによるものです。

米ドルベースで2009年度のSMEの営業利益を、前年度に1年間SMEを100%連結していたと仮定した場合のSMEの営業利益と比較すると、487%の増加となります。これは主に、マイケル・ジャクソンのカタログ作品を含むいくつかの作品がヒットしたこと、新規音楽関連ビジネス（コンサート・テレビ番組・映画の制作・製作・スポンサー契約など）が拡大したことに加え、間接費及び構造改革費用が前年度に比べ減少したことによるものです。

SMEJの営業利益は、主にヒット作品の貢献に加え、広告宣伝費及び構造改革費用が前年度に比べ減少したことにより、増加しました。

## 金融分野

以下に掲載されているソニー生命の業績は米国会計原則に則ったものであり、SFH及びソニー生命が日本の会計原則に則って個別に開示している業績とは異なります。

2009年度の金融ビジネス収入は、主にソニー生命の増収により、分野全体で前年度比3,132億円（58.2%）増加の8,514億円となりました。ソニー生命の収入は、前年度比3,099億円（72.0%）増加の7,404億円となりました。この大幅な増収は、前年度は世界的な金融危機の影響により日本の株式相場が大幅に下落したのに対し、2009年度は大幅に上昇したことから、特別勘定における運用損益の改善、一般勘定における新株予約権付社債の評価損益の改善、ならびに一般勘定における株式の減損の大幅な減少があったことなどによるものです。ソニー生命の保険料収入は、保有契約高の堅調な推移により増加しました。

営業損益は、主にソニー生命の営業損益が大幅に改善したことにより、前年度の312億円の損失に対して、2009年度は1,625億円の利益となりました。ソニー生命の営業損益は、前年度の298億円の損失に対して、2009年度は1,666億円の利益となりました。これは、前述の日本の株式相場の回復にともなう、一般勘定における新株予約権付社債の評価損益の改善、特別勘定の変額保険にかかる将来運用利回りの変更による責任準備金繰入額の減少、ならびに一般勘定における株式の減損の大幅な減少などによるものです。

## 金融分野を分離した経営成績情報（監査対象外）

以下の表は、金融分野の経営成績情報及び金融分野を除くソニー連結の経営成績情報です（監査対象外）。この金融分野を分離した要約情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下のソニー連結の金額は、金融分野と金融分野を除くソニー連結間の取引を相殺消去した後のものです。

要約損益計算書（3月31日に終了した1年間）

科目	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2008年度	2009年度	2008年度	2009年度	2008年度	2009年度
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
金融ビジネス収入	538,206	851,396	-	-	523,307	838,300
純売上高及び営業収入	-	-	7,212,492	6,381,094	7,206,686	6,375,698
売上高及び営業収入	538,206	851,396	7,212,492	6,381,094	7,729,993	7,213,998
金融ビジネス費用及び 営業費用	567,567	687,559	7,387,236	6,484,642	7,932,667	7,151,991
持分法による投資損失	1,796	1,345	23,313	28,890	25,109	30,235
営業利益（損失）	31,157	162,492	198,057	132,438	227,783	31,772
その他の収益・費用・純額	28	966	58,254	1,836	52,828	4,860
税引前利益（損失）	31,129	161,526	139,803	130,602	174,955	26,912
法人税等その他	6,922	54,721	61,219	34,081	76,017	67,714
当社株主に帰属する当期純利益（損失）	24,207	106,805	78,584	96,521	98,938	40,802

ソニー・エリクソン

ソニー・エリクソンは当社が株式の50%を保有する持分法適用子会社であり、その業績はソニーの連結財務諸表に直接連結されていません。ソニー・エリクソンは全世界の子会社の業績をユーロベースで連結しています。しかしながら、ソニーは、以下の開示が投資家の皆様にソニーのビジネス状況を分析するための有益な追加情報を提供すると考えています。

2010年3月31日に終了した1年間におけるソニー・エリクソンの売上高は、全地域において厳しい市場環境が続き、携帯電話の販売台数が大幅に減少したことなどにより、前年比で3,821百万ユーロ（37.2%）減少の、6,457百万ユーロとなりました。2010年3月31日に終了した1年間における販売台数は、前年度の8,880万台に対し、5,300万台となりました。税引前損失は、大幅な減収があったものの、研究開発費、ならびに販売費及び一般管理費が減少したことにより、前年比21百万ユーロと若干悪化し、654百万ユーロとなりました。この結果、ソニー・エリクソンの持分法による投資損失は、前年度の303億円に対し、2009年度は345億円となりました。

その他

2009年度の売上高は、前年度に比べ566億円（17.8%）減少の2,619億円となりました。この減収は、(株)ソネットエンタテインメントの売上が増加したものの、日本における携帯電話のOEM事業の売上が大幅に減少したことなどによるものです。

営業損益は、前年度に比べ6億円悪化し、48億円の損失となりました。この悪化は、日本における携帯電話のOEM事業の利益の増加があったものの、日本での複合型エンタテインメント施設にかかる事業からの撤退及び施設の賃貸借契約の解約にともなう費用を計上したことなどによるものです。

## 構造改革

2008年秋以降の世界景気の急速な後退にともなう需要の減少や価格競争の激化、為替変動など厳しい事業環境に対処するため、ソニーは、収益性とスピードに主眼を置いた事業構造の変革に向けた施策を2009年度も継続して実施しました。

2009年度の構造改革費用は、前年度の754億円に対し、1,243億円となりました。(2009年度の金額には、79億円の構造改革に関する資産の減価償却費が含まれています。前年度に構造改革に関する資産の減価償却費の計上はありませんでした。)2009年度の1,243億円の費用のうち651億円は人員関連の費用です。連結損益計算書上、この費用は主に販売費及び一般管理費に計上されています。また、製造事業所の統廃合及び譲渡は、2009年度内に国内5拠点、海外5拠点について実施しました。

構造改革費用は、主にC P D分野及び、その他及び全社で計上されました。C P D分野の構造改革費用は前年度の493億円に対し2009年度は720億円となりました。(2009年度の金額には、73億円の構造改革に関する資産の減価償却費が含まれています。)2009年度において、主な施策として、人員削減、製造オペレーションの合理化、低コスト国への生産移管・集約、OEM/ODMの活用などを進めました。C P D分野の販売費及び一般管理費に計上された構造改革費用359億円は主に人員関連の費用です。テレビ事業に関する製造事業所の統廃合及び譲渡としては、2009年6月のソニーイーエムシーエス㈱一宮テックの生産終了、2009年9月のSony

Baja California, S.A. de C.V.のメヒカリ工場の生産終了、2010年1月のSony Baja California, S.A.

de C.V.の株式の約90%、及び主に米州向けの液晶テレビを生産していた同社ティファナ工場の液晶テレビ生産関連の資産の鴻海グループへの譲渡が挙げられます。ソニーの米州向け液晶テレビ生産の重要拠点というティファナ工場の位置づけは変わりません。

なお、C P D分野及び、その他及び全社以外の全ての分野でも主に早期退職制度を通じた人員削減による構造改革費用を計上しています。

(「第2 事業の状況」で記載している構造改革費用は、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『19 構造改革にかかる費用及び資産の減損』に記載されている「構造改革に関する資産の減価償却費」を含んでいます。)

## 為替変動とリスク・ヘッジ

2009年度の米ドル、ユーロに対する平均円レートは、それぞれ91.8円、129.7円と、前年度の為替レートに比べてそれぞれ8.4%、9.5%の円高になりました。

ソニーの連結業績は、主に生産地と販売地の通貨が異なることから生ずる為替変動リスクにさらされています。これらの変動によるリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針に従い、先物為替予約、通貨オプション契約を含むデリバティブを利用しています。ソニーが行っているこれらのデリバティブは、主に当社及び当社の子会社の予想される外貨建て取引及び外貨建て売上債権や買入債務から生じるキャッシュ・フローの為替変動によるリスクを低減するために利用されています。

ソニーは、総合的な財務サービスを当社及び当社の子会社・関連会社に提供することを目的として、Sony Global Treasury Services Plc (以下「SGTS」)をロンドンに設立しています。為替変動リスクにさらされている当社及びすべての子会社が、リスク・ヘッジのための契約をSGTSとの間で結ぶことがソニーの方針となっており、当社及び当社の子会社のほとんどはこの目的のためにSGTSを利用しています。SGTSに為替変動リスクを集中させることにより、結果としてSGTSはソニーグループ全体の相殺後のほとんどの為替変動リスクをヘッジすることになります。SGTSはグループ外の信用の高い金融機関との間で外国為替取引を行っています。ほとんどの外国為替取引は、実際の輸出入取引が行われる前の予定された取引や債権・債務に対して行われます。一般的には、実際の輸出入取引が行われる平均3ヵ月前にヘッジを行っていますが、一部、製造から販売までのサイクルが短い商品のように、ビジネス上の要請がある場合には、実際の輸出入取引が行われる1ヵ月前にヘッジを行っているものもあります。ソニーは金融機関との外国為替取引を主にヘッジ目的のために行っています。ソニーは、金融分野を除き、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野においては、ALMコントロール及び売買などのためにデリバティブを利用しています。

また、特にC P D分野及びN P S分野では、為替変動が業績に与える影響を極力小さくするために、海外において市場により近い地域での資材・部品調達、設計、生産を推進しています。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は、当初累積その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられています。一方、ヘッジ会計の要件を満たさない先物為替予約、通貨オプション契約、及びその他のデリバティブは時価評価され、その変動は、ただちにその他収益・その他費用に計上されています。2009年度末における外国為替契約の想定元本及び負債に計上された公正価値(純額)の合計は、それぞれ2兆264億円、132億円となっています。

## 所在地別の業績

所在地別の業績は、米国財務会計基準書（以下「基準書」）第131号にもとづく地域（顧客の所在国）別情報について、前述の「分野別営業概況」に含め関連付けて分析的に記載しています。なお、ソニーは基準書第131号にもとづく開示に加え、日本の金融商品取引法による開示義務を考慮し、出荷事業所の所在地別の売上高及び営業収入、営業損益を補足情報として開示しています。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『28 セグメント別情報』参照）出荷事業所の所在地別売上高及び営業収入、営業損益は次のとおりです。

### 日本

2009年度の売上高及び営業収入は前年度に比べ7,201億円（12.5%）減少の5兆362億円となりました。また、営業損益は1,225億円改善し、649億円の利益となりました。

### 米国

2009年度の売上高及び営業収入は前年度に比べ2,038億円（8.3%）減少の2兆2,569億円となりました。また、営業損失は697億円改善し、398億円となりました。

### 欧州

2009年度の売上高及び営業収入は前年度に比べ3,133億（16.4%）減少の1兆5,969億円となりました。また、営業損失は86億円改善し、795億円となりました。

### その他地域

2009年度の売上高及び営業収入は前年度に比べ5,296億円（15.0%）減少の3兆74億円となりました。また、営業利益は716億円（143.5%）改善し、1,215億円となりました。

## 資産及び負債・資本

### 資産

2009年度末の総資産は、前年度末に比べて8,526億円（7.1%）増加して12兆8,661億円になりました。金融分野を除いたソニー連結の2009年度末の総資産は、前年度末に比べて1,519億円（2.4%）増加して6兆5,228億円、金融分野では6,715億円（11.4%）増加して6兆5,771億円になりました。

### 流動資産

2009年度末の流動資産は前年度末に比べて5,122億円（14.1%）増加して4兆1,329億円になりました。金融分野を除いたソニー連結の流動資産は、2,779億円（9.8%）増加して3兆1,193億円になりました。

金融分野を除く現金・預金及び現金同等物は、前年度末に比べて4,199億円（74.3%）増加して9,849億円になりました。これは主に、当社株主に帰属する当期純損益が改善したことなどにより営業キャッシュ・フローが増加したこと、及び製造設備の購入や投資が減少したことによるものです。（後述の「キャッシュ・フロー」参照）

金融分野を除く受取手形及び売掛金（貸倒・返品引当金控除後）は、前年度末に比べて405億円（4.8%）増加して8,877億円になりました。

2009年度末の金融分野を除く流動資産のその他は、棚卸資産が減少したことなどにより、前年度末に比べて1,827億円（12.8%）減少して1兆2,433億円になりました。

棚卸資産は、全社的な削減努力などにより、前年度末に比べて1,676億円（20.6%）減少して6,455億円になりました。売上原価に対する棚卸資産回転月数（各年度末とその前年度末の平均棚卸資産にもとづく）は前年度末の1.94ヵ月から1.79ヵ月になりました。ソニーはこの棚卸資産の状況につき全体として適正な水準であると認識しています。

金融分野の2009年度末の流動資産は、主にソニー生命及びソニー銀行の業容拡大にともない、前年度末に比べ2,172億円（26.1%）増加の1兆483億円となりました。

## 投資及び貸付金

2009年度末の投資及び貸付金は、前年度末に比べて5,010億円（10.4%）増加して5兆2,994億円になりました。金融分野を除いたソニー連結の2009年度末の投資及び貸付金は、有価証券の評価益の計上、及びシャープとの大型液晶パネル製造の合弁会社設立のための出資などにより、前年度末に比べて373億円（11.0%）増加して3,767億円になりました。

2009年度末の金融分野の投資及び貸付金は、4,565億円（10.1%）増加の4兆9,671億円となりました。これは主として、ソニー生命が国内債券を中心に投資金額が増加したこと、及びソニー銀行での住宅ローン貸付が増加したことなど、両社における業容の拡大によります。（後述の「投資有価証券」参照）

## 有形固定資産（減価償却累計額控除後）

2009年度末の有形固定資産は、前年度末に比べて1,679億円（14.3%）減少して1兆80億円になりました。

2009年度末の金融分野を除いたソニー連結の有形固定資産は、前年度末に比べ1,719億円（15.0%）減少して9,732億円になりました。

2009年度の設備投資額（有形固定資産の増加額）は、前年度に比べて1,393億円（42.0%）減少して1,927億円になりました。2009年度末における有形固定資産の減少のその他の要因は、液晶テレビ関連資産の減損を計上したこと、及び工場の売却にともない資産の除売却が進んだことなどです。

2009年度末の金融分野の有形固定資産は、前年度末に比べて39億円（12.8%）増加の347億円となりました。

## その他の資産

2009年度末のその他の資産は、無形固定資産が減少したものの、繰延税金資産が増加したことなどにより、前年度末に比べて41億円（0.2%）増加して2兆1,158億円になりました。

## 負債

2009年度末の流動負債及び固定負債合計は、前年度末に比べて7,837億円（8.9%）増加して9兆5,806億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の2009年度末の流動負債及び固定負債合計は、前年度末に比べて1,993億円（5.5%）増加して3兆8,031億円、金融分野では5,551億円（10.4%）増加して5兆8,945億円になりました。

## 流動負債

2009年度末の流動負債は、前年度末に比べて2,490億円（6.5%）増加して4兆599億円になりました。金融分野を除いたソニー連結の2009年度末の流動負債は、前年度末に比べて118億円（0.5%）増加して2兆3,264億円になりました。

金融分野を除いたソニー連結の短期借入金及び1年以内に返済期限が到来する長期借入債務は、主にCPの返済があったにより、前年度末に比べて2,009億円（46.6%）減少して2,306億円になりました。

金融分野を除いたソニー連結の支払手形及び買掛金は、景気減速の影響を受けた前年度に比べて部材の調達が増加したことなどにより、前年度末比2,582億円（47.3%）増加して8,043億円となりました。

2009年度末の金融分野の流動負債は、前年度末に比べ2,212億円（14.2%）増加の1兆7,738億円となりました。これは主として、ソニー銀行における顧客預金の増加によります。

## 固定負債

2009年度末の固定負債は、前年度末に比べて5,346億円（10.7%）増加して5兆5,206億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結の2009年度末の固定負債は、前年度末に比べて1,875億円（14.5%）増加して1兆4,766億円となりました。また、金融分野を除いたソニー連結の長期借入債務は、前年度末に比べて3,078億円（52.6%）増加して8,934億円になりました。これは主として、長期の社債の発行や銀行借入を行ったことによります。

2009年度末の金融分野の固定負債は、前年度末に比べて3,339億円（8.8%）増加の4兆1,207億円となりました。これは主として、ソニー生命における保有契約高の増加によります。

有利子負債

2009年度末の短期借入金と長期借入債務を合わせた有利子負債残高合計は、前年度に比べて975億円（8.8%）増加して1兆2,088億円となりました。2009年度末の金融分野を除いたソニー連結の有利子負債残高合計は、前年度に比べて1,069億円（10.5%）増加して1兆1,240億円となりました。

当社株主に帰属する資本

2009年度末の当社株主に帰属する資本は、前年度末ほぼ横ばいの2兆9,659億円となりました。利益剰余金は、当社株主に帰属する当期純損失408億円、及び配当金の支払い251億円の計上により、前年度末に比べ659億円（3.4%）減少の1兆8,510億円となりました。一方、累積その他の包括利益は、主に未実現有価証券評価益323億円、及び年金債務調整額237億円を計上したことにより、前年度末に比べ644億円（8.8%）改善の6,691億円の損失となりました。なお、2009年度末の当社株主に帰属する資本比率は、前年度末の24.7%から1.6ポイント低下して23.1%になりました。

金融分野を分離した財務情報（監査対象外）

以下の表は、金融分野の財務情報、金融分野を除くソニー連結の財務情報、及びソニー連結の財務情報です（監査対象外）。この情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下のソニー連結の金額は、金融分野と金融分野を除くソニー連結間の取引を相殺消去した後のものです。

要約貸借対照表

(単位：百万円)	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2008年度	2009年度	2008年度	2009年度	2008年度	2009年度
資産						
流動資産	831,145	1,048,336	2,841,357	3,119,269	3,620,635	4,132,872
現金・預金及び現金同等物	95,794	206,742	564,995	984,866	660,789	1,191,608
有価証券	463,809	576,129	3,103	3,364	466,912	579,493
受取手形及び売掛金 (貸倒・返品引当金控除後)	13,380	10,099	847,214	887,694	853,454	891,625
その他	258,162	255,366	1,426,045	1,243,345	1,639,480	1,470,146
繰延映画製作費	-	-	306,877	310,065	306,877	310,065
投資及び貸付金	4,510,668	4,967,125	339,389	376,669	4,798,430	5,299,393
金融ビジネスへの投資(取得原価)	-	-	116,843	116,843	-	-
有形固定資産	30,778	34,725	1,145,085	973,226	1,175,863	1,007,951
その他の資産	533,066	526,946	1,621,396	1,626,764	2,111,706	2,115,833
繰延保険契約費	400,412	418,525	-	-	400,412	418,525
その他	132,654	108,421	1,621,396	1,626,764	1,711,294	1,697,308
計	5,905,657	6,577,132	6,370,947	6,522,836	12,013,511	12,866,114
負債及び資本						
流動負債	1,552,632	1,773,844	2,314,608	2,326,448	3,810,900	4,059,925
短期借入金	65,636	86,102	431,536	230,631	451,155	284,607
支払手形及び買掛金	16,855	13,709	546,125	804,336	560,795	817,118
銀行ビジネスにおける顧客預金	1,326,360	1,509,488	-	-	1,326,360	1,509,488
その他	143,781	164,545	1,336,947	1,291,481	1,472,590	1,448,712
固定負債	3,786,765	4,120,653	1,289,137	1,476,608	4,986,009	5,520,634
長期借入債務	97,296	42,536	585,636	893,418	660,147	924,207
未払退職・年金費用	10,889	12,144	354,817	283,382	365,706	295,526
保険契約債務その他	3,521,060	3,876,292	-	-	3,521,060	3,876,292
その他	157,520	189,681	348,684	299,808	439,096	424,609
当社株主に帰属する資本	565,135	681,500	2,727,562	2,662,712	2,964,653	2,965,905
非支配持分	1,125	1,135	39,640	57,068	251,949	319,650
計	5,905,657	6,577,132	6,370,947	6,522,836	12,013,511	12,866,114

投資有価証券

売却可能証券及び満期保有目的証券に区分されるものの未実現評価損益は次のとおりです。

項目	2010年3月31日現在(単位：百万円)			
	取得原価	未実現 評価益	未実現 評価損	公正価値
金融ビジネス： 売却可能証券				



項目	2010年3月31日現在(単位:百万円)			
	取得原価	未実現 評価益	未実現 評価損	公正価値
負債証券				
ソニー生命	1,068,445	30,557	979	1,098,023
ソニー銀行	856,597	8,411	9,108	855,900
その他	12,573	57	1	12,629
持分証券				
ソニー生命	54,897	14,786	761	68,922
ソニー銀行	7,848	978	-	8,826
その他	370	5,821	-	6,191
満期保有目的証券				
負債証券				
ソニー生命	2,283,559	2,627	31,010	2,255,176
ソニー銀行	15,699	579	-	16,278
その他	55,460	625	57	56,028
計	4,355,448	64,441	41,916	4,377,973
金融ビジネスを除くその他のビジネス:				
売却可能証券	44,196	53,087	2,711	94,572
満期保有目的証券	1	1	1	1
計	44,197	53,088	2,712	94,573
連結合計	4,399,645	117,529	44,628	4,472,546

2010年3月31日現在、ソニー生命が保有する負債証券及び持分証券の未実現評価損の総額は、それぞれ320億円及び8億円でした。このうち12ヵ月超継続して未実現評価損の状況にある有価証券に関するものは約60.1%です。これらの有価証券は、主に満期保有目的証券に区分される日本の国債から構成されています。ソニー生命は、原則として、様々な業種の負債証券に投資しており、その多くはスタンダード&プアーズ(以下「S&P」)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」)等の格付け会社によりBBB以上に格付けされています。

2010年3月31日現在、ソニー銀行が保有する負債証券の未実現評価損の総額は91億円でした。このうち12ヵ月超継続して未実現評価損の状況にある有価証券に関するものは約94.8%です。ソニー銀行は、原則として、日本の国債、社債及び外国債券に投資しており、その多くはスタンダード&プアーズ、ムーディーズ等の格付け会社によりBBB以上に格付けされています。

これらの未実現評価損は多数の有価証券から構成されており、個々の有価証券の未実現評価損に金額的な重要性はありません。さらに、個々の公正価値の下落金額及び下落率とも僅少であり、公正価値の下落は一時的であると判定されていることから、これらの未実現評価損を認識した有価証券の中に、減損の基準に合致したものはありません。

2010年3月31日現在、ソニー生命が保有する償還期日を有する有価証券のうち、未実現評価損（320億円）を有するものの満期日は、以下のとおりです。

1年以内	0.1%
1年超5年以内	-
5年超10年以内	0.1%
10年超	99.8%

2010年3月31日現在、ソニー銀行が保有する償還期日を有する有価証券のうち、未実現評価損（91億円）を有するものの満期日は、以下のとおりです。

1年以内	5.5%
1年超5年以内	66.6%
5年超10年以内	0.3%
10年超	27.6%

ソニーは通常の事業において、多くの非公開会社の株式を長期の投資有価証券として保有し、これらは投資有価証券その他に含まれています。2010年3月31日におけるこれらの非公開会社に対する投資残高は707億円です。非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できない場合、主に取得原価で計上されています。非上場会社に対する投資の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとは判断される場合は直ちに減損を認識し、公正価値まで評価減を行います。

2008年度及び2009年度において実現した減損は、総額でそれぞれ456億円及び55億円計上されました。このうち、2008年度及び2009年度において、それぞれ412億円及び26億円が、金融分野の子会社により金融ビジネス収入として計上されています。金融分野の子会社以外の実現した減損額は、主として金融分野以外の戦略投資に関するもので、その他の費用として計上されています。この戦略投資は、主にソニーが新技術の開発及びマーケティングのために戦略的関係を有する、日本と米国所在の企業に関するものです。これらの減損の計上は、過去2年間において、これら新技術の開発及び販売に成功しなかったこと、又は、これらの企業の業績が以前の見通しより悪化したことにより、これらの企業の公正価値の下落が一時的でないとは判断されたことにもとづくものです。個々の減損につき、金額的に重要性のあるものではありません。

有価証券の減損が生じた際には、その公正価値にもとづく価額まで評価減を行います。活発な市場における取引価格が入手可能な有価証券の公正価値は、減損の判断が行われた時点での未調整の取引価格にもとづき測定されます。上述以外の有価証券の公正価値は通常、類似特性を持った有価証券の取引価格にもとづき測定される、もしくは、価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー法、又は市場参加者が価格決定に使用するであろう前提に関するマネジメントの重要な判断又は見積を必要とする類似評価手法を用いて算定されます。過去2年間において計上された減損は、個々の有価証券に固有な要因及び状況によるもので、他の有価証券に対して重要な影響を与えるものではありません。

金融分野の投資額は主にソニー生命とソニー銀行により構成されています。ソニー生命、ソニー銀行の投資額はそれぞれ金融分野全体の投資額の約78%及び約20%を占めています。

借入債務、オペレーティング・リースによる最低賃借料、契約債務及び偶発債務

2010年3月31日現在におけるソニーの既発債務及び契約債務は以下のとおりです。（「注記」は、連結財務諸表注記）

項目	期限別支払額（単位：百万円）				
	合計	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上
既発債務及び契約債務					
短期借入債務(注記12)	48,785	48,785	-	-	-
長期借入債務(注記9、12)					
キャピタル・リース債務	35,013	7,131	8,943	4,287	14,652
その他長期借入債務	1,125,016	228,691	373,851	348,121	174,353
その他長期借入債務に係る利息	46,577	12,592	20,110	11,878	1,997
オペレーティング・リース取引による最低賃借料(注記9)	184,083	40,715	56,050	32,148	55,170
契約債務(注記27)					
有形固定資産の購入に関する契約債務	33,008	32,987	21	-	-
映画作品及びテレビ番組の製作又は配給権購入のための予定支払額	130,021	37,479	41,811	26,432	24,299
音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との長期契約	44,443	16,570	14,577	8,726	4,570
その他の契約債務	97,617	46,645	28,849	17,844	4,279
生命保険ビジネスにおける保険契約債務その他(注記11)*	11,302,972	309,934	647,039	690,610	9,655,389
総未認識税務ベネフィット(注記22)**	229,228	167	-	-	-
合計	13,276,763	781,696	1,191,251	1,140,046	9,934,709

\* 生命保険ビジネスにおける保険契約債務その他の期限別支払額は保険契約者等に対する将来の予測支払額であり、責任準備金、契約者勘定残高、契約者配当、特別勘定債務等が含まれています。これらの支払額は罹患率、死亡率及び契約脱退率等の予測に基づいて算定されています。上記の保険契約債務の金額は割引現在価値ではありません。上記の合計金額の11兆3,030億円は、主として金銭の時間的価値の違いにより、連結貸借対照表の計上額である3兆8,584億円より大きくなっています（注記11）。

\*\* 総未認識税務ベネフィットの合計額は、未認識税務ベネフィットに関する会計基準にもとづく総未認識税務ベネフィットに関する負債を示しています。ソニーは、この負債のうち167百万円は、1年以内に解決すると予想しています。それ以外の残高の2,291億円については、様々な税務当局との合意の時期の不確実性により、その解決時期を合理的に見積もることはできません(注記22)。

以下の項目は、上記の表及び下記の2010年3月31日現在における契約債務の総額には含まれていません。

- 将来における年金支払の合計額については、現時点では確定できないため、含まれていません。なお、ソニーは2010年度において、給付建年金制度に対して日本国内制度で約330億円、海外制度で約170億円を拠出する予定です(注記16)。
- 金融子会社が提供する、顧客に対する貸付契約にもとづく貸付の未実行残高は、現時点では顧客による借入金額を予測できないため、含まれていません。なお、2010年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は1,766億円です(注記27)。

- 特定の部品組立業者及び生産受託業者からの購入は、ソニーにおける製造のための供給の継続及び最善の価格を達成するために通常の業務過程に組み込まれており、典型的な拘束力を有する購入義務ではないことから、上記の表には含まれていません。購入義務は、ソニーに対して法的拘束力を有する、物品あるいはサービスの購入に関する契約義務として定義されます。これらの義務には購入数量や価格、取引時期に関する条項など、重要な条項が含まれますが、違約金の支払をともなわずに解約できる契約は含まれません。ソニーは特定の部品組立業者との間で契約を締結し、これらの部品組立業者のために部品を含む物品、サービスを調達し、関連する再購入の際に支払から控除されます。ソニーのサプライチェーン・マネジメントは、在庫リスクを最小化するために、これらの会社との間でフレキシブルで相互に利点のある調達関係を実現しています。業界の通例にしたがい、ソニーが提供する需要予測や生産計画にもとづき、部品組立業者から技術的基準を満たす部品の購入を行っています。また、ソニーは2009年度、メキシコにおける液晶テレビ製造事業の売却にともない、特定の液晶テレビ製品を将来購入する契約を買収者である生産受託業者と締結しました。初期契約期間は1年です。この契約により、ソニーは米国を含む特定の市場においてソニーが売却する液晶テレビの一定割合を購入することを合意しました。ただし、一定割合及び価格条項は実際の売上高にもとづくため、典型的な拘束力を有する購入義務を課されているわけではありません。

ソニーはこれらの資金需要のために、保有資金やそれぞれのビジネスの営業活動から得た資金を充当し、可能であればグループ内資金融通を行った上、必要があればCPプログラム、社債発行や銀行のクレジットラインにもとづき資金を調達します。

2010年3月31日現在におけるソニーの偶発債務は以下のとおりです。

項目	金額 (単位：百万円)
偶発債務（注記27）	
第三者投資家の債権者に対する保証	27,912
ソニー・エリクソンの借入に対する保証	18,738
その他	35,726
偶発債務計	82,376

#### オフバランス取引

ソニーは流動性と資金調達手段の確保、及びクレジットリスクを軽減するためにオフバランス取引を行っています。

ソニーは日本国内において複数の売掛債権売却プログラムを設定しており、一度に最大500億円の契約上適格な売掛債権を売却することができます。ソニーは当該プログラムにより、銀行の所有・運営する適格な特別目的会社に、取引先との約定回収期間が売掛債権売却後190日を超えない売掛債権を売却することができます。この取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄することから、金融資産の譲渡及びサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計基準にもとづき、売却として会計処理されます。ソニーは2008年度及び2009年度においてそれぞれ合計1,308億円及び1,093億円の売掛債権の売却を行いました。これらの取引における売却損は僅少です。上記の売却取引からの現金受取額に加え、2008年度及び2009年度において、適格な特別目的会社とソニーの間のサービス報酬を含むキャッシュ・フローの純額は僅少です。ソニーは売却した売掛債権に対するサービスを継続していますが、売掛債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。

特定の金融子会社は複数の債権売却プログラムを設定しており、一度に最大230億円の契約上適格な債権を売却することができます。金融子会社は当該プログラムにより、銀行の所有・運営する適格な特別目的会社に、取引先との約定回収期間が債権売却後180日を超えない債権を売却することができます。この取引は金融子会社が債権に対する支配を放棄することから、金融資産の譲渡及びサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計基準にもとづき売却として会計処理されます。金融子会社は2008年度及び2009年度においてそれぞれ合計1,661億円及び1,838億円の債権の売却を行いました。これらの取引における売却損は僅少です。上記の売却取引からの現金受取額に加え、2008年度及び2009年度において、適格な特別目的会社とソニーの間のサービス報酬を含むキャッシュ・フローの純額は僅少です。金融子会社は売却した債権に対するサービスを継続していますが、債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。

2009年度、ソニーは米国において売掛債権売却プログラムを設定しました。当該プログラムにより、ソニーの米国子会社に連結されている新設された特別目的会社は、一度に最大450百万米ドルの契約上適格な売掛債権を銀行に売却することができます。この取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄することから、金融資産の譲渡及びサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計基準にもとづき、売却として会計処理されます。ソニーは2009年度において合計2,581億円（2,893百万米ドル）の売掛債権の売却を行いました。これらの取引における売却損は僅少です。上記の売却取引からの現金受取額に加え、2009年度において銀行とソニーに連結されている特別目的会社との間のサービス報酬を含むキャッシュ・フローの純額は僅少です。ソニーは売却した売掛債権に対するサービスを継続していますが、売掛債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。

ソニーは、適宜、変動持分事業体（以下「VIE」）との間で各種の取り決めを結んでいます。これらの取り決めのいくつかにおいて、ソニーは重要な変動持分を有しており、第一受益者であるため、それらのVIEを連結しています。これらの取り決めには、不動産のリースや映画製作資金の調達、米国における音楽出版事業、音楽制作事業における複数の合弁契約、生産の外部委託が含まれています。ソニーが重要な変動持分を有するものの、第一受益者ではないVIEは以下のとおりです。

映画分野における子会社は、特定の12作品に関する国際配給権の取得に関する合弁契約をVIEとの間で締結しています。当該子会社は、映画配給にともなう収入の一部を契約上定められた手数料として受領する見返りに当該作品を国際的に配給する義務があり、かつ、当該子会社はすべての配給及びマーケティング費用を負担します。当該VIEは合計406百万米ドルの資金調達により設立されています。そのうち、11百万米ドルについては当該子会社からの出資、95百万米ドルについては外部の第三者投資家からの出資、残額は300百万米ドルの銀行信用枠により調達しています。取り決めにより、当該子会社の出資11百万米ドルの払い戻しは劣後しています。上記要因にもとづき、期待損失及び残余利益の過半を負担することから、当該子会社は第一受益者と判断されていました。2009年3月31日現在、銀行信用枠は失効し、また第三者投資家は出資額95百万米ドルの払い戻しを受けました。2009年5月11日、当該子会社は12作品に関する国際配給権をVIEから再取得し、VIEは上記と同一条件で、これらの作品の分配金に対する持分を受領しました。VIEから国際配給権を再取得した結果、当該子会社は期待損失及び残余利益の過半を負担することが見込まれないため、第一受益者ではなくなったと判断されました。VIEの連結除外に際して、当該子会社は損益を認識していません。2010年3月31日現在、当該子会社はVIEから再取得した国際配給権にかかる繰延映画製作費316百万円及びVIEに対する分配金債務1,647百万円を計上しています。

映画分野における子会社は、2008年7月31日に終了した31ヵ月にわたって公開された19作品に共同出資するために、2つのVIEとの間でそれぞれの製作・共同出資契約を締結しました。当該子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金(手数料及び諸経費を含む)として、契約期間において568百万米ドルを受取りました。また、2007年1月19日、当該子会社は、2012年3月までに公開される大多数の映画作品に共同出資するために、別のVIEとの間で製作・共同出資契約を締結しました。当該子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金(手数料及び諸経費を含む)として、当該VIEがリボルビング方式により最大525百万米ドルを供給する契約を結びました。2010年3月31日現在、当該子会社の14作品が公開され、約392百万米ドルの資金を当該VIEから受取りました。上記3つの契約において、当該子会社は、その全世界の配給網を通じて、映画作品を販売及び配給する義務があります。VIEは、当該子会社がこの配給契約にしたがい、配給手数料、マーケティング・配給費用及び外部の第三者への分配金を回収した後の映画毎の純利益から分配を受けます。当該子会社はこれら3つのVIEに対していかなる株式投資あるいは保証も行っておらず、当該子会社は期待損失及び残余利益の過半を負担していないことから、いかなるVIEの第一受益者でもありません。2010年3月31日現在、当該子会社の貸借対照表には、外部の第三者に対する映画の純利益からの未払分配金を除き、VIEに関連して計上した金額はありません。

2010年1月、ソニーは主として液晶テレビを生産していたメキシコ子会社の持分の90%を、機械装置4,520百万円及び在庫5,619百万円とともに、生産受託業者に売却しました。今後も生産活動を継続する事業体は過少資本であり、親会社からの資金提供に依存することからVIEであると判断されました。ソニーは期待損失の過半を負担することが見込まれないため第一受益者ではないと判断されました。2009年度において、当該子会社の支配の喪失に関連して、ソニーは11,189百万円を受領し、1,664百万円の損失を認識しました。売却と同時に、ソニーは当該VIE及びその親会社との間で契約を締結し、米国を含む特定の市場においてソニーが売却する液晶テレビの大部分を購入することを合意しました。2010年3月31日現在、VIEに関連して未収入金6,991百万円及び買掛金30,263百万円がソニーの連結貸借対照表に計上されています。ソニーの最大損失額は僅少と見込まれます。

## (3) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フロー：2009年度において営業活動から得た現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度から5,058億円（124.2%）増加して9,129億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結では、2009年度において、前年度から4,575億円（406.0%）増加して5,702億円の収入超過となりました。この収入超過は、有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産と繰延映画製作費の償却費を加味した当期純利益、支払手形及び買掛金の増加、棚卸資産の減少などの影響が、繰延映画製作費の増加や受取手形及び売掛金の増加などの影響を上回ったことによるものです。前年度比での増加は、受取手形及び売掛金が減少から増加に転じたものの、支払手形及び買掛金が減少から増加に転じたこと、及び法人税等支払額の減少を受けたことなどによるものです。

金融分野では、2009年度において、前年度比479億円（16.0%）増加して3,480億円の収入超過となりました。この収入超過は、主として、ソニー生命における保有契約高の堅調な推移にともない増加した保険料収入の貢献によるものです。前年度比での増加についても、ソニー生命における保険料収入の増加の貢献などによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー：2009年度において投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度から3,353億円（31.0%）減少して7,460億円になりました。

金融分野を除いたソニー連結の支出超過は、2009年度において、前年度比2,395億円（49.1%）減少して2,479億円となりました。2009年度における支出超過は、主に製造設備の購入によるものです。前年度との比較においては、前年度は半導体の製造設備の売却などにもなう収入があったものの、2009年度は投資や製造設備の購入が減少したことなどから、支出超過額は減少しました。

金融分野の支出超過は前年度比1,266億円（21.0%）減少して4,757億円になりました。2009年度の支出超過は、主として業容が拡大しているソニー生命及びソニー銀行が行った投資及び貸付が、有価証券の償還、投資有価証券の売却及び貸付金の回収を上回ったことによるものです。前年度との比較においては、主としてソニー銀行の運用資産における投資の減少により、支出超過額は減少しました。

2009年度における金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計\*は、前年度の支出超過から6,971億円改善し、3,223億円の受取超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー：2009年度の財務活動から得た現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度比976億円（36.5%）増加して3,650億円になりました。金融分野を除いたソニー連結の受取超過は、前年度比887億円（891.7%）増加し、986億円となりました。これは、2009年度において、CPなどの短期借入の返済（純額）があったものの、長期の社債の発行や銀行借入を行ったことなどによります。当社は、2009年6月に満期が3年から10年の総額2,200億円の国内普通社債を発行しました。金融分野の受取超過は、短期借入金（純額）が増加から減少に転じたことなどにより、前年度比217億円（8.3%）減少し、2,386億円となりました。

現金・預金及び現金同等物：以上の結果、為替変動の影響を加味した前年度末の現金・預金及び現金同等物期末残高は前年度末に比べ5,308億円（80.3%）増加して1兆1,916億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の現金・預金及び現金同等物期末残高は、前年度末に比べ4,199億円（74.3%）増加して9,849億円となりました。なお、ソニーではこの他に円換算で総額7,885億円の未使用の金融機関とのコミットメントラインを保持しており、十分な流動性を継続的に確保していると考えています。金融分野では、前年度末に比べ1,109億円（115.8%）増加して2,067億円となりました。

\*ソニーは、経営陣が経営指標として用いる「金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計」を開示情報に含めています。この情報は、金融分野を除く事業が流動性の保持、借入金の返済、及び配当金の支払いに必要な資金を確保できるかを評価するために重要な情報と考えています。この情報は金融分野を分離したキャッシュ・フロー情報をもとに作成しています。これらのキャッシュ・フロー情報はソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則で要求されているものではなく、また米国会計原則に則って作成されているものではありません。金融分野の大部分を構成する、日本で上場している金融持株会社のSFHと傘下の子会社は独自に流動性を確保しているため、金融分野のキャッシュ・フローはこの情報に含まれていません。この情報は他の企業の開示情報と比較できない可能性があります。また、この指標は負債返済に必要な元本返済支出の控除は行っておらず、裁量支出に使用可能な残余キャッシュ・フローを表しているものではないという限界があります。したがって、ソニーはこの情報を連結キャッシュ・フロー計算書に対する補足情報として、投資や利用可能な融資枠、及び流動性に関する情報とあわせて開示しており、連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。

連結キャッシュ・フロー計算書と「金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計」の差異の照合調整表は以下のとおりです。

科目	2008年度 金額(億円)	2009年度 金額(億円)
連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)	4,072	9,129
連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物(純額)	10,813	7,460
	6,741	1,669
控除：金融分野における営業活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)	3,001	3,480
控除：金融分野における投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物(純額)	6,024	4,757
消去 **	30	277
金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計	3,748	3,223

\*\*消去は主にセグメント間の貸付、配当金の支払いです。セグメント間の貸付はソニー(株)と金融分野に含まれる(株)ソニーファイナンスインターナショナルとの取引です。

金融分野を分離したキャッシュ・フロー情報(監査対象外)

以下の表は、金融分野を除くソニー連結のキャッシュ・フロー情報、及び金融分野のキャッシュ・フロー情報です(監査対象外)。このキャッシュ・フロー情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこのキャッシュ・フロー情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下のソニー連結の金額は、金融分野と金融分野を除くソニー連結間の取引を相殺消去した後のものです。

#### 要約キャッシュ・フロー計算書

科目	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2008年度 金額(百万円)	2009年度 金額(百万円)	2008年度 金額(百万円)	2009年度 金額(百万円)	2008年度 金額(百万円)	2009年度 金額(百万円)
営業活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)	300,096	348,033	112,695	570,222	407,153	912,907
投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物(純額)	602,368	475,720	487,446	247,897	1,081,342	746,004
財務活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)	260,345	238,635	9,947	98,644	267,458	365,014
為替相場変動の現金・預金及び現金同等物に対する影響額	-	-	18,911	1,098	18,911	1,098
現金・預金及び現金同等物純増加・減少( )額	41,927	110,948	383,715	419,871	425,642	530,819
現金・預金及び現金同等物期首残高	137,721	95,794	948,710	564,995	1,086,431	660,789
現金・預金及び現金同等物期末残高	95,794	206,742	564,995	984,866	660,789	1,191,608

(4) 流動性と資金の源泉

以下の基本方針及び数値情報は、独自に流動性を確保している金融分野及びSo-netを除いたソニーの連結事業にもとづいて説明しています。なお、金融分野については当該項目の最後に別途説明しています。

流動性マネジメントと資金の調達

ソニーは、事業活動に必要な流動性を保ちながら健全なバランスシートを維持することを財務の重要な目標と考えています。ソニーは、現金・預金及び現金同等物（以下「現預金等」）（ただし、国の規制等で資金の移動に制約があるものを除く）及びコミットメントラインの未使用額を合わせた金額を流動性として位置づけており、連結月次売上高の50%及び半年以内に期限が到来する債務返済額の合計額を、十分にカバーできる流動性を通年にわたり維持することを基本方針としています。

流動性の保持に必要な資金は、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計及び現預金等でまかありませんが、ソニーは必要に応じて金融・資本市場からの資金調達を行う能力も有しています。また金融・資本市場の流動性がなくなった場合でも、ソニーは現預金等及び金融機関とのコミットメントラインを使用することによって十分な流動性を維持することができると現時点では考えています。

ソニーは、主として当社及び英国における金融子会社であるSGTSを通じて、金融・資本市場からの資金調達を行っています。当社は2009年6月に社債償還資金及びCP償還資金に充当するため、総額2,200億円の国内普通社債（3年、5年、10年満期）を発行するとともに、シンジケートローンの返済資金及び運転資金を含む一般事業資金に充当するため、1,625億円のシンジケートローン（3年、5年、7年満期）を実行しました。また、2009年7月に欧米等海外での一般事業資金に充当するため、10億米ドルの長期銀行借入（3年満期）を行いました。

当社及びSGTSは運転資金需要に対応するため、市場環境によって左右されることはありますが、日本・米国・欧州の各市場へアクセス可能なCPのプログラム枠を有しています。2009年度末時点で当社とSGTSは、円換算で合計1兆1,513億円分のCPプログラム枠を保有しています。2009年度中の最大月末発行残高は2009年5月の1,899億円でしたが、2009年度末における発行残高はありません。また、2009年度は主に日本においてCPの発行を行いました。米国・欧州のCP市場の回復にともない、現在はこれらの市場も活用可能と考えています。

ソニーは通常は上記の普通社債、CPに加え、シンジケートローンを含めた銀行借入などの手段を通じて調達を行います。ソニーがこれらの調達手段から流動性を確保出来なくなる不測の事態に備え、多様な金融機関とのコミットメントラインも保持しています。2009年度末のコミットメントラインの総額は円換算で7,885億円（全額未使用）です。コミットメントラインの内訳は、日本の銀行団と結んでいる4,750億円の円貨コミットメントライン（2012年11月満期）、日本の銀行団と結んでいる1,500百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン（2013年12月満期）、グローバルな銀行団と結んでいる1,870百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン（2012年4月満期）で、すべて当社及びSGTSが借入主体となっています。これらの目的は、2008年9月以降にみられたような金融・資本市場の混乱期においても機動的・安定的な資金調達を可能とし十分な流動性を確保することです。

グループ全体の主要な資金調達に関する契約において、ソニーの格付けが低下した場合に、借入コストが上昇する条件が含まれているものがありますが、早期弁済を引き起こしたり、未使用のコミットメントラインからの借入ができなくなったりするような条項を含んでいるものはありません。また、ほとんどの借入金に用途制限はありませんが、例外として一部に米国連邦準備制度理事会などの規制に従い、米国の証券取引所に上場されている有価証券や米国の店頭市場において取引されている有価証券の取得に関して用途制限があります。

格付け

ソニーは、流動性及び資本政策に対する財務の柔軟性を確保し、金融・資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持するため、安定した一定水準の格付けの維持を重要な経営目標の一つと位置づけています。

ソニーは、グローバルな資本市場から円滑な資金調達を行うにあたり、ムーディーズ及びS&Pの2社より格付けを取得しています。また、日本国内の資本市場からの調達にあたっては、日本の格付会社である(株)格付投資情報センター（以下「R&I」）からも格付けを取得しています。

2010年6月28日時点の債券格付けの状況（長期/短期）は以下のとおりです。

	ムーディーズ	S&P	R&I
長期	A3（見通し：ネガティブ）	A-（見通し：ネガティブ）	AA-（方向性：ネガティブ）
短期	P-2	A-2	a-1+

キャッシュ・マネジメント

ソニーはSGTSを中心にグローバルな資金管理を行っています。資本取引に規制があり資金移動を制限されている国や地域は一部存在しますが、大部分の子会社における資金の過不足は、SGTSにより純額ベースで運用又は調達しています。ソニーは資金の効率化を目指し、各子会社に余剰資金が出た場合はSGTSに預け、また各子会



社に資金不足が生じた場合にはSGTSを通じて資金の貸し借りをを行うことで、余剰資金を活用し、外部借入を削減することができます。

#### 金融分野

SFH、ソニー生命、ソニー損害保険(株)（以下「ソニー損保」）、及びソニー銀行の各経営陣は、業務の遂行にともなう支払義務を履行するのに十分な流動性を確保することが重要だと認識しています。ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行は、法令（保険業法及び銀行法など）や金融庁及びその他関係規制当局の定める各種規制を遵守することに加え、それに準拠した社内規程を制定、運用しながら、十分な現預金等を準備し、支払能力を確保することに努めています。ソニー生命及びソニー損保は、受取保険料を主な資金の源泉とし、有価証券を中心とした投資を行うにあたり、保険金等の円滑な支払等に十分な水準の流動性を確保しています。ソニー銀行は、円貨・外貨建ての顧客からの預金を主な資金の源泉とし、住宅ローンを中心とする貸出と債券投資を行う中で、円滑な決済等に必要な水準の流動性を確保しています。

格付けについては、SFHはR&Iから発行体格付けAA-を取得しています。ソニー生命は、S&Pから保険財務力格付けA+を、ムーディーズから保険財務格付けAa3を、R&I、(株)日本格付研究所（以下「JCR」）から保険金支払能力格付けAAを、それぞれ取得しています。ソニー銀行はS&Pから長期カウンターパーティー格付けA-及び短期カウンターパーティー格付けA-2を、JCRから長期優先債務格付けAA-を、それぞれ取得しています。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

ソニーは、生産部門の合理化及び品質向上、ならびに生産設備の増強を目的とした設備投資のほか、開発研究の強化を図るため継続して投資を行っています。

当年度の設備投資額の内訳は次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	2009年度 (自2009年4月1日至2010年3月31日) 金額(百万円)
C P D・N P S・B 2 B & ディスク製造	154,035
映画	11,809
音楽	2,725
金融	6,156
その他	1,450
小計	176,175
全社(共通)	16,549
合計	192,724

(注) 金額は有形固定資産の増加額であり、消費税等は含まれていません。

当年度の設備投資額(有形固定資産の増加額)は1,927億円となりました。この主な内訳はC P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野の3分野合計で半導体や新製品の生産設備を中心に1,540億円、映画分野で118億円、音楽分野で27億円、金融分野で62億円、その他分野で15億円でした。

なお、設備の除却等については重要なものではありません。

#### 2【主要な設備の状況】

ソニーは、多種多様な事業を国内外で行っており、その設備の状況は事業の種類別セグメントごとの数値とともに主たる設備の状況を開示する方法によっています。なお、ソニーの連結財務諸表は米国会計原則にもとづき作成されており、有形固定資産にはリース取引の契約内容が一定のキャピタル・リースの条件に該当する場合の最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価値が含まれています。

当年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

(1) 事業の種類別セグメント内訳

2010年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
	土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の資産	合計	
CPD・NPS・ B2B&ディスク製造	58,718 (8,010)	252,962	414,771	726,451	135,400
映画	7,731 (258)	25,847	11,812	45,390	6,400
音楽	38,797 (2,834)	18,219	3,948	60,964	7,100
金融	19,188 (124)	10,200	5,336	34,724	7,400
その他	6,958 (69)	6,759	4,114	17,831	1,900
小計	131,392 (11,295)	313,987	439,981	885,360	158,200
全社(共通)	21,675 (407)	71,323	29,593	122,591	9,700
合計	153,067 (11,702)	385,310	469,574	1,007,951	167,900

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産ならびに建設仮勘定です。

3 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

4 ソニーは、情報関連及びその他の機器、工場施設、事務所、倉庫、従業員の住居施設及びその他の資産の一部を賃借しています。これらリース資産については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『9 リース資産』に記載しています。



(3) 主要な国内子会社の状況

2010年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び構 築物	機械装置・ その他の資 産	合計	
ソニーイーエムシーエス ㈱ (東京都港区)	C P D・N P S・B 2 B & ディスク製造	電子機器等の製造設 備	10,779 (1,059)	16,919	37,011	64,709	6,700
ソニーセミコンダクタ九 州㈱ (福岡県福岡市)	C P D	半導体等の製造設備	10,446 (700)	66,009	140,151	216,606	5,600
ソニーケミカル&イン フォメーションデバイス ㈱ (東京都品川区)	C P D	記録メディア、電子部 品及び磁気デバイス 製品等の製造設備	4,341 (350)	11,026	16,355	31,722	5,400
ソニーエナジー・デバイ ス㈱ (福島県郡山市)	C P D	電池等の製造設備	2,686 (210)	12,135	27,186	42,007	2,600
ソニーモバイルディスプ レイ㈱ (愛知県知多郡東浦町)	C P D	液晶ディスプレイパ ネルの製造設備	- (-)	15,928	20,315	36,243	1,600
ソニー白石セミコンダク タ㈱ (宮城県白石市)	C P D	半導体等の製造設備	3,444 (161)	2,555	4,829	10,828	700
㈱ソニーDADCジャパン (静岡県榛原郡吉田町)	B 2 B & ディ スク製造	音声・映像ソフトウ エア等の製造設備	6,769 (260)	4,628	3,275	14,672	800
ソニー生命保険㈱ (東京都港区)	金融	社屋等	4,126 (4)	2,385	462	6,973	5,800
㈱ソニーファイナンスイ ンターナショナル (東京都港区)	金融	リースの賃貸設備等	11,794 (121)	6,170	4,154	22,118	300
㈱ソニー・ミュージック エンタテインメント (東京都千代田区)	音楽	音楽・映像ソフトウ エア等の制作・製造 設備	38,301 (101)	9,857	1,513	49,671	1,800

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

- 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産ならびに建設仮勘定です。
- 提出会社より賃借している設備を含んでいます。
- 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。
- ソニーケミカル&インフォメーションデバイス㈱及び㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントの各数値は連結決算数値です。
- 2009年4月1日付けで、㈱ソニー・ミュージックマニュファクチャリングが、社名を㈱ソニーDADCジャパンとしました。

(4) 主要な在外子会社の状況

2010年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び構 築物	機械装置・ その他の資 産	合計	
Sony Corporation of America (アメリカ ニューヨーク)	C P D・N P S・B 2 B & ディスク製造	電子機器等の製造設備	3,517 (2,932)	26,125	44,886	74,528	13,100
	映画	映画、テレビ番組、ビデオソフト等の製作・製造設備	7,731 (258)	25,847	11,812	45,390	6,200
	音楽、その他、 全社(共通)	社屋等	5,227 (47)	15,191	7,372	27,790	1,200
Sony United Kingdom Ltd. (イギリス ミドルセックス)	C P D・N P S・B 2 B & ディスク製造	社屋及び販売設備等	2,502 (76)	4,802	1,638	8,942	1,600
Sony Slovakia Spol. s.r.o. (スロバキア プラチスラバ)	C P D	電子機器等の製造設備	1,336 (570)	11,151	11,018	23,505	2,500
Sony EMCS (Malaysia) Sdn . Bhd. (マレーシア ペナン)	C P D・N P S	電子機器等の製造設備	594 (171)	3,107	9,923	13,624	7,500
Sony Device Technology(T hailand) Co., Ltd. (タイ バンカディ)	C P D	半導体等の製造設備	352 (132)	2,818	5,233	8,403	2,800
Sony Electronics (Singapore) Pty. Ltd. (シンガポール)	C P D・N P S・B 2 B & ディスク製造	電子機器等の製造設備	- (-)	2,884	9,708	12,592	600
索尼精密部件(惠州)有限公司 (中国 広東省)	C P D	電子機器等の製造設備	- (-)	527	6,593	7,120	11,200
索尼電子(無錫)有限公司 (中国 江蘇省)	C P D	電子機器等の製造設備	- (-)	2,940	8,865	11,805	9,200
索尼(中国)有限公司 (中国 北京市)	C P D・N P S・B 2 B & ディスク製造	電子機器等の製造設備	- (-)	1,215	1,943	3,158	1,900
Sony Music Entertainment (アメリカ デラウェア)	音楽	音楽・映像ソフトウェア等の制作・製造設備	371 (2,727)	7,765	2,188	10,324	4,900

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

- 2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産ならびに建設仮勘定です。
- 3 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。
- 4 Sony Corporation of America及びSony Music Entertainmentの各数値は連結決算数値です。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

ソニーは、多種多様な事業を国内外で行っており、期末時点ではその設備の新設・拡充の計画を個々のプロジェクトごとに決定していません。そのため、事業の種類別セグメントごとの数値を開示する方法によっています。

2010年度（自2010年4月1日 至2011年3月31日）における事業の種類別セグメントごとの設備投資計画（新設・拡充）は次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	2010年度 設備投資計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的
C P D ・ N P S ・ B 2 B & ディスク製造	177,000	半導体や電子デバイスを中心とした生産設備投資
映画	5,000	映画製作に関わる設備、IT関連設備投資など
音楽	2,000	IT関連設備投資など
金融	2,000	IT関連設備投資など
その他、全社（共通）	34,000	社屋ビルなど
合計	220,000	-

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

2 上記の設備投資額の支払いは、主として自己資金により賄う予定です。

2010年度の設備投資額は、主にC P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野における設備投資の増加により前年度に比べ約14%増加の約2,200億円となる見通しです。主な内容は、半導体及び電子デバイスを中心とした生産設備投資です。

一方、除却等については、経常的な設備の更新のための除却及び売却のほか、ニトラ工場（正式名「Sony Slovakia Spol. s.r.o.」、スロバキア共和国ニトラ州）の持分の一部譲渡等、構造改革にともなう生産設備等の除却及び売却を見込んでいます。

なお、上記の設備投資計画は、現在入手可能な情報から得られたソニーのマネジメントの判断にもとづいています。したがって、これらの設備投資計画のみに全面的に依拠することは控えるようお願いします。実際の設備投資は、様々な重要な要素により、これら計画とは大きく異なる結果となりうることをご承知おきください。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
計	3,600,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2010年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2010年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,004,571,464	1,004,583,564	東京・大阪・ニュー ヨーク・ロンドン 各証券取引所	単元株式数 は100株であ ります。
計	1,004,571,464	1,004,583,564		

(注) 1 東京証券取引所及び大阪証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月(2010年6月)に新株予約権の行使(旧商法にもとづき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれていません。



(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

第1回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2002年6月20日)		
	事業年度末現在 (2010年3月31日)	提出日の前月末現在 (2010年5月31日)
新株予約権の数	9,878個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	987,800株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,396円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2003年12月9日から2012年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,396円 1株当たり資本組入額 2,698円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

## 第3回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2002年6月20日)		
	事業年度末現在 (2010年3月31日)	提出日の前月末現在 (2010年5月31日)
新株予約権の数	9,294個 *1	9,282個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	929,400株 *2	928,200株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 36.57米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2003年4月1日から2013年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 36.57米ドル 1株当たり資本組入額 18.29米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)\*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

#### 第4回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2003年6月20日）		
	事業年度末現在 (2010年3月31日)	提出日の前月末現在 (2010年5月31日)
新株予約権の数	8,145個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	814,500株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,101円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2004年11月14日から2013年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 4,101円 1株当たり資本組入額 2,051円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第6回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2003年6月20日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権の数	8,941個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	894,100株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.90米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2004年4月1日から2014年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 40.90米ドル 1株当たり資本組入額 20.45米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）\*1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記 1 により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第 7 回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2004年6月22日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権の数	9,540個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	954,000株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3,782円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2014年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,782円 1株当たり資本組入額 1,891円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）\*1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第9回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2004年6月22日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権の数	8,085個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	808,500株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.34米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2005年4月1日から2015年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 40.34米ドル 1株当たり資本組入額 20.17米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）\*1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記 1 により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第10回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2005年6月22日)		
	事業年度末現在 (2010年3月31日)	提出日の前月末現在 (2010年5月31日)
新株予約権の数	10,093個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,009,300株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,060円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2015年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 4,060円 1株当たり資本組入額 2,030円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注) \*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。



第11回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2005年6月22日)		
	事業年度末現在 (2010年3月31日)	提出日の前月末現在 (2010年5月31日)
新株予約権の数	10,535個 *1	10,437個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,053,500株 *2	1,043,700株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 34.14米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2015年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 34.14米ドル 1株当たり資本組入額 17.07米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)\*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

第12回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2006年6月22日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権の数	10,579個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,057,900株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,756円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2006年11月16日から2016年11月15日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 4,756円 1株当たり資本組入額 2,378円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）\*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第13回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2006年6月22日)		
	事業年度末現在 (2010年3月31日)	提出日の前月末現在 (2010年5月31日)
新株予約権の数	13,734個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,373,400株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.05米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2016年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 40.05米ドル 1株当たり資本組入額 20.03米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)\*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第14回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2007年6月21日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権の数	7,962個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	796,200株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,514円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,514円 1株当たり資本組入額 2,757円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）\*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第15回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2007年6月21日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権の数	15,844個 *1	同左

株主総会の特別決議日（2007年6月21日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,584,400株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 48.15米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 48.15米ドル 1株当たり資本組入額 24.08米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）\*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第16回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権の数	8,318個 *1	同左

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	831,800株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,987円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,987円 1株当たり資本組入額 1,494円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）\*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第17回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権の数	16,626個 *1	16,615個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,662,600株 *2	1,661,500株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 30.24米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 30.24米ドル 1株当たり資本組入額 15.12米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）\*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第18回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2009年6月19日)		
	事業年度末現在 (2010年3月31日)	提出日の前月末現在 (2010年5月31日)
新株予約権の数	7,905個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	790,500株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,595円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2010年12月9日から2019年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,595円 1株当たり資本組入額 1,298円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)\*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第19回普通株式新株予約権



株主総会の特別決議日（2009年6月19日）		
	事業年度末現在 （2010年3月31日）	提出日の前月末現在 （2010年5月31日）
新株予約権の数	15,283個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,528,300株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 29.56米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2010年12月9日から2019年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 29.56米ドル 1株当たり資本組入額 14.78米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）\*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

\*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

旧転換社債等に関する事項は、次のとおりです。

転換社債の残高、転換価格及び資本組入額

銘柄（発行日）	事業年度末現在 （2010年3月31日）			提出日の前月末現在 （2010年5月31日）		
	転換社債残高	転換価格	資本組入額	転換社債残高	転換価格	資本組入額
2010年満期 米貨建転換社債 *1 *3 （2000年4月17日）	45,427千米ドル （4,226百万円）	円 銭 13,220 00	*2			
2011年満期 米貨建転換社債 *1 （2001年4月16日）	45,189千米ドル （5,639百万円）	円 銭 8,814 00	*2	45,189千米ドル （5,639百万円）	円 銭 8,814 00	*2
2012年満期 米貨建転換社債 *1 （2002年4月15日）	32,401千米ドル （4,283百万円）	円 銭 6,931 00	*2	32,401千米ドル （4,283百万円）	円 銭 6,931 00	*2

（注）\*1 米貨建転換社債は、いずれも株価連動型のインセンティブ・プランとして米国の関係会社の役員・幹部社員に対し割り当てることを目的として発行したものです。なお、2010年満期米貨建転換社債については額面総額11,904千米ドルを、2011年満期米貨建転換社債については額面総額31,867千米ドルを、2012年満期米貨建転換社債については額面総額32,683千米ドルを、それぞれ失権分として買入消却しました。

\*2 転換により発行する株式の1株当たり発行価格（転換価格）に0.5を乗じた額で、その結果1円未満の端数が生じるときはその端数を切り上げた額。

\*3 2010年満期米貨建転換社債（57,331千米ドル）は、2010年4月5日に満期償還されました。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2005年12月1日*2	353					
2005年4月1日～ 2006年3月31日*1	1,043	1,001,679	2,415	624,124	2,416	830,666
2006年4月1日～ 2007年3月31日*1	1,217	1,002,897	2,783	626,907	2,782	833,448
2007年4月1日～ 2008年3月31日*1	1,546	1,004,443	3,668	630,575	3,815	837,264
2008年4月1日～ 2009年3月31日*1	92	1,004,535	189	630,765	189	837,453
2009年4月1日～ 2010年3月31日*1	36	1,004,571	56	630,821	56	837,510

(注)\*1 転換社債の転換、新株引受権付社債の新株引受権及び新株予約権の行使

\*2 種類株式(子会社連動株式)3,099,469株の普通株式3,452,808株への一斉転換

3 決算日後、5月31日までの発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2010年4月1日～ 2010年5月31日	12	1,004,583	19	630,841	19	837,529

(注)上記の増加は、新株予約権の行使によるものです。

(6) 【所有者別状況】

2010年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	4	220	64	3,906	921	479	686,307	691,901	
所有 株式数 (単元)	1,814	2,290,099	127,690	322,830	4,535,945	1,649	2,738,938	10,018,965	2,674,964
所有株式 数の割合 (%)	0.02	22.86	1.27	3.22	45.27	0.02	27.34	100.00	

(注)1 株主名簿上の自己名義株式1,039,956株は「個人その他」に10,399単元及び「単元未満株式の状況」に56株含まれています。なお、自己株式1,039,956株は株主名簿記載上の株式数であり、2010年3月31日現在の実保有株式数は1,039,656株であります。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ198単元及び77株含まれています。

(7)【大株主の状況】

2010年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)*4	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
Moxley and Company *1 (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都千代田区丸の内2-7-1)	96,205	9.58
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口) *2	東京都中央区晴海1-8-11	62,372	6.21
日本マスタートラスト信託銀行 (株)(信託口) *2	東京都港区浜松町2-11-3	49,809	4.96
State Street Bank and Tr ust Company *3 (常任代理人 香港上海銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋3-11-1)	20,394	2.03
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口9) *2	東京都中央区晴海1-8-11	15,912	1.58
JPMorgan Chase Bank 380055 *3 (常任代理人 (株)みずほコーポ レート銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都中央区月島4-16-13)	13,565	1.35
SSBT OD05 Omnibus China Treaty 808150 *3 (常任代理人 香港上海銀行)	オーストラリア・シドニー (東京都中央区日本橋3-11-1)	12,279	1.22
State Street Bank and Tr ust Company 505225 *3 (常任代理人 (株)みずほコーポ レート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4-16-13)	11,863	1.18
Mellon Bank, N.A. as Agent for its Client Mellon Omnibus US Pension *3 (常任代理人 (株)みずほコーポ レート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4-16-13)	10,396	1.03
State Street Bank-West Pension FD Client-Exempt *3 (常任代理人 (株)みずほコーポ レート銀行)	アメリカ・クインシー (東京都中央区月島4-16-13)	8,936	0.89
計		301,731	30.04

(注)\*1 ADR(米国預託証券)の受託機関であるJPMorgan Chase Bank, N.A.の株式名義人です。

\*2 各社の所有株式は、全て各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

\*3 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

\*4 千株未満を四捨五入しています。

5 Dodge & Coxから2009年8月6日付の大量保有報告書の変更報告書の写しが当社に送付され、2009年7月31日現在で以下のとおり当社株式(ADRとしての保有分を含む。)を保有している旨の報告を受け、現在に至っていますが、当社としては当事業年度末現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Dodge & Cox	51,320	5.11

( 8 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2010年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,039,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,856,900	10,008,569	
単元未満株式	普通株式 2,674,964		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,004,571,464		
総株主の議決権		10,008,569	

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の普通株式が19,800株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る普通株式の議決権の数が198個含まれています。

【自己株式等】

2010年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ソニー(株) (自己保有株式)	東京都港区港南1 - 7 - 1	1,039,600		1,039,600	0.10
計		1,039,600		1,039,600	0.10

(注)株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない普通株式が300株あり、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれています。

## ( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しています。

当該制度は、当社及び当社関係会社の取締役、執行役及び従業員に対してストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行することを、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定にもとづき、2002年6月20日、2003年6月20日、2004年6月22日及び2005年6月22日開催の定時株主総会において、また、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき、2006年6月22日、2007年6月21日、2008年6月20日及び2009年6月19日開催の定時株主総会においてそれぞれ決議されたものです。

当該制度の内容は次のとおりです。

決議年月日	2002年6月20日
付与対象者の区分及び人数	第1回普通株式新株予約権 当社の取締役 9名 当社関係会社の取締役 124名 当社及び当社関係会社の従業員 406名 第3回普通株式新株予約権 当社の取締役 1名 当社関係会社の取締役 16名 当社及び当社関係会社の従業員 875名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2003年6月20日
付与対象者の区分及び人数	第4回普通株式新株予約権 当社の取締役 8名 当社の執行役 10名 当社関係会社の取締役 119名 当社及び当社関係会社の従業員 467名 第6回普通株式新株予約権 当社の取締役 1名 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 17名 当社及び当社関係会社の従業員 484名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2004年6月22日
付与対象者の区分及び人数	第7回普通株式新株予約権 当社の取締役 10名 当社の執行役 13名 当社関係会社の取締役 105名 当社及び当社関係会社の従業員 487名 第9回普通株式新株予約権 当社の取締役 1名 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 9名 当社及び当社関係会社の従業員 487名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2005年6月22日
付与対象者の区分及び人数	第10回普通株式新株予約権 当社の取締役 9名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 118名 当社及び当社関係会社の従業員 491名 第11回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 8名 当社関係会社の従業員 491名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2006年6月22日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数	<p>第12回普通株式新株予約権          当社の取締役 11名          当社の執行役 5名          当社関係会社の取締役 98名          当社及び当社関係会社の従業員 477名</p> <p>第13回普通株式新株予約権          当社の執行役 2名          当社関係会社の取締役 9名          当社関係会社の従業員 500名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2007年6月21日
付与対象者の区分及び人数	<p>第14回普通株式新株予約権          当社の取締役 10名          当社の執行役 5名          当社関係会社の取締役 85名          当社及び当社関係会社の従業員 333名</p> <p>第15回普通株式新株予約権          当社の執行役 2名          当社関係会社の取締役 34名          当社関係会社の従業員 704名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年6月20日
-------	------------



付与対象者の区分及び人数	第16回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 79名 当社及び当社関係会社の従業員 338名 第17回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 36名 当社関係会社の従業員 566名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2009年6月19日
付与対象者の区分及び人数	第18回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 79名 当社及び当社関係会社の従業員 299名 第19回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 45名 当社及び当社関係会社の従業員 651名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2010年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,750,000株を上限とする。*1
発行する新株予約権の総数	27,500個を上限とする。*2
新株予約権の行使時の払込金額	*3

新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日より1年を経過した日から、当該割当日より10年を経過する日まで。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降本株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)\*1 注記2により各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記記載の本新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

\*2 本新株予約権の付与株式数は100株とする。ただし、総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

\*3 本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初、以下のとおりとする。

当初行使価額

(イ) 行使価額を円建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、(a) 行使価額決定日である本新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、又は(b) 本新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

(ロ) 行使価額を米ドル建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均（以下「基準円価額」という。）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」という。）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、基準円価額が、(a) 行使価額決定日である本新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、又は(b) 本新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議にもとづかないもの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	42,499	114,155,123
当期間における取得自己株式	3,925	13,071,657

(注) 当期間における取得自己株式には、2010年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式 *1	9,630	25,230,600
当期間における取得自己株式 *2	3,919	13,297,167

(注) \*1 (株)ソニー・放送メディアの吸収合併に関する会社法797条第1項にもとづく反対株主からの買取請求によるものです。

\*2 (株)SNEプラットフォームの吸収合併に関する会社法797条第1項にもとづく反対株主からの買取請求によるものです。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	13,500	27,891,000	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	12,260	31,837,445	690	2,183,370
保有自己株式数	1,039,656	-	1,046,810	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2010年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2010年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元は、継続的な企業価値の増大及び配当を通じて実施していくことを基本と考えています。安定的な配当の継続に努めたくえ、内部留保資金については、成長力の維持及び競争力強化など、企業価値向上に資する様々な投資に活用していく方針です。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、原則として、中間配当及び期末配当ともに取締役会です。

当事業年度の期末配当金については、2010年5月12日開催の取締役会決議により、前事業年度と同額の1株につき12円50銭の配当を実施しました。また、2009年10月29日開催の取締役会決議により、2009年12月に1株につき12円50銭の中間配当を実施しましたので、年間配当金は25円となります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2009年10月29日 取締役会決議	12,544	12.5
2010年5月12日 取締役会決議	12,544	12.5

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

##### 普通株式

回次	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
決算年月	2006年3月	2007年3月	2008年3月	2009年3月	2010年3月
最高(円)	6,040	6,540	7,190	5,560	3,645
最低(円)	3,660	4,340	3,910	1,491	2,050

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

##### 種類株式(子会社連動株式)

回次	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
決算年月	2006年3月	2007年3月	2008年3月	2009年3月	2010年3月
最高(円)	4,960	-	-	-	-
最低(円)	1,175	-	-	-	-

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2 種類株式(子会社連動株式)は、2005年11月25日に上場廃止とし、2005年12月1日に普通株式に一斉転換しました。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

##### 普通株式

月別	2009年10月	11月	12月	2010年1月	2月	3月
最高(円)	2,830	2,675	2,730	3,210	3,235	3,645
最低(円)	2,390	2,255	2,250	2,694	2,940	3,015

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員 の 状 況】

(1) 取締役 の 状 況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員	Howard Stringer [ハワード・ストリンガー]	1942年2月19日生	1997年5月 Sony Corporation of America 入社 プレジデント 1998年12月 Sony Corporation of America チェアマン & CEO (現在) 1999年6月 当社取締役 (現在) 2003年4月 当社執行役員副会長 2003年6月 当社執行役員 副会長 2005年6月 当社代表執行役員 会長 兼 CEO 2009年4月 当社代表執行役員 会長 兼 社長 CEO (現在)	*2	32
取締役	指名委員	中鉢 良治	1947年9月4日生	1977年4月 当社入社 1999年6月 当社執行役員 2002年6月 当社執行役員常務 2003年6月 当社業務執行役員上席常務 2004年6月 当社執行役員 副社長 2005年4月 当社エレクトロニクスCEO 2005年6月 当社取締役 (現在) 当社代表執行役員 社長 2009年4月 当社代表執行役員 副会長 (現在)	*2	31
取締役	取締役会議 長、指名委 員会議長	小林 陽太郎	1933年4月25日生	1958年10月 富士写真フイルム(株)入社 1963年9月 富士ゼロックス(株)入社 1968年12月 富士ゼロックス(株)取締役 1972年12月 富士ゼロックス(株)常務取締役 1976年1月 富士ゼロックス(株)取締役副社長 1978年1月 富士ゼロックス(株)取締役社長 1992年1月 富士ゼロックス(株)取締役会長 1998年6月 Callaway Golf Company 取締役 (現在) 1999年7月 日本電信電話(株)取締役 (現在) 2003年6月 当社取締役 (現在) 2006年4月 富士ゼロックス(株)相談役最高顧問	*2	8
取締役	監査委員会 議長	山内 悦嗣	1937年6月30日生	1962年12月 Arthur Andersen & Co.入社 1986年9月 Arthur Andersen & Co.日本代表 英和監査法人統括代表 1991年10月 井上斎藤英和監査法人理事長 1993年10月 朝日監査法人専務理事 Arthur Andersen & Co.日本副代表 1999年6月 (株)住友銀行取締役 2000年6月 スタンレー電気(株)監査役 (現在) 2001年3月 (株)アマナホールディングス取締役 (現在) 2001年4月 (株)三井住友銀行取締役 2002年12月 (株)三井住友フィナンシャルグループ取締役 2003年6月 当社取締役 (現在) 2005年6月 (株)三井住友銀行取締役	*2	-
取締役	指名委員	Peter Bonfield [ピーター・ボンフィールド]	1944年6月3日生	1981年10月 ICL plc 入社 1986年12月 ICL plc チェアマン 1996年1月 British Telecom plc CEO 2002年3月 Telefonaktiebolaget LM Ericsson 取締役 (現在) Mentor Graphics Corporation 取締役 (現在) 2002年4月 Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Ltd. 取締役 (現在) 2004年5月 当社アドバイザーボードメンバー 2004年12月 Actis Capital LLP 取締役 (現在) 2005年6月 当社取締役 (現在) 2006年12月 NXP B.V. スーパーバイザーボード 議長 (現在)	*2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員	張 富士夫	1937年2月2日生	1960年4月 トヨタ自動車㈱入社 1988年9月 トヨタ自動車㈱取締役 1988年12月 TOYOTA Motor Manufacturing U.S.A. プレジデント 1994年9月 トヨタ自動車㈱常務取締役 1996年6月 トヨタ自動車㈱専務取締役 1998年6月 トヨタ自動車㈱取締役副社長 1999年6月 トヨタ自動車㈱取締役社長 2003年6月 ㈱デンソー監査役(現在) 2004年6月 東海旅客鉄道㈱取締役(現在) 2005年6月 トヨタ自動車㈱取締役副会長 2006年6月 当社取締役(現在) トヨタ自動車㈱代表取締役会長(現在)	*2	3
取締役	報酬委員会 議長	安田 隆二	1946年4月28日生	1979年1月 McKinsey & Company 入社 1986年6月 McKinsey & Company パートナー 1991年6月 McKinsey & Company ディレクター 1996年6月 A.T.Kearney, Inc. マネージングディレクター・ アジア総代表 2003年6月 ㈱ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役会長 ㈱大和証券グループ本社取締役(現在) 2004年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 (現在) 2005年6月 富士火災海上保険㈱取締役 2007年4月 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ取締役 (現在) 2007年6月 当社取締役(現在) 2008年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス㈱取 締役(現在) 2009年6月 ㈱ヤクルト本社取締役(現在)	*2	4
取締役		内永 ゆか子	1946年7月5日生	1971年7月 日本アイ・ピー・エム㈱入社 1995年4月 日本アイ・ピー・エム㈱取締役 2000年4月 日本アイ・ピー・エム㈱常務取締役 2004年4月 日本アイ・ピー・エム㈱取締役専務執行役員 2007年4月 日本アイ・ピー・エム㈱技術顧問 2007年5月 特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・ イノベティブ・ネットワーク理事長 (現在) 2007年6月 ㈱ベネッセコーポレーション取締役 2008年4月 ㈱ベネッセコーポレーション取締役副会長 Berliz International, Inc. 代表取締役会長兼社長 兼CEO(現在) 2008年6月 当社取締役(現在) ㈱損害保険ジャパン監査役(現在) 2009年10月 ㈱ベネッセホールディングス取締役副社長 (現在)	*2	1
取締役	監査委員	矢作 光明	1948年3月3日生	1970年4月 ㈱三井銀行入行 1998年6月 ㈱さくら銀行取締役 1999年6月 ㈱さくら銀行執行役員 2001年4月 ㈱三井住友銀行常務執行役員 2003年6月 ㈱三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ取締役 2004年4月 ㈱日本総合研究所専務取締役 ㈱三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 ㈱日本総合研究所取締役兼専務執行役員 2005年6月 ㈱三井住友銀行副頭取兼副頭取執行役員 2006年4月 ㈱三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 2007年6月 ㈱日本総合研究所代表取締役会長(現在) 東レ㈱監査役(現在) 2008年6月 当社取締役(現在) 三井造船㈱監査役(現在)	*2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	報酬委員	謝 正炎 [ サンヤン・ シェー ]	1952年12月29日生	1980年7月 McKinsey & Company 入社 1990年7月 McKinsey & Company シニアパートナー 1997年7月 McKinsey & Company カナダ地域統括 2000年7月 McKinsey & Company 東南アジア地域統括 2007年7月 当社アドバイザーボードメンバー 2008年6月 当社取締役(現在) McKinsey & Company 顧問(現在)	*2	-
取締役	指名委員	Roland A. Hernandez [ ローランド・ ヘルナンデス ]	1957年9月29日生	1986年9月 Interspan Communications ファウンダー & プレジデント 1995年3月 Telemundo Group, Inc. プレジデント & CEO 1998年11月 Telemundo Group, Inc. チェアマン & CEO 2001年4月 The Ryland Group, Inc. 取締役(現在) 2002年5月 MGM Mirage, Inc. 取締役(現在) 2002年11月 Vail Resorts, Inc. 取締役(現在) 2008年6月 当社取締役(現在)	*2	1
取締役	監査委員	安樂 兼光	1941年4月21日生	1964年4月 日産自動車(株)入社 1993年6月 日産自動車(株)取締役 1997年6月 日産自動車(株)常務取締役 1999年5月 日産自動車(株)取締役副社長 2000年4月 日産自動車(株)取締役副会長 2000年6月 日産自動車(株)副会長 2002年4月 日産不動産(株)取締役社長 2005年6月 日産不動産(株)相談役 2007年6月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役 (現在) 2010年6月 当社取締役(現在)	*2	1
取締役	指名委員	小島 順彦	1941年10月15日生	1965年5月 三菱商事(株)入社 1995年6月 三菱商事(株)取締役 1997年4月 三菱商事(株)常務取締役 2001年4月 三菱商事(株)取締役副社長 2001年6月 三菱商事(株)取締役 副社長執行役員 2004年4月 三菱商事(株)代表取締役社長 2005年6月 日清食品ホールディングス(株)取締役(現在) 2010年6月 当社取締役(現在) 三菱商事(株)取締役会長(現在) 三菱重工(株)取締役(現在)	*2	3
取締役	報酬委員	永山 治	1947年4月21日生	1971年4月 (株)日本長期信用銀行入行 1978年11月 中外製薬(株)入社 1985年3月 中外製薬(株)取締役 1987年3月 中外製薬(株)常務取締役 1989年3月 中外製薬(株)取締役副社長 1992年9月 中外製薬(株)代表取締役社長(現在) 2010年6月 当社取締役(現在)	*2	1
計						84

(注) 1 小林陽太郎、山内悦嗣、Peter Bonfield、張 富士夫、安田隆二、内永ゆか子、矢作光明、謝 正炎、Roland A. Hernandez、安樂兼光、小島順彦、永山 治の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

\*2 2010年6月18日開催の定時株主総会の終結の時から1年間です。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	会長 兼 社長 (CEO)	Howard Stringer [ハワード・ストリンガー]	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
代表執行役	副会長 (本社機能における CEOの補佐、製品安全・品 質、環境担当)	中鉢 良治	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
執行役	副社長 (エレクトロニクス事業 及びゲーム事業における 生産、物流、調達、CSプ ラットフォーム担当)	中川 裕	1945年12月4日生	1968年4月 当社入社 1997年6月 当社執行役員常務 2003年6月 当社業務執行役員上席常務 2005年2月 当社パーソナルオーディオビジュ アルネットワークカンパニー NC プレジデント 2005年6月 当社執行役 EVP 2006年10月 当社執行役 副社長(現在) 当社セミコンダクタ&コンポーネ ントグループ担当 2009年4月 当社生産、物流、調達、CSプラット フォーム担当(現在)	*	22
執行役	副社長 (コンシューマプロダク ツ、プロフェッショナル・ ソリューション、デバイス 事業担当)	吉岡 浩	1952年10月26日生	1979年2月 当社入社 2001年10月 ソニー・エリクソン・モバイルコ ミュニケーションズ(株)代表取締役 社長 2003年4月 Sony Ericsson Mobile Communications AB コーポレート・ バイス・プレジデント 2005年11月 当社業務執行役員 SVP 当社オーディオ事業本部長 2008年4月 当社テレビ事業本部長 2008年6月 当社業務執行役員 EVP 2009年4月 当社執行役 副社長(現在) 当社コンシューマプロダクツ、デバ イス事業担当 2010年4月 当社コンシューマプロダクツ、プロ フェッショナル・ソリューション、 デバイス事業担当(現在)	*	0
執行役	EVP (知的財産、ディスク製造 事業担当)	木村 敬治	1952年4月4日生	1977年4月 当社入社 2000年6月 当社執行役員 2002年6月 当社執行役員常務 2003年6月 当社業務執行役員常務 2004年6月 当社執行役 専務 2005年2月 当社インフォメーションテクノ ロジー&コミュニケーションズネッ トワークカンパニー NCプレジデ ント 2005年6月 当社執行役 EVP(現在) 2006年6月 当社知的財産担当(現在) 2008年4月 当社情報システム担当 2009年4月 当社B2Bソリューション事業担当 当社ディスク製造事業担当 (現在)	*	4



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	EVP (ジェネラル・カウンセ ル)	Nicole Seligman [ニコール・ セリグマン]	1956年10月25日生	2001年9月 Sony Corporation of America 入社 エグゼクティブ・バイス・ プレジデント 兼 ジェネラル・カ ウンセル (現在) 2003年4月 当社グループ・デビュティ・ジェ ネラル・カウンセ 2003年6月 当社執行役 2005年6月 当社執行役 EVP (現在) 当社ジェネラル・カウンセ (現在)	*	-
執行役	EVP (ネットワークプロダク ツ、ネットワークサービス 事業担当)	平井 一夫	1960年12月22日生	1984年4月 (株)CBS・ソニー (現 (株)ソニー・ ミュージックエンタテインメン ト) 入社 1996年7月 Sony Computer Entertainment America Inc. EVP & COO 1997年10月 (株)ソニー・コンピュータエンタテ インメント執行役員 1999年4月 Sony Computer Entertainment America Inc. プレジデント & COO 2003年8月 Sony Computer Entertainment America Inc. プレジデント & CEO 2006年12月 (株)ソニー・コンピュータエンタテ インメント代表取締役社長 兼 グ ループCOO Sony Computer Entertainment America Inc. チェアマン (現在) 2007年6月 (株)ソニー・コンピュータエンタテ インメント代表取締役 社長 兼 グループCEO (現在) 2009年4月 当社執行役 EVP (現在) 当社ネットワークプロダクツ、ネッ トワークサービス事業担当 (現在)	*	-
執行役	EVP (CFO)	加藤 優	1952年2月22日生	1977年4月 当社入社 1997年6月 (株)ソニー・コンピュータエンタテ インメント執行役員 1999年4月 (株)ソニー・コンピュータエンタテ インメント執行役員上席常務 2000年4月 (株)ソニー・コンピュータエンタテ インメント執行役員専務 2000年6月 (株)ソニー・コンピュータエンタテ インメント取締役 2002年7月 (株)ソニー・コンピュータエンタテ インメント執行役員 副社長兼CFO 2004年4月 (株)ソニー・コンピュータエンタテ インメント コーポレート・エグゼ クティブ 副社長兼グループCFO 2005年7月 (株)ソニー・コンピュータエンタテ インメント代表取締役 2009年6月 当社業務執行役員 SVP デピュ ティCFO 2010年6月 当社執行役 EVP CFO (現在)	*	7
計						96

(注) \*2010年6月18日開催の定時株主総会終結後最初に開催された取締役会の終結の時から1年間です。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(以下の記述は、連結会社の企業統治に係るものです。)

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスの状況に関する最新の情報は、東京証券取引所へ提出の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しており、以下のWebサイトにてご覧頂けます。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/governance.html>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

#### <企業統治の体制>

当社は、経営の最重要課題の一つとして、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでいます。その一環として、会社法上の「委員会設置会社」を経営の機関設計として採用し、法令に定められた事項を遵守することに加え、業務執行の監督機関である取締役会の執行側からの独立性を強化するための事項、各委員会がより適切に機能するための事項などの独自の工夫を追加し、健全かつ透明性のある仕組みを構築・維持しています。また、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで取締役会が執行役に業務執行に関する決定権限を委譲し、迅速な意思決定による効率的なグループ経営を推進しています。

#### <「委員会設置会社」形態を採用する理由>

当社は、2003年に商法（当時）上の「委員会等設置会社」へ移行する前から独自に導入してきた執行役員制、指名委員会・報酬委員会制度、取締役会議長とCEOの分離、取締役会の監督機能の強化及び執行責任の明確化と一層の権限委譲の実現により、ソニーグループのガバナンスのさらなる強化と経営の透明性の向上を図ってまいりました。同様の趣旨から、2003年6月に改正商法下の「委員会等設置会社」に移行し、2006年5月1日に施行された会社法の制度下でも、「委員会設置会社」形態を採用・維持しています。

#### 会社の機関の内容

当社は、法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、及び取締役会に選定された取締役からなる指名・監査・報酬の各委員会、ならびに取締役会で選任された執行役を設置しています。これらの法定機関に加え、特定の担当領域において業務を遂行する業務執行役員を設置しています。

#### <各機関の主な役割>

##### 取締役会

- ・ ソニーグループの経営の基本方針の決定
- ・ ソニーグループの業務執行の監督
- ・ 各委員会メンバーの選定・解職
- ・ 執行役の選解任及び代表執行役の選定・解職

##### 指名委員会

- ・ 取締役の選解任議案の決定

##### 監査委員会

- ・ 財務報告に係るプロセスの妥当性を確保するための体制、財務報告に係る内部統制の有効性を経営者が確認するための体制、適時かつ適切なディスクロージャーを確保するための体制、法令・定款・社内規則に対するコンプライアンスを確保するための体制、及び会社法にもとづき取締役会が決議した「内部統制及びガバナンスの枠組み」の状況等の確認を通じての執行役の職務執行の監査、ならびに指名委員会及び報酬委員会への陪席及び事業報告その他株主総会招集通知参考書類等の確認を通じての取締役の職務執行の監査
- ・ 会計監査人の適格性及び独立性の評価、その選解任・不再任に係る株主総会議案の内容の決定、報酬の承認、会計監査及び財務報告に係る内部統制監査の方法及び結果の相当性の評価、ならびに非監査業務を行わせる場合の事前承認等を通じての会計監査人の監督

##### 報酬委員会

- ・ 取締役、執行役、業務執行役員及びグループ役員個人別報酬の方針、ならびに、かかる方針にもとづく取締役及び執行役の個人別報酬の額及び内容の決定

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬に関して、以下本項(2)- に記載のとおり、基本方針を定め、株主へ送付する後述の報告書にて開示しています。

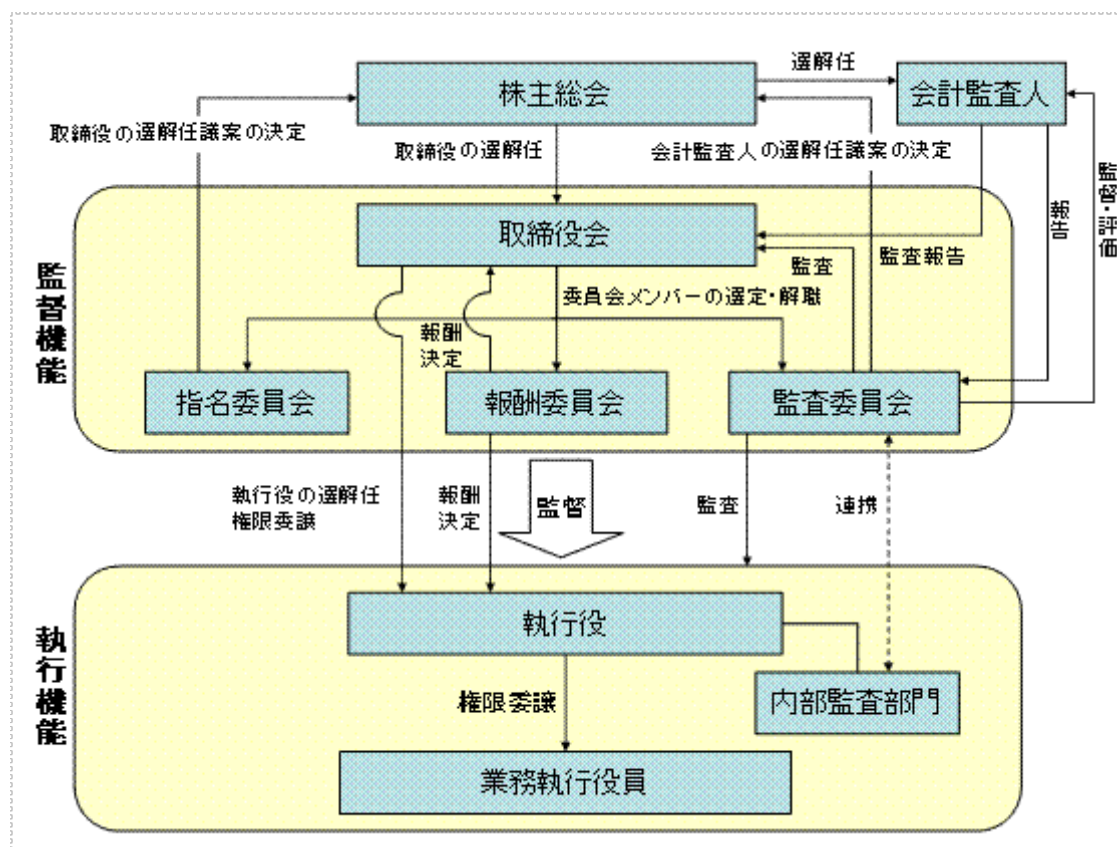
##### 執行役

- ・ 取締役会から授権された範囲での、ソニーグループの業務執行の決定及び遂行

業務執行役員

- ・ ビジネスユニット、本社機能、研究開発など、特定領域についての取締役会及び執行役が決定する基本方針にもとづく担当業務の遂行

(模式図：会社の機関)



<ソニー独自の工夫>

当社では、ガバナンス強化のため、法令に定められた事項に加え、取締役会の執行側からの独立性を確保するための事項、各委員会がより適切に機能するための事項などを取締役会規定に盛り込み、制度化しています。その主なものは、以下のとおりです。

- 取締役会議長・副議長と代表執行役の分離
- 社外取締役の再選回数制限
- 各委員会議長の社外取締役からの選定
- 利益相反の排除や独立性確保に関する取締役の資格要件の制定
- 指名委員会の人数の下限の引き上げ（5名以上）、また2名以上は執行役兼務の取締役とすること
- 原則として報酬委員の1名以上は執行役兼務の取締役とすること
- 報酬委員へのソニーグループのCEO、COOならびにこれに準ずる地位を兼務する取締役の就任禁止
- 原則として、監査委員の他の委員会メンバーとの兼任の禁止

<各機関の人員構成>

2010年6月28日現在での各機関の人員構成は、以下のとおりです。

- 取締役会： 14名（社外12名）
- 指名委員会： 7名（社外5名）
- 監査委員会： 3名（社外3名、うち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者2名）
- 報酬委員会： 3名（社外3名）
- 執行役： 8名（代表執行役2名）

監査委員 山内悦嗣氏は公認会計士の資格を有しており、また、監査委員 安樂兼光氏はグローバル企業かつ製造業の最高財務責任者の経験を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

< 会議体の開催状況及び社外取締役の活動状況 >

2009年度の1年間（2009年4月1日～2010年3月31日）において、取締役会は9回、指名委員会は6回、監査委員会は13回、報酬委員会は5回開催されました。

取締役会への出席状況については、社外取締役全12名は、宮内義彦氏、張富士夫氏、内永ゆか子氏の3名を除き、在任期間中に開催された当年度の取締役会の全てに出席しています（宮内義彦氏及び張富士夫氏は9回中8回、内永ゆか子氏は9回中7回に出席）。また、委員会への出席状況については、委員会に所属する社外取締役全12名は、内永ゆか子氏の1名を除き、当年度における各委員会の開催総数の少なくとも75%以上に出席しています（指名委員であった内永ゆか子氏は、在任期間中に開催された当年度の同委員会6回中2回に出席）。なお、監査委員会に所属する社外取締役全3名は、当年度に開催された監査委員会の全てに出席しました。

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

2006年4月26日開催の取締役会において、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる当社及びソニーグループの内部統制及びガバナンスの枠組みに関する事項（損失の危険の管理に関する規程その他の体制を含む）につき、現体制を確認のうえ、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。また、2009年5月13日開催の取締役会において、かかる体制を改定し、現体制がかかる体制に沿っていることを確認のうえ、引き続き継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。2009年5月13日開催の取締役会において確認・決議された内容は、以下のWebサイトで公開しています。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/tousei.html>

< 米国企業改革法に関するガバナンス >

米国では、企業会計不祥事の頻発を契機に、2002年に米国企業改革法（Sarbanes-Oxley Act：SOX法）が制定されました。当社は、米国証券取引委員会（SEC）に登録しているため、この法律の適用を受けます。

SOX法にもとづく義務の1つとして、当社のCEO及びCFO（以下「マネジメント」）は、SECに提出する年次報告書Form 20-Fに、財務諸表の適正性、情報開示に関する統制と手続き、及び財務報告に係る内部統制に関する所定の事項の証明書を添付する義務があります。

当社では、「情報開示に関する統制と手続き」として、主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内部署から潜在的な重要事項の報告を受け、ソニーグループにとっての重要性に照らして開示を検討する仕組みを構築しています。この仕組みの設計・運営と適正な財務報告の担保について、ソニーグループのIR、経理、経営企画、法務、広報、財務、内部監査、人事を所管する責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」という諮問機関が設置されており、マネジメントを補佐しています。

また、2007年3月期からは、財務報告に係る内部統制に関するマネジメントの報告書をForm 20-Fに含めることも義務づけられました。これを遵守するため、ソニーは、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等のグローバルな活動を監督・評価する組織横断的な運営委員会（内部統制部門、内部監査、経理、財務、IR、コンプライアンスその他本社部門の責任者により構成）を設置しました。そして、評価の結果、マネジメントは、2010年3月31日時点におけるソニーにおける財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論に至りました。

社外取締役の員数、社外取締役と当社の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

上述のとおり、2010年6月28日時点での取締役全14名のうち、会社法に定める社外取締役は12名です。また、当社は、以下の事項を取締役の資格要件として取締役会規定に定めており、2009年度の在任取締役及び2010年6月28日時点での在任取締役は、この要件を満たします。また、2010年6月28日時点の社外取締役のいずれについても、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届出を行っております。

< 取締役共通の資格要件 >

- ・ ソニーグループの重要な事業領域においてソニーグループと競合関係にある会社（以下「競合会社」という。）の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと、また競合会社の3%以上の株式を保有していないこと。
- ・ 取締役候補に指名される前の過去3年間、ソニーグループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと。
- ・ そのほか、取締役としての職務を遂行する上で、重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと。

< 社外取締役の追加資格要件 >

- ・ 取締役もしくは委員として受領する報酬・年金又は選任前に提供を完了したサービスに関して選任後に支払われる報酬以外に、過去3年間のいずれかの連続する12ヵ月間において12万米ドルに相当する金額を超える報酬をソニーグループより直接に受領していないこと。
- ・ ソニーグループとの取引額が、過去3年間の各事業年度において、当該会社の当該事業年度における年間連結売上上の2%又は100万米ドルに相当する金額のいずれか大きいほうの金額を超える会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。

当社の社外取締役の2010年6月28日時点での当社株式の保有状況は、前記「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に記載のとおりです。

なお、当社の定款規定にもとづき、社外取締役全員との間でそれぞれ締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

- ・ 社外取締役は、当該契約締結後、会社法第423条第1項により当社に対し損害賠償義務を負う場合において、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、3,000万円又は会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
- ・ 社外取締役の任期満了時において、再度当社の社外取締役に選任され就任したときは、当該契約は何らの意思表示を要せず当然に再任後も効力を有するものとする。

< 社外取締役の機能及び役割ならびに選任状況に対する考え方 >

取締役会の構成メンバーの半数以上が社外取締役により構成されており（2010年6月28日時点での在任取締役全14名のうち、12名が社外取締役）、かつ、各社外取締役は、国内外の企業のCEO（経験者含む。）や会計士等、多様な経験を有しているため、取締役会及び各委員会の場において、それぞれが有する豊富な経験と幅広い見識にもとづく当社社内では得られないアドバイスの提供や、各々の専門の見地から意見を交わすことによる活発な議論等を通じて、執行役の監督等、取締役としての職務を行っております。その社外取締役としての活動は当社が会社としての判断に至る過程において重要な役割を果たしており、当社として社外取締役の選任状況は適切と認識しています。

その他当社の定款規定について

< 剰余金の配当等の決定機関 >

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めています。

< 株主総会の特別決議要件 >

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めています。

< 取締役の選任の決議要件 >

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めています。

< 取締役・執行役の責任免除 >

当社は、会社法第423条第1項の取締役・執行役の責任について、同法第424条（総株主の同意による免除）の規定にかかわらず、取締役及び執行役が職務を遂行するに当たり、それぞれに期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款で定めています。

監査委員会監査、内部監査、会計監査の状況及び相互連携ならびに内部統制部門との関係

< 監査委員会監査の状況 >

監査委員会は、法令及び取締役会の制定による監査委員会規定にもとづき、当年度に13回開催した監査委員会での審議、ならびに、各監査委員の活動（指名委員会・報酬委員会への陪席、当社の執行役及び使用人あるいは主要子会社の取締役・監査役・使用人の職務執行についての確認もしくは報告の受領、等）及び監査委員会の職務を補助すべき使用人（補佐役）に行わせる活動（重要な経営執行にかかる会議への陪席、執行役の決裁書類等の閲覧、等）を通じて、執行役及び取締役の職務執行の監査を行いました。監査委員会はまた、会計監査人からその「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等にしながら整備している旨の通知を受け、期初に監査計画の説明を受けた上でその内容を確認し、その報酬等に同意をし、四半期財務報告のレビューを含む期中及び年度末の監査の手続きと結果についての報告を受け、その内容を評価する等の方法により、会計監査人の適格性及び独立性を評価し会計監査人が行う監査の相当性の評価を行いました。

#### < 内部監査の状況 >

当社の内部監査を行う専門組織として監査部が設置されています。監査部は、ソニーグループの主要関係会社に設置された内部監査部門と連携の上、グローバルに統制の取れた内部監査活動の遂行を目的として、ソニーグループとしての内部監査方針を定め、グループの内部監査体制の整備・拡充に努めています。監査部及び各内部監査部門は、ソニーグループのガバナンスの一翼を担う機能として、独立性と客観性を保持した監査を行うことにより、グループにおける内部統制システムやリスクマネジメントの有効性などの評価を行い、ソニーグループの経営体質の強化・経営能率の増進、企業イメージを含む重要資産の保全ならびに損失の未然防止に寄与しています。

監査部及び各内部監査部門は、それぞれ担当する部署・関係会社を対象に、年度初めに行われるリスク評価をベースに、当社の経営陣あるいは監査委員会からの特命事項も含め、年間の監査計画を立案し、内部監査を実施しています。個別の内部監査は、予め定めた監査手続に則り実施され、監査報告書発行後も、監査結果にもとづく改善計画が完了するまでフォローされます。

また、執行側の一機能でありながらも、客観的かつ公正不偏な内部監査を遂行するため、その独立性を担保する仕組みとして、当社の監査部の責任者の任免について、監査委員会の事前同意を要件としています。その上で、主要関係会社の内部監査部門の責任者の任免については、監査部の責任者による事前同意\*1を要求しています。

主要関係会社の内部監査部門には、監査部に対して重要事項の報告と発行した監査報告書の写しの提出が義務付けられており、監査部は、これらの監査報告書をまとめ、定期的に、監査委員会、CFO及び担当執行役に報告しています。

会計監査人には、内部監査活動（計画と実績）の状況説明と監査結果の報告を定期的に行っています。一方、会計監査人が発行した監査報告書については、内部監査計画の立案時及び内部監査を実施する際に、適宜活用しています。

\*1：上場子会社（ソネットエンタテインメント㈱、ソニーフィナンシャルホールディングス㈱）及びその傘下の孫会社）については、独立性の観点から事後報告にとどめています。

#### < 会計監査の状況 >

当社はあらた監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けています。当年度において当社の会計監査業務を執行した、あらた監査法人の公認会計士の氏名は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 中村明彦\*、関根愛子\*

\* 連続して監査関連業務を行った年数については、7年以内であるため記載していません。

また、当社及び当社の子会社の会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

公認会計士 74名、会計士補等 112名、その他 93名

#### < 内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係 >

監査委員会は、各監査委員又は監査委員会を補助する使用人（補佐役）が直接行う監査活動に加えて、内部監査部門ならびにソニーグループの内部統制を担当する各部門と連携して行う「組織監査」を行っており、監査委員会又は適宜開催するその他の会議等を通じて上記各部門より定期的に報告を受け、また必要に応じて調査の依頼をしその経過及び結果について報告を受けています。

社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は委員会設置会社における取締役会の構成員として、ソニーグループの経営に関する基本方針ならびに法令、定款及び取締役会規定に定める事項を決議するほか、執行役等の職務の執行を監督し、ソニーグループの業務の執行を監督しています。取締役会が選定したメンバーにより構成される監査委員会は、法令及び取締役会が制定する監査委員会規定にもとづき、執行役及び取締役の職務執行の監査、ならびに会計監査人の監督を行っています。監査委員会は、上記 に記載のとおり、内部監査、会計監査及び内部統制部門との相互連携を取った上で、その監査活動の状況を取締役に定期的に報告する等により、取締役会の職務である執行役等の職務の執行の監督の一翼を担っています。

(2) 取締役及び執行役の報酬等の額

当社から取締役及び執行役に対して支給されている報酬等の額

	基本報酬		業績連動報酬		退職金(株式退職金を含む)	
	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
取締役 (うち、社外取締役)	12(注1) (12)	181 (181)	( )	(注2) ( )	3 (3)	34(注3) (34)
執行役	8	650(注4)	8	324(注5)	1	47(注3)
合計	20	831	8	324	4	81

(注)1 当社は、執行役を兼務する取締役に對しては取締役としての報酬は支給していませんので、上記の取締役に  
は当年度において執行役を兼務した取締役3名は含まれていません。

2 当社は、執行役を兼務しない取締役に對して業績連動報酬を支給していません。

3 上記の退職金(株式退職金を含む)は、2010年6月に退任した取締役3名及び執行役1名に對して支給する予  
定の金額です。

なお、退職金支給額のうち株式退職金の部分に関しては、退任日(2010年6月18日)の前日までの連続す  
る10営業日における当社普通株式の平均株価にもとづき算出されています。なお、株式退職金の制度内容  
については、以下の「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」をご参照ください。

4 上記の金額には、会社が負担している金額のうち、最終的に当該執行役に帰属しないもの(日米において課さ  
れる所得税相当額の補填など)又は執行役としての職務に関するものは含まれていません。以下の「  
当社及び子会社から取締役及び執行役に對して支給されている個人別の報酬等の額」においても同様で  
す。

5 上記の業績連動報酬は、2010年6月に支給した金額であり、2009年6月に支給した2008年度業績連動報酬(執  
行役4名に對して総額74百万円)は含まれていません。

6 上記の他、ストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行しており、当年度において取締役分及び  
執行役分として、それぞれ15百万円(うち、社外取締役は15百万円)及び578百万円の会計上の費用を計上  
しました(過去に取締役又は執行役であった者に對して付与したもののうち当年度に計上すべき新株予  
約権に関する会計上の費用を含む)。なお、新株予約権の内容については、前述の「1 株式等の状況  
(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

当社及び子会社から取締役及び執行役に対して支給されている個人別の報酬等の額

氏名	役位	基本報酬	業績連動報酬	退職金 (株式退職金を含む)	合計	ストック・オプション 付与数 (注1)
Howard Stringer (ハワード・ストリンガー)	当社代表執行役 会長 兼 社長 CEO	百万円 206 (注2)	百万円 66	百万円	百万円	万株
	Sony Corporation of America チェアマン & CEO	102	34		408	50
中鉢 良治	当社代表執行役 副会長	83	65		148	8
大根田 伸行	元当社代表執行役 副社長 CFO (2010年6月18日退任)	49	41	47	137	3
中川 裕	当社執行役 副社長	60	43		103	3
吉岡 浩	当社執行役 副社長	55	40		95	5
Nicole Seligman (ニコール・セリグマン)	当社執行役 EVP ジェネラル・カウンセル	96 (注2)	26			
	Sony Corporation of America EVP & ジェネラル・カウンセル	47	14		183	3
平井 一夫	当社執行役 EVP	35 (注2)	20			
	(株)ソニー・コンピュータ エンタテインメント 代表取締役 社長 兼 グループCEO	35	20		110	5

(注) 1 上記のストック・オプションについて、2009年度において付与された新株予約権の付与日現在の1株当たり加重平均公正価値は813円です。なお、当該1株当たり加重平均公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルにもとづいていくつかの想定値を使用して見積もられています。詳細は、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『18 株価連動型報奨制度』に記載のとおりです。また、当該1株当たり加重平均公正価値は、新株予約権を行使した際に実際に各取締役又は執行役が得られる1株当たりの財産上の利益を表すものではありません。新株予約権を行使した際に実際に各取締役又は執行役が得る財産上の利益は、行使時点での当社株式の市場価格が新株予約権の行使価額を上回るかどうかによって、また、行使期間などの制約があるため、当該新株予約権の付与により各取締役又は執行役が当該公正価値と同等又はそれ以上の財産上の利益を得ることは全く保証されていません。さらに、当該1株当たり加重平均公正価値は、会計上の費用計上のために用いている数字であり、当該価値が当社による当社株式の市場価格に対する見込みを表すものではありません。

2 ストリンガー代表執行役、セリグマン執行役及び平井執行役については、上記報酬の他にFRINGE・ベネフィット相当額及びそれにとまなう所得税額の一部補填等(ストリンガー代表執行役：当社分7百万円/子会社分4百万円、セリグマン執行役：当社分10百万円/子会社分5百万円、平井執行役：当社分3百万円/子会社分3百万円)を会社が負担しています。



役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針  
報酬委員会によって定められた個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は、次のとおりです。

<取締役報酬について>

取締役の主な職務がソニーグループ全体の業務執行の監督であることに鑑み、グローバル企業であるソニーグループの業務執行の監督機能の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬の構成を

- ・取締役報酬（定額報酬）
- ・株価連動報酬
- ・株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、前記方針に沿った設定を行うものとする。

具体的には第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、適切な報酬水準とする。

また、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給しないものとする。

また、2005年度より導入された株式退職金については、各在任年度毎に報酬委員会にて定められるポイントを取締役に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額とする。退任する取締役は、この支給された退職金を用い、当社普通株式を購入することとする。

<執行役報酬について>

執行役がソニーグループの業務執行の中核を担う経営層であることに鑑み、会社業績の一層の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の経営層として確保するとともに、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを執行役報酬決定に関する基本方針とする。

具体的には、執行役の報酬の構成を

- ・執行役報酬（定額報酬）
- ・執行役賞与（業績連動報酬）
- ・株価連動報酬
- ・株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、業績及び株主価値への連動を重視し、前記方針に沿った設定を行うものとする。

具体的には第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、担っている職責に応じ適切な報酬水準とする。執行役賞与（業績連動報酬）については、営業利益率等のグループ連結業績及び担当職務に関する業績達成度を支給内容決定の基礎とし、標準支給額に対し、0%から200%の範囲で支給額が変動するものとする。

また、2005年度より導入された株式退職金については、各在任年度毎に報酬委員会にて定められるポイントを執行役（注）に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額とする。退任する執行役は、この支給された退職金を用い、当社普通株式を購入することとする。

（注） ストリンガー代表執行役、セリグマン執行役及び平井執行役を除く執行役は、株式退職金の対象となってい

ます。なお、これら3名の執行役については、株式退職金の代わりに米国の当社子会社から提供される年金制度の適用を受けています。

(3) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
93銘柄 38,727百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)スカパーJSATホールディングス	283,058	11,378	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
マネックスグループ(株)	117,235	5,392	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
(株)UKCホールディングス	916,020	1,145	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
フリービット(株)	2,469	932	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
オリンパス(株)	100,000	300	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
(株)WOWOW	1,150	227	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
(株)テレビ東京	60,000	111	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
(株)ニッキ	300,000	61	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
ぴあ(株)	30,000	36	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
LIBERATE TECHNOLOGIES.	663,074	0	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)
提出会社	660	70	702	36
連結子会社	776	6	721	24
計	1,436	76	1,423	60

【その他重要な報酬の内容】

ソニーが当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているプライスウォーターハウスクーパースに対し支払った監査及びその他のサービスに係る報酬は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
監査証明業務費用	3,021百万円	2,752百万円
その他の報酬	300百万円	167百万円
合計	3,321百万円	2,919百万円

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

上記の非監査業務にもとづく報酬には、前連結会計年度においてコンフォートレター作成等の対価、当連結会計年度において国際財務報告基準導入に係るアドバイザー業務等の対価が含まれています。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査及びその他のサービスに係る報酬は、事前に監査委員会の同意を得た上で決定しています。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第73号)附則第2条2項にもとづく改正前の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、米国において一般に認められた会計基準による用語、様式及び作成方法にもとづいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されています。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年(昭和38年)大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)にもとづいて作成しています。
- なお、2008年度(2008年4月1日から2009年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則にもとづき、2009年度(2009年4月1日から2010年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則にもとづいて作成しています。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、2008年度(2008年4月1日から2009年3月31日まで)及び2009年度(2009年4月1日から2010年3月31日まで)の連結財務諸表ならびに2008年度(2008年4月1日から2009年3月31日まで)及び2009年度(2009年4月1日から2010年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	2008年度	2009年度
		(2009年3月31日)	(2010年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
<b>(資産の部)</b>			
流動資産			
1 現金・預金及び現金同等物		660,789	1,191,608
2 有価証券	*8 *12 *14	466,912	579,493
3 受取手形及び売掛金	*6 *7	963,837	996,100
4 貸倒及び返品引当金		110,383	104,475
5 棚卸資産	*4	813,068	645,455
6 繰延税金	*22	189,703	197,598
7 前払費用及びその他の流動資産	*14 *15	636,709	627,093
流動資産合計		3,620,635	4,132,872
繰延映画製作費	*5	306,877	310,065
投資及び貸付金			
1 関連会社に対する投資及び貸付金	*6	236,779	229,051
2 投資有価証券その他	*8 *12 *14	4,561,651	5,070,342
投資及び貸付金合計		4,798,430	5,299,393
有形固定資産			
1 土地	*9	155,665	153,067
2 建物及び構築物		911,269	897,054
3 機械装置及びその他の有形固定資産		2,343,839	2,235,032
4 建設仮勘定		100,027	71,242
		3,510,800	3,356,395
5 減価償却累計額		2,334,937	2,348,444
有形固定資産合計		1,175,863	1,007,951
その他の資産			
1 無形固定資産	*10	396,348	378,917
2 営業権	*10	443,958	438,869
3 繰延保険契約費	*11	400,412	418,525
4 繰延税金	*22	359,050	403,537
5 その他	*14 *15	511,938	475,985
その他の資産合計		2,111,706	2,115,833
資産合計		12,013,511	12,866,114

		2008年度 (2009年3月31日)	2009年度 (2010年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債の部)			
流動負債			
1 短期借入金	*12	303,615	48,785
2 1年以内に返済期限の到来する 長期借入債務	*9 *12 *14	147,540	235,822
3 支払手形及び買掛金	*6	560,795	817,118
4 未払金・未払費用	*5 *16	1,036,830	1,003,197
5 未払法人税及びその他の未払税金		46,683	69,175
6 銀行ビジネスにおける顧客預金	*13	1,326,360	1,509,488
7 その他	*14 *15 *22 *27	389,077	376,340
流動負債合計		3,810,900	4,059,925
長期借入債務	*9 *12 *14	660,147	924,207
未払退職・年金費用	*16	365,706	295,526
繰延税金	*22	188,359	236,521
保険契約債務その他	*11 *14	3,521,060	3,876,292
その他	*14 *15	250,737	188,088
負債合計		8,796,909	9,580,559
契約債務及び偶発債務	*9 *27		

		2008年度 (2009年3月31日)	2009年度 (2010年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本の部)	*17		
当社株主に帰属する資本			
1 資本金			
普通株式(額面無し)			
2008年度末			
- 授權株式数 3,600,000,000株		630,765	
発行済株式数 1,004,535,364株			
2009年度末			
- 授權株式数 3,600,000,000株			630,822
発行済株式数 1,004,571,464株			
2 資本剰余金		1,155,034	1,157,812
3 利益剰余金		1,916,951	1,851,004
4 累積その他の包括利益			
(1)未実現有価証券評価益(純額)	*8	30,070	62,337
(2)未実現デリバティブ評価損(純額)	*15	1,584	36
(3)年金債務調整額	*16	172,709	148,989
(4)外貨換算調整額		589,220	582,370
累積その他の包括利益合計		733,443	669,058
5 自己株式			
普通株式			
2008年度末 - 1,013,287株		4,654	
2009年度末 - 1,039,656株			4,675
当社株主に帰属する資本合計		2,964,653	2,965,905
非支配持分		251,949	319,650
資本合計		3,216,602	3,285,555
負債及び資本合計		12,013,511	12,866,114

【連結損益計算書】

		2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	2009年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
売上高及び営業収入			
1 純売上高	*6 *26	7,110,053	6,293,005
2 金融ビジネス収入	*11 *15	523,307	838,300
3 営業収入		96,633	82,693
		7,729,993	7,213,998
売上原価、販売費・一般管理費及び その他の一般費用			
1 売上原価	*6 *19 *20 *26	5,660,504	4,892,563
2 販売費及び一般管理費	*16 *18 *19 *20	1,686,030	1,544,890
3 金融ビジネス費用	*11 *15	547,825	671,550
4 資産の除売却損(益) 及び減損(純額)	*10 *19 *21	38,308	42,988
		7,932,667	7,151,991
持分法による投資損失	*6	25,109	30,235
営業利益(損失)		227,783	31,772
その他の収益			
1 受取利息及び受取配当金	*6	22,317	13,191
2 投資有価証券売却益(純額)	*8	1,281	9,953
3 為替差益(純額)	*15	48,568	-
4 その他	*21	26,659	20,690
		98,825	43,834
その他の費用			
1 支払利息	*15	24,376	22,505
2 投資有価証券評価損	*8	4,427	2,946
3 為替差損(純額)	*15	-	10,876
4 その他		17,194	12,367
		45,997	48,694
税引前利益(損失)		174,955	26,912

		2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	2009年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
法人税等	*22		
1 当年度分		80,521	48,698
2 繰延税額		153,262	34,740
		72,741	13,958
当期純利益 (損失)		102,214	12,954
非支配持分に帰属する当期純利益 (損失)		3,276	53,756
当社株主に帰属する当期純損失		98,938	40,802

1 株当たり情報	*23		
当社株主に帰属する当期純損失			
- 基本的		98.59円	40.66円
- 希薄化後		98.59円	40.66円
配当金		42.50円	25.00円



【連結キャッシュ・フロー計算書】

		2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	2009年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1 当期純利益 (損失)		102,214	12,954
2 営業活動から得た現金・預金及び現金同等物 (純額) への 当期純利益 (損失) の調整			
(1) 有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費 (繰延保険契約費の償却を含む)	*10 *11	405,443	371,004
(2) 繰延映画製作費の償却費		255,713	277,665
(3) 株価連動型報奨費用	*18	3,446	2,202
(4) 退職・年金費用 (支払額控除後)		16,654	9,763
(5) 資産の除売却損及び減損 (純額)	*10 *19 *21	38,308	42,988
(6) 投資有価証券売却損益及び評価損 (純額)	*8	3,146	7,007
(7) 金融ビジネスにおける売買目的有価証券の評価損益 (純 額)	*8	77,952	49,837
(8) 金融ビジネスにおける投資有価証券の減損及び評価損益 (純額)	*8	101,114	53,984
(9) 繰延税額		153,262	34,740
(10) 持分法による投資損益 (純額) (受取配当金相殺後)	*6	65,470	36,183
(11) 資産及び負債の増減			
受取手形及び売掛金の増加 ( ) ・減少		218,168	53,306
棚卸資産の減少		160,432	148,584
繰延映画製作費の増加		264,412	296,819
支払手形及び買掛金の増加・減少 ( )		375,842	262,032
未払法人税及びその他の未払税金の増加・減少 ( )		163,200	63,619
保険契約債務その他の増加		174,549	284,972
繰延保険契約費の増加		68,666	71,999
金融ビジネスにおける売買目的有価証券の増加		26,088	8,335
その他の流動資産の増加 ( ) ・減少		134,175	32,405
その他の流動負債の増加・減少 ( )		105,155	5,321
(12) その他		11,422	23,578
営業活動から得た現金・預金及び現金同等物 (純額)		407,153	912,907

		2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	2009年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1 固定資産の購入		496,125	338,050
2 固定資産の売却		153,439	15,671
3 金融ビジネスにおける投資及び貸付		2,496,783	1,581,841
4 投資及び貸付(金融ビジネス以外)		178,335	41,838
5 金融ビジネスにおける有価証券の償還、投資有価証券の売却及び貸付金の回収		1,923,264	1,128,500
6 有価証券の償還、投資有価証券の売却及び貸付金の回収(金融ビジネス以外)		11,569	54,324
7 その他		1,629	17,230
投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物(純額)		1,081,342	746,004
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1 長期借入		72,188	510,128
2 長期借入債務の返済		264,467	144,105
3 短期借入金金の増加・減少( ) (純額)		244,584	250,252
4 金融ビジネスにおける顧客預り金の増加(純額)		261,619	276,454
5 配当金の支払		42,594	25,085
6 株価連動型報奨制度にもとづく株式発行による収入	*18	378	114
7 その他		4,250	2,240
財務活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)		267,458	365,014
為替相場変動の現金・預金及び現金同等物に対する影響額		18,911	1,098
現金・預金及び現金同等物純増加・減少( ) 額		425,642	530,819
現金・預金及び現金同等物期首残高		1,086,431	660,789
現金・預金及び現金同等物期末残高		660,789	1,191,608

<b>補足情報</b>			
1年間の現金支払額			
法人税等		242,528	60,022
支払利息		22,729	19,821
現金支出をとみなわない投資及び財務活動			
キャピタル・リース契約による資産の取得		5,831	2,553

【連結資本変動表】

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	累積その 他の 包括利益 (百万円)	自己株式 (百万円)	当社株主に 帰属する 資本合計 (百万円)	非支配持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
2008年3月31日現在残高		630,576	1,151,447	2,059,361	371,527	4,768	3,465,089	276,849	3,741,938
1 新株予約権の行使		189	189				378	18	396
2 株式にもとづく報酬	*18		3,423				3,423		3,423
3 包括利益									
(1)当期純損失				98,938			98,938	3,276	102,214
(2)その他の包括利益 (税効果考慮後)	*17								
未実現有価証券評価損					40,859		40,859	15,992	56,851
未実現デリバティブ評価益					1,787		1,787		1,787
年金債務調整額					74,517		74,517	548	75,065
外貨換算調整額					247,697		247,697	797	246,900
包括利益合計							460,224	19,019	479,243
4 新株発行費(税効果考慮後)				4			4		4
5 配当金				42,648			42,648	6,056	48,704
6 自己株式の取得						302	302		302
7 自己株式の売却			25	152		416	239		239
8 非支配持分株主との取引及び その他								157	157
9 年金制度の測定日変更による 影響	*16			668	630		1,298		1,298
2009年3月31日現在残高		630,765	1,155,034	1,916,951	733,443	4,654	2,964,653	251,949	3,216,602

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	累積その 他の 包括利益 (百万円)	自己株式 (百万円)	当社株主に 帰属する 資本合計 (百万円)	非支配持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
2009年3月31日現在残高		630,765	1,155,034	1,916,951	733,443	4,654	2,964,653	251,949	3,216,602
1 新株予約権の行使		57	57				114	6	120
2 株式にもとづく報酬	*18		2,174				2,174		2,174
3 包括利益									
(1)当期純利益(損失)				40,802			40,802	53,756	12,954

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	累積その他 の包括利益 (百万円)	自己株式 (百万円)	当社株主に 帰属する 資本合計 (百万円)	非支配持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
(2)その他の包括利益 (税効果考慮後)	*17								
未実現有価証券評価益					32,267		32,267	16,527	48,794
未実現デリバティブ評価益					1,548		1,548	2	1,550
年金債務調整額					23,720		23,720	27	23,693
外貨換算調整額					6,850		6,850	343	6,507
包括利益合計							23,583	69,915	93,498
4 配当金				25,088			25,088	5,399	30,487
5 自己株式の取得						139	139		139
6 自己株式の売却				57		118	61		61
7 非支配持分株主との取引及び その他			547				547	3,179	3,726
2010年3月31日現在残高		630,822	1,157,812	1,851,004	669,058	4,675	2,965,905	319,650	3,285,555

## 連結財務諸表注記

### 1 会計処理の原則及び手続ならびに連結財務諸表の表示方法

当社は、1961年6月、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）に米国預託証券（American Depositary Receipt）の発行登録を行い、1970年9月、ニューヨーク証券取引所に上場しています。前述の経緯により、当社は米国1934年証券取引所法第13条（Section 13 of the Securities Exchange Act of 1934）にもとづく継続開示会社となり、年次報告書（Annual report on Form 20-F）をSECに対し提出しています。

当社及び当社の連結子会社（以下「ソニー」）の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。ソニーが採用している会計処理の原則及び手続ならびに連結財務諸表の表示方法のうち、日本における会計処理の原則及び手続ならびに表示方法と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。ほとんどの違いは国内会社の会計処理によるもので、そのうち金額的に重要な修正及び組替項目については、米国会計原則による税引前利益（損失）に含まれる影響額を括弧内に表示しています。

#### (1) デリバティブ

特定の複合金融商品に関する会計基準にもとづき、保有する転換社債は、社債部分と株式転換権を一体として評価し、その公正価値変動を損益に計上しています。（2008年度 59,927百万円の損失、2009年度 56,546百万円の利益）

#### (2) 保険事業の会計

新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。なお、日本においてはこれらの費用は、発生年度の期間費用として処理しています。（2008年度 2,598百万円の利益、2009年度 14,200百万円の利益）米国会計原則上、保険契約債務は保険数理上の諸数値にもとづく平準純保険料式により計算していますが、日本においては行政監督庁の認める方式により算定しています。（2008年度 764百万円の利益、2009年度 43,531百万円の利益）

#### (3) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。（2008年度 15,603百万円の利益、2009年度 29,748百万円の利益）

#### (4) 未払退職・年金費用

確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度に関する会計基準にもとづき、確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度が積立超過の場合は資産を、積立不足の場合は負債を計上しています。また、純退職・年金費用としてまだ認識されていない年金数理純損益及び過去勤務債務を、累積その他の包括利益の構成要素として、税効果考慮後の金額で認識しています。

(5) 持分法による投資利益（損失）の会計処理区分

持分法による投資利益（損失）は、持分法適用会社の事業の大部分をソニーの事業と密接不可分なものと考えて営業利益（損失）の前に区分して表示しています。なお、日本において持分法による投資利益（損失）は、営業外収益又は営業外費用の区分に表示されています。

(6) 変動持分事業体の連結

変動持分事業体（以下「VIE」）とされる事業体のうち、ソニーがその主たる受益者であると判定されたVIEを連結しています。

(7) セグメント情報

ビジネスセグメント及び地域（顧客の所在国）別情報を開示しています。この情報に加えて、出荷事業所の所在地別の売上高及び営業収入、営業利益（損失）を金融商品取引法による開示要求を考慮して開示しています。

#### (8) 法人税等に関する会計処理

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な情報にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合に、評価性引当金の計上により減額されています。繰延税金資産の回収可能性については、関連するあらゆる肯定的及び否定的情報を適切に検討することにより、繰延税金資産に係る評価性引当金計上の要否を定期的に評価しています。また、税務申告時における税務処理を採用する事によって生じる税金費用の減少が、50%以上の可能性で税務当局に認められないと考えられる場合には、税金引当を計上しています。

### 2 営業活動の内容

ソニーは、様々な一般消費者向け、業務向け、及び産業向けのエレクトロニクス製品・部品ならびにゲーム機及びゲームソフトを開発、設計、制作、製造、販売しています。ソニーの主要な生産施設は日本、欧州、及びアジアにあります。ソニーは、また、特定の製品の製造を外部の生産受託業者に委託しています。ソニーの製品は世界全地域において、販売子会社及び資本関係のない各地の卸売り業者ならびにインターネットによる直接販売により販売されています。ソニーは映画、ビデオソフト及びテレビ番組を含む映像ソフトの企画、製作、製造、販売、配給、放映を行っています。ソニーは、また、音楽ソフトを企画、制作、製造、販売しています。さらに、ソニーは日本の生命保険子会社及び損害保険子会社を通じた保険事業、日本のインターネット銀行子会社を通じた銀行ビジネス、日本におけるリース及びクレジットファイナンス事業などの金融ビジネスに従事しています。以上に加え、ソニーは日本におけるネットワークサービス関連事業、広告代理店事業などに従事しています。

### 3 主要な会計方針の要約

#### (1) 主要な会計方針

##### 1 連結の基本方針ならびに関連会社に対する投資の会計処理

ソニーの連結財務諸表は、当社、当社が過半数の株式を所有する子会社の勘定、ソニーが支配力を有するジェネラル・パートナーシップ及びソニーを主たる受益者とする全ての変動持分事業体を含んでいます。連結会社間の取引ならびに債権債務は、すべて消去しています。ソニーは、重要な影響を行使しうる、もしくは、20%以上50%以下の持分を有する関連会社への投資に対し持分法を適用しています。また、ソニーが支配力を有しないジェネラル・パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップに対する投資についても、投資先の活動に少なからぬ影響を及ぼす場合（通常3%から5%を超える持分）、持分法が適用されます。ソニーの持分が極めて僅少であるため、実質的にソニーが投資先の活動に影響を持たないリミテッド・パートナーシップに対する投資には、原価法を適用しています。持分法適用会社に対する投資には、未分配損益に対するソニーの持分額を取得価額に加減算した金額を計上しています。連結当期純利益は、これらの会社の当年度の純利益・損失に対するソニーの持分額から未実現内部利益を控除した金額を含んでいます。個別の投資の価値が下落し、その下落が一時的でないとは判断される場合には、公正価値まで評価減しています。

連結子会社あるいは持分法適用会社は、公募、第三者割当、あるいは転換社債の転換によりソニーの当該会社に対する1株当たりの持分額を超える、あるいは下回る価格で、第三者に対して株式を発行することがあります。このような取引について、ソニーの持分の変動により発生する損益は、持分の変動があった年度に計上されます。しかしながら、2009年4月1日に非支配持分及び持分法投資に関する新規会計基準を適用する前は、株式売却がソニーの企業再編の一環として行われ、新株発行の際に当該株式の再購入が計画される、あるいはその利益の実現が合理的に見込まれない場合（例：事業体が新規設立の場合、営業活動を行わない場合、研究開発事業体もしくは創立間もない段階の事業体の場合、あるいは事業体の存続可能性に疑義がある場合）には、そのような取引は資本取引として

処理されました。さらに2009年4月1日に非支配持分に関する会計基準を適用した以降は、支配権を維持し続ける連結子会社に対する持分の変動についても資本取引として処理されています。

連結子会社及び持分法適用会社に対する投資原価が当該会社の純資産額のソニーの持分を超える場合、その金額は、取得時点における公正価値にもとづき、認識しうる各資産及び負債に配分しています。投資原価が当該被投資会社の純資産額のソニーの持分を超える金額のうち、特定の資産及び負債に配分されなかった部分は、営業権として計上しています。

## 2 見積りの使用

米国会計原則にしたがった財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような見積り・予測を必要とします。結果として、このような見積りと実績が異なる場合があります。



### 3 外貨換算

海外子会社及び関連会社の財務諸表項目の換算において、資産及び負債は決算日の為替相場によって円貨に換算し、収益及び費用はおおむね取引発生時の為替相場によって円貨に換算しています。その結果生じた換算差額は、累積その他の包括利益の一部として表示しています。

外貨建金銭債権及び債務は決算日の為替相場によって換算し、その結果生じた為替差損益は当年度の損益に計上しています。

### 4 現金・預金及び現金同等物

現金・預金及び現金同等物は、表示された金額で容易に換金され、かつ満期日まで短期間であるために利率の変化による価値変動リスクが僅少なもので、取得日から3ヵ月月以内に満期の到来する流動性の高い投資を含んでいません。

### 5 市場性のある負債及び持分証券

売却可能証券に区分された、公正価値が容易に算定できる負債証券及び持分証券は、その公正価値で計上されており、未実現評価損益（税効果考慮後）は累積その他の包括利益の一部として表示されています。売買目的証券に区分される負債証券及び持分証券は公正価値で計上されており、未実現評価損益は損益に含まれています。満期保有目的の負債証券は償却原価で計上されています。売却可能証券又は満期保有目的の個々の証券について、その公正価値の下落が一時的な場合を除き公正価値まで評価減を損益に計上しています。実現した売却損益は平均原価法により計算し損益に反映しています。

ソニーは、個々の有価証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価しています。公正価値の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積キャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソブリンリスク、公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

公正価値が容易に算定できる売却可能証券の減損の判定において、公正価値が長期間（通常6ヵ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、その公正価値の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

ソニーは2009年4月1日から負債証券の一時的でない減損の認識及び表示に関する会計基準を適用しました。負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、当該負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前に当該負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかによって左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における当該負債証券の償却原価と公正価値の差額全額にあたる信用損失です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、当該負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割り引くことにより計算される正味現在価値の差額です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括

利益の独立した項目として計上されます。この基準適用以前は、負債証券について損益に認識される一時的でない減損は、減損時における償却原価と公正価値の差額の合計でした。

#### 6 非上場会社の持分証券

非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できないため、主に取得原価で計上されています。非上場会社に対する投資の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないと判断される場合は投資の減損を認識し、公正価値まで評価減を行います。減損の要否の判定は、経営成績、事業計画及び将来の見積キャッシュ・フローなどの要因を考慮して決定されます。公正価値は、割引キャッシュ・フロー、直近の資金調達状況の評価及び類似会社との比較評価などを用いて算定しています。

#### 7 貸倒引当金

回収可能性に疑義のある債権に対して貸倒引当金を計上しています。支払いが遅延している債権に対しては、顧客毎に未収額の調査を行うことにより、係争あるいはその他回収可能性の問題を有する顧客を把握しています。貸倒引当金の計算にあたり、過去の回収率に加え継続的な信用リスク評価にもとづいて顧客の信用力を判断しています。

## 8 棚卸資産

コンシューマープロダクツ&デバイス分野、ネットワークプロダクツ&サービス分野、B2B&ディスク製造分野、音楽分野、及び映画（繰延映画製作費を除く）分野における棚卸資産は、時価を超えない取得原価で評価しており、先入先出法を適用している一部の子会社の製品を除き、平均法によって計算しています。なお、時価は正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成又は処分までの費用を控除した額）によって決定されます。ソニーは、正味実現可能価額を算出する際に、通常の売上利益を考慮していません。

## 9 繰延映画製作費

繰延映画製作費は、映画作品及びテレビ番組の両方にかかる直接製作費、間接製作費、及び買取費用を含み、未償却残高あるいは見積公正価値のいずれか低い価額により長期性資産として計上されています。繰延映画製作費の償却及び見積分配金債務の計上は、作品ごとの予想総収益に対する各年度の収益割合に応じて行われます。繰延映画製作費は、ソニーの世界的なチャンネル・ネットワークで放映される買付作品から成るテレビ放映権も含み、ライセンス期間が開始されテレビ放映ができる状態にある場合にこれらの放映権が認識されます。テレビ放映権は、未償却残高あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で表示され、使用見込時期によって短期又は長期性資産として計上され、そして使用見込にもとづき又は耐用年数にもとづく定額法により、場合に応じて適切に償却されます。繰延映画製作費の公正価値及びテレビ放映権の正味実現可能価額の計算に使用される見積りは、将来の需要と市況に関する前提条件にもとづき設定され、定期的に見直されています。

## 10 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得原価で表示しています。有形固定資産の減価償却費は、当社及び国内子会社においては、定額法によっている一部の半導体製造設備及び建物を除き定率法、海外子会社においては定額法を採用し、当該資産の見積耐用年数（建物及び構築物については2年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産については1年から17年の期間）にもとづき、それぞれ計算しています。多額の更新及び追加投資は、取得原価で資産計上しています。維持費、修繕費及び少額の更新、改良に要した支出は発生時の費用として処理しています。

## 11 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却せず、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。営業権の減損の判定は報告単位にて実施します。報告単位及び耐用年数が確定できない無形固定資産の公正価値は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等の多くの見積り及び前提を使用します。将来キャッシュ・フローの見積りに加えて、報告単位の公正価値を決定する際の将来キャッシュ・フローに使用する最も重要な前提は、割引率と、割引キャッシュ・フロー分析に使用するターミナル・バリューを決定する際に適用される永続成長率の二つです。営業権の減損判定のための割引キャッシュ・フロー分析に使用された割引率は、それぞれの報告単位に対する特定リスク要因と同様に、市場及び産業データを考慮します。ターミナル・バリューを決定するためにそれぞれの報告単位に使用される永続成長率は、一部の報告単位はより長期の予測期間を使用するものの、通常は当初の3年予測期間の後、過去

の経験、市場及び産業データにもとづいて設定しています。

償却対象となる無形固定資産は、主に特許権、ノウハウ、ライセンス契約、販売用ソフトウェア、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクトからなっています。特許権、ノウハウ、ライセンス契約及び販売用ソフトウェアは、主に3年から8年の期間で均等償却しています。ミュージック・カタログ及びアーティスト・コントラクトは、主に10年から40年の期間で均等償却しています。

## 12 販売用ソフトウェア

販売用ソフトウェアの開発費については、販売、リースその他の方法で市場に出されるコンピュータ・ソフトウェアの原価の会計基準にもとづいて会計処理を行っています。ソフトウェアの技術的実現可能性を確立することに関連して発生した費用は、その発生時点において、研究開発費として売上原価に計上しています。技術的実現可能性が確立した後、ソフトウェアの完成までに発生した費用については資産計上するとともに、概ね3年のソフトウェアの見積耐用年数にわたって償却し、売上原価で計上しています。ゲームのソフトウェアの技術的実現可能性は、プロダクトマスターが完成したときに確立します。それ以前に発生した開発費の資産化は、開発の早期段階において技術的実現可能性があると認められるものに限定しています。ソフトウェアの未償却原価については、関連するソフトウェア製品の将来の収益獲得により回収可能であるかについて、決算日にて定期的な見直しを行っています。

### 13 繰延保険契約費

新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料（費用）、診査及び調査費用等から構成されます。繰延保険契約費については、資産計上した金額が見込粗利益及び保険料から保険給付金及び事業費を控除した額の現在価値を超えていないことを検証するために、少なくとも年1回、回収テストが行われます。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。

### 14 製品保証引当金

ソニーは、収益認識時点で製品保証引当金を計上しています。製品保証引当金は、売上高、見積故障率及び修理単位あたりのアフターサービス費の見積額にもとづいて計算されています。製品保証引当金の計算に用いられた見積り・予測は定期的に見直されています。

コンシューマプロダクツ&デバイス分野、ネットワークプロダクツ&サービス分野、及びB2B&ディスク製造分野の一部の子会社は、一定の対価の受領をともなう製品保証延長サービスを提供しています。このサービスの提供により顧客から受領した対価については繰延処理を行うとともに、その保証期間にわたって定額法により収益を認識しています。

### 15 保険契約債務

保険契約債務は、保険契約者に対する将来の予測支払額の現在価値として計上されています。これらの債務は将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。これらの見積り・予測は定期的に見直されています。また、保険契約債務には一部の非伝統的な長期の生命保険及び年金保険契約における最低保証部分に対する債務を含んでいます。

### 16 長期性資産の減損

ソニーは、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産を除く、保有して使用される長期性資産及び処分される予定の長期性資産について、個々の資産又は資産グループの帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、帳簿価額の回収可能性の見直しを行っています。保有して使用される長期性資産については、帳簿価額と現在価値に割引く前の将来見積キャッシュ・フローを比較することにより減損の有無が検討されます。このキャッシュ・フローが、資産又は資産グループの帳簿価額を下回った場合、帳簿価額と見積もられた現在価値との差額として、減損損失が当年度に認識されます。売却以外の方法で処分される予定の資産は処分されるまでは保有して使用される資産とみなされます。売却される予定の長期性資産は帳簿価額もしくは公正価値から売却費用を差し引いた金額のいずれか小さい金額で計上され、減価償却は行われません。公正価値は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、又は比較可能な市場価額により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フローに固有のリスクを反映した割引率、永續成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。

## 17 デリバティブ

すべてのデリバティブは公正価値により貸借対照表上、資産又は負債として計上されています。デリバティブの公正価値の変動は、対象となるデリバティブがヘッジとして適格であるか否か、また適格であるならば公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動のいずれをヘッジするために利用されているかにもとづき、直ちに損益もしくは累積その他の包括利益の一部として資本の部に計上されています。

特定の複合金融商品に関する会計基準は、分離して個別に会計処理することが要求される組込デリバティブを内包するあらゆる複合金融商品について、公正価値の再評価を選択することを認めるものです。公正価値評価方法の選択は、個別の金融商品ごとに認められ、一度選択した評価方法は変更することができません。一部の金融子会社が保有する組込デリバティブをともなう複合金融商品は、複合金融商品全体として公正価値で評価しています。複合金融商品は、負債証券として注記8に記載されています。

ソニーが保有するデリバティブはデリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、下記のとおり区分され、会計処理されています。

#### 公正価値ヘッジ

認識された資産及び負債、もしくは未認識の確定約定の公正価値変動に対するヘッジとして指定され、かつ有効なデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、関連するヘッジ対象資産及び負債の公正価値変動による損益を相殺しています。

#### キャッシュ・フローヘッジ

予定取引、もしくは認識された資産及び負債に関連するキャッシュ・フロー変動リスクに対するヘッジとして指定され、かつ有効なデリバティブの公正価値変動は当初、その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時に損益に振替えられています。公正価値変動のうち、ヘッジの効果が有効でない部分は直ちに損益に計上されています。

#### ヘッジとして指定されないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は直ちに損益に計上されています。

#### ヘッジの有効性の評価

ヘッジ会計を適用する場合には、ソニーは様々なヘッジ活動を行う際のリスク管理目的及び方針を文書化するとともに、ヘッジとして指定されるすべてのデリバティブとヘッジ対象との間のヘッジ関係を文書化しています。ソニーは公正価値ヘッジもしくはキャッシュ・フローヘッジとして指定されるデリバティブを貸借対照表上の特定の資産及び負債、又は特定の予定取引と紐付けています。ソニーはまた、ヘッジの開始時及び継続期間中において、ヘッジとして指定されたデリバティブがヘッジ対象の公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動を相殺するのに高度に有効かどうかの評価を行っています。デリバティブがヘッジとして高度に有効でない認められた場合には、ヘッジ会計は中止されます。ヘッジの効果が有効でない部分があった場合は、その部分は当年度の損益に計上されます。

#### 18 株価連動型報奨制度

ソニーは、株式報酬に関する会計基準にしたがい、株価連動型報奨制度について、公正価値にもとづく評価方法による費用処理を行っています。この費用は主に販売費及び一般管理費として計上されています。公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルを使用し、付与日時点で測定されています。ソニーは見積失効率を控除し、役務提供を受けた期間にわたって、権利確定が見込まれる新株予約権についてのみ、費用を認識しています。その期間は主として3年間です。ソニーは失効率を大半の権利確定期間が終了した新株予約権プランの過去の経験値にもとづき見積もっています。

#### 19 収益認識

コンシューマプロダクツ&デバイス分野、ネットワークプロダクツ&サービス分野、B2B&ディスク製造分野及び音楽分野の収益は、物品が移転もしくはサービスが提供された時点で認識されます。移転は物品の所有権及び所有に関わるリスクと便益が実質的に顧客に移転した時点（引渡時点）で生じるものと考えられます。なお、契約上顧客による検収が必要な取引については、検収が完了した時点、又は検収猶予期間が終了した時点で売上を計上しています。また、予想される返品及びセールス・インセンティブを控除して売上を計上しています。

ソニーが販売する一部のソフトウェアは、顧客に対して無償で限定的オンライン機能を提供しています。通常これらの機能はソフトウェア全般に付随したものであり、一般的な機能と考えられます。したがって、これらの限定的オンライン機能を有するソフトウェアに関連する収益は繰り延べていません。ソフトウェアのオンライン機能又は追加機能がソフトウェアに対して重要な機能の追加と考えられる場合には、収益及び売上原価は6ヵ月間の見積サービス期間にわたり認識されます。

映画分野における劇場映画収益は、劇場での上映に合わせて計上しています。映画作品及びテレビ番組の放映にかかるライセンス契約による収益は、それらの放映に対する制限がなくなり、放映可能となった時点で計上しています。DVD及びブルーレイディスクにかかる売上高は、販売業者が販売可能となった時点で、予想される返品及びセールス・インセンティブを控除して計上しています。テレビ広告収入は、広告が放映された時点で認識されます。テレビチャンネルネットワークに支払われた有料放送料金は、サービスが提供された時点で収益を認識しています。

生命保険子会社が引受ける保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険及び傷害・医療保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約者からの払込の期日が到来した時点で、収益として認識しています。



利率変動型終身保険、一時払養老保険、一時払学資保険及び生命保険リスクのないその他の保険契約から受入れた保険料は、契約者勘定として計上し、保険契約債務その他に含まれています。これら保険契約から稼得する収益は、保険契約期間にわたり認識される契約管理手数料からなり、金融ビジネス収入に含まれています。

損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約の期間にわたり保障金額の比率に応じて認識しています。

売上は、通常、顧客から徴収し政府機関へ納付される税金との純額で計上されます。

#### 20 売手が買手に与えた対価に関する会計処理

売手が買手に与えた対価に関する会計基準にしたがい、セールス・インセンティブもしくは買手に対する対価の支払い、すなわち特定のプロモーション期間中の価格下落を補填する費用、店頭における製品展示スペース確保のために支払われる費用、小売業者が費やした広告宣伝費に関して、ソニーがその一部を負担するものについては売上高の控除として計上しています。なお、対価の支払いと交換に識別可能な便益（製品又はサービス）を受け、かつその便益の公正価値が合理的に見積もられ、買手が費消した金額を証明する文書を受け取っている場合は、販売費及び一般管理費として計上しています。2008年度及び2009年度において、買手に対する対価の支払いは、主に販売促進のための無料配送費及び小売業者が費やした広告宣伝費の一部をソニーが負担する費用であり、販売費及び一般管理費に計上された金額は、それぞれ29,813百万円及び23,591百万円です。

#### 21 売上原価

売上原価に分類される費用は製品の製作と生産に関連するもので、材料費、外注加工費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、人件費、研究開発費及び映画作品とテレビ番組に関連する繰延映画製作費の償却費などが含まれます。

#### 22 研究開発費

研究開発費は売上原価に計上されており、研究及び製品の開発にかかる人件費、またその他の直接経費及び間接経費などが含まれます。

研究開発費は発生時に費用化しています。

#### 23 販売費及び一般管理費

販売費に分類される費用は製品の販売促進と販売にかかる費用で、広告宣伝費、販売促進費、運賃、製品保証費用などが含まれます。

一般管理費には役員報酬、人件費、有形固定資産の減価償却費、販売、マーケティング及び管理部門のオフィス賃借料、貸倒引当金繰入額、無形固定資産の償却費などが含まれます。

#### 24 金融ビジネス費用

金融ビジネス費用は、責任準備金の繰入額、繰延保険契約費の償却の他、金融ビジネス子会社の人件費、有形固定資産の減価償却費及び支払賃借料等の営業費用を含んでいます。

#### 25 広告宣伝費

広告宣伝費は選定されたメディアにおいて広告宣伝が行われた時点で費用化しています。

#### 26 物流費用

製品の運賃、荷役料、保管料及びソニーグループ内の運搬費用等の大部分は販売費及び一般管理費に含まれています。例外として、映画分野では、映画及びテレビ番組の製作者又は配給者にかかる会計基準にしたがい、映画の製作、配給に必要な構成要素として、これらの費用は売上原価に計上されています。原材料や仕掛品の運賃、仕入受取費用、検査費用及び保管料等のソニーの物流ネットワークに関わるその他の全ての費用は売上原価に含まれています。また、顧客が負担する物流費用は売上高に含まれています。

#### 27 前払費用及びその他流動資産

前払費用及びその他流動資産には、部品組立業者との間の材料手配に関連する債権を含んでいます。ソニーは部品組立業者のために部品を含む物品、サービスを調達し、関連する再購入の際に支払から控除されます。収益はこれらの取引において計上されません。通常ソニーは後に完成品もしくは一部組み立て品として、棚卸資産を部品組立業者から再購入します。

## 28 法人税等

法人税等は、連結損益計算書上の税引前利益、子会社及び持分法適用会社の将来配当することを予定している未分配利益について計上される繰延税金負債にもとづいて計算されています。資産・負債の帳簿価額と税務上の価額との間の一時差異に対する繰延税効果について、資産・負債法を用いて繰延税金資産・負債を認識しています。

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な情報にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産に係る評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的情報を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期及び累積で計上された損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、未使用のまま消滅した繰越欠損金がないという実績、未使用のまま繰越欠損金が消滅することを防ぐことも含め繰延税金資産の回収可能性を担保するため、必要に応じて実行される慎重かつ実現可能な税務戦略を特に考慮します。

ソニーは、不確実な税務ポジションに関する会計基準にもとづき会計処理しています。したがって、ソニーは、税務申告において採用した、あるいは採用する予定の不確実な税務ポジションに起因する未認識の税務ベネフィットに関する資産・負債を計上しています。ソニーは、未認識税務ベネフィットに関する利息と罰金を、連結損益計算書の支払利息と法人税等にそれぞれ含めています。ソニーの納税額は、様々な税務当局による継続的な調査によって、更正処分などの影響を受ける可能性があります。加えて、いくつかの重要な移転価格税制の案件に関する事前確認申出及び相互協議申立てを受けて、それぞれの国の権限ある当局同士が現在交渉しています。不確実な税務ポジションから起こりうる結果に対するソニーの見積りは、判断を必要とし、また高度な見積りが要求されます。ソニーは、税務調査の対象となるすべての年度の税務ポジションについて、決算日における事実、状況、及び入手可能な情報にもとづき評価し、税務ベネフィットを計上しています。ソニーは、税務調査において50%超の可能性をもって認められる税務ポジションに関する税務ベネフィットについて、完全な知識を有する税務当局との合意において50%超の可能性で実現が期待される金額を計上しています。ソニーは、50%以上の可能性で認められないと考えられる場合には、税務ベネフィットを計上していません。しかしながら、税務調査の終了、権限ある当局間の交渉の結果、新しい法規や判例の公表、又は、その他の関連事象による、税金債務の見積りの減額又は増額によって、ソニーの将来の業績は、影響を受ける可能性があります。結果として、ソニーの未認識税務ベネフィットの金額及び実効税率は、大きく変動する可能性があります。

## 29 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）（以下「EPS」）

基本的EPSは各算定期間の普通株式の加重平均発行済株式数にもとづいて計算されます。希薄化後EPSは、新株発行をもたらす権利の行使や約定の履行あるいは新株への転換によって起こる希薄化の影響を考慮して計算されます。転換制限条項付債券の転換にともなう希薄化の影響は、その行使条件を満たしたか否かにかかわらずこの計算に含まれています。当社株主に帰属する当期純損失の場合は全ての潜在株式をこの計算から除いています。

## (2) 新規に適用された会計原則

## 公正価値による測定

2006年9月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）は公正価値による測定に関する新規会計基準を公表しました。この基準は、公正価値の測定について枠組みを確立し、公正価値の定義を

明確化するとともに、公正価値による測定の使用について開示要求を拡大しています。この基準は、公正価値による測定を要求又は許可する他の会計原則のもとで適用され、新しく公正価値による測定を要求するものではありません。2008年2月、FASBはこの基準の適用日を部分的に遅らせたため、ソニーは特定の非金融資産・負債に関して2009年4月1日からこの基準を適用しています。連結財務諸表上で非継続的に公正価値にもとづき認識又は開示されている非金融資産・負債に関して、この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

#### 共同契約に関する会計処理

2007年12月、FASBは共同契約に関する新規会計基準を公表しました。この基準は、共同契約の定義を明確化するとともに、契約当事者と第三者との間で生じた取引に関する会計処理及び報告義務も明確化しました。共同契約は、共同営業活動を含む契約と定義されました。ソニーはこの基準を適用し、2009年4月1日に存在するすべての共同契約は、表示されるすべての過去の期間について遡及適用されます。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

## 企業結合

2007年12月、FASBは企業結合に関する新規会計基準を公表しました。この基準は、主に2009年4月1日以後に実施されるソニーの企業結合に対して適用され、遡及適用はされません。この基準は、幅広い範囲の企業結合に取得法を適用することを要求し、企業結合の定義の修正及び事業の定義をしています。また、取得企業に対し被取得事業を取得日の公正価値で認識するとともに、限定的な例外を除いて取得日における被取得事業の識別可能な資産及び負債を公正価値で認識し測定することを要求しています。さらに、この基準によれば、繰延税金資産に係る評価性引当金及び取得された法人税等の不確実性の変動は、通常取得日以後の期間の税金費用に影響します。同様に、2009年4月1日より前に完了した取得についても、繰延税金資産に係る評価性引当金及び取得された法人税等の不確実性の調整に関しては、損益を通じて反映されるという点において、この基準の規定が適用されます。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

2009年4月、FASBは偶発事象から発生する企業結合において取得した資産及び引き受けた負債に関する新規会計基準を公表しました。この基準は、偶発事象から発生する企業結合における取得資産及び引受負債の初期認識、測定、それに続く会計処理を規定したものです。この基準は偶発事象によって発生する企業結合における取得資産及び引受負債を、もし測定期間中に公正価値を決定可能である場合には、取得日における公正価値で認識することを要求しています。取得日における公正価値を決定できない場合には、それらの偶発事象から発生する取得資産及び引受負債をある特定の基準を満たす場合のみ認識します。この基準は、取得日が2009年4月1日以降の偶発事象から発生する企業結合における取得資産及び引受負債に適用されます。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

## 連結財務諸表における非支配持分

2007年12月、FASBは連結財務諸表における非支配持分に関する新規会計基準を公表しました。この基準は、親会社以外が保有する子会社における所有持分を連結貸借対照表の資本の部に計上及び表示することと、非支配持分へ帰属する連結上の当期純利益及び損失の金額ならびに親会社の所有持分の変動に関する会計処理について改訂された指針を規定し、親会社持分と非支配持分とを明確に特定し識別するための追加の開示を要求しています。この基準の要求にもとづき、ソニーは2009年4月1日から、財務諸表における表示及び関連する開示に関してこの基準を遡及適用しました。これにより、従来、連結貸借対照表上の負債の部と資本の部の中間に独立の科目として表示していた少数株主持分を、非支配持分として連結貸借対照表上の資本の部に含めて表示しています。また、連結損益計算書上の当期純利益（損失）は、非支配持分に帰属する当期純利益（損失）を含めて表示しています。この基準の表示に関する規定は遡及的に適用され、2008年度の連結財務諸表を組替再表示しています。その結果、2009年3月31日現在の連結貸借対照表上の資本の部は251,949百万円増加し、2008年度の連結損益計算書上の当期純損失は3,276百万円増加しています。

2010年1月、FASBは親会社の所有持分の減少に関する会計処理について追加の指針を公表しました。また、この基準は、連結子会社や資産グループの連結除外について追加の開示を要求しています。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

## 無形固定資産の耐用年数の決定

2008年4月、FASBは無形固定資産の耐用年数の決定に関する新規会計基準を公表し、無形固定資産の耐用年数の決定に用いる更新又は延長の前提を設ける際に検討すべき要素を修正しています。この基準は（1）個々にもしくは

その他の資産と一括して取得された無形固定資産、及び(2)企業結合及び資産の取得として得た無形固定資産の両方に適用されます。この基準では、企業が無形固定資産の耐用年数の見積りを行うにあたり、自社の類似した案件における更新・延長の過去の事例、過去の事例がない場合には、市場参加者が使用するであろう更新・延長の前提を勘案することを要求しています。ソニーはこの基準を2009年4月1日以降に取得される無形固定資産に適用しました。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

#### 持分法投資会計に関する考察

2008年11月、FASBは持分法投資会計に関する新規会計基準を公表しました。この基準は、連結財務諸表における企業結合及び非支配持分に関する会計基準が企業の持分法投資会計に及ぼす特定の影響を検討したものです。特に、持分法投資に係る取引費用は費用処理せず、取得対価に含め、持分法適用会社の株式発行による持分比率の低下を持分の売却とみなし、その損益を計上することを必要としています。ソニーは2009年4月1日からこの基準を適用しました。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

#### 退職後給付制度における年金制度資産に関する開示

2008年12月、FASBは退職後給付制度における年金制度資産に関する新規開示基準を公表しました。この基準は、確定給付年金制度及び退職後給付制度の出資者に対して、投資戦略、年金制度資産の主要なクラス、及び年金制度資産のリスク集中に関する幅広い情報を含む追加的な開示を要求するものです。さらにこの基準は、年金制度資産の公正価値について、例えば公正価値の測定に用いられている基礎データ及び評価手法、公正価値の決定のために階層化された年金制度資産の分類に関する情報など、公正価値による測定の開示で要求されるものと同様の開示を要求しています。この基準にもとづく開示は、2009年度よりソニーに要求されていますが、過年度については要求されていません。この基準は開示のみに影響するため、この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響はありません。追加的な開示は注記16に記載されています。

#### 負債証券の一時的でない減損の認識・表示

2009年4月、FASBは負債証券の一時的でない減損の認識及び表示に関する新規会計基準を公表しました。この基準は有価証券の一時的でない減損の信用リスク部分とそれ以外の部分の区分をより明確化し、財務諸表における一時的でない減損の表示を改善するためのものです。また、この基準は信用リスクの悪化による損失とその他の市場要因による損失に区分して表示することを要求しています。企業にその負債証券を売却する意思がなく、50%超の可能性でその負債証券がその償却原価まで回復する前に売却する必要性がない場合、その企業は信用リスク部分の減損を損益に計上し、それ以外の部分をその他の包括利益に計上しなければなりません。さらにこの基準は、以前に認識した一時的でない減損のうち信用リスク以外の部分を利益剰余金から累積その他の包括利益へ組み替えるために、適用した期間の期首時点でその累積影響額を計上することを要求しています。ソニーは2009年4月1日からこの基準を適用しました。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

#### 市場が活発でない場合における公正価値の決定

2009年4月、FASBは市場が活発でない場合あるいは公正価値の決定に用いられる基礎データが投売り価格となっている場合における公正価値の決定に関する新規会計基準を公表しました。この基準は、公正価値による測定の目的を明確化し、貸借対照表日に通常取引により資産を売却した場合の価格を反映させるものです。この基準は、2009年4月1日からソニーに適用され、遡及適用はされません。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

#### 会計基準の体系化

2009年6月、FASBは会計基準の体系化を公表しました。この基準は、今後、唯一の権威ある米国において一般に公正妥当と認められた会計基準となります。この基準は、2009年9月16日以降に終了する四半期連結会計期間及び連結会計年度から適用されます。この基準は、米国会計原則の内容を変更するものではなく、この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響はありません。

#### 負債の公正価値測定

2009年8月、FASBは負債の公正価値測定に関する新規会計基準を公表しました。この基準は、負債を公正価値で測定するにあたって、適用する公正価値の測定方法を明確にしています。この基準は、活発な市場における同一の負債の取引価格を利用できない場合に負債を公正価値測定する方法を提示するとともに、負債の譲渡制限によって公正

価値を調整する必要はないことを明確化しています。この基準は、公表以後に開始する四半期連結会計期間及び連結会計年度から適用されます。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

1 株当たり純資産価額を計算する特定の事業体（もしくはそれと同等の事業体）への投資

2009年9月、FASBは1株当たり純資産価額を計算する事業体（もしくはそれと同等の事業体）への投資に関する新規会計基準を公表しました。この基準は、実務上の簡便法として、特定のオルタナティブ投資のように適時に確定した公正価値を入手できない場合、投資先から提供された投資の1株当たり純資産（もしくはそれと同等の価額）を調整せずに利用して投資の公正価値を測定することを許容しています。この基準は、2009年12月16日以降に終了する四半期連結会計期間及び連結会計年度から適用されます。この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。



## 公正価値測定の開示

2010年1月、FASBは公正価値測定に関する新規開示基準を公表しました。この基準は、レベル1とレベル2の間の移動に関する開示を新たに追加し、レベル3に関する購入、売却、発行及び償還の分離開示を要求しています。また、公正価値を測定するための基礎データ及び評価手法、公正価値の開示項目の細分化といった、既存の開示についても明確にしています。この基準は、2009年12月16日以降に開始する四半期連結会計期間及び連結会計年度から適用されますが、レベル3に関する購入、売却、発行及び償還を総額で開示することについては、2010年12月16日以降に開始する四半期連結会計期間及び連結会計年度から適用されます。この基準は開示のみに影響するものであるため、この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

## (3) 最近公表された会計基準

複数の製品・サービス等を提供する取引及びソフトウェアとハードウェアの要素を包含する有形製品に関する収益の認識

2009年10月、FASBは複数の製品・サービス等を提供する取引に関する新規会計基準を公表しました。特に、新基準では、取引の開始時において取引対価をその各取引要素の相対販売価格で配分することを企業に要求しています。売り手固有の客観的証拠あるいは対第三者販売価格の証拠が存在しない場合には、取引対価はマネジメントによる販売価格の最適な見積価格に基づいて各要素に配分します。さらに、この基準は対価の配分について残余法の適用を禁止しました。同じく2009年10月にFASBはソフトウェアとハードウェアの要素を包含する有形製品に関する収益認識方法を変更する会計基準を公表しました。特に、ソフトウェアとハードウェアが同時に機能して有形製品の重要な機能を提供するような有形製品については、従来のソフトウェア収益認識基準の対象外となり、複数の製品・サービス等を提供する取引に関する会計基準に準拠することになりました。新規基準はソニーが2011年度に契約あるいは重要な変更を行った取引から強制適用となりますが、早期適用も認められています。ソニーは現在この基準の早期適用を評価中です。これらの基準の適用は、ソニーの業績及び財政状態へ重要な影響を与えないことが予想されています。

## 金融資産の譲渡

2009年6月、FASBは金融資産の譲渡に関する新規会計基準を公表しました。この基準は前基準を修正するもので、適格特別目的会社の概念を廃止し、金融資産の一部を売却処理する場合の条件を設定するために参加型持分を新たに定義し、譲渡を売却処理するために必要な要件を明確化及び変更し、さらに受益権が譲渡人に留保される場合の金融資産の譲渡の売却処理に関する損益の認識額を変更しています。さらに、事業体が金融資産の譲渡に継続的関与する場合に新しい開示を要求しています。また、既存の適格特別目的会社は概念の廃止により、該当する連結に関する適用基準にもとづき、連結の要否を評価することが要求されています。この基準は2010年4月1日からソニーに適用されます。この基準の適用は、ソニーの業績及び財政状態へ重要な影響を与えないことが予想されています。

## 変動持分事業体

2009年6月、FASBはVIEの連結に関する新規会計基準を公表しました。この基準はVIEの第一受益者の決定に際してのアプローチをリスクと便益の定量的分析から、支配にもとづく定性的分析へ変更するとともに、第一受益者であるかどうかの見直しを継続して行うことを要求しています。この基準は2010年4月1日からソニーに適用されます。この基準の適用は、ソニーの業績及び財政状態へ重要な影響を与えないことが予想されています。

(4) 勘定科目の組替再表示

2008年度の連結財務諸表の一部の金額を、2009年度の表示に合わせて組替再表示しています。

4 棚卸資産

棚卸資産の内訳は次のとおりです。

	2009年3月31日	2010年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
製品	573,952	456,698
仕掛品	79,848	69,757
原材料・購入部品	159,268	119,000
計	813,068	645,455

5 繰延映画製作費

繰延映画製作費の内訳は次のとおりです。

	2009年3月31日	2010年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
映画作品：		
既公開(取得ライブラリーを含む)	112,425	114,069
完成、未公開	23,778	9,307
製作・開発中	120,374	135,654
テレビ番組：		
既公開(取得ライブラリーを含む)	37,935	40,518
製作・開発中	4,180	2,044
テレビ放映権	18,632	23,927
控除：棚卸資産に含まれる1年以内償却予定のテレビ放映権	10,447	15,454
計	306,877	310,065

ソニーは、2010年3月31日現在の既公開作品にかかる未償却残高のうち約89%が、3年以内に償却されると見積もっています。また、2010年3月31日現在の既公開及び完成作品にかかる繰延映画製作費のうち約98,000百万円は1年以内に償却される予定です。2010年3月31日現在の取得ライブラリーにかかる未償却残高はありません。また、未払金・未払費用

に含まれる未払分配金債務約112,000百万円は1年以内に支払われる予定です。

6 関連当事者取引

ソニーは、重要な影響力を行使しうる、もしくは、20%以上50%以下の持分を有する関連会社への投資に対し持分法を適用しています。また、ソニーが支配力を有しないジェネラル・パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップに対する投資についても、投資先の活動に少なからぬ影響を及ぼす場合（通常3%から5%を超える持分）、持分法が適用されます。2010年3月31日現在、これら持分法適用会社には、Sony Ericsson Mobile Communications, AB（以下「ソニー・エリクソン」）（50%）、S-LCD Corporation（以下「S-LCD」）（50%マイナス1株）等があります。

持分法適用会社の合算・要約財務諸表（重要な持分法適用会社の財務諸表及び連結財務諸表との調整表を含む）は次のとおりです。

貸借対照表

区分	2009年3月31日			
	金額（百万円）			
	ソニー・エリクソン	S-LCD	その他	合計
流動資産	421,910	107,243	204,841	733,994
固定資産	84,991	321,264	90,922	497,177
資産合計	506,901	428,507	295,763	1,231,171
流動負債	372,482	117,401	134,990	624,873
固定負債及び非支配持分	12,360	23,256	59,446	95,062
株主に帰属する資本	122,059	287,850	101,327	511,236
持分比率	50%	50%	20%-50%	
調整前のソニーの持分相当額	61,030	143,925		
調整項目				
その他	1,082	1,382		
関連会社に対する投資及び貸付金	59,948	142,543	34,288	236,779

区分	2010年3月31日			
	金額（百万円）			
	ソニー・エリクソン	S-LCD	その他	合計
流動資産	322,537	161,571	133,606	617,714
固定資産	98,375	300,206	127,237	525,818
資産合計	420,912	461,777	260,843	1,143,532
流動負債	341,087	102,538	100,829	544,454
固定負債及び非支配持分	23,837	22,443	54,306	100,586

区分	2010年3月31日			
	金額(百万円)			
	ソニー・エリクソン	S-LCD	その他	合計
株主に帰属する資本	55,988	336,796	105,708	498,492
持分比率	50%	50%	20%-50%	
調整前のソニーの持分相当額	27,994	168,398		
調整項目 その他	1,088	61		
関連会社に対する投資 及び貸付金	26,906	168,459	33,686	229,051

損益計算書

区分	2008年度			
	金額(百万円)			
	ソニー・エリクソン	S-LCD	その他	合計
売上高及び営業収入	1,459,259	670,311	550,691	2,680,261
営業利益(損失)	92,762	1,393	15,475	75,894
その他の収益(費用)(純額)	12,599	11,191		
税引前利益(損失)	80,163	12,584		
法人税等	23,888	626		
非支配持分に帰属する当期純利益(損失)	3,434	-		
株主に帰属する当期純利益(損失)	59,709	11,958	4,898	42,853
持分比率	50%	50%	20%-50%	
調整前の持分法による投資利益(損失)	29,855	5,979		
調整項目 その他	400	916		
持分法による投資利益(損失)	30,255	6,895	1,749	25,109

区分	2009年度			
	金額(百万円)			
	ソニー・エリクソン	S-LCD	その他	合計
売上高及び営業収入	837,149	796,575	323,576	1,957,300
営業利益(損失)	81,385	3,825	29,686	47,874
その他の収益(費用)(純額)	4,676	4,055		

区分	2009年度			
	金額(百万円)			
	ソニー・エリクソン	S-LCD	その他	合計
税引前利益(損失)	86,061	230		
法人税等	20,470	53		
非支配持分に帰属する当期純利益(損失)	3,318	-		
株主に帰属する当期純利益(損失)	68,909	177	17,064	52,022
持分比率	50%	50%	20%-50%	
調整前の持分法による投資利益(損失)	34,455	89		
調整項目				
その他	59	476		
持分法による投資利益(損失)	34,514	387	3,892	30,235

2001年10月に、ソニーはTelefonaktiebolaget LM Ericssonと携帯電話端末事業における合弁会社、ソニー・エリクソンを設立しました。ソニーはソニー・エリクソンの50%を所有しており、持分法適用会社を含めています。ソニー・エリクソンはソニーからカメラモジュール、メモリー、バッテリー及びLCDパネルなど主要部品を購入しています。ソニーはソニー・エリクソンから、2008年9月に23,363百万円の配当金を受取りました。

2004年4月に、ソニーはSamsung Electronics Co., LTDとアモルファスTFT液晶ディスプレイパネル製造を行う合弁会社、S-LCDを設立しました。ソニーはS-LCDの50%マイナス1株を所有しています。ソニーはS-LCDに対して2008年度において13,273百万円の追加出資を行いました。S-LCDはソニーの液晶テレビ「BRAVIA」の差別化のための高画質大画面液晶パネルの供給元としてソニーのテレビ事業戦略上重要な合弁会社です。

2008年10月1日付で、ソニーはBertelsmann AG(以下「ベルテルスマン」)が保有していたSONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT(以下「ソニーBMG」)の持分50%を買収しました。この買収の結果、ソニーBMGはソニーの完全子会社となり、買収後のソニーBMGの財政状態及び経営成績はソニーの連結財務諸表に反映されています。ソニーBMGの2008年9月30日までの6ヵ月間の要約財務諸表は、上記の持分法適用会社の合算・要約財務諸表上、その他に含まれています。2004年8月1日付で、ソニーとベルテルスマンはそれぞれの音楽制作事業を合弁会社として統合し、それぞれの親会社が50%ずつ所有するソニーBMGを設立しました。この結果、設立より買収まで、日本を除く音楽制作事業の業績は持分法による投資利益(損失)として計上されていました。

2009年3月31日及び2010年3月31日現在、関連会社の純資産に対するソニーの持分相当額と関連会社に対するソニーの投資簿価との間に重要な差異はありません。

2009年3月31日現在、持分法によって評価されている上場会社の株式の簿価は7,144百万円、株式の市場価額は26,909百万円です。2010年3月31日現在、株式の市場価額を持つ持分法適用会社はありません。

2009年3月31日及び2010年3月31日現在、持分法によって評価されている関連会社の数は、それぞれ85社及び73社です。

持分法適用の関連会社との取引残高及び取引高は次のとおりです。

	2009年3月31日	2010年3月31日
科目	金額(百万円)	金額(百万円)
売掛金	28,030	21,467
買掛金	24,915	61,360

	2008年度	2009年度
科目	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高	204,578	132,937
仕入高	332,286	309,550

2008年度及び2009年度における持分法適用の関連会社からの配当金は、それぞれ40,361百万円及び5,948百万円です。

## 7 金融資産の移転

ソニーは日本国内において複数の売掛債権売却プログラムを設定しており、一度に最大50,000百万円の契約上適格な売掛債権を売却することができます。ソニーはこれらのプログラムにより、銀行の所有・運営する適格特別目的会社に、取引先との約定回収期間が売掛債権売却後190日を超えない売掛債権を売却することができます。この取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄することから、金融資産の譲渡及びサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計基準にもとづき、売却として会計処理されます。ソニーは2008年度及び2009年度においてそれぞれ合計130,847百万円及び109,271百万円の売掛債権の売却を行いました。これらの取引における売却損は僅少です。上記の売却取引からの現金受取額に加え、2008年度及び2009年度において、適格特別目的会社とソニーとの間のサービス報酬を含むキャッシュ・フローの純額は僅少です。ソニーは売却した売掛債権に対するサービスを継続していますが、売掛債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。

特定の金融子会社は複数の債権売却プログラムを設定しており、一度に最大23,000百万円の契約上適格な債権を売却することができます。金融子会社はこれらのプログラムにより、銀行の所有・運営する適格特別目的会社に、取引先との約定回収期間が債権売却後180日を超えない債権を売却することができます。この取引は金融子会社が債権に対する支配を放棄



することから、金融資産の譲渡及びサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計基準にもとづき、売却として会計処理されます。金融子会社は2008年度及び2009年度においてそれぞれ合計166,077百万円及び183,805百万円の債権の売却を行いました。これらの取引における売却損は僅少です。上記の売却取引からの現金受取額に加え、2008年度及び2009年度において、適格特別目的会社とソニーとの間のサービス報酬を含むキャッシュ・フローの純額は僅少です。金融子会社は売却した債権に対するサービスを継続していますが、債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。

2009年度、ソニーは米国において売掛債権売却プログラムを設定しました。このプログラムにより、ソニーの米国子会社に連結されている新設された特別目的会社は、一度に最大450百万米ドルの契約上適格な売掛債権を銀行に売却することができます。この取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄することから、金融資産の譲渡及びサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計基準にもとづき、売却として会計処理されます。ソニーは2009年度において合計258,085百万円（2,893百万米ドル）の売掛債権の売却を行いました。これらの取引における売却損は僅少です。上記の売却取引からの現金受取額に加え、2009年度において銀行とソニーに連結されている特別目的会社との間のサービス報酬を含むキャッシュ・フローの純額は僅少です。ソニーは売却した売掛債権に対するサービスを継続していますが、売掛債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。

8 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券に含まれる負債証券及び持分証券は主に金融分野に含まれ、そのうち売却可能証券及び満期保有目的証券に区分されるものの取得原価、未実現評価損益及び公正価値は次のとおりです。

項目	2009年3月31日				2010年3月31日			
	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売却可能証券								
負債証券								
日本国債	1,399,125	46,815	6,494	1,439,446	1,264,725	29,496	3,397	1,290,824
日本地方債	95,752	2,209	7	97,954	27,750	1,097	5	28,842
日本社債	622,904	2,911	507	625,308	360,554	3,773	106	364,221
外国社債	283,078	934	20,922	263,090	281,003	4,818	6,492	279,329
その他	34,987	625	312	35,300	11,141	83	123	11,101
	2,435,846	53,494	28,242	2,461,098	1,945,173	39,267	10,123	1,974,317
持分証券	114,910	11,254	8,974	117,190	99,753	74,430	3,437	170,746
満期保有目的証券								
日本国債	1,384,423	31,919	4,421	1,411,921	2,248,230	3,318	30,740	2,220,808
日本地方債	28,419	304	1	28,722	23,617	346	-	23,963
日本社債	10,207	120	28	10,299	32,041	150	321	31,870
外国社債	42,360	16	4	42,372	50,831	18	7	50,842
	1,465,409	32,359	4,454	1,493,314	2,354,719	3,832	31,068	2,327,483
合計	4,016,165	97,107	41,670	4,071,602	4,399,645	117,529	44,628	4,472,546

下記の表は、2010年3月31日現在における売却可能証券及び満期保有目的証券に区分される負債証券の取得原価及び公正価値を、契約上の償還期限別に示したものです。

2010年3月31日	売却可能証券		満期保有目的証券	
	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)
1年以内	224,531	222,474	7,746	7,807
1年超5年以内	583,230	590,563	45,941	46,520
5年超10年以内	469,253	493,692	9,051	9,506
10年超	668,159	667,588	2,291,981	2,263,650
合計	1,945,173	1,974,317	2,354,719	2,327,483

2008年度及び2009年度における売却可能証券の売却収入は、それぞれ1,165,451百万円及び785,698百万円です。これらの売却収入のうち平均原価法にもとづく実現総利益はそれぞれ41,860百万円及び39,622百万円であり、実現総損失はそれぞれ30,554百万円及び37,537百万円です。

有価証券に含まれる売買目的証券に区分される持分証券、負債証券の残高は、2009年3月31日及び2010年3月31日現在、それぞれ286,323百万円及び353,353百万円です。

ソニーは通常の事業において、多くの非上場会社の株式を長期の投資有価証券として保有し、これらは投資有価証券その他に含まれています。非上場会社に対する投資残高は、2009年3月31日及び2010年3月31日現在、それぞれ60,400百万円及び70,705百万円です。非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できないため、主に取得原価で計上されています。

主として金融分野において保有する売買目的有価証券に関して、ソニーは2008年度において79,476百万円の未実現評価損を計上し、2009年度において50,992百万円の未実現評価益を計上しました。売買目的有価証券の公正価値の変動は主として金融ビジネス収入として損益計算書に計上されます。

下記の表は、2009年3月31日及び2010年3月31日現在におけるソニーの保有する投資有価証券のうち、銘柄ごとに継続して未実現評価損となっているものの公正価値と未実現評価損を、投資区分及びその期間別に示したものです。

2009年3月31日	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
売却可能証券						
負債証券						
日本国債	198	-	95,493	6,494	95,691	6,494
日本地方債	3,444	7	-	-	3,444	7
日本社債	32,542	101	12,067	406	44,609	507
外国社債	131,305	9,968	89,475	10,954	220,780	20,922
その他	20,223	205	787	107	21,010	312
	187,712	10,281	197,822	17,961	385,534	28,242
持分証券	38,745	5,704	10,778	3,270	49,523	8,974
満期保有目的証券						
日本国債	492,521	4,421	-	-	492,521	4,421
日本地方債	789	1	273	-	1,062	1
日本社債	3,140	28	-	-	3,140	28
外国社債	606	4	-	-	606	4
	497,056	4,454	273	-	497,329	4,454
合計	723,513	20,439	208,873	21,231	932,386	41,670

2010年3月31日	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
売却可能証券						

2010年3月31日	12カ月未満		12カ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
<b>負債証券</b>						
日本国債	139,613	891	53,704	2,506	193,317	3,397
日本地方債	1,887	5	-	-	1,887	5
日本社債	48,151	84	1,965	22	50,116	106
外国社債	46,764	378	88,258	6,114	135,022	6,492
その他	6,441	123	-	-	6,441	123
	242,856	1,481	143,927	8,642	386,783	10,123
<b>持分証券</b>	10,069	934	11,486	2,503	21,555	3,437
<b>満期保有目的証券</b>						
日本国債	1,496,584	11,066	465,416	19,674	1,962,000	30,740
日本地方債	100	-	-	-	100	-
日本社債	19,828	314	95	7	19,923	321
外国社債	88	4	305	3	393	7
	1,516,600	11,384	465,816	19,684	1,982,416	31,068
<b>合計</b>	<b>1,769,525</b>	<b>13,799</b>	<b>621,229</b>	<b>30,829</b>	<b>2,390,754</b>	<b>44,628</b>

2008年度及び2009年度において実現した減損の総額は、それぞれ45,644百万円及び5,508百万円でした。

2009年度において、負債証券の一次的でない減損の認識及び表示に関する会計基準適用の結果、累積その他の包括利益に計上した一次的でない減損はありません。

2010年3月31日現在、ソニーは上記の表に示される未実現評価損を含む投資の公正価値の下落は一次的であると判断しました。

#### 9 リース資産

ソニーは、情報関連及びその他の機器、工場施設、事務所、倉庫、従業員の住居施設及びその他の資産の一部を賃借しています。一部の賃借契約には、更新及び購入選択権があります。また、ソニーは一部の映画製作にかかる資金調達のために、第三者とキャピタル・リース契約を締結しています。

キャピタル・リースに該当するリース資産の内容は次のとおりです。

	2009年3月31日	2010年3月31日
資産の種類	金額(百万円)	金額(百万円)
土地	66	62

	2009年3月31日	2010年3月31日
資産の種類	金額(百万円)	金額(百万円)
建物及び構築物	1,610	1,005
機械装置及びその他の資産	18,168	11,807
繰延映画製作費	22,757	21,175
償却累計額	11,793	7,543
計	30,808	26,506

キャピタル・リースに関して、将来支払われる最低リース料の年度別の金額及びその合計額の現在価値は次のとおりです。

	2009年3月31日	2010年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
2009年度	10,367	-
2010年度	8,169	8,530
2011年度	6,323	6,643
2012年度	4,486	4,570
2013年度	3,390	3,389
2014年度	-	2,662
2014年度以降	20,484	-
2015年度以降	-	17,659
リース料の最低支払額合計	53,219	43,453
控除：利息相当額	10,159	8,440
現在価値	43,060	35,013
控除：短期リース未払金	8,920	7,131
長期キャピタル・リース未払金	34,140	27,882

リース料の最低支払額合計については、解約不能の転貸リースにもとづいて将来受け取るべき最低賃賃料を減額して

いません。2009年3月31日及び2010年3月31日現在における解約不能の転貸リースにもとづいて将来受け取るべき最低賃貸料はそれぞれ8,722百万円及び6,245百万円です。

2008年度及び2009年度のオペレーティング・リースによる賃借料は、それぞれ87,360百万円及び87,077百万円です。  
 2008年度及び2009年度のオペレーティング・リースによる転貸賃貸料は、それぞれ1,742百万円及び1,675百万円です。  
 2009年3月31日及び2010年3月31日現在における解約不能のオペレーティング・リースによる転貸契約にもとづいて  
 将来受け取るべき最低賃貸料はそれぞれ5,546百万円及び5,151百万円です。2009年3月31日及び2010年3月31日現在に  
 おける当初の又は残存する解約不能リース期間が1年を超える賃借契約にもとづく最低賃借料は次のとおりです。

	2009年3月31日	2010年3月31日
年度	金額(百万円)	金額(百万円)
2009年度	44,488	-
2010年度	35,028	40,715
2011年度	26,373	32,685
2012年度	18,162	23,365
2013年度	14,109	17,892
2014年度	-	14,256
2014年度以降	43,822	-
2015年度以降	-	55,170
将来の最低賃借料の支払額合計	181,982	184,083



10 営業権及び無形固定資産

2009年度に取得した無形固定資産は63,645百万円、うち63,419百万円は償却対象の資産であり、内訳は次のとおりです。

項目	当年度取得無形資産	加重平均償却年数
	取得原価 (百万円)	年数
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	16,835	6
販売用ソフトウェア	27,401	3
ミュージック・カタログ	463	8
その他	18,720	5

償却対象の無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2009年3月31日		2010年3月31日	
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	143,124	69,898	146,932	79,403
販売用ソフトウェア	61,557	21,664	71,300	29,606
ミュージック・カタログ	180,679	31,538	175,172	37,591
アーティスト・コントラクト	28,170	12,331	28,958	16,754
その他	76,165	37,784	89,174	49,020
計	489,695	173,215	511,536	212,374

2008年度及び2009年度における無形固定資産償却費は、それぞれ47,101百万円及び57,069百万円です。また、翌年度以降5年間の見積償却費は次のとおりです。

年度	金額(百万円)
2010年度	57,703
2011年度	46,113
2012年度	30,761

年度	金額（百万円）
2013年度	20,958
2014年度	18,026

耐用年数が確定できない無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2009年3月31日	2010年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
商標	57,915	57,857
配給契約	18,834	18,834
その他	3,119	3,064
計	79,868	79,755

2008年度及び2009年度におけるセグメント別の営業権の推移は次のとおりです。

項目	C P D	N P S	B 2 B & ディスク製造	映画	音楽	金融	その他	合計
	金額 （百万円）	金額 （百万円）	金額 （百万円）	金額 （百万円）	金額 （百万円）	金額 （百万円）	金額 （百万円）	金額 （百万円）
2008年3月31日 営業権残高-総額	60,357	122,832	15,351	80,512	22,160	3,020	11,860	316,092
減損累計額	5,320	-	300	-	-	-	6,049	11,669
営業権残高	55,037	122,832	15,051	80,512	22,160	3,020	5,811	304,423
取得	10,826	505	322	29,335	104,335	-	19,545	164,868
減損	-	-	-	-	306	-	7,655	7,961
為替換算調整	388	575	286	1,633	12,919	-	747	16,548
その他*1	128	670	-	736	613	-	17	824

項目	C P D	N P S	B 2 B & ディスク製造	映画	音楽	金融	その他	合計
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
2009年3月31日 営業権残高-総額	70,667	123,432	15,387	107,478	112,963	3,020	30,641	463,588
減損累計額	5,320	-	300	-	306	-	13,704	19,630
営業権残高	65,347	123,432	15,087	107,478	112,657	3,020	16,937	443,958
取得	-	724	1,591	6	7,848	-	3,256	13,425
売却	-	27	-	-	-	-	202	229
減損	-	-	-	-	-	706	349	1,055
為替換算調整	71	249	608	5,427	1,943	-	170	8,468
その他*1,*2	470	1	1	424	8,676	-	42	8,762
2010年3月31日 営業権残高-総額	70,126	123,881	16,371	102,481	110,192	3,020	27,085	453,156
減損累計額	5,320	-	300	-	306	706	7,655	14,287
営業権残高	64,806	123,881	16,071	102,481	109,886	2,314	19,430	438,869

\*1 その他は、主に過年度の買収価格の調整によるものです。

\*2 音楽分野における調整は、主にベルテルスマンが保有していたソニー-BMGの持分50%を取得した際に認識した営業権が8,649百万円減少したことによるものです。この調整は主として、取得にともない認識された繰延税金資産の増加と、取得時に特定されていた構造改革が実行されないことによる負債の減少を反映させたものです。この調整に関する詳細は注記19及び25に記載しています。

注記3に記載のとおり、ソニーは年一回、営業権の減損判定を行っています。2008年度にその他の分野に含まれる報告単位において、7,655百万円の減損を計上しました。これは、ソニーがGracenote, Inc.（以下「グレースノート」）を取得した際に計上した営業権に関するものです。グレースノートはデジタルメディア認識、上質な楽曲提供、好みの音楽を探し出す音楽推薦エンジンに関する技術及びサービスを提供しています。グレースノートの減損処理は、モバイル及び自動車市場を含むグレースノートがサービスを提供する主要な市場における成長率の低下をもたらす経済の低迷の影響を反映したものです。また、グレースノートの評価額は、経済の悪化によるリスクを反映した高い割引率を将来キャッシュ・

フローの現在価値の計算において使用したことにより低下しました。減損処理は報告単位の公正価値の全体的な低下を反映したものです。報告単位の公正価値は主に将来キャッシュ・フローを使用して見積もられています。この取得に関する詳細は注記25に記載しています。

## 11 保険関連科目

金融分野に含まれる日本の子会社は、注記3に記載のとおり、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則及び会計実務に準拠して会計記録を保持していますが、米国会計原則とは、いくつかの点で異なっています。

これらの相違の主なものは、1)生命保険事業及び損害保険事業における保険契約の獲得費用は、日本では発生年度の期間費用として処理されますが、米国会計原則では繰延処理され、通常、関連する保険契約の保険料払込期間にわたって償却されること、及び2)生命保険事業における保険契約債務について、日本では行政監督庁の認める方式により算定されますが、米国会計原則においては、これらの債務は、計算基礎の一定の変更を施し、平準純保険料式による評価を行って計上されることです。連結財務諸表の作成上、米国会計原則に準拠するためこのような差異は適切に調整されています。

2009年3月31日及び2010年3月31日現在の保険子会社の米国会計原則に準拠しない法定帳簿上の純資産合計は、それぞれ154,409百万円及び206,794百万円です。

### (1) 保険契約

金融分野に含まれる生命保険子会社が引受ける保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険及び傷害・医療保険契約から構成されています。2008年度及び2009年度における生命保険料収入は、それぞれ526,303百万円及び554,650百万円です。金融分野に含まれる損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。2008年度及び2009年度における損害保険料収入は、それぞれ58,576百万円及び64,987百万円です。

### (2) 繰延保険契約費

新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料(費用)、診査及び調査費用等から構成されます。繰延保険契約費については、資産計上した金額が見込粗利益及び保険料から保険給付金及び事業費を控除した額の現在価値を超えていないことを検証するために、少なくとも年1回、回収テストが行われます。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。

2008年度及び2009年度の償却費は、それぞれ64,599百万円及び53,767百万円です。

### (3) 保険契約債務

保険契約債務は、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引当てられています。これらの債務はマネジメントの高度な判断と見積りを必要とし、将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。保険契約債務は1.4%から4.7%の範囲の利率を適用して計算されており、市場環境や期待投資利益などの要素が反映されています。保険契約債務の見積りに使用される罹患率、死亡率及び契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表に拠っています。通常は、これらの前提条件は契約時に固定されますが、前提条件と実績が異なる場合、あるいは前提条件を変更する場合には、ソニーは保険契約債務の追加計上を必要とする可能性があります。

2009年3月31日及び2010年3月31日現在の保険契約債務は、それぞれ2,486,259百万円及び2,673,357百万円です。

12 短期借入金及び長期借入債務

短期借入金の内訳は次のとおりです。

項目	2009年3月31日		2010年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
コマーシャルペーパー	172,465	加重平均利率：年0.66%	-	
無担保借入金	121,150	加重平均利率：年3.18%	38,785	加重平均利率：年3.08%
担保付コールマネー	10,000	加重平均利率：年0.48%	10,000	加重平均利率：年0.15%
短期借入金合計	303,615		48,785	

2010年3月31日現在、簿価10,480百万円の投資有価証券が、国内の金融子会社のコールマネー10,000百万円に対する担保として設定されています。上記の他、国内の金融子会社において内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として簿価69,256百万円の有価証券を差し入れています。

長期借入債務の内訳は次のとおりです。

項目	2009年3月31日		2010年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保借入金 (借入先：主として銀行)	380,388	利率：年0.67%から5.24%まで 返済期限：2009年から2020年まで	563,465	利率：年0.20%から4.50%まで 返済期限：2010年から2020年まで
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	39,999	利率：年1.01% 満期：2010年	-	
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	49,996	利率：年2.04% 満期：2010年	49,999	利率：年2.04% 満期：2010年
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	49,997	利率：年0.80% 満期：2010年	49,999	利率：年0.80% 満期：2010年

項目	2009年3月31日		2010年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	49,999	利率：年1.52% 満期：2011年	49,999	利率：年1.52% 満期：2011年
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	39,990	利率：年1.16% 満期：2012年	39,993	利率：年1.16% 満期：2012年
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	34,998	利率：年1.52% 満期：2013年	34,999	利率：年1.52% 満期：2013年
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	29,987	利率：年1.57% 満期：2015年	29,988	利率：年1.57% 満期：2015年
無担保社債 (未償却ディスカウント 控除後)	24,995	利率：年1.75% 満期：2015年	24,996	利率：年1.75% 満期：2015年

項目	2009年3月31日		2010年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保社債	4,900	利率：年2.35% 満期：2010年	4,900	利率：年2.35% 満期：2010年
無担保社債	10,500	利率：年1.17% 満期：2011年	10,500	利率：年1.17% 満期：2011年
無担保社債	-		60,000	利率：年0.95% 満期：2012年
無担保社債	10,700	利率：年1.40% 満期：2013年	10,700	利率：年1.40% 満期：2013年
無担保社債	-		110,000	利率：年1.30% 満期：2014年
無担保社債	16,300	利率：年2.00% 満期：2018年	16,300	利率：年2.00% 満期：2018年
無担保社債	-		50,000	利率：年2.07% 満期：2019年
キャピタル・リース 未払金	43,060	利率：年0.78%から9.14%まで 支払期間：2009年から2018年まで	35,013	利率：年0.01%から7.77%まで 支払期間：2010年から2021年まで
預り保証金	21,878		19,178	
小計	807,687		1,160,029	
控除：1年以内に返済期 限の到来する額	147,540		235,822	
長期借入債務合計	660,147		924,207	

2009年6月、ソニーは合計162,500百万円の無担保シンジケートローン（3年、5年、7年満期）を実行しました。得られた資金は以前に実行された2009年6月満期のシンジケートローンの返済資金及び運転資金需要を含む一般事業資金に充当されました。また、ソニーは2009年7月に1,000百万米ドルの無担保長期銀行借入（3年満期）を行いました。上記の借入契約に、重大な不利益を及ぼす財務制限条項やクロスデフォルト条項は存在しません。

長期借入債務の各年度の返済予定額は次のとおりです。



	2010年3月31日
年度	金額(百万円)
2010年度	235,822
2011年度	94,076
2012年度	288,718
2013年度	118,043
2014年度	234,365
2015年度以降	189,005
合計	1,160,029

2010年3月31日現在、ソニーの未使用融資与信枠は813,545百万円であり、契約している金融機関から通常180日を超えない期間で借入れることができます。さらにソニーは1,151,280百万円のコマーシャルペーパー・プログラムを設定しております。このプログラムにより、ソニーは通常270日を超えない期間でコマーシャルペーパーを発行することができます。

13 銀行ビジネスにおける顧客預金

金融分野に含まれる銀行ビジネスにおける顧客預金は、その全額が利付預金です。2009年3月31日現在及び2010年3月31日現在、契約額が10百万円以上の定期預金の残高は、それぞれ225,354百万円及び243,629百万円です。これらの顧客預金は満期日以前に引き出し可能なため、流動負債に分類されています。

2010年3月31日現在の残存期間が1年を超える定期預金残高は次のとおりです。

	2010年3月31日
年度	金額(百万円)
2011年度	23,847
2012年度	13,916
2013年度	3,320
2014年度	2,024
2015年度	5,367
2016年度以降	14,735
残存期間が1年を超える定期預金残高合計	63,209

14 公正価値による測定

ソニーは、注記3に記載のとおり、公正価値による測定に関する会計基準を次の2段階にわけて適用しました。第1段階として、この基準を2008年4月1日より全ての金融資産・負債及び継続的に(少なくとも年1回)公正価値で認識もしくは開示される非金融資産・負債について適用し、第2段階として、2009年4月1日より非継続的に公正価値で認識もしくは開示される全ての非金融資産・負債について適用しています。下記の情報には、ソニーが2009年4月1日より適用した、市場が活発でない場合あるいは公正価値の決定に用いられる基礎データが投売り価格となっている場合における公正価値の決定に関する会計基準も考慮しています。この基準は、公正価値を出口価格と定義しています。出口価格は、測定日に市場参加者間で行われる通常の取引において、資産の譲渡の対価として受取ると想定される金額又は負債を移転する際に支払うと想定される金額と定義されています。

公正価値による測定に関する会計基準は、市場における観察可能性の程度にもとづき、評価に使用する基礎データの階層を決定しています。観察可能な基礎データは、独立した情報源から入手した市場データを反映したものです。観察不能な基礎データは、市場参加者が資産あるいは負債を評価する際に通常使用すると想定される仮定を用いてソニーが独自に推定しているものです。過大なコストや手間をかけない範囲で観察可能な市場データが利用可能である場合には、観察可能な市場データが利用されています。全ての公正価値は下記3段階のレベルのいずれかで報告されますが、報告されるレベルは公正価値の測定に重要な影響を及ぼす基礎データのレベルのうち最も低いレベルにもとづき決定されます。公正価値の3段階のレベルは次のとおりです。

#### レベル1

重要な基礎データが活発な市場における同一の資産・負債の未調整の取引価格。

#### レベル2

重要な基礎データがレベル1以外の観察可能なデータ。

例えば、活発な市場における類似商品の取引価格、活発でない市場における同一又は類似商品の取引価格、全ての重要な基礎データが活発な市場で観察可能な場合のモデル計算による評価が含まれています。

#### レベル3

1つあるいは複数の重要な基礎データが観察不能。

ソニーは、公正価値測定の対象となる資産・負債について、後述の方法による出口価格にもとづき公正価値を測定しています。ソニーは、活発な市場における取引価格が調整を加えることなく利用可能である場合には、それを利用して公正価値の測定を行い、その項目をレベル1に分類しています。取引価格が利用できない場合には、金利、為替レート、オプションのボラティリティ等、直近の市場もしくは独立した情報源から入手した市場パラメータを使用し、ソニー内部で組成した評価手法にもとづいて公正価値を測定しています。ソニー内部で組成したモデルを使用して評価した項目は、評価に使用した重要な基礎データのうち、最も低いレベルに合わせてレベルの分類が行われます。また、ソニーは公正価値を測定する際に、取引相手及びソニーの信用力を考慮しています。ソニーは、相殺契約の締結や、与信限度の設定を通じ信用リスクの残高及び取引相手の信用力を積極的にモニターすることに加え、取引相手を各国の大手銀行や主要な金融機関に限定することにより、第三者に対する信用リスクを軽減する努力をしています。

#### (1) 継続的に公正価値測定されている資産・負債

ソニーが各金融商品の公正価値測定に利用している評価手法、それが通常どの公正価値のレベルに分類されているかは以下のとおりです。

##### 売買目的有価証券、売却可能証券及びその他の投資

活発な市場における取引価格が利用可能である場合、有価証券の公正価値の階層はレベル1に分類されます。レベル1の有価証券には、上場持分証券が含まれています。取引価格を利用できないもしくは市場が活発でない有価証券については、価格モデル、類似の特徴をもつ有価証券の取引価格あるいは割引キャッシュ・フローモデルを使用して公正価値を見積もり、主にレベル2に分類されます。レベル2の有価証券には、公社債の大部分など、上場されている金融商品ほどには活発に取引されていない取引価格により評価された負債証券が含まれています。取引量が少ないもしくは評価に使用する基礎データの観察可能性が低い有価証券については、レベル3に分類しています。レベル3の有価証券は、貸借対照表日において活発な取引にもとづく価格がなく、その公正価値を測定するにあたり証券業者から得た指標価格や投資顧問会社から入手した定性的な基礎データ等、市場で観察不能な基礎データの使用が必要となるものです。レベル3の資産には、その価値が価格モデル、割引キャッシュ・フローモデルもしくは類似の評価手法により測定される金融商品や、市場参加者が公正価値の測定に通常使用すると想定される仮定を用いてマネジメントが重要な判断や見積りを行うことにより公正価値を測定した金融商品が含まれます。レベル3の有価証券には、通常、レベル1・レベル2に分類されなかったプライベート・エクイティ投資や複合金融商品が含まれています。

##### デリバティブ

上場されているデリバティブで、その取引価格を使用して公正価値が測定されているデリバティブは、レベル1に分類されています。しかしながら、上場されているデリバティブ契約は少数であり、ソニーが保有するデリバティブの多くは、容易に観察可能な市場パラメータを評価の基礎として利用したソニー内部のモデルによる評価を行っています。利用しているパラメータには、活発に価格が形成されているものや、価格情報提供者のような外部業者から入手したものが含まれています。デリバティブの種類や契約条項に応じて、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデル等の評価手法により公正価値を測定するとともに、その手法を継続的に適用しています。ソニーは、開発後一定期間を経過しているようなデリバティブ商品について、金融業界において広く受け容れられている評価モデルを使用しています。これらのモデルは、満期までの期間を含むデリバティブ契約の条項や、金利、ボラティリティ、取引相手の信用格付け等の市場で観察されるパラメータを使用しています。さらに、これらのモデルの多くは、その評価方法に重要な判断を必要としないものであり、モデルで使用している基礎データ自体も活発な価格付けが行われる市場で容易に観察可能なものであるため、主観性の高いものではありません。これらの手法で評価されている金融商品は、通常、レベル2に分類されています。

ソニーは、金利スワップの公正価値を決定するにあたり、市場において観察可能で、該当する金融商品の期間に対応する金利のイールドカーブを使用した将来見積キャッシュ・フローの現在価値を使用しています。ソニーは、外国為替のデリバティブについて、直物相場、時間価値及びボラティリティ等、市場で観察可能な基礎データを利用した先物為替予約や通貨オプションの評価モデルを使用しています。これらのデリバティブは、そのデリバティブ資産・負債の公正価値の測定に際して、主に観察可能な基礎データを使用しているため、レベル2に分類されています。

2009年3月31日及び2010年3月31日現在、ソニーにおいて継続的に公正価値で測定されている資産・負債の公正価値は、次のとおりです。

項目	2009年3月31日			
	金額(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>資産</b>				
売買目的有価証券	123,080	160,240	3,003	286,323
売却可能証券				
<b>負債証券</b>				
日本国債	-	1,439,446	-	1,439,446
日本地方債	-	97,954	-	97,954
日本社債	44,794	572,884	7,630	625,308
外国社債	-	211,292	51,798	263,090
その他	-	35,300	-	35,300
持分証券	92,464	21,164	3,562	117,190
その他の投資*1	3,877	-	59,781	63,658
デリバティブ資産*2	-	24,401	-	24,401
<b>資産合計</b>	264,215	2,562,681	125,774	2,952,670
<b>負債</b>				
デリバティブ負債*2	-	36,386	-	36,386
<b>負債合計</b>	-	36,386	-	36,386

項目	2010年3月31日			
	金額(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>資産</b>				
売買目的有価証券	180,414	172,939	-	353,353
売却可能証券				
<b>負債証券</b>				
日本国債	-	1,290,824	-	1,290,824
日本地方債	-	28,842	-	28,842
日本社債	4,937	358,187	1,097	364,221
外国社債	-	261,896	17,433	279,329

項目	2010年3月31日			
	金額(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他	365	10,736	-	11,101
持分証券	160,128	6,682	3,936	170,746
その他の投資*1	5,377	38	69,672	75,087
デリバティブ資産*2	-	23,796	-	23,796
資産合計	351,221	2,153,940	92,138	2,597,299
負債				
デリバティブ負債*2	-	48,599	-	48,599
負債合計	-	48,599	-	48,599

\*1 その他の投資には、プライベート・エクイティ投資や複合金融商品が含まれています。

\*2 デリバティブ資産・負債は総額で認識及び開示されています。

2009年度において、レベル1・レベル2間での重要な移動はありませんでした。

2008年度及び2009年度におけるレベル3に分類されている資産・負債の公正価値の変動は、次のとおりです。

項目	2008年度						
	金額（百万円）						
	資産						
	売買目的 有価証券	売却可能証券				持分証券	その他の 投資
負債証券			持分証券	その他の 投資			
日本社債		外国社債			その他		
期首残高	178	9,403	32,353	1,125	4,381	21,611	
実現及び未実現損益							
損益に含まれる金額*1	1,424	1,332	465	-	1,483	6,966	
その他の包括利益に含まれる金額	-	70	6,219	-	664	2,650	
購入、発行、売却及び償還	116	2,973	20,476	-	-	2,811	
レベル3へ（から）の移動*2 *3	4,365	2,602	5,653	1,125	-	44,975	
期末残高	3,003	7,630	51,798	-	3,562	59,781	
損益に含まれる金額のうち、年度末に保有する資産の未実現損益*1	1,465	1,159	658	-	1,483	8,535	

項目	2009年度							
	金額（百万円）							
	資産							
	売買目的 有価証券	売却可能証券			持分証券	その他の 投資	デリバティブ 資産	
負債証券		持分証券	その他の 投資	デリバティブ 資産				
日本社債								外国社債
期首残高	3,003	7,630	51,798	3,562	59,781	-		
実現及び未実現損益								
損益に含まれる金額*1	181	260	404	2	6,288	69		
その他の包括利益に含まれる金額	-	-	1,818	374	2,781	-		
購入、発行、売却及び償還	562	5,660	4,247	2	822	186		
レベル3へ（から）の移動*2 *4	2,622	613	31,532	-	-	255		
期末残高	-	1,097	17,433	3,936	69,672	-		

項目	2009年度					
	金額(百万円)					
	資産					
	売買目的 有価証券	売却可能証券			その他の 投資	デリバティ ブ資産
負債証券		持分証券				
日本社債			外国社債			
損益に含まれる金額のうち、年度末に保有する資産の未実現損益*1	-	-	40	-	6,726	-

\*1 連結損益計算書上、金融ビジネス収入に含まれています。

\*2 レベル3へ(から)の移動は、移動した期の期首現在の公正価値で記載しています。

\*3 市場での取引が著しく減少したことにより、一部の複合金融商品がレベル3へ移動しています。

\*4 クレジット市場の大幅な回復により、重要な基礎データについて観察可能な市場データを使用した検証が可能となったため、一部の社債がレベル2へ移動しています。



(2) 非継続的に公正価値測定されている資産・負債

非継続的に公正価値で認識もしくは開示される非金融資産・負債に関する開示は2009年4月1日から要求されています。2009年度において該当する非金融資産・負債は、主に減損した長期性資産です。

長期性資産の減損

売却予定もしくは減損した長期性資産に関しては、帳簿価額もしくは公正価値のいずれか低い価額で測定されます。2009年度において、ソニーは帳簿価額58,598百万円の長期性資産に関し、その公正価値を5,294百万円と測定し、53,304百万円の減損損失を認識しました。

ソニーは、比較可能な資産の市場取引における価格及びその他の関連情報もしくは直近の事業計画により見積もられたキャッシュ・フローを考慮し、比較可能な市場価値もしくは見積キャッシュ・フロー（純額）にもとづいて長期性資産の公正価値を決定しています。公正価値の測定にあたって考慮された、資産の状況や将来見積キャッシュ・フローといった重要な基礎データは観察不能であるため、上記の資産はレベル3に分類されています。

(3) 金融商品

金融商品の見積公正価値は次のとおりです。なお、現金・預金及び現金同等物、コールローン、定期預金、受取手形及び売掛金、コールマネー、短期借入金、支払手形及び買掛金、銀行ビジネスにおける顧客預金は主として短期取引であり、おおむね公正価値で計上されているため、下記の表から除かれています。また、注記8に記載されている負債証券及び持分証券についても下記の表から除かれています。

項目	2009年3月31日		2010年3月31日	
	簿価 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	簿価 (百万円)	見積公正価値 (百万円)
長期借入債務（1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む）	807,687	809,377	1,160,029	1,168,354
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約	286,104	289,905	306,625	307,656
銀行ビジネスにおける住宅ローン	468,310	521,251	555,105	612,830

1年以内返済予定分を含む長期借入債務及び生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約の公正価値は、市場価値又は類似した負債をソニーが新たに借入れる場合に適用される利子率を使って、将来の返済額を現在価値に割引いた金額で見積もられています。連結貸借対照表上の投資有価証券その他に含まれる銀行ビジネスにおける住宅ローンの公正価値は、将来キャッシュ・フローを見積もり、LIBORベースのイールドカーブに一定のリスクプレミアムを加味した割引率で割り引いて算定しています。

## 15 デリバティブ及びヘッジ活動

ソニーは通常の事業において、金融資産・負債を含む金融商品を所有しています。これらの金融商品は外国為替レートの変動及び金利変動に起因する市場リスクにさらされています。これらのリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針にしたがい、先物為替予約、通貨オプション契約、金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）を含むデリバティブを利用しています。金融分野においては、資産運用の一環として、その他のデリバティブも利用しています。これらのデリバティブは信用度の高い金融機関との間で取引されており、ほとんどの外国為替にかかる契約は米ドル、ユーロ及びその他の主要国の通貨で構成されています。これらのデリバティブは主として貸借対照表日より6ヵ月以内に決済日もしくは行使日を迎えるものです。金融分野において資産運用の一環として利用されている一部のデリバティブを除き、ソニーは、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野において資産運用の一環として利用されているデリバティブ取引は、あらかじめ定められたリスク管理方針にしたがい、一定の極度の範囲内で行われています。

デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、ソニーが保有するデリバティブは下記のとおり区分され、会計処理されています。

### 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ及びそのヘッジ対象はともに公正価値で連結貸借対照表に計上されています。また、公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、ヘッジ対象の簿価変動による損益を相殺しています。

2008年度及び2009年度において、これらの公正価値ヘッジに非有効部分はありません。また、公正価値ヘッジの有効性評価から除外された金額はありません。

### キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は、当初その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられています。

2008年度及び2009年度において、損益に含まれた非有効部分の金額は僅少です。また、キャッシュ・フローヘッジの有効性評価から除外された金額はありません。

### ヘッジとして指定されていないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は、直ちに損益に計上されています。

ソニーが保有するデリバティブの利用目的及び区分は下記のとおりです。

### 先物為替予約及び通貨オプション契約

ソニーは主として、予定された連結会社間の外貨建て取引及び外貨建て売上債権・買入債務から生じるキャッシュ・フローの外国為替レートの変動によるリスクを軽減するため、先物為替予約、買建て通貨オプション契約及び売建て通貨オプション契約を利用しています。なお、売建て通貨オプション契約は主に、買建て通貨オプション契約との組み合わせオプションとして行われており、対応する買建て通貨オプション契約と同月内に行使日を迎えるものです。

また、ソニーは外貨建て借入債務から生じるキャッシュ・フローを固定するため先物為替予約を利用しています。これらのデリバティブは、デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段として指定されています。

一方、ヘッジとして指定されていないその他の先物為替予約、買建て通貨オプション契約及び売建て通貨オプション契約の公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

なお、一部の金融子会社が資産運用の一環として保有する先物為替予約、通貨オプション契約及び通貨スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）

金利スワップ契約は、主に資金調達コストの引き下げ、資金調達手段の多様化、金利及び外国為替レートの不利な変動がもたらす借入債務及び売却可能負債証券にかかる公正価値変動リスクを軽減するために利用されています。

金融分野で締結している一部の金利スワップ契約は、固定金利付き売却可能負債証券の公正価値変動に起因するリスクを軽減するために利用されています。これらのデリバティブは、金融分野の固定金利付き売却可能負債証券にかかる公正価値変動リスクに対するヘッジとしてみなされることから、デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されています。

また、ソニーは、変動金利付き借入債務及び外貨建て借入債務にかかるキャッシュ・フロー変動リスクを軽減するため、金利スワップ契約を締結しています。外貨建て変動金利付き借入債務を機能通貨建て固定金利付き借入債務にスワップするこれらの金利スワップ契約は、外貨建て変動金利付き借入債務にかかるキャッシュ・フロー変動リスクに対するヘッジとしてみなされることから、デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段として指定されています。

一部の金融子会社が資産運用の一環として保有する金利スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

上記以外のヘッジとして指定されていない金利スワップ契約は、変動金利付き借入債務の金利変動に起因するリスク軽減のために利用されており、その公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

その他の契約

一部の金融子会社が資産運用の一環として保有するクレジット・デフォルト・スワップ契約、株式先物契約、その他の外国為替契約及び複合金融商品の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

組込デリバティブをともなう複合金融商品は、組込デリバティブを分離せず、複合金融商品全体として、公正価値で評価しています。複合金融商品は、負債証券として注記8に記載されています。

ソニーの保有するデリバティブの公正価値は次のとおりです。

ヘッジとして指定された デリバティブ	科目	公正価値（百万円）		科目	公正価値（百万円）	
	デリバティブ資産	2009年 3月31日	2010年 3月31日	デリバティブ負債	2009年 3月31日	2010年 3月31日
金利契約	前払費用及び その他の流動資産	294	853	流動負債 その他	7,115	10,269
金利契約		-	-	固定負債 その他	1,428	1,884
外国為替契約	前払費用及び その他の流動資産	3,162	52	流動負債 その他	49	-
計		3,456	905		8,592	12,153
ヘッジとして指定されて いないデリバティブ	科目	公正価値（百万円）		科目	公正価値（百万円）	
	デリバティブ資産	2009年 3月31日	2010年 3月31日	デリバティブ負債	2009年 3月31日	2010年 3月31日

	科目	公正価値（百万円）		科目	公正価値（百万円）	
金利契約	前払費用及び その他の流動資産	346	434	流動負債 その他	474	664
金利契約		-	-	固定負債 その他	225	170
外国為替契約	前払費用及び その他の流動資産	19,461	22,334	流動負債 その他	27,094	35,585
外国為替契約	資産 その他	2	30		-	-
クレジット契約	前払費用及び その他の流動資産	1,136	93	流動負債 その他	1	27
計		20,945	22,891		27,794	36,446
デリバティブ合計		24,401	23,796		36,386	48,599

2008年度及び2009年度における、デリバティブの連結損益計算書への影響額は次のとおりです。

公正価値ヘッジとして指定された デリバティブ	科目	損益に計上された金額（百万円）	
		2008年度	2009年度
金利契約	金融ビジネス収入	2,499	3,475
外国為替契約	為替差損益（純額）	8	97
計		2,507	3,378

キャッシュ・フローヘッジ として指定された デリバティブ	2008年度				
	その他の包括利益に 計上された損益	累積その他の包括利益から 損益に振替えられた金額 （有効部分）		損益に計上された金額 （非有効部分）	
		金額（百万円）	科目	金額 （百万円）	科目
金利契約	242	支払利息	192	支払利息	-
外国為替契約	2,236	為替差損益（純額）	3,685	為替差損益（純額）	65
計	2,478		3,877		65

キャッシュ・フローヘッジ として指定された デリバティブ	2009年度				
	その他の包括利益に 計上された損益	累積その他の包括利益から 損益に振替えられた金額 (有効部分)		損益に計上された金額 (非有効部分)	
		金額(百万円)	科目	金額 (百万円)	科目
金利契約	901	支払利息	418	支払利息	-
外国為替契約	1,814	為替差損益(純額)	1,516	為替差損益(純額)	26
計	913		1,098		26

2010年3月31日現在、キャッシュ・フローヘッジとして適格なデリバティブの公正価値変動36百万円が資本の減少(純額)として計上されています。このうち1,134百万円が翌12ヵ月以内に利益に振替えられると見込まれます。

ヘッジとして 指定されていないデリバティブ	科目	損益に計上された金額(百万円)	
		2008年度	2009年度
金利契約	金融ビジネス収入	1,966	884
金利契約	金融ビジネス費用	21	32
外国為替契約	金融ビジネス収入	11,424	1,468
外国為替契約	為替差損益(純額)	39,542	8,779
株式契約	金融ビジネス収入	8,795	83
債券契約	金融ビジネス収入	78	68
クレジット契約	金融ビジネス収入	1,352	518
計		19,838	8,530

デリバティブの種類別の想定元本を含む追加情報は次のとおりです。

種類	2009年3月31日		2010年3月31日	
	想定元本 (百万円)	公正価値 (百万円)	想定元本 (百万円)	公正価値 (百万円)
外国為替契約				
先物為替予約	1,914,649	5,337	1,924,697	16,049
買建て通貨オプション	4,109	47	3,819	19
売建て通貨オプション	775	77	407	11
通貨スワップ	1,791	4	50,979	2,022
その他の外国為替契約	29,678	845	46,499	850
金利契約				

種類	2009年3月31日		2010年3月31日	
	想定元本 (百万円)	公正価値 (百万円)	想定元本 (百万円)	公正価値 (百万円)
金利スワップ	364,405	8,602	456,213	11,700
クレジット契約 クレジット・デフォルト・スワップ	11,819	1,135	10,497	66

## 16 年金及び退職金制度

当社及び国内子会社の従業員は、通常、退職時に以下のような退職一時金又は年金の受給資格を付与されます。

2004年7月、当社及び一部の子会社では年金制度を改定し、1年間の従業員個別の貢献を反映したポイントが毎年加算されるポイント制度を導入しました。ポイント制度のもとでは自己都合退職、会社都合退職にかかわらず、過去の勤務にもとづく累積ポイントと累積ポイントをベースに加算される利息ポイントの合計にもとづいて退職金支給額が計算されます。

この年金制度のもとでは、一般的には現行の退職金規則による退職金の65%がこの制度により充当されます。残りの部分については、会社が支払う退職一時金により充当されます。年金給付は退職する従業員の選択により一時払いあるいは月払いの年金として支給されます。年金基金へ拠出された資金は、関係法令にしたがい数社の金融機関により運用されています。

いくつかの海外子会社は、ほぼ全従業員を対象とする確定給付年金制度あるいは退職一時金制度を有し、拠出による積立てを行うかあるいは引当金を計上しています。これらの制度にもとづく給付額は、主に現在の給与と勤続年数によって計算されます。

2006年9月、FASBは確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度に関する新規会計基準を公表しました。この基準は、年金制度資産及び退職給付債務の測定日を会計年度末とすることを要求しています。ソニーは2008年度からこの基準にもとづく測定日を適用し、利益剰余金の期首残高を668百万円、累積その他の包括利益を630百万円それぞれ減額しました。

2008年度及び2009年度の純期間退職・年金費用の内訳は次のとおりです。

純期間退職・年金費用（収益）：

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2008年度	2009年度	2008年度	2009年度
勤務費用	28,652	30,980	10,557	3,645
利息費用	15,208	15,402	11,869	12,083
期待年金制度資産運用収益	18,950	16,969	10,569	8,652
会計基準変更時差異の償却	-	-	212	67
年金数理純損益の償却	12,440	16,000	507	857
過去勤務債務の償却	10,358	10,391	262	30
縮小・清算による影響額	-	-	1,569	1,766
純期間退職・年金費用	26,992	35,022	13,883	9,796



累積その他の包括利益で認識された年金数理純損益、過去勤務債務（資産）及び会計基準変更時差異のうち、2010年度の純期間退職・年金費用として認識されると見込まれる償却費は、それぞれ13,612百万円、9,781百万円、及び196百万円です。

退職給付債務及び年金制度資産の変動、年金制度の財政状況の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2009年3月31日	2010年3月31日	2009年3月31日	2010年3月31日
退職給付債務の変動				
期首退職給付債務	667,022	709,098	188,639	196,750
勤務費用	28,652	30,980	10,557	3,645
利息費用	15,208	15,402	11,869	12,083
従業員による拠出額	-	-	493	322
退職給付制度改定による影響額	421	433	259	3,950
年金数理純損失（利益）	13,803	10,103	19,976	36,311
為替相場の変動による影響額	-	-	32,860	5,968
縮小・清算による影響額	-	-	1,003	1,441
連結範囲の変更による影響額	1,102	-	46,050	-
退職給付支払額	16,268	35,390	8,766	14,311
期末退職給付債務	709,098	709,554	196,750	231,341
年金制度資産の変動				
期首年金制度資産公正価値	498,162	443,977	133,713	98,739
年金制度資産運用収益	76,217	59,654	34,184	31,775
為替相場の変動による影響額	-	-	25,266	1,502
会社による拠出額	34,635	32,803	9,747	18,387
従業員による拠出額	-	-	493	322
縮小・清算による影響額	-	-	797	407
連結範囲の変更による影響額	428	-	22,805	-

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2009年3月31日	2010年3月31日	2009年3月31日	2010年3月31日
退職給付支払にともなう払出額	13,031	20,733	7,772	13,088
期末年金制度資産公正価値	443,977	515,701	98,739	134,226
年金制度の財政状況	265,121	193,853	98,011	97,115

連結貸借対照表計上額の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2009年3月31日	2010年3月31日	2009年3月31日	2010年3月31日
固定資産	882	1,116	1,111	2,760
流動負債	-	-	2,038	2,778
固定負債	266,003	194,969	97,084	97,097
連結貸借対照表に計上した純額	265,121	193,853	98,011	97,115

累積その他の包括利益で認識した金額（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2009年3月31日	2010年3月31日	2009年3月31日	2010年3月31日
過去勤務債務（資産）	106,827	96,865	1,099	2,966
年金数理純損益	338,011	270,241	41,066	49,209
会計基準変更時差異	-	-	398	231
合計	231,184	173,376	40,365	52,406

全ての確定給付年金制度に関する累積給付債務は次のとおりです。

国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
2009年3月31日	2010年3月31日	2009年3月31日	2010年3月31日
704,660	705,537	158,286	192,260

累積給付債務が年金制度資産公正価値を超える年金制度の予測給付債務、累積給付債務及び年金制度資産公正価値は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2009年3月31日	2010年3月31日	2009年3月31日	2010年3月31日
予測給付債務	709,098	709,554	152,803	177,131
累積給付債務	704,660	705,537	140,588	163,120
年金制度資産公正価値	443,977	515,701	79,485	100,526

2009年3月31日及び2010年3月31日現在の退職給付債務計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2009年3月31日	2010年3月31日	2009年3月31日	2010年3月31日
割引率	2.2%	2.3%	6.5%	5.5%
昇給率	2.7%	*	3.2%	4.0%

\*2010年3月31日現在でほぼ全てのソニーの国内制度はポイント制度であり、ポイント制度は昇給率を計算の基礎に組み入れていません。

2008年度及び2009年度における純期間退職・年金費用計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2008年度	2009年度	2008年度	2009年度
割引率	2.3%	2.2%	6.0%	6.5%
年金制度資産の期待収益率	3.9%	3.6%	7.1%	6.5%
昇給率	2.5%	2.7%	3.4%	3.2%

ソニーは、これらの想定率を状況の変化に応じて見直しています。

加重平均昇給率は給与関連制度のみを基礎として計算されています。前述のポイント制度は従業員の給与をもとに退職給付支払を行う制度ではないため、計算からは除かれています。

年金制度資産の期待長期収益率を決定するため、ソニーは、現在の及び見込みの資産配分に加え、様々な種類の年金制度資産に関する過去及び見込長期収益率も考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散及びその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、慎重かつ合理的に考慮した流動性及び投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針は、直近のマーケットのパフォーマンス及び過去の収益を適切に考慮して定められているのに対し、ソニーが使用する運用前提条件は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を達成できるように設定されています。

ソニーの年金制度資産における運用方針は、将来の債務支払要求を満たすことができる運用収益を生み出すように策定されています。これらの債務の正確な決済金額は、制度加入者の退職日及び平均余命を含む将来の事象に左右されます。これらの債務は、現在の経済環境及びその他の関連する要因にもとづく年金数理上の前提条件を使用して見積もられます。ソニーの投資戦略は、持分証券のような潜在的に高利回りの資産と確定利付証券のようなボラティリティの低

い資産をバランスよく組み込むことで、運用収益要求とポートフォリオにおけるリスク管理の必要性とのバランスをとっています。リスクには特にインフレーション、持分証券資産価値のボラティリティ、年金積立水準に不利に影響し結果としてソニーの拠出額への依存性が増加するような金利の変動が含まれます。潜在的な年金制度資産のリスク集中を緩和するために、業種及び地域間のポートフォリオバランスを考慮しつつ、金利感度、経済成長への依存性、為替、及び運用収益に影響するその他の要因にも配慮しています。2010年3月31日における当社及び大部分の国内子会社の年金制度の政策資産配分は、資産・負債総合管理の結果として、持分証券28%、確定利付証券58%、その他の投資14%となっています。また、海外子会社の加重平均政策資産配分は、持分証券53%、確定利付証券34%、その他の投資13%となっています。

注記14に記載されている公正価値の階層にもとづく、国内及び海外制度における年金制度資産の公正価値は、以下のとおりです。

資産クラス	国内制度			
	金額（百万円）			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2010年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	11,665	11,665	-	-
持分証券：				
株式*1	136,495	136,495	-	-
確定利付証券：				
政府債*2	201,240	-	201,240	-
社債*3	22,691	-	22,691	-
資産担保証券*4	4,779	-	4,779	-
合同運用ファンド*5	62,703	-	62,703	-
コモディティファンド*6	1,638	-	1,638	-
プライベートエクイティ*7	21,337	-	-	21,337
ヘッジファンド*8	51,498	-	-	51,498
不動産	1,655	-	-	1,655
合計	515,701	148,160	293,051	74,490

\*1 国内株式約62%、海外株式約38%を含みます。

\*2 国内の国債及び地方債約63%、海外の国債及び地方債約37%を含みます。

\*3 国内及び海外の社債及び政府保証債を含みます。

\*4 主に不動産担保証券を含みます。

\*5 合同運用ファンドは、主に投資信託を含む合同資金による機関投資です。これらは持分証券約38%、確定利付証券約57%、その他の投資約5%を含みます。

\*6 商品先物投資のファンドです。

\*7 主に米国及びヨーロッパにおけるベンチャー、パイアウト、ディストレスに投資する複数のプライベートエクイティ・ファンドオブファンズを含みます。

- \*8 単一のヘッジファンドに付随するリスク及びボラティリティを分散及び軽減するために、幅広いヘッジファンドに投資するファンドオブヘッジファンズを主に含みます。

資産クラス	海外制度			
	金額(百万円)			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2010年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	1,775	1,775	-	-
持分証券：				
株式*1	39,885	33,657	6,228	-
確定利付証券：				
政府債*2	20,553	-	20,553	-
社債*3	12,584	-	8,013	4,571
資産担保証券	3,135	-	3,060	75
保険契約*4	6,166	-	6,166	-
合同運用ファンド*5	45,655	2,110	43,017	528
不動産及びその他*6	4,473	653	43	3,777
合計	134,226	38,195	87,080	8,951

\*1 主に海外株式を含みます。

\*2 主に海外の国債及び地方債を含みます。

\*3 主に海外の社債を含みます。

\*4 主に年金保険契約あるいは利益分配型年金保険契約です。

\*5 合同運用ファンドは、ミューチュアル・ファンド、コモン・トラスト・ファンド、及びコレクティブ・インベストメント・ファンドを含む合同資金による機関投資です。これらは持分証券約90%、確定利付証券約7%、その他の投資約3%を含みます。

\*6 主に不動産私募ファンドを含みます。

それぞれの年金制度資産が区分されている公正価値の階層におけるそれぞれのレベルは、その資産の公正価値測定に用いた基礎データにもとづき決定され、必ずしもその資産の安全性又は格付けを指し示すものではありません。

国内及び海外年金制度資産の公正価値測定に使用される評価方法は以下のとおりです。2008年度及び2009年度における評価方法の変更はありません。



株式は、その個々の株式が取引される活発な市場における終値で評価されます。これらの資産は、通常レベル1に区分されます。

確定利付証券の公正価値は、通常は、価格決定モデル、類似資産の取引価格、あるいは割引キャッシュ・フローを用いて見積もられ、通常レベル2に区分されます。

合同運用ファンドは、ファンドマネージャーから提供され、ソニーが再検討した純資産価値を用いて、通常は評価されません。この純資産価値は、そのファンドの所有する現物資産から負債を差し引き、発行済みの口数で割り出した評価額にもとづいています。これらの資産は、取引価格の有無により、レベル1、レベル2、あるいはレベル3に区分されます。

コモディティファンドは、観察可能な市場データから主に算出されたあるいはそれに裏付けられる基礎データを用いて評価されます。これらの資産は通常レベル2に区分されます。

プライベートエクイティ及び不動産私募ファンドは、市場取引価格が欠如していること、元々流動性に乏しく本質的に長期保有目的の資産であることから、その評価については重要な判断が要求されます。これらの資産は当初は原価で評価され、入手可能な関連性のある市場データを利用しそれらの資産の簿価に調整が必要かどうかを決定することで定期的に見直しを行いません。これらの投資はレベル3に区分されます。この評価方法は通期にわたり一貫して適用されます。

ヘッジファンドは、ファンドマネージャーあるいは証券保管機関の決定する純資産価値を用いて評価されます。これらの投資はレベル3に区分されます。

以下の表は、2009年度の国内及び海外制度におけるレベル3資産の公正価値の変動を要約したものです。

	国内制度			
	金額（百万円）			
	観察不能な基礎データを用いた公正価値による測定 （レベル3）			
	プライベート エクイティ	ヘッジファンド	不動産	合計
期首残高 （2009年4月1日現在）	23,028	40,443	2,606	66,077
未実現運用収益	1,691	79	951	2,563
実現運用収益	-	-	-	-
購入・売却・償還（純額）	-	10,976	-	10,976
レベル間の振替（純額）	-	-	-	-
期末残高 （2010年3月31日現在）	21,337	51,498	1,655	74,490

	海外制度				
	金額（百万円）				
	観察不能な基礎データを用いた公正価値による測定 （レベル3）				
	社債	資産担保証券	合同運用 ファンド	不動産及び その他	合計
期首残高 （2009年4月1日現在）	-	70	811	3,938	4,819
未実現運用収益	302	14	5	23	344
実現運用収益	-	-	-	89	89
購入・売却・償還（純額）	4,269	9	288	95	3,877
レベル間の振替（純額）	-	-	-	-	-
期末残高 （2010年3月31日現在）	4,571	75	528	3,777	8,951

ソニーは、年金制度資産の公正価値、年金制度資産の期待収益、及び退職給付債務の現在価値を勘案し、マネジメントにより適当と判断された場合に、確定給付年金制度への拠出を行っています。2010年度における拠出額の見込みは、国内制度で約33,000百万円、海外制度で約17,000百万円です。

予想将来給付額は次のとおりです。

年度	国内制度（百万円）	海外制度（百万円）
2010年度	23,827	8,919
2011年度	24,983	10,118
2012年度	26,585	9,921
2013年度	28,907	10,592
2014年度	32,286	11,086
2015年度-2019年度	192,581	70,114

## 17 資本勘定

### (1) 普通株式

2008年度及び2009年度における発行済株式数の増加の内訳は次のとおりです。

項目	株式数（株）
2008年3月31日現在残高	1,004,443,364
新株予約権の行使	92,000
2009年3月31日現在残高	1,004,535,364
新株予約権の行使	36,100
2010年3月31日現在残高	1,004,571,464

2010年3月31日現在の転換社債及び新株予約権がすべて転換・行使された場合に発行される株式数は、18,699,300株です。

当社は会社法に準拠し、取締役会の決議により随時分配可能額まで自己株式を取得することが可能となっています。なお、2008年度及び2009年度において取締役会による決議にもとづく自己株式の取得は行われませんでした。

### (2) 利益剰余金

2010年3月31日現在の当社の分配可能額は、801,178百万円です。2009年度にかかる利益処分額は、すでに連結財務諸表に反映されており、2010年5月12日に開催された取締役会において承認されています。上記の分配可能額は、連結財務諸表に取り込まれている2010年3月31日に終了した6ヵ月間にかかる配当金を含んでいます。

利益剰余金には、持分法適用会社の未分配利益に対するソニーの持分相当額が含まれており、2009年3月31日及び2010年3月31日現在のこの金額は、それぞれ55,797百万円及び16,034百万円です。

(3) その他の包括利益

2008年度及び2009年度のその他の包括利益の内訳は次のとおりです。

項目	税効果考慮前 (百万円)	税効果(百万円)	税効果考慮後 (百万円)
2008年度			
未実現有価証券評価損益			
当年度発生額*	105,145	40,198	48,207
控除：当年度損益への組替額	11,306	3,958	7,348
未実現デリバティブ評価損益			
当年度発生額	2,988	1,059	1,929
控除：当年度損益への組替額	5,335	1,619	3,716
年金債務調整額*	127,222	51,527	74,517
外貨換算調整額			
当年度発生額	250,085	1,854	248,231
控除：当年度損益への組替額	534	-	534
その他の包括利益	468,265	89,061	361,286
2009年度			
未実現有価証券評価損益			
当年度発生額*	74,501	22,469	33,502
控除：当年度損益への組替額	1,896	661	1,235
未実現デリバティブ評価損益			
当年度発生額	2,040	415	1,625
控除：当年度損益への組替額	566	489	77
年金債務調整額*	45,767	22,074	23,720
外貨換算調整額			
当年度発生額	4,583	22	4,561
控除：当年度損益への組替額	2,289	-	2,289

項目	税効果考慮前 (百万円)	税効果(百万円)	税効果考慮後 (百万円)
その他の包括利益	126,718	43,830	64,385

\* 未実現有価証券評価損益の当年度発生額と年金債務調整額の税効果考慮後の額から子会社の資本に含まれる非支配持分相当額等は、除かれています。

2008年度及び2009年度において海外子会社の清算又は売却にともない、534百万円及び2,289百万円の外貨換算調整額がその他の包括利益から当年度損益へ組替えられました。

18 株価連動型報奨制度

ソニーは一部の取締役、執行役及び経営幹部社員に対するインセンティブプランとして、3種類の株価連動型報奨制度を有しています。

(1) 新株予約権プラン

ソニーは日本の会社法の規定にもとづく株式を基礎とする報奨制度を導入しています。このプランでは、普通株式を対象とする新株予約権を発行し、ソニーの一部の取締役、執行役及び経営幹部社員に付与しています。新株予約権は、主として、付与日から3年間にわたり徐々に行使可能となり、付与日より10年後まで権利行使が可能です。

2008年度及び2009年度において付与された新株予約権の付与日現在の1株当たり加重平均公正価値はそれぞれ398円及び813円です。2008年度及び2009年度における報奨費用を認識するにあたって、新株予約権の付与日現在の公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルにもとづいて、以下の加重平均想定値を使用して見積もられています。

項目	2008年度	2009年度
加重平均リスク・フリー利率	2.07%	2.08%
加重平均見積権利行使期間	6.23年	6.49年
加重平均見積ボラティリティ*	33.35%	33.70%
加重平均見積配当率	1.29%	0.99%

\* 加重平均見積ボラティリティは、新株予約権の加重平均見積権利行使期間における当社普通株式のヒストリカル・ボラティリティです。

2009年度における新株予約権の実施状況は以下のとおりです。

項目	2009年度			
	株式数 (株)	加重平均権利行使 価格(円)	加重平均残存年数 (年)	本源的価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	13,392,200	4,041		
付与	2,318,800	2,674		
権利行使	36,100	3,020		
資格喪失もしくは期限切れ	460,500	3,932		
期末現在未行使残高	15,214,400	3,743	6.70	4,133
期末現在行使可能残高	10,430,100	4,046	5.62	899



2008年度及び2009年度において行使された新株予約権プランの本源的価値の総額は、それぞれ95百万円及び20百万円です。

2009年度における権利行使が可能となっていない新株予約権の状況は以下のとおりです。

項目	2009年度	
	株式数 (株)	加重平均公正価値 (円)
期首現在未行使残高	4,983,700	1,085
付与	2,318,800	813
権利確定	2,207,800	1,378
資格喪失もしくは期限切れ	310,400	1,279
期末現在未行使残高	4,784,300	805

2010年3月31日現在、権利行使が可能となっていない新株予約権にかかる未認識の報奨費用の総額は、1,963百万円です。この費用が認識されると見込まれる加重平均年数は、2.04年です。2008年度及び2009年度において権利行使が可能となった新株予約権の公正価値は、それぞれ3,333百万円及び2,136百万円です。

## (2) CBプラン

ソニーは米国子会社の一部の幹部社員を対象として無利息の米ドル建転換社債(CB)を利用したインセンティブプランを実施しています。このプランは実質的にストック・オプションと同様の制度を実現しています。転換社債1単位は付与日直前の株価を基準に決定された転換価格により当社の普通株式100株に転換することができます。転換は、付与日から3年間にわたり徐々に可能となり、付与日より10年後まで転換請求が可能です。この転換社債は幹部社員への無利息の貸付金を見合いに発行されているため、連結貸借対照表上、転換社債と貸付金は相殺処理されています。

2009年度におけるCBプランの実施状況は以下のとおりです。

項目	2009年度			
	株式数 (株)	加重平均権利行使価格 (円)	加重平均残存年数 (年)	本源的価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	1,632,700	9,092		
権利行使	-	-		
期限切れ	11,200	8,064		
期末現在未行使残高	1,621,500	9,099	1.24	-
期末現在行使可能残高	1,621,500	9,099	1.24	-

2008年度及び2009年度において、付与又は行使されたCBはありません。2010年3月31日現在、すべてのCBプランについて権利行使が可能です。

(3) 株価連動型報奨受給権 ( Stock Appreciation Rights、以下「SARs」 ) プラン

ソニーは米国において、SARsを一部の経営幹部社員に付与しています。これらの制度において、経営幹部社員は権利行使により、当社の株価がSARsの権利行使価格を上回る金額と同額の現金を受け取る事ができます。SARsは主として、付与日から3年間にわたり徐々に行使可能となり、付与日より10年後まで権利行使が可能です。

2008年度及び2009年度において、付与されたSARsはありません。2010年3月31日現在、91,750株の残高があり、その加重平均権利行使価格は、7,742円です。2010年3月31日現在、すべてのSARsが行使可能です。

SARsプランの報奨費用は、当社の期末株価がSARsの権利行使価格を上回る金額をもとに測定しています。2008年度及び2009年度において、SARsプランにかかる報奨費用は軽微です。

ソニーは2008年度及び2009年度において、株価連動型報奨制度にかかる費用として、それぞれ3,446百万円及び2,202百万円を計上しました。2008年度及び2009年度において、株価連動型報奨制度にかかる費用に関連して享受した法人税等の減少額は、それぞれ543百万円及び271百万円です。2008年度及び2009年度において、株価連動型報奨制度における権利行使によって受け取った現金の総額は、それぞれ378百万円及び114百万円です。なお、権利行使にあたり、当社は新株を発行しております。2008年度及び2009年度において、権利行使により実現した法人税の減少額は4百万円及び7百万円です。

19 構造改革にかかる費用及び資産の減損

ソニーは様々なビジネスの業績向上のための活動の一環として、数々の構造改革活動を実施しました。ソニーは、構造改革活動を事業や製品カテゴリーからの撤退、もしくは従業員数の削減プログラムの実施など、将来の収益性に好影響をもたらすためにソニーが実施する活動と定義しています。ソニーは2008年度及び2009年度において、それぞれ合計で75,390百万円及び116,472百万円の構造改革費用を計上しました。

ソニーは2010年度中に構造改革費用を約800億円計上する見込みです。2008年度及び2009年度に計上された構造改革にかかる債務残高の推移は以下のとおりです。

項目	退職関連費用	現金支出をと もなわな ない資産 の減損・償却及び 処分損*	その他の関連費用	合計
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
2008年3月31日現在債務残高	10,893	-	5,669	16,562
SME買収	8,980	-	2,637	11,617
構造改革費用発生額	56,385	10,182	8,823	75,390
非現金支出費用	-	10,182	-	10,182
現金支出による支払・決済額	21,900	-	5,160	27,060
調整額	545	-	508	1,053
2009年3月31日現在債務残高	53,813	-	11,461	65,274
構造改革費用発生額	65,133	31,928	19,411	116,472
非現金支出費用	-	31,928	-	31,928
現金支出による支払・決済額	88,803	-	21,754	110,557
調整額	2,925	-	156	3,081
2010年3月31日現在債務残高	27,218	-	8,962	36,180

\* 構造改革費用に含まれていない重要な資産の減損については後述を参照してください。

上記表中の2009年度に計上されているその他の関連費用は主にコンシューマープロダクツ&デバイス分野における構造改革活動によるものです。

2008年度及び2009年度におけるセグメント別の構造改革費用は以下のとおりです。

	2008年度	2009年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
コンシューマプロダクツ&デバイス	49,334	64,692
ネットワークプロダクツ&サービス	3,062	3,682
B 2 B & ディスク製造	5,275	5,428
映画	4,908	5,605
音楽	6,337	5,225
金融	789	5,078
その他及び全社（共通）	5,685	26,762
構造改革費用合計	75,390	116,472

上記表中の構造改革費用に加えて、2009年度において、ソニーは構造改革に関する資産の減価償却費を7,851百万円計上しました。構造改革に関する減価償却費として開示されているものは、承認された構造改革計画のもと製造活動の中止にともない、償却対象固定資産の耐用年数を短縮もしくは残存価額の見直しを行ったことにより発生した減価償却費の増加分です。資産の減損については、その年度において直ちに費用認識されます。

#### コンシューマプロダクツ&デバイス分野

ソニーはコンシューマプロダクツ&デバイス分野の業績を向上させるべく、営業費用の削減を目的とする数々の構造改革活動を実施しました。これらの活動には、人員削減プログラム、製造オペレーションの合理化、低コスト地域への生産移管・集約、OEM/ODMの活用が含まれます。上記表中のコンシューマプロダクツ&デバイス分野における現金支出をともなわない資産の減損・償却及び処分損の金額の大部分は、こういった構造改革活動から発生しています。重要な構造改革活動は次のとおりです。

#### 早期退職プログラム

ソニーはコンシューマプロダクツ&デバイス分野の業績を向上させるべく、営業費用の一層の削減のための様々な人員削減プログラムを実施しました。ソニーは製造拠点の再編措置、開発・研究組織構造の見直し、販売・間接部門の能率化を通して、本社を含めた全社的な合理化を行い、今後も引き続き行っていきます。また、ソニーは人員の配置転換や再就職支援を含めたプログラムを通して、その労働力の再分配と最適化を行っていきます。これらの施策の結果として、ソニーはコンシューマプロダクツ&デバイス分野において2008年度及び2009年度にそれぞれ37,931百万円及び35,870百万円の構造改革費用を販売費及び一般管理費に計上しました。これらの構造改革費用は、主に早期退職関連費用から発生したものです。これらの人員削減の大部分は世界各地で行われた早期退職プログラムの実施によって達成されました。ソニーは製造拠点の統廃合や本社及び間接部門の統廃合を含むビジネス

の合理化による人員削減プログラムを今後も実施する予定です。

#### 国内製造事業所の再編について

2009年度において、ソニーは業界最高水準の販売スピードと収益性を実現するための改革を実施しており、その一環として国内外の生産オペレーションの見直しを行いました。国内製造事業所については、これまで複数の事業所にまたがっていた生産オペレーションを製品カテゴリーごとに集約することで、より効率的なオペレーションの構築を目指して再編されました。

国内製造事業所の再編の結果、その閉鎖に関連して、合計で13,219百万円の構造改革費用を計上しました。連結損益計算書上、このうち8,859百万円は早期退職費用関連として販売費及び一般管理費に、3,716百万円は資産の除売却損及び減損として資産の除売却損及び減損（純額）に計上されています。これらの構造改革費用に加えて、国内製造事業所の再編にともない、構造改革に関する資産の減価償却費を売上原価に5,622百万円計上しています。2010年3月31日現在、重要な債務残高はありません。

#### 液晶ディスプレイ関連固定資産の減損

2009年度において、ソニーは製造事業所の集約による中・小型TFT液晶ディスプレイ製造のさらなる効率化、事業強化を図るために、中・小型TFT液晶ディスプレイ関連固定資産の減損を7,832百万円計上しました。連結損益計算書上、この費用は資産の除売却損及び減損（純額）に計上されています。

#### 有機ELディスプレイ関連設備の減損

2009年度において、ソニーは代替技術を導入したことにより今後使用する見込がなくなった技術に関連する資産として、有機ELディスプレイ関連設備の減損を5,265百万円計上しました。連結損益計算書上、この費用は資産の除売却損及び減損（純額）に計上されています。

#### 液晶リアプロジェクションテレビ事業の終了

2008年度において、ソニーの液晶リアプロジェクションテレビ事業の構造改革活動はほぼ完了しました。2010年3月31日現在、重要な債務残高はありません。

#### ネットワークプロダクツ&サービス分野及びB 2 B & ディスク製造分野

ソニーはネットワークプロダクツ&サービス分野及びB 2 B & ディスク製造分野の業績を向上させるべく、営業費用の削減を目的とする数々の構造改革活動を実施しました。

上記表中に含まれているこれらの分野にかかる構造改革費用は、主に早期退職費用関連であり、連結損益計算書上、販売費及び一般管理費に計上されています。

#### 映画分野

映画分野の業績を向上させるべく、ソニーは2008年度において、営業費用の削減や業務の効率化のための構造改革活動を開始しました。2009年度において、ソニーは構造改革活動の範囲を拡大しました。

2008年度において、ソニーは合計で4,908百万円の構造改革費用を計上しました。この構造改革費用は主に人件費関連です。2009年度において、ソニーは合計で5,605百万円の構造改革費用を計上し、うち4,319百万円が人件費に、539百万円がリース契約解約費用に、747百万円がその他の撤退費用に計上されています。連結損益計算書上、両年度におけるこれらの費用は主に販売費及び一般管理費に計上されています。2010年3月31日現在の債務残高は5,218百万円であり、大部分は2010年度中に支払われる予定です。

#### 音楽分野

縮小が続くパッケージメディアの音楽市場において、音楽分野の業績を向上させるべく、ソニーは営業費用の削減を目的とする数々の構造改革活動を実施しました。

上記表中に含まれているこれらの分野にかかる構造改革費用は、主に早期退職費用関連であり、連結損益計算書上、販売費及び一般管理費に計上されています。2010年3月31日現在の債務残高は6,745百万円であり、大部分は2010年度中に支払われる予定です。

#### ソニーBMG買収に関連する構造改革にかかる債務残高

Sony Music Entertainment（以下「SME」）買収の結果、ソニーは構造改革活動にかかる債務残高8,884百万円を



連結貸借対照表に計上しました。この構造改革活動は、ベルテルスマンが保有していたソニーBMGの持分50%のソニーによる取得以前にSMEによって行われたものですが、債務の支払い又は決済がまだ行われていなかったものであり、買収日時点で6,517百万円の退職費用にかかる債務が、また2,367百万円のリース契約解約費用及びその他の撤退費用にかかる債務が支払われていませんでした。さらにこの買収に関連して、ソニーは2,733百万円の追加の構造改革にかかる債務を計上しました。この費用は、主に特定のSMEの業務を他のソニーの子会社と統合する計画と関連して発生したものです。このうち2,463百万円は退職費用に関するものであり、270百万円はリース契約解約費用及びその他の撤退費用に関するものです。2009年度において、SMEは、買収時点で認識されていた特定の構造改革活動を実行しないことに決定しました。その結果、主として退職費用関連の構造改革にかかる債務残高のうち1,557百万円がSME買収に関連して計上されていた営業権と相殺されて消滅しました。

## 金融分野

金融分野の業績を向上させるべく、ソニーは営業費用の削減や業務の効率化のための構造改革活動を開始しました。

2009年度において、ソニーは連結損益計算書上、3,718百万円を金融ビジネス費用に、1,360百万円を資産の除売却損及び減損（純額）に計上しました。これらの費用は、主としてカード事業の再編及び資産の除売却損及び減損に関するものです。

2010年3月31日現在の債務残高は2,284百万円であり、2010年度中に支払われる予定です。

## その他及び全社（共通）

### 国内製造事業所の再編について

2009年度において、ソニーは業界最高水準の販売スピードと収益性を実現するための改革を実施しており、その一環として国内外の生産オペレーションの見直しを行いました。この見直しにより、国内の携帯電話事業に関する生産及びカスタマーサービスオペレーションは、生産からカスタマーサービスまでの一体化したオペレーション体制を構築するために統合されました。

国内製造事業所の再編の結果、製造事業所の閉鎖にかかる構造改革費用として6,041百万円が計上されました。この構造改革費用は主に人件費と資産の除売却損及び減損であり、連結損益計算書上、4,900百万円が早期退職費用として販売費及び一般管理費に、862百万円が資産の除売却損及び減損として資産の除売却損及び減損（純額）に計上されています。これらの構造改革費用に加えて、国内製造事業所の再編にともない、構造改革に関する資産の減価償却費を売上原価に553百万円計上しています。2010年3月31日現在、重要な債務残高はありません。

### 賃貸借契約からの撤退

2009年度において、ソニーは日本での複合型エンタテインメント施設にかかる事業から撤退し、賃貸借契約を解約しました。ソニーは、連結損益計算書上、この解約にともなう支出として6,495百万円を売上原価に計上しました。2010年3月31日現在、重要な債務残高はありません。

### 本社における構造改革費用

2009年度において、ソニーは本社での構造改革活動を実施しました。その結果、連結損益計算書上、5,897百万円の早期退職関連費用が販売費及び一般管理費に計上されました。2010年3月31日現在、重要な債務残高はありません。

## その他の減損について

2009年度において、ソニーはコンシューマープロダクツ&デバイス分野で液晶テレビ関連資産の減損を27,100百万円計上しました。この減損は主に有形固定資産及び一部の無形固定資産の見積公正価値の減少を反映しています。2009年度第4四半期中に見直された経営計画により、この資産の見積耐用年数の短縮及びそれに対応する将来キャッシュ・フロー見込みが減少した結果、減損損失の計上が必要となりました。ソニーは、現在継続中の構造改革とは直接関係がないことから、この減損損失を構造改革費用に含めていません。

## 20 研究開発費、広告宣伝費及び物流費用

(1) 研究開発費

2008年度及び2009年度の売上原価に計上された研究開発費は、それぞれ497,297百万円及び432,001百万円です。

(2) 広告宣伝費

2008年度及び2009年度の販売費及び一般管理費に計上された広告宣伝費は、それぞれ436,412百万円及び383,540百万円です。

(3) 物流費用

2008年度及び2009年度の販売費及び一般管理費に計上された製品の物流費用は、それぞれ120,175百万円及び83,622百万円で、ソニーグループ内での製品運搬費用も含まれています。

## 21 重要な取引

2009年4月、映画分野に含まれる米国のケーブルネットワーク会社 Game Show Networkの持分の一部を売却しました。この売却により8,831百万円の売却収入を受領し、2009年度において8,322百万円の利益を計上しました。

2010年3月、映画分野に含まれ、中南米においてプレミアム有料テレビ事業を営む合弁会社HBO Latin Americaの持分の一部及び関連する権利を合弁会社の主要株主（以下「主要株主」）に対して売却しました。ソニーはこの売却取引を、譲渡及びサービス業務に関する会計基準にしたがい会計処理しました。この取引前は、ソニーは合弁会社の約29%の持分を有しており持分法を適用していましたが、持分売却の結果、ソニーはこの会社の約8%の持分（以下「残余持分」）を保有することになり原価法で処理しています。この取引の対価として、ソニーは19,424百万円の売却収入及び1,371百万円と評価されたプットオプションを受領しました。ソニーは、このプットオプションの行使により、その残余持分を2010年3月から10年間にわたり、いつでも主要株主に対して買い取ることを要求することができます。このプットオプションの当初の行使価格は5,798百万円に設定され、最初の5年間については毎年5%上昇します。5年経過後は、プットオプションの行使価格は残余持分の公正価値にもとづき決定されます。この売却により、2009年度において18,035百万円の利益を計上しました。売却取引が完了した後、ソニー及び取引当事者はブラジルの独占禁止法規制当局に対して取引の届出を行いました。仮にブラジルの当局が売却を承認しなかった場合、合弁会社のブラジルにおける事業の売却は撤回されることになり、売買価格の約40%は返還され、対応する利益も取り消されます。2010年5月31日現在、ブラジル当局は届出を承認していません。

また、2010年1月に前述の取引と別の取引において、映画分野に含まれ、中欧においてプレミアム有料テレビ事業を営む合弁会社HBO Central Europeの持分の全部を主要株主の関係会社に対して売却しました。この売却により7,660百万円の売却収入を受領し、2009年度において3,957百万円の利益を計上しました。

上記の取引において認識した利益は、取引の性質又はソニーの中核事業との関連性等を考慮した結果、連結損益計算書上、資産の除売却損（益）及び減損（純額）に計上されています。

22 法人税等

税引前利益（損失）及び法人税等の内訳は次のとおりです。

	2008年度	2009年度
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
税引前利益（損失）		
当社及び国内子会社	4,453	45,290
海外子会社	170,502	18,378
計	174,955	26,912
法人税等 - 当年度分		
当社及び国内子会社	34,631	42,723
海外子会社	45,890	5,975
計	80,521	48,698
法人税等 - 繰延税額		
当社及び国内子会社	105,211	25,589
海外子会社	48,051	9,151
計	153,262	34,740
法人税等	72,741	13,958

法定税率と実効税率との差は次のとおり分析されます。

項目	2008年度	2009年度
法定税率	41.0%	41.0%
損金に算入されない費用	1.9	10.3
税額控除	11.4	18.0
評価性引当金の増加	12.9	4.7
海外関係会社の未分配利益にかかる繰延 税金負債の増加・減少（ ）	31.8	5.8

項目	2008年度	2009年度
日本における生命保険及び損害保険事業に適用される軽減税率	0.8	30.3
海外との税率差	0.5	17.6
税金引当にともなう調整	7.3	16.2
持分法による投資損失の影響	5.9	46.0
その他	5.1	6.2
実効税率	41.6%	51.9%

繰延税金資産・負債の主な内訳は次のとおりです。

借方（貸方）

	2009年3月31日	2010年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
繰延税金資産		
税務上繰越欠損金	191,632	242,172
未払退職・年金費用	158,539	130,508
繰延映画製作費	28,787	22,683
製品保証引当金及び未払費用	67,225	74,528
保険契約債務	23,387	21,810
未払賞与	18,759	22,764
棚卸資産	40,741	31,608
減価償却費	35,044	37,553
繰越税額控除	46,595	70,737
貸倒引当金	7,696	9,243
投資の減損	35,451	42,948
映画分野における前受収益	18,503	17,579
その他	157,023	136,363

	2009年3月31日	2010年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
総繰延税金資産	829,382	860,496
控除：評価性引当金	(117,204)	(117,486)
繰延税金資産合計	712,178	743,010
繰延税金負債		
繰延保険契約費	(144,989)	(151,548)
映画分野における未請求債権	(44,385)	(42,421)
未実現有価証券評価益	(17,482)	(38,792)
株式交換により取得した無形固定資産	(32,941)	(32,456)
海外関係会社の未分配利益	(40,936)	(44,717)
その他	(100,672)	(96,674)
総繰延税金負債	(381,405)	(406,608)
純繰延税金資産	330,773	336,402

評価性引当金は、主として50%超の可能性で将来解消が見込めない税務上の繰越欠損金、繰越税額控除を有する特定の連結子会社の繰延税金資産に対するものです。2008年度及び2009年度における評価性引当金の純増減額は、それぞれ21,197百万円の増加、282百万円の増加です。

2008年度及び2009年度の評価性引当金の増加は、特定の連結子会社の税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除にかかる繰延税金資産に評価性引当金を追加計上したことによるものです。

Sony Computer Entertainment America Inc. (以下「SCEA」)、Sony Computer Entertainment Europe Limited (以下「SCEE」)、及びSony United Kingdom Ltd. (以下「SUKL」)は、それぞれ近年に損失を計上した結果、3年累積で税引前損失を計上しています。2010年4月1日に、事業再編及び新しい事業単位設立の一環として、(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント(以下「SCEI」)のゲーム事業は新会社に承継され、ネットワーク事業を含むその他の事業は、当社に吸収合併されました。日本での再編が完了した直後にSCEAは、当社の米国持株会社であるSony Americas Holding Inc. (以下「SAHI」)の子会社となる新会社に吸収合併されました。これらの組織再編の結果、SCEI及びSCEAの繰延税金資産は、新しい組織に照らして評価されることとなります。累積損失の計上は、繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり重要な否定的情報とみなされます。しかし、ソニーは、2010年4月1日の組織再編及び税務戦略を考慮し、この否定的情報を上回る十分な肯定的情報が存在すると判断しました。税務戦略には、過去から高い収益性をもつ事業と損失を計上している事業との取引のほか、税務上の簿価を超える資産評価額を実現することができる特定資産の売却が含まれます。ソニーは、劇的な世界経済情勢の変化、円高、構造改革への取組みの結果、いくつかの高い収益性が見込まれる事業が2009年度において損失を計上しているものの、過去から収益性の高い法人の将来収益見込と合わせて考慮した税務戦略が、米国、英国、及び日本において将来に十分な課税所得を生み、2010年3月31日における繰延税金資産全額を回収できると考えています。したがって、2010年3月31日においてこれらの会社に対し評価性引当金は計上されていません。

連結貸借対照表の各科目に含まれる繰延税金資産・負債は次のとおりです。

借方(貸方)

	2009年3月31日	2010年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
流動資産 - 繰延税金	189,703	197,598
その他の資産 - 繰延税金	359,050	403,537
流動負債 - その他	(29,621)	(28,212)
固定負債 - 繰延税金	(188,359)	(236,521)
純繰延税金資産	330,773	336,402

2010年3月31日現在、海外関係会社の未分配利益のうち将来配当することを予定していない1,191,396百万円に対しては税金引当を行っていません。また1991年11月の(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント(以下「SMEJ」)の公募株式発行により計上された子会社株式売却益61,544百万円に対して、税務戦略にもとづき所有株式の処分から発生する重大な課税を見込んでいないため税金引当を行っていません。2010年3月31日現在、これらの一時的差異にかかる未認識の繰延税金負債の金額を決定することは困難です。

2010年3月31日現在の税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の総額は242,172百万円であり、その繰越欠損金は、様々な税務管轄で申告される予定の将来課税所得と相殺することが可能です。繰越可能期間が無期限の40,367百万円を除き、繰越欠損金の大部分は2010年度から2016年度まで繰越することができます。その他の繰越欠損金については、税務管轄により最長20年まで繰越することができます。

2010年3月31日現在の繰越税額控除に対する繰延税金資産の総額は、70,737百万円です。これらの繰越税額控除は、繰



越可能期間が無期限の7,312百万円を除いて、主として10年まで繰越することができます。

未認識税務ベネフィットの期首総額と期末総額との調整は次のとおりです。

	2009年3月31日	2010年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
期首残高	282,098	276,627
過年度の税務ポジションに関する減少	23,585	38,450
過年度の税務ポジションに関する増加	11,164	4,816
当年度の税務ポジションに関する増加	68,848	10,873
解決	13,267	5,921
時効による消滅	921	1,506
外貨換算調整額	47,710	17,211
期末残高	276,627	229,228
認識された場合、実効税率に影響を与える未認識税務ベネフィットの期末純残高	72,008	76,125

未認識税務ベネフィットの総額の主な増減は、C P D分野、N P S分野、及びB 2 B & ディスク製造分野の特定の連結子会社間クロスボーダー取引に関する二国間事前確認制度（Bilateral Advance Pricing Agreements、以下「APAs」）の申請を行ったことに関連しています。これらのAPAsは、租税条約で規定される二国間相互協議手続にもとづいた、ソニーと国内外の権限ある当局間の合意を含んでいます。また、これらは、政府間協議による合意のため、最終結果がソニーの現時点における50%超の可能性で実現が見込まれる見積評価と異なる場合があります。

2008年度において、ソニーは、1,956百万円の支払利息及び389百万円の罰金を戻し入れました。2009年3月31日現在、ソニーの利息及び罰金に関する負債の残高はそれぞれ6,204百万円及び3,103百万円です。

2009年度において、ソニーは、4,707百万円の支払利息及び1,565百万円の罰金を計上しました。2010年3月31日現在、ソニーの利息及び罰金に関する負債の残高はそれぞれ10,911百万円及び4,668百万円です。

ソニーは世界中の様々な国、地域で営業活動を行っており、その税務申告書は、定期的に日本及び海外の税務当局の税務調査を受けています。いくつかの国、地域における、税務調査終了、現行の調査の結果、時効による消滅、及びソニーの税務ポジションの再評価などの結果による、今後12ヵ月以内の未認識税務ベネフィットの変動は見込まれますが、ソニーは、これらの変動がソニーの業績及び財政状態へ重要な影響を与えないと見込んでいます。

ソニーは、引き続き、2003年度から2009年度について、日本の税務当局による税務調査の対象となり、1998年度から2009年度について、米国を含む海外の税務当局による税務調査の対象となります。

23 基本的及び希薄化後EPSの調整表

2008年度及び2009年度における基本的及び希薄化後EPSの調整計算は次のとおりです。

項目	2008年度			2009年度		
	損失 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)	損失 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)
基本的EPS						
普通株式に配分される当社株主に 帰属する当期純損失	98,938	1,003,499	98.59	40,802	1,003,520	40.66
希薄化効果	-	-	-	-	-	-
希薄化後EPS						
計算に用いる普通株式に配分さ れる当社株主に帰属する当期純 損失	98,938	1,003,499	98.59	40,802	1,003,520	40.66

2008年度及び2009年度において、ソニーが当社株主に帰属する当期純損失を計上したことから希薄化効果がないと認め、希薄化後EPSの計算から除いた新株予約権の行使にともなう潜在株式数はそれぞれ13,553千株及び17,600千株です。

24 変動持分事業体

ソニーは、適宜、変動持分事業体（以下「VIE」）との間で各種の取り決めを結んでいます。これらの取り決めには、不動産のリースや映画製作資金の調達、米国における音楽出版事業、音楽制作事業における複数の合弁契約、生産の外部委託が含まれています。ソニーが第一受益者と連結しているVIEは次のとおりです。

ソニーは米国子会社の本社ビルをVIEからリースしています。2008年12月、ソニーはリース契約にもとづくオプションを更新して2015年12月までリース期間を延長しました。リース期間満了時において、ソニーはリースを更新するか、建物を買取るかもしくは所有者に代わって第三者に転売することを合意しています。ソニーはVIEに対しリース契約にもとづく最低保証を提供しており、販売価格が255百万米ドルを下回った場合には、ソニーは214百万米ドルを上限に不足額を補償する義務を有しています。この最低保証を提供している結果、ソニーは期待損失の過半を負担していることから第一受益者と判断されました。ソニーは契約上のリース支払債務を除いてVIEに対し追加支援を提供していません。ソニーはリース期間中、いつでも255百万米ドルで米国子会社の本社ビルを買取ることのできるオプションを有しています。また、このVIEの銀行借入は無担保、かつ外部の債権者に対してリコース義務はありません。VIEの資産はソニーの債務の返済に使用することはできません。2010年3月31日現在、VIEの保有する有形固定資産16,979百万円、長期借入債務23,725百万円が、ソニーの連結貸借対照表に含まれています。

ソニーの米国における音楽出版子会社は第三者投資家との合弁会社であり、VIEに該当すると判断されました。音楽出版子会社は音楽作品に関する権利を所有、取得し、それらの楽曲を活用、売却し、著作権使用料や利用料を受領します。その合弁会社の契約条件において、ソニーは合弁会社のもつ音楽出版権を取得することに加えて、いかなる運転資金の不足に対しても資金を提供する義務を有しています。さらに、第三者投資家は2011年9月30日までに最大11百万米ドルまでの年間配当を受取ることが保証されています。合弁会社に対し資金を提供する義務を有している結果、ソニーは期待損失の過半を負担していることから第一受益者と判断されました。音楽出版子会社の資産はソニーの債務の返済に使用することはできません。2010年3月31日現在、ソニーの連結貸借対照表に含まれているVIEの保有する資産及び負債は次のとおりです。

項目	金額（百万円）
現金・預金及び現金同等物	5,166
受取手形及び売掛金（純額）	223
その他の流動資産	26,643
有形固定資産（純額）	968
無形固定資産（純額）	67,292
営業権	14,266
その他の固定資産	9,283
資産合計	123,841

項目	金額（百万円）
買掛金及び未払費用	40,527
その他の流動負債	6,577
その他の固定負債	1,088
負債合計	48,192

ソニーは、2007年12月に行われた第三者投資家のリファイナンスに関連して、第三者投資家の債務に対し債権者が担保として保有している一定の資産を最低300百万米ドルで購入する申し入れを行うことを第三者投資家の債権者に保証しています。担保として保有されている第三者投資家の資産は、2007年12月に設立された別の信託が保有しています。信託も設立以来、ソニーが重要な変動持分を保有するVIEですが、ソニーは第一受益者ではありません。信託により保有されている資産には、第三者投資家が保有する音楽出版子会社の50%の所有持分が含まれています。2010年3月31日現在、信託によって保有されている資産の公正価値は300百万米ドルを超えています。

ソニーの米国における音楽制作子会社は音楽ソフトの制作、製造に関連した会社との間で複数の合併契約を締結しています。ソニーはこれら合併会社をレビューした結果、これら合併会社はVIEであると判断しました。ソニーはこれらVIEに資金を提供する責任を有し、多くの場合VIEが利益計上するまでの間、すべての損失を負担することから、ソニーはこれらVIEの第一受益者と判断されました。これらVIEの資産はソニーの債務の返済に使用することはできません。2010年3月31日現在、これらVIEの保有する資産合計及び負債合計は、総額でそれぞれ14,507百万円及び2,482百万円です。

ソニーが重要な変動持分を有するものの、第一受益者ではないVIEは以下のとおりです。

映画分野における子会社は、特定の12作品に関する国際配給権の取得に関する合併契約をVIEとの間で締結しています。映画分野における子会社は、映画配給にともなう収入の一部を契約上定められた手数料として受領する見返りに12作品を国際的に配給する義務があり、かつ、映画分野における子会社はすべての配給及びマーケティング費用を負担します。このVIEは合計406百万米ドルの資金調達により設立されています。そのうち、11百万米ドルについては映画分野における子会社からの出資、95百万米ドルについては外部の第三者投資家からの出資、残額は300百万米ドルの銀行信用枠により調達しています。取り決めにより、映画分野における子会社の出資11百万米ドルの払い戻しは劣後しています。上記要因にもとづき、期待損失及び残余利益の過半を負担することから、映画分野における子会社は第一受益者と判断されていました。2009年3月31日現在、銀行信用枠は失効し、また第三者投資家は出資額95百万米ドルの払い戻しを受けました。2009年5月11日、映画分野における子会社は12作品に関する国際配給権をVIEから再取得し、VIEは上記と同一条件で、これらの作品の分配金に対する持分を受領しました。VIEから国際配給権を再取得した結果、映画分野における子会社は期待損失及び残余利益の過半を負担することが見込まれないため、第一受益者ではなくなったと判断されました。VIEの連結除外に際して、映画分野における子会社は損益を認識していません。2010年3月31日現在、映画分野における子会社はVIEから再取得した国際配給権にかかる繰延映画製作費316百万円及びVIEに対する分配金債務1,647百万円を計上しています。

映画分野における子会社は、2008年7月31日に終了した31ヵ月にわたって公開された19作品に共同出資するために、2つのVIEとの間でそれぞれの製作・共同出資契約を締結しました。映画分野における子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金（手数料及び諸経費を含む）として、契約期間において568百万米ドルを受取りました。また、2007年1月19日、映画分野における子会社は、2012年3月までに公開される大多数の映画作品に共同出資するために、別のVIEとの間で製作・共同出資契約を締結しました。映画分野における子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金（手数料及び諸経費を含む）として、VIEがリボルビング方式により最大525百万米ドルを供給する契約を結びました。2010年3月31日現在、映画分野における子会社の14作品が公開され、約392百万米ドルの資金をVIEから受取りました。上記3つの契約において、映画分野における子会社は、その全世界の配給網を通じて、映画作品を販売及び配給する義務があります。VIEは、映画分野における子会社がこの配給契約にしたがい、配給手数料、マーケティング・配給費用及び外部の第三者への分配金を回収した後の映画毎の純利益から分配を受けます。映画分野における子会社はこれら3つのVIEに対していかなる株式投資あるいは保証も行っておらず、期待損失及び残余利益の過半を負担していないことから、これらすべてのVIEの第一受益者ではありません。2010年3月31日現在、映画分野における子会社の貸借対照表には、外部の第三者に対する映画の純利益からの未払分配金を除き、VIEに関連して計上した金額はありません。

2010年1月、ソニーは主として液晶テレビを生産していたメキシコ子会社の持分の90%を、機械装置4,520百万円及び在庫5,619百万円とともに、生産受託業者に売却しました。今後も生産活動を継続する事業体は過少資本であり、親会社からの資金提供に依存することからVIEであると判断されました。ソニーは期待損失の過半を負担することが見込まれないため第一受益者ではないと判断されました。2009年度において、メキシコ子会社の支配の喪失に関連して、ソニーは11,189百万円を受領し、1,664百万円の損失を認識しました。売却と同時に、ソニーはVIE及びその親会社との間で契約を締結し、米国を含む特定の市場においてソニーが売却する液晶テレビの大部分を購入することを合意しました。2010年3月31日現在、VIEに関連して未収入金6,991百万円及び買掛金30,263百万円がソニーの連結貸借対照表に計上されています。ソニーの最大損失額は僅少と見込まれます。

25 企業結合

(1) ソニー-BMGの取得

2008年10月1日にソニーはベルテルスマンが保有していたソニー-BMGにおける全持分の50%の取得を完了しました。ソニー-BMGは主に全ての商業用形式及び音楽分野におけるレコード音楽の開発、製作及び配給に従事していた世界的な娯楽関連企業です。

ソニー-BMGは、当初ソニーとベルテルスマンにより2004年8月に設立された出資比率50対50の合弁会社でした。ソニーが保有していたソニー-BMGの持分50%は、この取得前の2008年9月30日まで持分法により会計処理されていました。ベルテルスマンが保有していたソニー-BMGの持分50%をソニーが取得したことにより、ソニー-BMGは社名をSony Music Entertainmentと変更し、2008年10月1日よりソニーの完全子会社としてその業績は連結されています。

ソニーはこの取得によってこのレコード音楽会社が世界中に有する幅広い音楽資産とソニー製品及びソニーグループ各社との統合を深め、強固にし、そしてお客様にトータルエンタテインメントの体験を提供するというソニーの目標を推進することを見込んでいます。

ソニーはベルテルスマンが保有していたソニー-BMGの持分50%を現金・預金95,410百万円及び取引費用2,014百万円の合計97,424百万円で取得しました。この取得の資金はソニーの現金支払い163,606百万円及びソニー-BMGが保有していた現金・預金のうちソニーの持分である31,803百万円により拠出されました。ベルテルスマンは、さらにソニー-BMGが保有する現金・預金のうち持分に応じて31,803百万円を受け取った結果、合計127,213百万円の現金収入を得ることになりました。

2008年10月1日において、ソニーはソニー-BMGの全ての資産及び負債を連結しました。ソニー-BMGの資産及び負債のうちソニーの持分50%については取得原価を引継ぎ、またベルテルスマンから取得した残り50%分の資産及び負債については公正価値で計上しました。

取得価額の割当を完了させるにあたり、ソニーは取得したソニー-BMGの資産及び負債の価値の変動を取得価額の割当に反映させる調整を行いました。調整の結果、ベルテルスマンが保有していたソニー-BMGの持分50%を取得した際に認識した営業権が8,649百万円減少しました。これらの調整は主として、取得前に存在していた様々な税金関連の見積りを変更したことによる繰延税金資産の増加と、取得時に特定されていた構造改革を実行しなかったことによる負債の減少を反映したことによるものです。

取得原価で引継がれた純資産を含むソニー-BMGの資産及び負債に関する取得時の取得価額の割当及び前述の調整による変動は以下のとおりです。

項目	取得原価で引継がれた資産及び負債 (百万円)	公正価値で計上された取得資産及び負債 (百万円)	合計 (2008年10月1日現在) (百万円)	調整 (百万円)	合計 (調整後) (百万円)
受取手形及び売掛金（純額）	28,835	28,835	57,670	-	57,670
資産計上されたアーティスト前払金（短期）	11,979	11,979	23,958	-	23,958
その他の流動資産	33,711	25,443	59,154	531	58,623

項目	取得原価で引継がれた資産及び負債 (百万円)	公正価値で計上された取得資産及び負債 (百万円)	合計 (2008年10月1日現在) (百万円)	調整 (百万円)	合計 (調整後) (百万円)
資産計上されたアーティスト前払金(長期)	8,587	8,587	17,174	-	17,174
無形固定資産(純額)	12,827	96,258	109,085	-	109,085
営業権	30,319	72,935	103,254	8,649	94,605
その他の固定資産	14,418	15,159	29,577	7,716	37,293
資産合計	140,676	259,196	399,872	1,464	398,408
未払著作権使用料	66,151	66,044	132,195	-	132,195
その他の流動負債	60,744	64,879	125,623	1,464	124,159
未払退職・年金費用	11,661	11,767	23,428	-	23,428
その他の固定負債	8,057	19,082	27,139	-	27,139
負債合計	146,613	161,772	308,385	1,464	306,921
ソニーBMGに関する純資産計上額合計	5,937	97,424	91,487	-	91,487

この取得に関して仕掛研究開発費への価額割当はありません。営業権は無形固定資産を含む取得純資産の見積公正価値と取得原価との差額を意味し、税務上損金に算入されません。この取得に関して計上された営業権は音楽分野に含まれます。この取得前においてソニー及びベルテルスマンは共に、ソニーBMGに対して製作、配給、事務所の賃貸、ソニー及びベルテルスマンのライセンス供与等を含む特定のサービスを提供していました。ベルテルスマンの保有していた持分の取得によって、これらの取引関係についての清算損益は発生していません。

この取得により計上された無形固定資産の内訳は以下のとおりです。

項目	取得原価で引継がれた無形固定資産 (百万円)	公正価値で計上された無形固定資産 (百万円)	合計 (百万円)	加重平均償却年数 (年数)
償却対象の無形固定資産(純額)：				
ミュージック・カタログ	10,283	77,706	87,989	25
アーティスト・コントラクト	2,014	15,160	17,174	10



	取得原価で引継が れた無形固定資産	公正価値で計上さ れた無形固定資産	合計	加重平均償却年数
項目	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(年数)
その他	530	3,392	3,922	5
無形固定資産 合計	12,827	96,258	109,085	22

2008年10月1日より、ソニーBMGの業績は音楽分野に含まれています。以下の概算の補足財務情報（未監査）は、この取得が2008年度の開始の日に完了したと仮定した場合のソニーとソニーBMGの業績合算額です。

	2008年度
項目	金額（百万円）
純売上高	7,266,265
営業損失	234,724
当社株主に帰属する当期純損失	104,614
-基本的1株当たり	104.25円
-希薄化後1株当たり	104.25円

この概算の補足財務情報（未監査）は、ソニーが合理的と考える見積り及び前提にもとづき作成されたものであり、この取得がそれぞれの期間の開始の日に完了したと仮定した場合のソニーの業績を表示又は示唆することを目的としたものではありません。また、この概算の補足財務情報（未監査）を将来のソニーの業績を示す指標として用いるべきではありません。この概算の補足財務情報（未監査）は、税効果後の無形固定資産償却費用、支払利息及びその他の費用の増分が含まれています。

(2) その他の取得

2008年度においてソニーはその他いくつかの取得を行いました。下記の取得を含む取得価額の合計は95,458百万円であり、主として現金で支払われました。

ソニーはグレースノートを現金支払い27,108百万円及び取引費用413百万円の合計27,521百万円で取得しました。グレースノートはデジタルメディア認識、上質な楽曲提供、好みの音楽を探し出す音楽推薦エンジンに関する技術及びサービスを提供している世界的なリーダーです。

ソニーは2waytraffic N.V.（以下「2waytraffic」）を現金支払い24,369百万円、2waytrafficの第三者債務引受12,519百万円及び取引費用1,288百万円の合計38,176百万円で取得しました。2waytrafficは主としてテレビ放送、モバイル及びデジタ

ルプラットフォームを媒体としたクイズ・バラエティ番組コンテンツの開発、製作、ライセンス供与及び配給に従事しているオランダの娯楽関連企業です。

グレースノート、2waytraffic及びその他の事業の取得の結果として、ソニーは営業権61,614百万円及び無形固定資産32,977百万円を計上しました。

2009年度においてソニーはいくつかの取得を行いました。取得価額の合計は17,616百万円であり、主として現金で支払われました。この取得価額のうち、1,420百万円は偶発的な対価であり、将来変更される可能性があります。

これらの取得に関して重要な仕掛研究開発費への価額割当はありません。全ての被取得企業及び事業は、それぞれの取得日よりソニーの業績に連結されています。

グレースノート、2waytraffic及びその他の取得は、個別ならびに総計で重要性がないため、業績（概算）は表示していません。

## 26 共同契約

ソニーは、映画分野の子会社において、他の1つ又は複数の活動のある参加者と共同で映画又はテレビ作品に対する資金調達、製作及び配給を行うための共同契約を締結し、この子会社と他の参加者が、所有によるリスクと便益を共有しています。これらの契約は共同製作・配給契約となります。

ソニーは、主として、映画又はテレビ作品のうち自社が保有し資金調達する部分のみを資産計上しています。ソニーと他の参加者は、主として、異なるメディア又はマーケットで作品を配給しています。ソニーが作品を配給したメディア又はマーケットで獲得した収益及び発生した費用は、主として、総額を計上しています。ソニーは、主として、他の参加者が作品を配給した際には、獲得した収益及び発生した費用の計上はしていません。ソニーと他の参加者は、主として、全てのメディア又はマーケットでの作品の配給から得た利益を分配しています。映画作品においては、ソニーが純額を受取人の場合、(1)他の参加者が配給したメディア又はマーケットからの利益におけるソニーへの分配金から(2)ソニーが配給したメディア又はマーケットからの利益における他の参加者への分配金を差し引き、純額を純売上高として計上しています。ソニーが純額の支払人の場合、純額を売上原価として計上しています。テレビ作品においては、他の参加者が配給したメディア又はマーケットからの利益のソニーへの分配金を売上として計上し、ソニーが配給したメディア又はマーケットからの利益における他の参加者への分配金を売上原価として計上しています。

2008年度及び2009年度において、これらの共同契約において、他の参加者に帰属すべき額として、それぞれ4,414百万円、4,687百万円が売上原価として計上され、他の参加者からソニーに帰属すべき額として、それぞれ4,600百万円、9,936百万円が純売上高に計上されました。

## 27 契約債務及び偶発債務

### (1) 契約債務

#### ローン・コミットメント

金融子会社は、顧客に対する貸付契約にもとづき、貸付の未実行残高を有しています。2010年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は176,591百万円です。ローン・コミットメントの翌年度以降における支払予定額は見積もることはできません。

#### パチエス・コミットメント等

2010年3月31日現在のパチエス・コミットメントは、合計で305,089百万円です。これらのうち、主要なものは次のとおりです。

ソニーは通常の事業において、固定資産の購入に関する契約債務を負っています。2010年3月31日現在、固定資産の購入に関する契約債務は、33,008百万円です。

映画分野の一部の子会社は、製作関係者との間で映画の製作及びテレビ番組の制作を行う契約を締結し、また第三者との間で完成した映画作品もしくはそれに対する一部の権利を購入する契約、スポーツイベントの放映権を購入する契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として5年以内の期間に関するものです。2010年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は130,021百万円です。

音楽分野の一部の子会社は、音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との間に長期契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として5年以内の期間に関するものです。2010年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は44,443百万円です。

パーチェス・コミットメントの翌年度以降5年間の各年度及びそれ以降の年度における支払予定額は次のとおりです。

年度	2010年3月31日
	金額(百万円)
2010年度	133,681
2011年度	50,490
2012年度	34,768
2013年度	29,493
2014年度	23,509
2015年度以降	33,148
パーチェス・コミットメント合計	305,089

## (2) 偶発債務

2010年3月31日現在の通常の事業において提供される保証を含む偶発債務は、最大で82,376百万円です。偶発債務のうち、主要なものは次のとおりです。

注記24に記載のとおり、ソニーは、第三者投資家の債務に対し債権者が担保として保有している一定の資産を最低300百万米ドルで購入する申し入れを行うことを第三者投資家の債権者に保証しています。2010年3月31日現在、この担保資産の公正価値は300百万米ドルを超えています。

2009年度においてソニーはソニー・エリクソンの借入と借入枠のうち、250百万ユーロを上限として保証を行うことに合意しています。2010年3月31日時点で、ソニーはこの合意にもとづき、ソニー・エリクソンの借入のうち18,738百万円(150百万ユーロ)の借入に対する保証を行っています。これらの保証は、2012年3月までの期限となります。

ソニーは様々な国において、過去及び現在の対象製品の回収・リサイクル・処置・廃棄についての費用を電気製品の製造者が負担することが求められている法令の適用対象となっています。例えば、2003年2月に発令された電気・電子機器の廃棄についての指令(WEEE)により、回収・処置・修理・安全に廃棄する費用を製造者が負担することが求められます。この指令にもとづく法律が施行されている大部分の欧州連合加盟国において、ソニーはこの指令に関する債務を計上しています。2009年度末時点において、上記の指令に関連する債務に重要性はありません。

当社及び一部の子会社は、複数の訴訟・政府機関による調査の対象となっています。しかし、ソニー及びソニーの法律顧問が現在知りうるかぎり、それらの訴訟その他の法的手続きによる損害は仮にあったとしても、連結財務諸表に重大な影響を及ぼすものではないと考えています。

2008年度及び2009年度の製品保証に関する負債の増減額は次のとおりです。

項目	2008年度	2009年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
製品保証に関する負債の期首残高	59,748	57,922
製品保証に関する負債の計上額	60,845	46,686
期中取崩額	54,498	45,218
期首残高に対する見積変更額	2,042	7,649
外貨換算調整額	6,131	885
製品保証に関する負債の期末残高	57,922	50,856

## 28 セグメント情報

以下のリポータブル・セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業利益（損失）が最高経営意思決定者によって経営資源の配分の決定及び業績の評価に通常使用されているものです。ソニーにおける最高経営意思決定者は、会長兼社長CEOです。最高経営意思決定者は、個別の資産情報を使用してセグメントの評価を行っていません。

ソニーは2009年4月1日付の機構改革にともない、2009年度第1四半期より、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。主に、従来のエレクトロニクス分野及びゲーム分野に含まれていた事業を再構成し、コンシューマプロダクツ&デバイス分野、ネットワークプロダクツ&サービス分野、B2B&ディスク製造分野を新設しました。また、ソニーは2009年度第1四半期より、音楽分野を新設しました。この変更にとまない2008年度実績は修正再表示されています。

コンシューマプロダクツ&デバイス分野には、テレビ事業、デジタルイメージング事業、オーディオ・ビデオ事業、半導体事業、コンポーネント事業が含まれています。S-LCDの持分法による投資利益はコンシューマプロダクツ&デバイス分野に含まれています。ネットワークプロダクツ&サービス分野には、ゲーム事業及びPC・その他ネットワークビジネス事業が含まれています。B2B&ディスク製造分野には、放送・業務用機器などのB2B事業及びブルーレイディスク、DVD、CDのディスク製造事業が含まれています。映画分野は、主に米国において映画、ホームエンタテインメント、テレビ番組を含む映像ソフトの企画、製作、製造を行い、全世界で販売、配給、放映しています。音楽分野には、SME及びSMEJならびにソニーが株式の50%を保有する米国における音楽出版事業の合弁会社であるSony/ATV Music Publishing LLCの業績が含まれています。なお、2008年度の音楽分野の営業利益には、ソニーBMGの持分法による2008年度第2四半期連結累計期間の投資損失が含まれています。金融分野は、日本市場における生命保険、損害保険を主とする保険事業、日本のリース及びクレジットファイナンス事業と銀行事業を行っています。ソニー・エリクソンの持分法による投資損失については、以前はエレクトロニクス分野に含まれていましたが、単独の分野として表示しています。その他は、日本における携帯電話の製造委託事業や主に日本においてインターネット関連サービス事業を行うソネットエンタテインメント(株)等の様々な事業活動から構成されています。ソニーの製品及びサービスは、一般的にはそれぞれのオペレーティング・セグメントにおいて固有のもので、

【ビジネスセグメント情報】

売上高及び営業収入：

項目	2008年度	2009年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入：		
コンシューマプロダクツ&デバイス：		
外部顧客に対するもの	3,597,233	2,921,403
セグメント間取引	434,250	306,309
計	4,031,483	3,227,712
ネットワークプロダクツ&サービス：		
外部顧客に対するもの	1,684,758	1,511,615
セグメント間取引	70,885	64,232
計	1,755,643	1,575,847
B 2 B & ディスク製造：		
外部顧客に対するもの	464,321	404,114
セグメント間取引	95,672	100,119
計	559,993	504,233
映画：		
外部顧客に対するもの	717,513	705,237
セグメント間取引	-	-
計	717,513	705,237
音楽：		
外部顧客に対するもの	363,074	511,097
セグメント間取引	23,979	11,519
計	387,053	522,616
金融：		
外部顧客に対するもの	523,307	838,300
セグメント間取引	14,899	13,096
計	538,206	851,396
その他：		
外部顧客に対するもの	318,422	261,851
セグメント間取引	-	-
計	318,422	261,851
全社（共通）及びセグメント間取引消去	578,320	434,894
連結合計	7,729,993	7,213,998



コンシューマープロダクツ&デバイス分野におけるセグメント間取引は、主としてネットワークプロダクツ&サービス分野に対するものです。

ネットワークプロダクツ&サービス分野におけるセグメント間取引は、主としてコンシューマープロダクツ&デバイス分野に対するものです。

B 2 B & ディスク製造分野におけるセグメント間取引は、主としてネットワークプロダクツ&サービス分野、映画分野及び音楽分野に対するものです。

全社（共通）及びセグメント間取引消去には、ブランド及び特許権使用によるロイヤルティ収入が含まれています。

セグメント別損益：

項目	2008年度	2009年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
営業利益（損失）：		
コンシューマプロダクツ&デバイス	115,078	46,475
ネットワークプロダクツ&サービス	87,428	83,077
B 2 B & ディスク製造	6,480	7,216
映画	29,916	42,814
音楽	27,843	36,513
金融	31,157	162,492
ソニー・エリクソンの持分法による投資損失	30,255	34,514
その他	4,241	4,807
計	203,920	65,730
全社（共通）及びセグメント間取引消去	23,863	33,958
連結営業利益（損失）	227,783	31,772
その他の収益	98,825	43,834
その他の費用	45,997	48,694
連結税引前利益（損失）	174,955	26,912

上記の営業利益（損失）は、売上高及び営業収入から売上原価及び営業費用を差し引き、持分法による投資損失を加えたものです。

全社（共通）及びセグメント間取引消去には、主として本社に帰属し各セグメントに配賦不能な一部の構造改革費用及びその他本社費用が含まれています。

2009年度中に社内レポートを変更した結果、従来全社・セグメント間取引消去に含まれていた費用（収益）の一部を、表示されている各期間について各セグメントに配賦しました。この変更による連結営業利益への影響はありません。

その他の重要事項：

	2008年度	2009年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
持分法による投資利益（損失）：		
コンシューマプロダクツ&デバイス	6,909	390
ネットワークプロダクツ&サービス	-	-
B 2 B & ディスク製造	2,998	883
映画	7,991	4,347
音楽	6,029	80
金融	1,796	1,345
ソニー・エリクソン	30,255	34,514
その他	1,069	1,850
連結合計	25,109	30,235

	2008年度	2009年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
減価償却費及び償却費：		
コンシューマプロダクツ&デバイス	230,177	198,354
ネットワークプロダクツ&サービス	21,651	23,662
B 2 B & ディスク製造	37,555	39,250
映画	7,904	8,427
音楽	9,756	13,427
金融（繰延保険契約費の償却を含む）	67,714	56,531
その他	3,182	3,016
計	377,939	342,667

	2008年度	2009年度
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
配賦不能	27,504	28,337
連結合計	405,443	371,004

下記の表はコンシューマープロダクツ&デバイス分野及びネットワークプロダクツ&サービス分野の製品部門別の外部顧客に対する売上高及び営業収入の内訳を含んでいます。ソニーのマネジメントは、コンシューマープロダクツ&デバイス分野及びネットワークプロダクツ&サービス分野を単一のオペレーティング・セグメントとして意思決定を行っています。

	2008年度	2009年度
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
コンシューマープロダクツ&デバイス		
テレビ	1,275,692	1,005,773
デジタルイメージング	863,837	679,225
オーディオ・ビデオ	555,706	469,606
半導体	267,167	277,885
コンポーネント	623,931	479,145
その他	10,900	9,769
計	3,597,233	2,921,403
ネットワークプロダクツ&サービス		
ゲーム	984,855	840,711
PC・その他ネットワークビジネス	699,903	670,904
計	1,684,758	1,511,615
B 2 B & ディスク製造	464,321	404,114
映画	717,513	705,237
音楽	363,074	511,097

	2008年度	2009年度
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
金融	523,307	838,300
その他	318,422	261,851
全社(共通)	61,365	60,381
連結	7,729,993	7,213,998

【地域別情報】

2008年度及び2009年度における顧客の所在国別に分類した売上高及び営業収入、2009年3月31日現在及び2010年3月31日現在の長期性資産は次のとおりです。

	2008年度	2009年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入：		
日本	1,873,219	2,099,297
米国	1,827,812	1,595,016
欧州	1,987,692	1,644,698
その他地域	2,041,270	1,874,987
計	7,729,993	7,213,998

	2009年3月31日	2010年3月31日
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
長期性資産：		
日本	1,376,271	1,254,663
米国	797,300	750,436
欧州	211,149	194,717
その他地域	194,500	171,905
計	2,579,220	2,371,721

売上高及び営業収入、長期性資産に関して、欧州及びその他地域において個別には金額的に重要性のある国はありません。

報告セグメント間及び地域間の取引は、ソニーの経営陣が妥当と考える独立企業間取引の価格で行っています。

2008年度及び2009年度において、単一顧客として重要な顧客に対する売上高及び営業収入はありません。

29 補足情報

2008年度及び2009年度における出荷事業所の所在地別の売上高及び営業収入、営業利益（損失）は次の表のとおりです。注記28で開示しているビジネスセグメント情報に加えて、ソニーはこの情報を日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し補足情報として開示しています。

2009年度中に社内レポートを変更した結果、従来全社・セグメント間取引消去に含まれていた費用（収益）の一部を、表示されている各期間について各セグメントに配賦しました。この変更による連結営業利益への影響はありません。

	2008年度	2009年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入：		
日本：		
外部顧客に対するもの	1,888,986	2,074,556
セグメント間取引	3,867,328	2,961,652
計	5,756,314	5,036,208
米国：		
外部顧客に対するもの	2,127,929	1,932,880
セグメント間取引	332,784	324,005
計	2,460,713	2,256,885
欧州：		
外部顧客に対するもの	1,842,662	1,502,293
セグメント間取引	67,570	94,597
計	1,910,232	1,596,890
その他地域：		
外部顧客に対するもの	1,809,051	1,643,888
セグメント間取引	1,727,945	1,562,695
計	3,536,996	3,206,583
全社及びセグメント間取引消去	5,934,262	4,882,568
連結合計	7,729,993	7,213,998

	2008年度	2009年度
項目	金額（百万円）	金額（百万円）
営業利益（損失）：		
日本	57,576	64,908
米国	109,531	39,794
欧州	88,121	79,482
その他地域	49,902	121,497
全社及びセグメント間取引消去	22,457	35,357
連結合計	227,783	31,772



【連結附属明細表】

【社債明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金及び長期借入債務」に記載しています。

【借入金等明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金及び長期借入債務」に記載しています。

【評価性引当金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	その他 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒及び返品引当金	110,383	59,987	61,577	4,318	104,475
繰延税金資産に対する評価性引当金	117,204	42,913	40,210	2,421	117,486

(注) その他は外貨換算調整額です。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

区分	第1四半期 (自2009年 4月1日 至2009年 6月30日)	第2四半期 (自2009年 7月1日 至2009年 9月30日)	第3四半期 (自2009年 10月1日 至2009年 12月31日)	第4四半期 (自2010年 1月1日 至2010年 3月31日)
売上高及び営業収入(百万円)	1,599,853	1,661,210	2,237,865	1,715,070
税引前利益(損失)(百万円)	32,944	17,026	123,865	46,983
当社株主に帰属する四半期純利益 (損失)(百万円)	37,093	26,308	79,167	56,568
基本的1株当たり当社株主に帰属 する四半期純利益(損失)(円)	36.96	26.22	78.89	56.37

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

2009年10月、当社の米国子会社であるSony Optiarc America Inc. は、米国司法省反トラスト局から光ディスクドライブ事業に関する情報の提供を求める命令を受領しました。当社は、米国司法省及びその他の国の当局が光ディスクドライブの競争状況を調査していると理解しています。当社は、米国司法省及びその他の国の当局による調

査に全面的に協力していきます。また、当社、ソニーオプティアーク㈱、及びSony Optiarc America Inc.、ならびにその他の被告各社等（訴状に記載されていない当事者を含む）が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める複数の集団訴訟が、米国その他の地域にて提起されています。

当社及び一部の子会社は、この他にも複数の訴訟・政府機関による調査の対象となっています。しかし、ソニー及びソニーの法律顧問が現在知りうる限り、それらの訴訟その他の法的手続きによる損害は仮にあったとしても、連結財務諸表に重大な影響を及ぼすものではないと考えています。

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	2008年度 (2009年3月31日)	2009年度 (2010年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	266,410	226,503
受取手形	1,032	708
売掛金	3 352,945	3 494,694
有価証券	4,028	44,000
製品	1,841	1,915
仕掛品	8,144	8,174
原材料及び貯蔵品	2,845	1,322
前払費用	18,594	21,900
繰延税金資産	22,583	24,817
預け金	3 662,031	3 47,145
未収入金	3 114,549	3 118,694
短期貸付金	3 51,501	-
その他	16,926	44,401
貸倒引当金	2,110	3,040
流動資産合計	1,521,325	1,031,237
固定資産		
有形固定資産		
建物	204,518	197,046
減価償却累計額	126,950	128,708
建物(純額)	77,567	68,338
構築物	10,647	10,965
減価償却累計額	7,318	7,615
構築物(純額)	3,329	3,350
機械及び装置	142,005	125,877
減価償却累計額	114,585	100,211
機械及び装置(純額)	27,420	25,666
車両運搬具	62	105
減価償却累計額	50	64
車両運搬具(純額)	12	40
工具、器具及び備品	79,064	71,162
減価償却累計額	61,870	58,528
工具、器具及び備品(純額)	17,193	12,634
土地	27,186	27,123
リース資産	2,739	1,746
減価償却累計額	1,546	1,124
リース資産(純額)	1,193	621
建設仮勘定	11,168	18,775
有形固定資産合計	165,072	156,551

(単位：百万円)

	2008年度 (2009年3月31日)	2009年度 (2010年3月31日)
<b>無形固定資産</b>		
特許権	4,669	4,006
借地権	1,568	1,568
ソフトウェア	38,766	38,292
リース資産	62	60
その他	55,266	55,565
<b>無形固定資産合計</b>	<b>100,333</b>	<b>99,494</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	12,550	38,727
関係会社株式	1,970,645	1,931,842
出資金	1	1
関係会社出資金	102,787	102,543
長期貸付金	1	1
関係会社長期貸付金	13,000	571,040
破産更生債権等	1,587	1,313
長期前払費用	1,555	1,801
繰延税金資産	43,372	72,771
その他	26,503	22,343
貸倒引当金	1,810	3,730
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>2,170,195</b>	<b>2,738,654</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>2,435,602</b>	<b>2,994,701</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,956,928</b>	<b>4,025,938</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	3 1,572	3 733
買掛金	3 330,414	3 449,887
短期借入金	3 102,815	5,269
1年内返済予定の長期借入金	80,000	52,000
短期社債	159,917	-
1年内償還予定の社債	39,999	104,897
1年内償還予定の転換社債	-	4,226
リース債務	3 763	428
未払金	3 21,367	16,796
未払費用	3 169,752	3 138,147
未払法人税等	415	421
前受金	3 743	524
預り金	3 35,679	22,697
賞与引当金	19,693	22,310
製品保証引当金	6,270	6,220
その他	3 13,439	6,475
<b>流動負債合計</b>	<b>982,844</b>	<b>831,035</b>

(単位：百万円)

	2008年度 (2009年3月31日)	2009年度 (2010年3月31日)
<b>固定負債</b>		
社債	322,361	437,475
転換社債	14,745	9,923
長期借入金	150,000	383,540
リース債務	3 589	308
退職給付引当金	44,057	42,612
役員退職慰労引当金	73	57
パソコン回収再資源化引当金	6,964	6,233
その他	3 6,641	1,663
固定負債合計	545,434	881,813
<b>負債合計</b>	<b>1,528,278</b>	<b>1,712,849</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	630,765	630,821
資本剰余金		
資本準備金	837,453	837,510
資本剰余金合計	837,453	837,510
利益剰余金		
利益準備金	34,869	34,869
その他利益剰余金		
買換資産圧縮積立金	10,240	8,101
固定資産圧縮特別勘定積立金	20,384	17,229
別途積立金	354,400	354,400
繰越利益剰余金	536,332	428,736
利益剰余金合計	956,226	843,337
自己株式	4,653	4,675
株主資本合計	2,419,791	2,306,994
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,105	2,614
評価・換算差額等合計	2,105	2,614
新株予約権	6,752	8,710
純資産合計	2,428,649	2,313,089
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,956,928</b>	<b>4,025,938</b>

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	2009年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
売上高	3,674,823	2,936,014
売上原価		
製品期首たな卸高	32,744	1,841
当期製品製造原価	3,338,054	2,698,401
合計	3,370,798	2,700,243
製品期末たな卸高	1,841	1,915
製品売上原価	3,368,956	2,698,328
売上総利益	305,866	237,685
販売費及び一般管理費	395,681	339,203
営業損失( )	89,814	101,517
営業外収益		
受取利息	5,739	4,449
有価証券利息	880	200
受取配当金	30,573	6,835
受取賃貸料	11,328	10,834
為替差益	21,476	8,130
その他	26,503	20,945
営業外収益合計	96,502	51,395
営業外費用		
支払利息	4,676	5,206
社債利息	4,777	7,592
賃貸費用	10,284	9,038
貸倒引当金繰入額	-	2,570
固定資産除却損	5,894	-
その他	16,704	21,818
営業外費用合計	42,336	46,226
経常損失( )	35,648	96,348
特別利益		
移転価格税制調整金	25,964	-
特別利益合計	25,964	-
特別損失		
減損損失	5,621	9,575
前期損益修正損	-	9,207
事業撤退損	-	6,494
抱合せ株式消滅差損	-	6,130
早期割増退職金	14,032	-
関係会社株式評価損	7,286	-
特別損失合計	26,941	31,408
税引前当期純損失( )	36,625	127,757
法人税、住民税及び事業税	3,269	10,956
法人税等調整額	36,403	29,058
法人税等合計	39,672	40,014
当期純損失( )	76,297	87,742

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)		2009年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	*2	3,027,145	85.0	2,478,986	86.6
労務費		157,084	4.4	146,126	5.1
経費	*3	376,990	10.6	236,293	8.3
当期総製造費用		3,561,220	100.0	2,861,406	100.0
期首仕掛品たな卸高		10,553		8,144	
合計		3,571,774		2,869,550	
期末仕掛品たな卸高		8,144		8,174	
他勘定振替高	*4	202,644		141,348	
固定資産振替高	*5	22,931		21,625	
当期製品製造原価		3,338,054		2,698,401	

(注) 1 当社の原価計算方式は、総合原価計算方式を採用していますが、一部の製品については個別原価計算方式を採用しています。

なお、期中は予定価格を用い、期末において原価差額を調整しています。

\*2 材料費中に含まれている外注加工費は、2008年度 597,765 百万円、2009年度 495,231 百万円です。

\*3 経費のうち主なものは減価償却費であり、2008年度 41,883 百万円、2009年度 44,809 百万円です。

\*4 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

	2008年度	2009年度
販売費及び一般管理費	146,724 百万円	122,772 百万円
その他	55,920 百万円	18,576 百万円
計	202,644 百万円	141,348 百万円

\*5 固定資産振替高の内訳は次のとおりです。

	2008年度	2009年度
ソフトウェア	20,663 百万円	18,651 百万円
その他	2,268 百万円	2,974 百万円
計	22,931 百万円	21,625 百万円

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	2009年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	630,575	630,765
当期変動額		
新株の発行	189	56
当期変動額合計	189	56
当期末残高	630,765	630,821
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	837,264	837,453
当期変動額		
新株の発行	189	56
当期変動額合計	189	56
当期末残高	837,453	837,510
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	25	-
当期変動額		
自己株式の処分	25	-
当期変動額合計	25	-
当期末残高	-	-
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	34,869	34,869
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	34,869	34,869
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>特別償却準備金</b>		
前期末残高	1,408	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	1,408	-
当期変動額合計	1,408	-
当期末残高	-	-
<b>買換資産圧縮積立金</b>		
前期末残高	9,017	10,240
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の積立	4,877	-
買換資産圧縮積立金の取崩	3,655	2,138
当期変動額合計	1,222	2,138
当期末残高	10,240	8,101



(単位：百万円)

	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	2009年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
<b>固定資産圧縮特別勘定積立金</b>		
前期末残高	26,524	20,384
当期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	1,538	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	7,678	3,154
当期変動額合計	6,139	3,154
当期末残高	20,384	17,229
<b>別途積立金</b>		
前期末残高	354,400	354,400
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	354,400	354,400
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	649,102	536,332
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	1,408	-
買換資産圧縮積立金の積立	4,877	-
買換資産圧縮積立金の取崩	3,655	2,138
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	1,538	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	7,678	3,154
剰余金の配当	42,647	25,088
当期純損失( )	76,297	87,742
自己株式の処分	151	57
当期変動額合計	112,770	107,595
当期末残高	536,332	428,736
<b>自己株式</b>		
前期末残高	4,767	4,653
当期変動額		
自己株式の取得	302	139
自己株式の処分	416	117
当期変動額合計	114	21
当期末残高	4,653	4,675
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	2,538,420	2,419,791
当期変動額		
新株の発行	378	113
剰余金の配当	42,647	25,088
当期純損失( )	76,297	87,742
自己株式の取得	302	139
自己株式の処分	238	59
当期変動額合計	118,629	112,796
当期末残高	2,419,791	2,306,994

(単位：百万円)

	2008年度 (自 2008年 4 月 1 日 至 2009年 3 月31日)	2009年度 (自 2009年 4 月 1 日 至 2010年 3 月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	4,353	2,105
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,247	4,720
当期変動額合計	2,247	4,720
当期末残高	2,105	2,614
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	3,708	6,752
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,043	1,957
当期変動額合計	3,043	1,957
当期末残高	6,752	8,710
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	2,546,483	2,428,649
当期変動額		
新株の発行	378	113
剰余金の配当	42,647	25,088
当期純損失（ ）	76,297	87,742
自己株式の取得	302	139
自己株式の処分	238	59
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	795	2,762
当期変動額合計	117,833	115,559
当期末残高	2,428,649	2,313,089

【重要な会計方針】

2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	2009年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>1. 時価のあるもの 決算日の市場価格等にもとづく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>2. 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2 デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定)</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっています。 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 15～50年 機械及び装置 4～10年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)にもとづく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間(3年)にもとづく定額法によっています。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。</p> <p>5 繰延資産の処理方法 支出時の費用として処理しています。</p> <p>6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、原則として決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>1. 時価のあるもの 同左</p> <p>2. 時価のないもの 同左</p> <p>2 デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p> <p>5 繰延資産の処理方法 同左</p> <p>6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>

2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	2009年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)
<p>7 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金            債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定債権に対する取立不能見込額と、一般債権に対する貸倒実績率により算出した金額との合計額を計上しています。</p> <p>(2) 賞与引当金            執行役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額にもとづき計上しています。</p> <p>(3) 製品保証引当金            製品販売後の無償サービス費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の経験率にもとづき計上しています。</p> <p>(4) 退職給付引当金            従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しています。            数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。            過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しています。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金            役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規による必要額を計上しています。</p> <p>(6) パソコン回収再資源化引当金            家庭系使用済パソコンの回収及び再資源化の支出に備えるため、売上台数を基準として支出見込額を計上しています。            (追加情報)            使用済パソコンの回収及び再資源化の実績等を用いて、支出見込額をより合理的に算定することが可能となったため、当年度において引当金額の見積りを変更しています。この変更にもなう過年度の修正額3,418百万円は、営業外収益に計上しています。</p>	<p>7 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金            同左</p> <p>(2) 賞与引当金            同左</p> <p>(3) 製品保証引当金            同左</p> <p>(4) 退職給付引当金            同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金            同左</p> <p>(6) パソコン回収再資源化引当金            同左</p>

<p>2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)</p>	<p>2009年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)</p>
<p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理を採用しています。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...特定の社債、借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利スワップ取引について、ヘッジ対象にかかる金利相場変動リスクを回避することを目的として利用しています。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについて、有効性の評価を省略しています。</p> <p>9 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しています。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しています。</p>	<p>8 完成工事高及び完成工事原価の認識基準 当年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。工事進行基準を適用する工事の当年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によります。 なお、2009年3月31日以前に着手した工事契約については、工事完成基準を適用しています。</p> <p>9 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>10 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理方法 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

【会計方針の変更】

2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	2009年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)
<p>1 たな卸資産の評価に関する会計基準            当年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」            (企業会計基準第9号 2006年7月5日)を適用してい            ます。なお、この変更による損益への影響は軽微です。</p> <p>2 リース取引に関する会計基準            所有権移転外ファイナンス・リース取引については、            従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっ            ていましたが、当年度より「リース取引に関する会計基            準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)及び            「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会            計基準適用指針第16号 2007年3月30日)を適用し、通            常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によってい            ます。なお、この変更による損益への影響は軽微です。</p>	<p>工事契約に関する会計基準            工事契約に関しては、従来、工事完成基準を適用してい            ましたが、当年度より、「工事契約に関する会計基準」            (企業会計基準第15号 2007年12月27日)及び「工事契            約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用            指針第18号 2007年12月27日)を適用しています。なお、            この変更による損益への影響は軽微です。</p>

【表示方法の変更】

<p>2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)</p>	<p>2009年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)</p>
<p>1 貸借対照表の流動資産 前年度、「その他」に含めていました「短期貸付金」は、その金額が資産総額の100分の1を超えたため、当年度より区分掲記することとしました。なお、前年度の「短期貸付金」は24,313百万円です。</p> <p>2 損益計算書の営業外収益 前年度、営業外収益の「その他」に含めていました為替差額は、その金額が営業外収益総額の100分の10を超えたため、当年度より「為替差益」として区分掲記することとしました。なお、前年度の「為替差益」は11,047百万円です。</p> <p>3 損益計算書の営業外費用 (1) 前年度、区分掲記していましたが「関係会社支援損」は、その金額が営業外費用総額の100分の10以下となったため、当年度より「その他」に含めて表示しています。なお、当年度の「関係会社支援損」は122百万円です。 (2) 前年度、「その他」に含めていました「固定資産除却損」は、その金額が営業外費用総額の100分の10を超えたため、当年度より区分掲記することとしました。なお、前年度の「固定資産除却損」は3,901百万円です。</p>	<p>1 貸借対照表の流動資産 前年度、区分掲記していましたが「短期貸付金」は、その金額が資産総額の100分の1以下となったため、当年度より「その他」に含めて表示しています。なお、当年度の「短期貸付金」は26,748百万円です。</p> <p>2 損益計算書の営業外費用 前年度、区分掲記していましたが「固定資産除却損」は、その金額が営業外費用総額の100分の10以下となったため、当年度より「その他」に含めて表示しています。なお、当年度の「固定資産除却損」は2,665百万円です。</p>

【注記事項】  
財務諸表の注記

摘要	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)	2009年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)
1 圧縮記帳	固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は、国庫補助金等の受入によるもの997百万円(当年度実施額52百万円)、保険金等の受入によるもの30百万円です。	固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は、国庫補助金等の受入によるもの1,023百万円(当年度実施額42百万円)、保険金等の受入によるもの29百万円です。
2 保証債務等		
(1) 債務保証契約		
関係会社等の買掛金及び銀行借入金等に対する保証	719,161百万円	776,605百万円
従業員の銀行借入金に対する保証	1,242百万円	987百万円
債務保証契約計	720,404百万円	777,593百万円
「関係会社等の買掛金及び銀行借入金等に対する保証」のうち主な被保証先	Sony Computer Entertainment America Inc. 157,542百万円 Sony United Kingdom Ltd. 150,393百万円 ㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント 111,054百万円  Sony Global Treasury Services Plc. 90,335百万円 リース契約及び契約債務履行等に対する保証を行っています。  Sony Capital Corporation 63,457百万円 フィルムファイナンス及びリース契約等に対する保証を行っています。  ソニーイーエムシーエス(株) 30,707百万円  Sony Supply Chain Solutions (Korea) Co.,Ltd. 20,456百万円 ソニーモバイルディスプレイ(株) 23,001百万円 その他 25社 72,213百万円	Sony United Kingdom Ltd. 180,149百万円 Sony Computer Entertainment America Inc. 124,780百万円 Sony Global Treasury Services Plc. 106,645百万円 リース契約及び契約債務履行等に対する保証を行っています。  ㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント 101,263百万円  Sony Supply Chain Solutions (Korea) Co.,Ltd. 56,455百万円  Sony Capital Corporation 54,813百万円 フィルムファイナンス及びリース契約等に対する保証を行っています。  ソニーイーエムシーエス(株) 33,184百万円 ソニーモバイルディスプレイ(株) 13,617百万円 その他 26社 105,694百万円
(2) 経営指導念書等の差入れ(注)		
関係会社に対する経営指導念書等の差入れによる保証等	16,352百万円	28,150百万円
経営指導念書等の差入れ計	16,352百万円	28,150百万円
「関係会社に対する経営指導念書等の差入れによる保証等」のうち主な被保証先と保証内容	Sony Global Treasury Services Plc. 9,802百万円 為替取引に対する信用補完を行っています。  MSM Satellite (Singapore) Pte. Ltd. 6,058百万円 契約債務履行及び短期借入に対する信用補完を行っています。  その他 1社 491百万円 銀行借入に対する信用補完を行っています。	Sony Global Treasury Services Plc. 18,887百万円 為替取引に対する信用補完を行っています。  MSM Satellite (Singapore) Pte. Ltd. 8,798百万円 契約債務履行及び短期借入に対する信用補完を行っています。  その他 1社 465百万円 銀行借入に対する信用補完を行っています。
(注) 経営指導念書等は、関係会社の信用を補完することを目的とした関係会社との合意書が主なものです。		



摘要	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月 31日)	2009年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日)
<p>3 関係会社に係る注記</p> <p>(1) 関係会社に対する主な資産・負債</p> <p>資産</p> <p>売掛金 336,606百万円</p> <p>預け金 662,031百万円</p> <p>未収入金 67,725百万円</p> <p>短期貸付金 51,501百万円</p> <p>負債</p> <p>支払手形及び買掛金 319,153百万円</p> <p>短期借入金 52,815百万円</p> <p>未払費用 60,639百万円</p> <p>その他の負債 45,675百万円</p> <p>(2) 関係会社との主な取引</p> <p>売上高 3,469,263百万円</p> <p>営業費用</p> <p>材料購入高 3,265,790百万円</p> <p>営業外収益</p> <p>受取配当金 30,190百万円</p> <p>受取賃貸料 11,264百万円</p> <p>その他の営業外収益 11,438百万円</p> <p>営業外費用 15,068百万円</p>		<p>469,615百万円</p> <p>47,145百万円</p> <p>89,167百万円</p> <p>- 百万円</p> <p>395,208百万円</p> <p>- 百万円</p> <p>48,910百万円</p> <p>- 百万円</p> <p>2,751,544百万円</p> <p>2,623,671百万円</p> <p>6,278百万円</p> <p>10,778百万円</p> <p>14,377百万円</p> <p>- 百万円</p>
<p>4 販売費及び一般管理費のうち 主な費目及び金額</p> <p>特許権使用料 25,214百万円</p> <p>運賃及び荷造費 26,327百万円</p> <p>広告宣伝費 5,017百万円</p> <p>販売促進費 7,833百万円</p> <p>アフターサービス費 28,314百万円</p> <p>製品保証引当金繰入額 6,270百万円</p> <p>パソコン回収再資源化引当金繰入額 998百万円</p> <p>従業員給料及び手当 32,347百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 4,375百万円</p> <p>退職給付費用 3,764百万円</p> <p>業務委託費 39,984百万円</p> <p>減価償却費 17,298百万円</p> <p>貸倒引当金繰入額 1,476百万円</p> <p>貸倒損失 - 百万円</p> <p>開発研究費 130,781百万円</p> <p>その他 65,675百万円</p>	<p>29,192百万円</p> <p>18,400百万円</p> <p>4,069百万円</p> <p>7,274百万円</p> <p>12,039百万円</p> <p>6,220百万円</p> <p>1,063百万円</p> <p>28,897百万円</p> <p>5,462百万円</p> <p>6,098百万円</p> <p>34,256百万円</p> <p>17,690百万円</p> <p>744百万円</p> <p>3百万円</p> <p>109,825百万円</p> <p>57,964百万円</p> <p>なお、販売費に属する費用のおおよその割合は26%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は74%です。</p>	<p>23%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は77%です。</p>
<p>5 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用 に含まれる研究開発費</p>	<p>357,795百万円</p>	<p>291,981百万円</p>
<p>6 移転価格税制調整金</p>	<p>移転価格税制調整金は、当社と海外子会社との間の取引に関する移転価格の更正処分に関連し、政府間協議の合意の結果、海外子会社より過年度の国外移転所得の返還を受けたものです。</p>	

摘要	2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	2009年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)																																
7 減損損失	<p>当社は、製品カテゴリーを資産グループの基礎とし、他の製品カテゴリーとキャッシュ・フローが相互に関連する資産はまとめてひとつの資産グループとしております。当年度において計上した減損損失5,621百万円のうち、主なものは以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="478 398 930 524"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都品川区等</td> <td>映像技術開発</td> <td>権利金等</td> <td>1,995</td> </tr> </tbody> </table> <p>開発中の映像技術について、開発及び事業化中止の意思決定を行いました。関連資産について、回収可能性が認められないため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。内訳は、権利金1,941百万円、その他54百万円です。</p> <table border="1" data-bbox="478 763 930 889"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島県霧島市等</td> <td>半導体製造</td> <td>機械及び装置等</td> <td>1,599</td> </tr> </tbody> </table> <p>自社製造を検討していた半導体について、事業化中止の意思決定を行いました。関連資産について、その帳簿価額を、回収可能性が認められないものは備忘価額まで、回収可能性が認められるものは回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。内訳は、機械及び装置1,404百万円、その他195百万円です。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却予定額により評価しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都品川区等	映像技術開発	権利金等	1,995	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	鹿児島県霧島市等	半導体製造	機械及び装置等	1,599	<p>当社は、製品カテゴリーを資産グループの基礎とし、他の製品カテゴリーとキャッシュ・フローが相互に関連する資産はまとめてひとつの資産グループとしております。当年度において計上した減損損失9,575百万円のうち、主なものは以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="946 398 1398 553"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県知多郡東浦町</td> <td>有機ELディスプレイ開発</td> <td>機械及び装置等</td> <td>5,264</td> </tr> </tbody> </table> <p>代替技術を導入したことにより、今後使用する見込みがなくなった技術に関連する資産について、回収可能性が認められないため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。内訳は、機械及び装置5,264百万円、その他0百万円です。</p> <table border="1" data-bbox="946 792 1398 918"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都港区等</td> <td>液晶テレビ用部材製造</td> <td>権利金等</td> <td>2,294</td> </tr> </tbody> </table> <p>特定の液晶テレビ用部材について、製造中止の意思決定を行いました。関連資産については、回収可能性が認められないため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。内訳は、権利金1,733百万円、機械及び装置561百万円です。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	愛知県知多郡東浦町	有機ELディスプレイ開発	機械及び装置等	5,264	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都港区等	液晶テレビ用部材製造	権利金等	2,294
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																															
東京都品川区等	映像技術開発	権利金等	1,995																															
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																															
鹿児島県霧島市等	半導体製造	機械及び装置等	1,599																															
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																															
愛知県知多郡東浦町	有機ELディスプレイ開発	機械及び装置等	5,264																															
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																															
東京都港区等	液晶テレビ用部材製造	権利金等	2,294																															
8 前期損益修正損		<p>当社は、人員の最適化を図るため、社員の社外転進を支援する制度として、2009年2月16日から2009年5月15日までを募集期間とする早期退職支援制度を実施しました。同制度の実施に係る早期割増退職金として、最善の見積りにもとづき、制度全体の発生見込額14,032百万円を昨年度の特別損失に計上しましたが、最終の応募者数が見込みを上回った結果、早期割増退職金の確定額は23,240百万円となりました。これにともない、見込額と確定額との差額9,207百万円を前期損益修正損として当年度の特別損失に計上しています。</p>																																
9 事業撤退損		<p>当社は、2010年3月、お台場商業施設の運営から撤退しました。これにより当該施設の長期賃借契約を中途解約したことにもなう損失を、事業撤退損として当年度の特別損失に計上しています。</p>																																

摘要	2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)		2009年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)																																																																	
	10 自己株式の種類及び株式数に関する事項	<table border="1"> <tr> <th>自己株式の種類</th> <th>普通株式</th> </tr> <tr> <td>前期末株式数</td> <td>1,015,596株</td> </tr> <tr> <td>当期増加株式数</td> <td>87,015株</td> </tr> <tr> <td>当期減少株式数</td> <td>89,324株</td> </tr> <tr> <td>当期末株式数</td> <td>1,013,287株</td> </tr> </table> <p>(注) 普通株式の自己株式の増加87,015株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少89,324株は、単元未満株式の買増請求による売渡しと株式退職金の支給によるものです。</p>	自己株式の種類	普通株式	前期末株式数	1,015,596株	当期増加株式数	87,015株	当期減少株式数	89,324株	当期末株式数	1,013,287株	<table border="1"> <tr> <th>自己株式の種類</th> <th>普通株式</th> </tr> <tr> <td>前期末株式数</td> <td>1,013,287株</td> </tr> <tr> <td>当期増加株式数</td> <td>52,129株</td> </tr> <tr> <td>当期減少株式数</td> <td>25,760株</td> </tr> <tr> <td>当期末株式数</td> <td>1,039,656株</td> </tr> </table> <p>(注) 普通株式の自己株式の増加52,129株は、単元未満株式の買取りと株式買取請求によるものであり、減少25,760株は、単元未満株式の買増請求による売渡しと株式退職金の支給によるものです。</p>	自己株式の種類	普通株式	前期末株式数	1,013,287株	当期増加株式数	52,129株	当期減少株式数	25,760株	当期末株式数	1,039,656株																																													
自己株式の種類	普通株式																																																																			
前期末株式数	1,015,596株																																																																			
当期増加株式数	87,015株																																																																			
当期減少株式数	89,324株																																																																			
当期末株式数	1,013,287株																																																																			
自己株式の種類	普通株式																																																																			
前期末株式数	1,013,287株																																																																			
当期増加株式数	52,129株																																																																			
当期減少株式数	25,760株																																																																			
当期末株式数	1,039,656株																																																																			
11 配当に関する事項	<p>(1) 配当金支払額</p> <table border="1"> <tr> <th>決議</th> <th>2008年 5月14日 取締役会</th> <th>2008年10月29日 取締役会</th> </tr> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>12,542百万円</td> <td>30,104百万円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当額</td> <td>12円50銭</td> <td>30円00銭</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>2008年 3月31日</td> <td>2008年 9月30日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>2008年 6月 2日</td> <td>2008年12月 1日</td> </tr> </table> <p>(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの</p> <table border="1"> <tr> <th>決議</th> <th>2009年 5月13日 取締役会</th> </tr> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>12,544百万円</td> </tr> <tr> <td>配当の原資</td> <td>利益剰余金</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当額</td> <td>12円50銭</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>2009年 3月31日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>2009年 6月 2日</td> </tr> </table>		決議	2008年 5月14日 取締役会	2008年10月29日 取締役会	株式の種類	普通株式	普通株式	配当金の総額	12,542百万円	30,104百万円	1株当たり配当額	12円50銭	30円00銭	基準日	2008年 3月31日	2008年 9月30日	効力発生日	2008年 6月 2日	2008年12月 1日	決議	2009年 5月13日 取締役会	株式の種類	普通株式	配当金の総額	12,544百万円	配当の原資	利益剰余金	1株当たり配当額	12円50銭	基準日	2009年 3月31日	効力発生日	2009年 6月 2日	<p>(1) 配当金支払額</p> <table border="1"> <tr> <th>決議</th> <th>2009年 5月13日 取締役会</th> <th>2009年10月29日 取締役会</th> </tr> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>12,544百万円</td> <td>12,544百万円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当額</td> <td>12円50銭</td> <td>12円50銭</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>2009年 3月31日</td> <td>2009年 9月30日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>2009年 6月 2日</td> <td>2009年12月 1日</td> </tr> </table> <p>(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの</p> <table border="1"> <tr> <th>決議</th> <th>2010年 5月12日 取締役会</th> </tr> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額</td> <td>12,544百万円</td> </tr> <tr> <td>配当の原資</td> <td>利益剰余金</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当額</td> <td>12円50銭</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>2010年 3月31日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>2010年 6月 2日</td> </tr> </table>		決議	2009年 5月13日 取締役会	2009年10月29日 取締役会	株式の種類	普通株式	普通株式	配当金の総額	12,544百万円	12,544百万円	1株当たり配当額	12円50銭	12円50銭	基準日	2009年 3月31日	2009年 9月30日	効力発生日	2009年 6月 2日	2009年12月 1日	決議	2010年 5月12日 取締役会	株式の種類	普通株式	配当金の総額	12,544百万円	配当の原資	利益剰余金	1株当たり配当額	12円50銭	基準日	2010年 3月31日	効力発生日	2010年 6月 2日
決議	2008年 5月14日 取締役会	2008年10月29日 取締役会																																																																		
株式の種類	普通株式	普通株式																																																																		
配当金の総額	12,542百万円	30,104百万円																																																																		
1株当たり配当額	12円50銭	30円00銭																																																																		
基準日	2008年 3月31日	2008年 9月30日																																																																		
効力発生日	2008年 6月 2日	2008年12月 1日																																																																		
決議	2009年 5月13日 取締役会																																																																			
株式の種類	普通株式																																																																			
配当金の総額	12,544百万円																																																																			
配当の原資	利益剰余金																																																																			
1株当たり配当額	12円50銭																																																																			
基準日	2009年 3月31日																																																																			
効力発生日	2009年 6月 2日																																																																			
決議	2009年 5月13日 取締役会	2009年10月29日 取締役会																																																																		
株式の種類	普通株式	普通株式																																																																		
配当金の総額	12,544百万円	12,544百万円																																																																		
1株当たり配当額	12円50銭	12円50銭																																																																		
基準日	2009年 3月31日	2009年 9月30日																																																																		
効力発生日	2009年 6月 2日	2009年12月 1日																																																																		
決議	2010年 5月12日 取締役会																																																																			
株式の種類	普通株式																																																																			
配当金の総額	12,544百万円																																																																			
配当の原資	利益剰余金																																																																			
1株当たり配当額	12円50銭																																																																			
基準日	2010年 3月31日																																																																			
効力発生日	2010年 6月 2日																																																																			

リース取引関係

2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	2009年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)												
<p>1 ファイナンス・リース取引(借主側)            所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>1. 有形固定資産            主として、パーソナルコンピューター等の電子機器            (工具、器具及び備品)です。</p> <p>2. 無形固定資産            ソフトウェアです。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法            重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」            に記載のとおりです。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引            オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの            に係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">8,896 百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">13,190 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22,086 百万円</td> </tr> </table>	1年内	8,896 百万円	1年超	13,190 百万円	合 計	22,086 百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引(借主側)            所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>1. 有形固定資産            同左</p> <p>2. 無形固定資産            同左</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法            同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引            オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの            に係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">7,936 百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5,109 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,046 百万円</td> </tr> </table>	1年内	7,936 百万円	1年超	5,109 百万円	合 計	13,046 百万円
1年内	8,896 百万円												
1年超	13,190 百万円												
合 計	22,086 百万円												
1年内	7,936 百万円												
1年超	5,109 百万円												
合 計	13,046 百万円												

有価証券関係

2008年度（2009年3月31日現在）  
 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	121,759	364,860	243,100
関連会社株式	344	559	214
合計	122,104	365,419	243,315

2009年度（2010年3月31日現在）  
 子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	121,759	427,758	305,998
合計	121,759	427,758	305,998

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	1,773,771
関連会社株式	36,311

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

税効果会計関係

2008年度 (2009年3月31日現在)	2009年度 (2010年3月31日現在)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>(1) 流動資産</p> <p>繰延税金資産</p> <p>未払費用 22,252百万円</p> <p>賞与引当金 7,991百万円</p> <p>その他 6,440百万円</p> <p>繰延税金資産小計 36,684百万円</p> <p>評価性引当金 9,733百万円</p> <p>繰延税金資産合計 26,950百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>未収事業税 4,354百万円</p> <p>その他 13百万円</p> <p>繰延税金負債合計 4,367百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 22,583百万円</p> <p>(2) 固定資産</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 42,332百万円</p> <p>関係会社株式等 37,299百万円</p> <p>退職給付引当金 37,242百万円</p> <p>その他 17,377百万円</p> <p>繰延税金資産小計 134,252百万円</p> <p>評価性引当金 68,218百万円</p> <p>繰延税金資産合計 66,034百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定資産圧縮特別勘定積立金 13,984百万円</p> <p>買換資産圧縮積立金 7,025百万円</p> <p>その他 1,651百万円</p> <p>繰延税金負債合計 22,662百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 43,372百万円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>(1) 流動資産</p> <p>繰延税金資産</p> <p>未払費用 13,591百万円</p> <p>賞与引当金 8,844百万円</p> <p>その他 5,444百万円</p> <p>繰延税金資産小計 27,881百万円</p> <p>評価性引当金 2,947百万円</p> <p>繰延税金資産合計 24,933百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他 116百万円</p> <p>繰延税金負債合計 116百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 24,817百万円</p> <p>(2) 固定資産</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 84,643百万円</p> <p>退職給付引当金 36,365百万円</p> <p>関係会社株式等 36,247百万円</p> <p>その他 16,826百万円</p> <p>繰延税金資産小計 174,083百万円</p> <p>評価性引当金 83,798百万円</p> <p>繰延税金資産合計 90,284百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定資産圧縮特別勘定積立金 11,820百万円</p> <p>買換資産圧縮積立金 5,558百万円</p> <p>その他 134百万円</p> <p>繰延税金負債合計 17,513百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 72,771百万円</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因</p> <p>税引前当期純損失のため記載を省略しています。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因</p> <p>同左</p>

企業結合等関係

<p>2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)</p>	<p>2009年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)</p>
	<p>(共通支配下の取引等)</p> <p>(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容            事業の名称 国内放送事業の統括・出資            事業の内容 放送番組・映画等の制作・放送・配給及びこれら営業を行うものに対する投資とこれらに関連する情報の提供等</p> <p>2. 企業結合の法的形式            当社を存続会社、株式会社ソニー・放送メディア(当社の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併</p> <p>3. 結合後企業の名称            ソニー株式会社</p> <p>4. 取引の目的を含む取引の概要            当社は、株式会社ソニー・放送メディアが保有する放送関連事業者の株式を直接保有、管理すること等を通じ、より一層効率的な業務運営を行うことを目的として、2009年11月1日付で、当社の100%出資子会社である株式会社ソニー・放送メディアを吸収合併しました。</p> <p>(2) 実施した会計処理の概要            「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会2003年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2007年11月15日)にもとづき、共通支配下の取引として会計処理しています。            これにより、当社が株式会社ソニー・放送メディアから受入れた資産と負債の差額のうち株主資本の額と当社が合併直前に保有していた子会社株式の適正な帳簿価額との差額を、「抱合せ株式消滅差損」として特別損失に6,130百万円計上しています。</p>





重要な後発事象

<p>2008年度 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日)</p>	<p>2009年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月31日)</p>
<p>1 当社は、急激に変化する世界経済情勢に対処すべく、収益性の改善と将来に向けた成長を推進しています。この一環として、人員の最適化を図るため、社員の社外転進を支援する制度として、2009年2月16日から2009年5月15日までを募集期間とする早期退職支援制度を当社において実施しました。</p> <p>同制度の実施に係る早期割増退職金として、最善の見積りにもとづき、制度全体の発生見込額14,032百万円を特別損失に計上しましたが、最終の応募者数が見込みを上回った結果、早期割増退職金の確定額は23,240百万円となりました。これにともない、翌期に見込額と確定額との差額9,207百万円の追加計上が発生します。</p> <p>2 当社は、2009年6月16日、取締役会から委任された当社代表執行役の2009年3月26日の決定にもとづいて、3種類の普通社債（総額2,200億円）を発行しました。その概要は以下のとおりです。</p> <p>(1) 第24回無担保社債</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社債総額 金600億円</li> <li>2. 各社債の金額 金1億円</li> <li>3. 発行価格 各社債の金額100円につき金100円</li> <li>4. 利率 年0.945%</li> <li>5. 発行日 2009年6月16日</li> <li>6. 償還の方法及び期限 本社債の元金は2012年6月20日に各社債の金額100円につき金100円で償還する。 本社債の買入消却は発行日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。</li> <li>7. 募集の方法 日本国内における一般募集</li> <li>8. 担保 本社債には物上担保権又は保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。</li> <li>9. 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている。</li> <li>10. 資金の用途 社債償還資金及びコマーシャルペーパー償還資金</li> </ol> <p>(2) 第25回無担保社債</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社債総額 金1,100億円</li> <li>2. 各社債の金額 金1億円</li> <li>3. 発行価格 各社債の金額100円につき金100円</li> <li>4. 利率 年1.298%</li> <li>5. 発行日 2009年6月16日</li> <li>6. 償還の方法及び期限 本社債の元金は2014年6月20日に各社債の金額100円につき金100円で償還する。 本社債の買入消却は発行日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。</li> <li>7. 募集の方法 日本国内における一般募集</li> </ol>	<p>(共通支配下の取引等)</p> <p>(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容 結合企業（吸収合併存続会社） 結合企業の名称 ソニー株式会社 事業の内容 電子・電気機械器具の製造、販売 被結合企業（吸収合併消滅会社） 被結合企業の名称 株式会社SNEプラットフォーム（以下「SNEP」） 事業の内容 ネットワーク事業に関するプラットフォームやサービスの企画・開発・運用事業</li> <li>2. 企業結合の法的形式 当社を存続会社、SNEPを消滅会社とする吸収合併</li> <li>3. 結合後企業の名称 ソニー株式会社</li> <li>4. 取引の目的を含む取引の概要 当社は、2010年4月1日付で以下の組織再編を行いました。 当社100%子会社である株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントにつき、商号を株式会社SNEプラットフォームに変更した上で、主に家庭用/携帯用ゲーム機及びソフトウェアの企画・開発・製造・販売事業を新設分割の方法により設立した新会社（商号を株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントとする）に承継しました。 SNEP（主にネットワーク事業に関するプラットフォームやサービスの企画・開発・運用事業に従事）を当社が吸収合併しました。 本組織再編の目的は、ソニーグループ内のネットワークサービスに関する組織再編の一環として、ソニー株式会社及び株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントのネットワークサービス関連事業の一部につき集約することにより、効率的な業務運営をめざすと共に、一層の強化を図るためのものです。</li> </ol> <p>(2) 実施する会計処理の概要</p> <p>「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会2008年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2008年12月26日）にもとづき、共通支配下の取引として処理します。これにより、当社がSNEPから受け入れた資産と負債の差額のうち株主資本の額と当社が合併直前に保有していた子会社株式の適正な帳簿価額との差額を、2010年度において抱合せ株式消滅差損として計上する予定です。</p>

2008年度 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日)	2009年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日)
<p>8. 担保            本社債には物上担保権又は保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。</p> <p>9. 財務上の特約            「担保提供制限条項」が付されている。</p> <p>10. 資金の使途            社債償還資金及びコマーシャルペーパー償還資金</p> <p>(3) 第26回無担保社債</p> <p>1. 社債総額 金500億円</p> <p>2. 各社債の金額 金1億円</p> <p>3. 発行価格 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>4. 利率 年2.068%</p> <p>5. 発行日 2009年6月16日</p> <p>6. 償還の方法及び期限            本社債の元金は2019年6月20日に各社債の金額100円につき金100円で償還する。            本社債の買入消却は発行日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>7. 募集の方法 日本国内における一般募集</p> <p>8. 担保            本社債には物上担保権又は保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。</p> <p>9. 財務上の特約            「担保提供制限条項」が付されている。</p> <p>10. 資金の使途            社債償還資金及びコマーシャルペーパー償還資金</p>	

【附属明細表】  
【有価証券明細表】

有価証券 (その他 有価証券)	譲渡性預金	銘柄	券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
			シティバンク銀行(株)	25,000	25,000
			(株)みずほコーポレート銀行	15,000	15,000
		計	40,000	40,000	
有価証券 (その他 有価証券)	証券投資信 託受益証券	銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)	
			キャッシュ・リザーブ・ファンド 1 銘柄	4,000,565,586	4,000
			計	4,000,565,586	4,000
		有価証券(その他有価証券)合計	-	44,000	

投資 有価証券 (その他 有価証券)	株式	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
			(株)スカパーJSATホールディングス	283,058	11,378
			シャープディスプレイプロダクト(株)	200,000	10,000
			マネックスグループ(株)	117,235	5,392
			(株)半導体エネルギー研究所	1,000,000	3,500
			(株)毎日放送	1,172,490	1,524
			(株)UKCホールディングス	916,020	1,145
			フリービット(株)	2,469	932
			(株)NTTぷらら	9,000	450
			FDKエナジー(株)	800	400
			(株)ピーエスフジ	22,500	341
		その他 80銘柄	3,256,583	3,590	
		計	6,980,155	38,655	
出資金	銘柄	出資口数 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)		
			投資事業組合に対する出資 3 銘柄	6	72
		計	6	72	
	投資有価証券(その他有価証券)合計	-	38,727		

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期 償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物 *1 *3	204,518	2,151	9,623 (255) {4}	197,046	128,708	6,501	68,338
構築物	10,647	339	21	10,965	7,615	312	3,350
機械及び装置 *1 *2 *3	142,005	26,607	42,736 (6,295) {22}	125,877	100,211	13,667	25,666
車両運搬具	62	48	5	105	64	17	40
工具、器具及び備品 *1 *3	79,064	3,317	11,219 (12) {14}	71,162	58,528	5,719	12,634
土地	27,186	-	62	27,123	-	-	27,123
リース資産	2,739	227	1,220	1,746	1,124	707	621
建設仮勘定 *1 *3	11,168	30,004	22,396 (0) {0}	18,775	-	-	18,775
有形固定資産計 *1 *3	477,393	62,696	87,285 (6,564) {41}	452,804	296,252	26,925	156,551
無形固定資産							
特許権	6,103	142	209	6,035	2,028	774	4,006
借地権	1,568	-	-	1,568	-	-	1,568
ソフトウェア *1 *3	64,767	30,730	27,610 (85) {0}	67,887	29,595	18,881	38,292
リース資産	138	27	40	124	64	26	60
その他 *1	110,436	26,635	18,825 (2,204)	118,247	62,681	18,052	55,565
無形固定資産計 *1 *3	183,014	57,535	46,686 (2,290) {0}	193,863	94,369	37,735	99,494
長期前払費用	1,886	804	576	2,114	313	439	1,801

(注) \*1 当期減少額のうち( )内の金額は、減損損失の計上額の内書です。

\*2 当期減少額の主なもの、次のとおりです。

機械及び装置 半導体製造設備除売却 21,138百万円  
フラットパネルディスプレイ製造設備除売却 11,081百万円

\*3 当期減少額のうち{ }内の金額は、法人税法の適用を受けて取得価額から控除している圧縮記帳額の内書で、その内訳は次のとおりです。

国庫補助金等によるもの 42百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 *1	3,920	3,315	65	399	6,770
賞与引当金	19,693	22,310	19,693	-	22,310
製品保証引当金	6,270	6,220	6,270	-	6,220
役員退職慰労引当金	73	-	15	-	57
パソコン回収再資源化引当 金 *2	6,964	1,063	20	1,774	6,233

(注) \*1 当期減少額(その他)は、対象となる債権の減少及び回収等にもなう取崩しによるものです。

\*2 当期減少額(その他)は、見積りの変更にもなう取崩しによるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2010年3月31日現在)

現金及び預金

区分		金額 (百万円)
現金		2
銀行預金	定期預金	220,000
	当座預金	6,478
	普通預金	22
	小計	226,501
計		226,503

受取手形

主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
ダイトエレクトロン(株)	125	盛岡セイコー工業(株)	71
太平洋精工(株)	94	菱華産業(株)	62
東通産業(株)	71	その他	281
		計	708

決済期日別内訳

期日	2010年4月	5月	6月	7月	8月	計
金額(百万円)	272	322	94	13	6	708

売掛金

主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
Sony Electronics Inc.	115,102	Sony United Kingdom Ltd.	35,786
ソニーマーケティング(株)	71,056	Sony Europe (Belgium)N.V.	32,036
Sony Electronics Asia Pacific Pte.Ltd.	47,953	その他	192,758
		計	494,694

当期における発生及び回収ならびに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留日数 (日)
352,945	2,971,552	2,829,803	494,694	85	52

たな卸資産

部門	製品 (百万円)	原材料 (百万円)	仕掛品 (百万円)	貯蔵品 (百万円)	計 (百万円)
テレビ	0	6	523	1	531
デジタルイメージング	-	0	172	22	195
オーディオ・ビデオ	-	-	1,640	7	1,648
半導体	-	0	2,316	538	2,855

部 門	製品 (百万円)	原材料 (百万円)	仕掛品 (百万円)	貯蔵品 (百万円)	計 (百万円)
コンポーネント	0	104	187	64	356
PC・その他 ネットワークビジネス	1,904	-	1,095	172	3,172
B2B&ディスク製造	7	10	796	48	862
その他	2	129	1,441	216	1,788
計	1,915	251	8,174	1,070	11,411

関係会社株式  
主な会社別内訳

関係会社	金額 (百万円)	関係会社	金額 (百万円)
Sony Americas Holding Inc.	1,485,146	ソニーモバイルディスプレイ(株)	69,799
ソニーフィナンシャルホールディングス(株)	115,820	Sony Ericsson Mobile Communications AB	32,392
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント	87,045	その他	141,638
		計	1,931,842

関係会社長期貸付金  
主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
Sony Global Treasury Services Plc.	563,040
(株)ソニーファイナンスインターナショナル	8,000
計	571,040

支払手形  
主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
(株)ADEKA	73	ウチダスペクトラム(株)	46
(株)日建設計	63	(株)パルテック	37
ジーエスアイ・グループ・ジャパン(株)	61	その他	451
		計	733

期日別内訳

期日	2010年4月	5月	6月	7月	計
金額(百万円)	270	179	175	108	733

買掛金  
主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
ソニーイーエムシーエス(株)	293,214	ソニーセミコンダクタ九州(株)	27,977
Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.	30,262	Sony EMCS (Malaysia) Sdn.Bhd.	21,440
ソニーエナジー・デバイス(株)	28,884	その他	48,107

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
		計	449,887

社債  
銘柄別内訳

銘柄	発行年月日	金額(百万円)
2010年満期変動利付 第8回2号無担保普通社債	2000年7月26日	(4,900)
2010年満期2.04%利付 第9回無担保普通社債	2000年9月13日	(49,998)
2011年満期1.52%利付 第12回無担保普通社債	2001年9月17日	49,999
2010年満期0.8%利付 第15回無担保普通社債	2005年9月8日	(49,999)
2012年満期1.16%利付 第16回無担保普通社債	2005年9月8日	39,993
2015年満期1.57%利付 第17回無担保普通社債	2005年9月8日	29,988
2013年満期1.52%利付 第19回無担保普通社債	2006年2月28日	34,998
2015年満期1.75%利付 第20回無担保普通社債	2006年2月28日	24,995
2011年満期1.165%利付 第21回無担保普通社債	2008年12月25日	10,500
2013年満期1.403%利付 第22回無担保普通社債	2008年12月25日	10,700
2018年満期2.004%利付 第23回無担保普通社債	2008年12月25日	16,300
2012年満期0.945%利付 第24回無担保普通社債	2009年6月16日	60,000
2014年満期1.298%利付 第25回無担保普通社債	2009年6月16日	110,000
2019年満期2.068%利付 第26回無担保普通社債	2009年6月16日	50,000
計		437,475 (104,897)

(注) ( )内の金額は、「1年内償還予定の社債」で、外書です。



長期借入金  
主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
第3回シンジケートローン (株)日本政策金融公庫	162,500 93,040
第2回シンジケートローン 三菱UFJ信託銀行(株) 住友信託銀行(株)	78,000 30,000 20,000
計	383,540

(注) 第3回シンジケートローンは、(株)三井住友銀行を幹事とする60社の協調融資によるものです。  
第2回シンジケートローンは、(株)三菱東京UFJ銀行を幹事とする27社の協調融資によるものです。

(3)【その他】  
該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り又は買増し 取扱場所 株主名簿管理人 手数料	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/pn/">http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/pn/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書

事業年度（2008年度）（自 2008年4月1日 至 2009年3月31日）

2009年6月19日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

2009年6月19日 関東財務局長に提出

(3) 発行登録書（社債）及びその添付書類

2009年6月24日 関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

事業年度（2009年度第1四半期）（自 2009年4月1日 至 2009年6月30日）

2009年8月12日 関東財務局長に提出

(5) 訂正発行登録書（社債）

2009年8月12日 関東財務局長に提出

(6) 四半期報告書及び確認書

事業年度（2009年度第2四半期）（自 2009年7月1日 至 2009年9月30日）

2009年11月13日 関東財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書（社債）

2009年11月13日 関東財務局長に提出

(8) 臨時報告書

2009年11月20日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号（有価証券の募集が本邦以外の地域において開始された場合）にもとづく臨時報告書です。

(9) 有価証券届出書（普通株式新株予約権証券）及びその添付書類

2009年11月20日 関東財務局長に提出

普通株式新株予約権証券は当社第18回普通株式新株予約権として発行したものです。

(10) 有価証券届出書（普通株式新株予約権証券）及びその添付書類

2009年11月20日 関東財務局長に提出

普通株式新株予約権証券は当社第19回普通株式新株予約権として発行したものです。

(11) 訂正発行登録書（社債）

2009年11月20日 関東財務局長に提出

(12) 臨時報告書の訂正報告書

2009年12月9日 関東財務局長に提出

2009年11月20日に提出した臨時報告書にかかる訂正届出書です。

(13)有価証券届出書の訂正届出書

2009年12月9日 関東財務局長に提出

2009年11月20日に提出した上記(9)の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。

(14)有価証券届出書の訂正届出書

2009年12月9日 関東財務局長に提出

2009年11月20日に提出した上記(10)の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。

(15)訂正発行登録書(社債)

2009年12月9日 関東財務局長に提出

(16)四半期報告書及び確認書

事業年度(2009年度第3四半期)(自2009年10月1日至2009年12月31日)

2010年2月12日 関東財務局長に提出

(17)訂正発行登録書(社債)

2010年2月12日 関東財務局長に提出

(18)臨時報告書

2010年6月22日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の2(提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合)にもとづく臨時報告書です。

(19)訂正発行登録書(社債)

2010年6月22日 関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2010年6月24日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員                      公認会計士                      中村 明彦  
業務執行社員

指 定 社 員                      公認会計士                      関根 愛子  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2008年4月1日から2009年3月31日までの2008年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結資本変動表及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記1及び3参照）に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2009年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 連結財務諸表注記3「主要な会計方針の要約」(2)新規に適用された会計原則に記載のとおり、会社は2009年度より、連結財務諸表における非支配持分に関する新規会計基準を適用している。この基準の表示に関する規定は遡及的に適用され、2008年度の連結財務諸表を組替再表示している。
2. 連結財務諸表注記28「セグメント情報」に記載のとおり、会社は2009年度より、ビジネスセグメント区分の変更を行い、これに伴い2008年度のビジネスセグメント区分を2009年度の区分に合わせて修正再表示している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づき、ソニー株式会社の2009年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して統合監査を行った。米国公開企業会計監視委員会の基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し、実施することを求めている。統合監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する検証と評価、並びに当監査法人が状況に応じて必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、統合監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る内部統制は、(1) 会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成するために必要な取引の記録が行われていること及び会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用又は処分を防止又は適時に発見することに関する合理的な保証を提供する方針及び手続を含んでいる。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は、虚偽記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不適切となるリスク、もしくは方針や手続の遵守の程度が低下するリスクが伴う。

当監査法人は、ソニー株式会社は、米国トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づき、すべての重要な点において、2009年3月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

#### 追記情報

1. 会社は、基準日(2009年3月31日)における財務報告に係る内部統制の有効性の評価対象から、2008年10月1日付にて完全子会社となったSony Music Entertainmentの財務報告に係る内部統制の評価を除外した。

Sony Music Entertainmentは、会社の2008年4月1日から2009年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表において、2008年10月1日から2009年3月31日の期間につき、1,693億円の売り上げを計上し、また3,649億円の総資産が2009年3月31日現在の連結貸借対照表に含まれている。

2. 当監査法人は米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下の通りである。

- (1) . 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、独立監査人は経営者が作成した内部統制報告書に対する意見表明を行う。
- (2) . 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、内部統制の有効性の判断規準として、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みが用いられる。

- (3) . 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、財務報告に係る内部統制には、有価証券報告書提出会社の個別財務諸表に係る内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る内部統制が含まれ、これには持分法適用会社の内部統制も含まれる。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2010年6月24日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員      公認会計士      中村 明彦  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士      関根 愛子  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2009年4月1日から2010年3月31日までの2009年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結資本変動表及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記1及び3参照）に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2010年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 連結財務諸表注記3「主要な会計方針の要約」(2)新規に適用された会計原則に記載のとおり、会社は2009年度より、連結財務諸表における非支配持分に関する新規会計基準を適用している。この基準の表示に関する規定は遡及的に適用され、2008年度の連結財務諸表を組替再表示している。
2. 連結財務諸表注記28「セグメント情報」に記載のとおり、会社は2009年度より、ビジネスセグメント区分の変更を行い、これに伴い2008年度のビジネスセグメント区分を2009年度の区分に合わせて修正再表示している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づき、ソニー株式会社の2010年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して統合監査を行った。米国公開企業会計監視委員会の基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し、実施することを求めている。統合監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する検証と評価、並びに当監査法人が状況に応じて必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、統合監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る内部統制は、(1) 会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成するために必要な取引の記録が行われていること及び会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用又は処分を防止又は適時に発見することに関する合理的な保証を提供する方針及び手続を含んでいる。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は、虚偽記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不適切となるリスク、もしくは方針や手続の遵守の程度が低下するリスクが伴う。

当監査法人は、ソニー株式会社は、米国トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づき、すべての重要な点において、2010年3月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

#### 追記情報

当監査法人は米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下の通りである。

1. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、独立監査人は経営者が作成した内部統制報告書に対する意見表明を行う。
2. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、内部統制の有効性の判断規準として、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みが用いられる。
3. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、財務報告に係る内部統制には、有価証券報告書提出会社の個別財務諸表に係る内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る内部統制が含まれ、これには持分法適用会社の内部統制も含まれる。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

2009年6月16日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員      公認会計士      中村 明彦  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士      関根 愛子  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2008年4月1日から2009年3月31日までの2008年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社の2009年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- 1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は早期退職支援制度の実施に係る早期割増退職金が見込みを上回った結果、翌期に見込額と確定額の差額を追加計上する。
- 2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2009年6月16日に第24回無担保社債、第25回無担保社債および第26回無担保社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2010年6月24日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員      公認会計士      中村 明彦  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士      関根 愛子  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2009年4月1日から2010年3月31日までの2009年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社の2010年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2010年4月1日付で100%子会社である株式会社SNEプラットフォームを吸収合併している。これに伴い2010年度において抱合せ株式消滅差損を計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。